

# 平成 26 年度（2014 年度） 自己点検・評価報告書



人をつくり、時代を拓く。

東 岡 大 学



## 目次

序 章.....	1
第1章 理念・目的.....	3
1. 現状の説明.....	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。.....	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。.....	13
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。.....	17
2. 点検・評価.....	20
(1) 効果が上がっている事項.....	20
(2) 改善すべき事項.....	20
3. 将来に向けた発展方策.....	20
(1) 効果が上がっている事項.....	20
(2) 改善すべき事項.....	20
4. 根拠資料.....	20
第2章 教育研究組織.....	24
1. 現状の説明.....	24
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。.....	24
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。.....	33
2. 点検・評価.....	33
(1) 改善すべき事項.....	33
3. 将来に向けた発展方策.....	33
(1) 改善すべき事項.....	33
4. 根拠資料.....	33
第3章 教員・教員組織.....	35
1. 現状の説明.....	35
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。...35	35
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。.....	40
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。.....	46
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。.....	52
2. 点検・評価.....	56
(1) 効果が上がっている事項.....	57

(2) 改善すべき事項 .....	60
3. 将来に向けた発展方策 .....	62
(1) 効果が上がっている事項 .....	62
(2) 改善すべき事項 .....	64
4. 根拠資料 .....	67
第4章 教育内容・方法・成果 .....	71
4-1 教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針 .....	71
1. 現状の説明 .....	71
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。 .....	71
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。 .....	80
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員 および学生等）に周知され、社会に公表されているか。 .....	91
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的 に検証を行っているか。 .....	95
2. 点検・評価 .....	98
(1) 改善すべき事項 .....	98
3. 将来に向けた発展方策 .....	98
(1) 改善すべき事項 .....	98
4. 根拠資料 .....	98
4-2 教育課程・教育内容 .....	103
1. 現状の説明 .....	103
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的 に編成しているか。 .....	103
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している か。 .....	112
2. 点検・評価 .....	120
(1) 効果が上がっている事項 .....	120
(2) 改善すべき事項 .....	124
3. 将来に向けた発展方策 .....	126
(1) 効果が上がっている事項 .....	126
(2) 改善すべき事項 .....	129
4. 根拠資料 .....	131
4-3 教育方法 .....	134
1. 現状の説明 .....	134
(1) 教育方法および学習指導は適切か。 .....	134
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。 .....	144
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。 .....	149

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。 .....	154
2. 点検・評価.....	158
(1) 効果が上がっている事項 .....	159
(2) 改善すべき事項 .....	162
3. 将来に向けた発展方策 .....	165
(1) 効果が上がっている事項 .....	165
(2) 改善すべき事項 .....	167
4. 根拠資料 .....	170
4-4 成果.....	175
1. 現状の説明.....	175
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。 .....	175
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。 .....	182
2. 点検・評価.....	186
(1) 効果が上がっている事項 .....	187
(2) 改善すべき事項 .....	190
3. 将来に向けた発展方策 .....	193
(1) 効果が上がっている事項 .....	193
(2) 改善すべき事項 .....	195
4. 根拠資料 .....	197
第5章 学生の受け入れ.....	201
1. 現状の説明.....	201
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。 .....	201
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。 .....	210
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 .....	217
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。 .....	222
2. 点検・評価.....	225
(1) 改善すべき事項 .....	226
3. 将来に向けた発展方策 .....	226
(1) 改善すべき事項 .....	226
4. 根拠資料 .....	226

第6章 学生支援.....	231
1. 現状の説明.....	231
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。.....	231
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。.....	236
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。.....	243
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。.....	248
2. 点検・評価.....	252
(1) 効果が上がっている事項.....	252
(2) 改善すべき事項.....	253
3. 将来に向けた発展方策.....	253
(1) 効果が上がっている事項.....	253
(2) 改善すべき事項.....	254
4. 根拠資料.....	254
第7章 教育研究等環境.....	257
1. 現状の説明.....	257
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。.....	257
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。.....	260
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。.....	261
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。.....	263
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。.....	265
2. 点検・評価.....	266
(1) 効果が上がっている事項.....	266
(2) 改善すべき事項.....	266
3. 将来に向けた発展方策.....	267
(1) 効果が上がっている事項.....	267
(2) 改善すべき事項.....	267
4. 根拠資料.....	267
第8章 社会連携・社会貢献.....	270
1. 現状の説明.....	270
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。.....	270
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。.....	272
2. 点検・評価.....	280
(1) 効果が上がっている事項.....	280
(2) 改善すべき事項.....	280
3. 将来に向けた発展方策.....	281
(1) 効果が上がっている事項.....	281
(2) 改善すべき事項.....	281

4. 根拠資料 .....	282
第9章 管理運営・財務 .....	285
9-1 管理運営 .....	285
1. 現状の説明 .....	285
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 ....	285
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。 .....	286
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。 .....	287
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。 .....	288
2. 点検・評価 .....	288
(1) 効果が上がっている事項 .....	288
(2) 改善すべき事項 .....	288
3. 将来に向けた発展方策 .....	288
(1) 効果が上がっている事項 .....	288
(2) 改善すべき事項 .....	288
4. 根拠資料 .....	289
9-2 財務 .....	290
1. 現状の説明 .....	290
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 .....	290
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。 .....	291
2. 点検・評価 .....	292
(1) 効果が上がっている事項 .....	292
(2) 改善すべき事項 .....	292
3. 将来に向けた発展方策 .....	293
(1) 効果が上がっている事項 .....	293
(2) 改善すべき事項 .....	293
4. 根拠資料 .....	293
第10章 内部質保証 .....	295
1. 現状の説明 .....	295
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。 .....	295
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。 .....	296
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。 .....	299
2. 点検・評価 .....	305
(1) 効果が上がっている事項 .....	306

(2) 改善すべき事項 .....	306
3. 将来に向けた発展方策 .....	306
(1) 効果が上がっている事項 .....	306
(2) 改善すべき事項 .....	306
4. 根拠資料 .....	306
終 章 .....	308

# 序 章

## 1. はじめに

昭和 9（1934）年に福岡高等商業学校として創立された本学は、昭和 24（1949）年に新制大学として昇格し福岡商科大学となり、その後、昭和 31（1956）年に福岡大学と改称した。昭和 30 年代から 40 年代にかけ、学部の拡充が図られ、現在では 9 学部 31 学科、10 研究科 34 専攻を有し、地域社会の中で大きな存在感を有する、教育・研究・医療の高度機能が集積する総合大学として社会的な役割を果たしている。

このような歴史的背景において、本学は、「建学の精神」にもとづいた全人教育を目標として、「教育研究の理念」に掲げる三つの共存をはかることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを使命としている。この使命にもとづき、社会から信頼される人材を育成すべく、学問研究を通じて教えるものと学ぶものとの人格的な交流を図る等、様々な活動を行っている。

このように、使命を達成すべく活動がなされているわけであるが、個々の活動について、その水準に問題は無いのか、あるいは更なる質の向上を目指すためには何が必要なのかといったことについて、大学自ら点検・評価し、改善に向けた取り組みを進めていくことは、使命達成のプロセスにおいて欠くことのできないものであると考えており、本学でも自己点検・評価活動に積極的に取り組んでいる。

## 2. 自己点検・評価の取り組み

前回の認証評価受審では、本学の自己点検・評価規程に定めた手続きに従って、自己点検・評価の作業を進め、平成 20 年に大学基準協会から大学基準適合の認定を受けた。大学基準適合の認定と共に指摘がなされた助言（26 項目）と改善勧告（1 項目）については、指摘を真摯にとらえ取り組みを進め、平成 24（2012）年 7 月には大学基準協会へ「認証評価結果に関する改善報告書」を提出し、大学基準協会からも意欲的に改善活動に取り組んでいるとのコメントを頂いた。ただし、取り組みの成果が十分に表れておらず、引き続き一層の努力が望まれると指摘されている事項もあったため、自己点検・評価運営委員会（平成 25 年 7 月 12 日開催）において審議を行い、改善状況については、今後の自己点検・評価の中で確認していくことが了承された。

一方、自己点検・評価全般については、平成 20（2008）年に大学基準協会へ提出した報告書の中で、「点検・評価を踏まえた改善・改革への理解・取り組みが必ずしも全構成員に周知徹底されておらず、点検・評価制度の充実が必要である」との判断を行っていた。この点検・評価結果にもとづき、制度の充実に向け、自己点検・評価運営委員会で審議を重ね、新たな自己点検・評価制度を構築し、平成 26（2014）年度から新制度にもとづいた活動を実施することとなった。

## 3. 自己点検・評価の体制

本学では、「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」において、自己点検・評価を「学校法人福岡大学の教育・研究・医療に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、本法人

## 序 章

の設置する学校の諸活動について、恒常的に自ら行う点検及び評価」と位置付けている。具体的な活動を行うために必要となる組織として、①自己点検・評価推進会議（以下、「評価推進会議」）、②自己点検・評価委員会（以下、「評価委員会」）、③部局別自己点検・評価実施委員会（以下、「部局別実施委員会」）、④学校法人福岡大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」）を設置し、活動に取り組んでいる。

これらの体制にもとづき実施された自己点検・評価の結果については、「学長及び本法人の組織又は事務部の長は、自己点検・評価推進会議から報告された自己点検・評価の結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。」とされており、各部門において改善活動が実施されることとなる。

また、体制を充実させるとともに、学内構成員の自己点検・評価に対する意識を高めるため、平成 26（2014）年 2 月には、大学基準協会から講師を招き、全教職員を対象にした説明会を実施した。説明会は 2 部構成とし、①自己点検・評価、認証評価の目的やその概要、②自己点検・評価報告書を作成する際の留意点等というテーマで実施した。あわせて、平成 26（2014）年 4 月の学報では、新たに構築した体制について詳細な説明を行い、構成員の意識向上に努めている。

### 4. 今後に向けて

平成 26（2014）年 7 月に、「福岡大学ビジョン 2014－2023」を策定した。これは、本学の進むべき方向性を明示したもので、今後の本学の施策や戦略を講じる際の重要な指針となるものである。本学は、このビジョンを拠り所として使命や職務の遂行にあたっていくが、ビジョンの達成に向け取り組んでいく過程においても、自己点検・評価を十分に機能させ、個々の取り組みの確認や質の向上を目指していく。

# 第1章 理念・目的

## 1. 現状の説明

### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### 大学全体

##### 建学の精神

福岡大学の母体となった福岡高等商業学校は昭和9（1934）年、「商業上須要ナル高等教育ヲ施シ併セテ人格ヲ陶冶シ国体観念ヲ涵養スル」ことを目的として創設された。ここに、商業分野における専門能力と高い人格を兼備した職業人の育成という学校設立当初の理念と目的が明確に示されている（根拠資料 1-1 p. 5）。

その後、学部、研究科を充実していく中で、構成員相互間のアイデンティティーを確立するために建学の精神の明確化を図っていった。建学の精神の一部は、すでに学校創立期に目標として掲げていたものであったが、大学昇格以後歴代の理事長および学長が折に触れて表明してきたものを、昭和42（1967）年の入学式で「思想堅実、穩健中正、質実剛健、積極進取」の四つの語句にまとめたものが現在の福岡大学の建学の精神である。この精神は、特に「大学紛争時代」に強調されるようになり、昭和59（1984）年の本学創立50周年を機に建てられた文系センター棟中庭の石碑にその語句が彫り込まれ、その精神は今に伝えられている。

また、建学の精神について、分かりやすい言葉で改めて解説を行っており、現在では本学の公式ホームページ上において次のとおり建学の精神を説明している（根拠資料 1-2）。

「福岡大学の建学の精神は、時代や社会の変動・変遷にかかわらず常に一貫して存在価値を高め現在にいたっています。建学の精神としてかかげている「思想堅実」「穩健中正」「質実剛健」「積極進取」のそれぞれの精神は、人格形成のうえで一体となって本学教育の基本理念となっています。」

思想堅実 考え方がすぐれており、独断や偏見に走らず一貫性を持っていること

穩健中正 温和で包容力があり、偏りがなく中庸を備えていること

質実剛健 真心を持って責任を果たし、心身ともに健やかで何事にも屈しないこと

積極進取 善いことは自ら進んで前向きに行動すること

##### 教育研究の理念

21世紀の到来を目前にして、大学が新世紀に向け飛躍発展していくためには、今一度大学全体の理念と目標を明確にする必要性が痛感され、平成12（2000）年に「教育研究の理念・目標特別委員会」を設置し、次のとおり教育研究の理念を策定した（根拠資料 1-3 p. 1、1-4 p. 3）。

## 第1章 理念・目的

「人材教育 (Specialist)」と「人間教育 (Generalist)」の共存  
「学部教育 (Faculty)」と「総合教育 (University)」の共存  
「地域性 (Regionalism)」と「国際性 (Globalism)」の共存

教育研究の理念については、本学の公式ホームページ上において次のとおり解説している（根拠資料 1-5）。

### ①「人材教育 (Specialist)」と「人間教育 (Generalist)」の共存

本学は、「建学の精神」のもとに、学部や大学院での教育を通じて専門領域を深く学び専門的な知識や技術を修得するための「人材教育」と、総合教養教育やクラブなどの課外教育活動を通じて、深い教養と人間としての良識の形成をはかる「人間教育」を実践してきました。

専門的な知識や技術は、教養や良識という「核」を挿入することにより社会的に機能するものとなり、豊かな人生設計、持続的な就業力の育成に資するものとなります。

「人材教育」と「人間教育」は、共存することによって「知」と「心」を磨き、高い倫理観をもって社会的責任を果たし、真に豊かで夢を描くことができる社会づくりに貢献する 21 世紀型市民の育成を可能とします。

### ②「学部教育 (Faculty)」と「総合教育 (University)」の共存

本学は、学部における基礎専門教育をとおして、学士課程教育から大学院教育への繋がりをもった「学部教育」を実践してきました。また、ワンキャンパス集積の特長を活かし、さまざまな学問分野の壁や境界を乗り越えて広範囲の学問を統合する「総合教育」を行ってきました。

高度の学術研究を行い、専門家を育成するためには、学部と大学院の有機的な関係がますます重要になるとともに、新しい知と技術を創造し、現代社会に山積する多様で複雑な課題を解決するためには、学際的な教育や研究を推進することが求められています。

「学部教育」と「総合教育」は、共存することによって学部や大学院における専門分野に特化した教育研究を異分野横断型の学際的教育研究へと発展させ、より高いレベルの新しい知と技術を創造しそれらを社会に還元していくことを可能とします。

### ③「地域性 (Regionalism)」と「国際性 (Globalism)」の共存

本学は、創立以来、地域社会の要請に応えながら教育、研究、医療の充実をはかり、西日本有数の総合大学として発展してきました。また、アジアのゲートウェイである福岡市にあって、地域と連携しながら一大総合教育研究・医療拠点として、世界的規模での新しい知や技術の拡大に寄与してきました。

大学に対するユニバーサルアクセスやグローバル化という時代の要請のなか、生涯学習拠点、国際交流拠点としてあらゆる人に門戸を開く本学の役割は、ますます重要となっています。

「地域性」と「国際性」は、共存することによって地域を支える人材を育てるとともに、国際的に活躍できる、異文化を理解する寛容な精神をもった人材の育成を可能とします。

この過程を経て、現在では「建学の精神」にもとづいた全人教育を目標としており、「教

育研究の理念」に掲げる三つの共存を図ることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを使命としている（根拠資料 1-5）。

## 学部

### <人文学部>

本学部は、「人間とは何か」という問いを本源的な課題とする人文学、そして多様化・複雑化した社会における知的営為としての大学（University）の根幹となる人文学を追求する学部として、昭和 44（1969）年に発足した。この学部発足の理念をもとに、本学部では、教育理念・目的を次のように掲げている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「広範な一般教養を身に付けると同時に、すべての学問の基礎となる人文学諸分野の専門知識を修得し、他者との関係への配慮や自由と責任に基づく倫理観を備えた人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、社会人として人間の精神と社会のあり方を多様な価値観の中で総合的に捉え、高度技術社会において人間の原点に立って行動できる人材を養成すること、及び外国語学習を通して異文化を理解し、日本と世界を結ぶコミュニケーション能力を持った国際人を養成することを目的とする。」（根拠資料 1-6 第 1 条第 2 項第 1 号）

また、人文学の総合性という特徴から、本学部には 8 つの学科（文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科）が存在している。それぞれの学科の教育理念・目的は、学部の教育理念・目的を基盤として、同様に学則に掲げられている（根拠資料 1-6 第 1 条第 2 項第 1 号）。

### <法学部>

本学部は、学部としての「人材養成・教育研究上の目的」を次のように定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「法学部は、法学及び政治学についての専門教育を体系的かつ段階的に実施し、法の理念についての理解を深めた上で、具体的な法令制定の意義の探求及び法規定の解釈論のために必要な知識を習得するとともに、法制度、裁判制度、政治制度及びそれらの運用の実際のあり方、さらには国家及び地域社会のみならず国際社会のあり方についての認識力を高めて、法学及び政治学の専門的知識をもって現実の諸問題に柔軟に対応可能な法的思考力を備えることができることを人材養成・教育研究上の目的とする。」（根拠資料 1-6 第 1 条第 2 項第 2 号）

法律学科および経営法学科についても、それぞれの学科の「人材養成・教育研究上の目的」を設けている（根拠資料 1-6 第 1 条第 2 項第 2 号）。

これらの目的は具体的にどのような目的なのかがわかるように表現している。また個々の学生の将来像に見合うように、法学部の履修目的に適合するようなコースを設けている（根拠資料 1-6 第 31 条、34 条第 2 項、1-7 第 2 条 2 項、1-8 p. 94～99、p. 206～219）。

## 第1章 理念・目的

### <経済学部>

本学部の理念と目的は、福岡大学学則第1章第1節において明文化されている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「経済学部は、学問の方法の学習に力点を置いた学部教育及び経済学と関連する諸科学への基礎的・先進的な研究活動に寄与しながら、真に質の高い大学教育の場を提供し、有為の人材育成に結び付けることを教育研究の理念とする。この理念に基づき、世界や地域で次世代リーダーとして活躍できる優れた経済人・産業人、現実の経済社会の問題を正確に把握し、国際的視野と理論的思考能力を兼備したエコノミスト、フィールドでの実習調査を重視し、高度な情報・数理分析能力と次世代の創造的起業家精神を持ったスペシャリストの養成を目的とする。」(根拠資料1-6 第1条第2項第3号)

本学部教員は、採用時において業績を厳密に審査され、研究発表を通して解説能力についても確認を受ける(根拠資料1-9 II-5)。その結果優秀と認められた者が採用され、研究成果を高等教育として学生に還元することを行っている(根拠資料1-10)。学部スタッフという資源から見て上述の理念と目的は適切であると思われる。また、本学部卒業生の就職率は91.1%で、文系4学部の中でトップの商学部(91.8%)とほぼ同じである(根拠資料1-11 p.150)。学部の実績としても理念・目的は妥当と考えられる。

### <商学部>

本学部の前身である昭和9(1934)年に創設された福岡高等商業学校の建学の精神にもとづきながら、商学部は次のように理念・目的を設定している。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「商学部は、大きく変化する社会的・経済的環境のもとで、商学研究を深化させ、研究成果を社会に還元することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の理論と実務能力をバランスよく身に付け、専門知識に裏付けられた明確な視点を持ち、問題発見と問題解決の総合力を備えた人材、高度に発展した社会の中で、考察力と判断力を有し、チャレンジ精神を持って行動できる人材、地域社会あるいは国際社会で活躍し、責任を果たし得るリーダーとなる人材を養成することを目的とする。」(根拠資料1-6 第1条第2項第4号)

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「商学部第二部商学科は、商学部の教育研究の理念に加えて、勤労学生やシニア層等の社会人学生等多様な学生を教育の対象とするとともに、リカレント教育や生涯教育の場を提供することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、流通・金融、会計、経営、国際ビジネスにわたる商学の広範な内容について学ぶことを通して、経済社会と組織の中で直面させられる様々な問題について複眼的視点から理論的に考察することができるとともに、学習成果を生かして自らの夢や理想の実現に繋げる行動力を持った人材を養成することを目的とする。」(根拠資料1-6 第1条第2項第5号)

<理学部>

本学部の教育研究の理念と目的は、次のとおりである。

人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「理学部は、自然科学とそれに関連する分野の探究を通して社会の発展と福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、既知の事実と理論を学びながら、自然現象等を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第6号)

<工学部>

本学部は、福岡大学の理念を踏まえ、次のとおり理念・目的を定めている。

人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「工学部は、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すことを目的とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第7号)

<医学部>

本学部は、人間性あふれるすぐれた臨床医の育成、地域社会への医療奉仕および重点的総合研究体制の確立を基本方針として開設された。この学部発足の基本方針をもとに、本学部では、教育理念・目的を次のように掲げている。

人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「医学部は、人間性に富み高度な知識と技能を備えた人材を育成し、地域社会の多様なニーズに応え、医療・看護を通じて人類の福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、医療専門職としての豊かな教養と高い倫理観を有し、生命の尊厳に基づいた患者中心の医療・看護を実践できる医療人及び高度な専門的知識により広く医学・看護学の発展に貢献できる研究者を養成することを目的とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第8号)

<薬学部>

本学部は、次のとおり理念・目的を定めている。

人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「薬学部薬学科は、医薬品の開発や安全使用に関する基礎的、臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の安全使用及び医療の担い手としての質の高い薬剤師の育成という社会的要請に応えるため、基礎科学の総合を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身に付け、臨床に係る高い実践的な能力を備えた薬剤師、並びに教育・研究者を養成することを目的とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第9号)

## 第1章 理念・目的

とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第9号)

### <スポーツ科学部>

学部および両学科の特性を踏まえた理念と目標を次のとおり明示している。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「スポーツ科学部は、スポーツ・運動に関する自然・人文・社会科学、及び各分野を融合した総合科学的研究を深め、それによって得られた知識を実践に生かすことを教育研究の理念とする。この理念に基づき、スポーツ界・教育界・産業界・官界・地域社会・医療分野等において、貢献し得る優秀な人材を養成することを目的とする。」(根拠資料 1-6 第1条第2項第10号)

実績からみた理念・目的の適切性は、平成22(2010)年度から新カリキュラム(目的に沿う科目選択ができるコース制)がスタートしたことにより徐々に成果の裏づけがなされるようになった(根拠資料 1-12)。

個性化への対応は、新カリキュラムの中で個人の目的に沿う科目選択等で対応している(根拠資料 1-13 p.4)。

## 研究科

### <人文科学研究科>

本研究科の理念・目的は次のように設定・明確化している。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「人文科学研究科は、人文科学の各専門分野における専門知識のみならず、確固とした理論と実証的方法論を備え、今日の国際社会に貢献できる人材を養成することを教育研究の理念とし、自由で独創的な発想と視野の広い人間性を持つ人材の陶冶を目指す。すなわち、本研究科は、世界の潮流を俯瞰し、高度の研究教育をそのなかに定位することによって、広範な展望と批判精神を有する創造的人材の育成を目的とする。本研究科の理念に基づき、修士課程・博士課程前期については、社会の要望に応じて十分な実力を発揮できる知的人材を養成することに力点を置き、博士課程後期については、広い視野を持ちつつも、それぞれの専門領域において独創的かつ社会的に有用な研究を実現できる人材を養成することを目的とする。」(根拠資料 1-14 第2条の2第1号)。

### <法学研究科>

本研究科は、理念・目的を次のとおり定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「法学研究科は、法学や政治学に関する講義、演習及び論文の作成により、法律や政治についての広範な具体的問題についての分析と解決方法を提示できる人材養成を教育理念とし、研究者養成及び専門職業人の養成、再教育を目的とする。博士課程前期は、学部における一般的教養及び専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は専門的職業に必要な能力を養うことを目的とする。博士課程後期は、専攻分野における独創的な研究能力又は先端的な専門能力を養うことを目的とする。」(根拠資料 1-14 第2条の2第2号)

実績を見ると、この理念および目的にもとづき指導された修了者は各自の目的に応じて、研究者、公務員、税理士、社会保険労務士、金融およびマスコミ関係の人材として社会に貢献している（根拠資料 1-15）。

### <経済学研究科>

本研究科は次のとおり理念・目的を定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「経済学研究科経済学専攻は、経済学の基礎的・先進的な研究を進展させる場とこれらの高度な専門知識を社会のなかで実践する場を統合的に提供することで、経済学と関連する諸科学についての高度な専門的知識を備え、それらの基礎的・先進的研究の深化を図ると同時に、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用できる有為の人材を育成することを教育研究の理念とする。この理念のもと、博士課程前期では、学術研究の発展を担う高度な研究能力を持った研究者となるための基礎力の育成、高い見識と専門的知識を備えた専門職業人の養成、また、社会人のリカレント教育を促進することによって、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用する理論と実践との融合を検証する場を確保するとともに、外国人留学生の積極的な受入れによる国際的リーダーの養成、国際的貢献を目的とする。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに発展させ、高度な研究能力を備え自立して研究活動を遂行し、基礎的・先進的研究の発展に寄与し得る研究者の養成、高度な専門知識を備えた専門職業人の養成、高度な専門知識を社会のなかで効果的に適用できる優れた経済人、産業人、国際的リーダーの育成を目的とする。」（根拠資料 1-14 第2条の2第3号）

この理念や目的を達成すべく、大学院担当者を増やし、より多様、多彩な授業科目を学生に提供してきた。さらに、個性化への対応として学際的な教育の場として学際リサーチプログラムを作っている。

### <商学研究科>

本研究科では、建学の精神に則り、次のように人材養成目的、その他教育研究上の目的を「学則」に定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「商学研究科商学専攻は、商学と経営学に関する専門的知識と体系的思考力を備え、流動的で複雑さを増す現代社会をリードし、新しい社会を創造する、高い学識と卓越した能力を有する人材の育成を教育研究の理念とし、研究者と専門職業人の養成及び再教育を目指す。そのため、積極的に多様な動機を持った学生を受け入れ、その様々なニーズに応じたカリキュラムを提供する。博士課程前期では、商学と経営学の二つのコースを設け、修了者には修士(商学又は経営学)の学位を授与する。学術的関心の高い学生のために、学部の専門科目に連動した高度の科目群を提供し、税理士などの経理専門職を目指す者には、速やかな資格取得のための教育指導を行う。生涯学習やリカレント教育を求める社会人には、夜間にも開講して便宜を図る。さらにまた、海外からの留学生にも広く門戸を開放する。博士課程後期では、研究職を目指す者、高度専門職業人及びリカレント教育を求める社会人に、高度の学術的・専門的研究を成就させ、丁寧な学位取

## 第1章 理念・目的

得のための指導を行うことによって、博士(商学)の学位を授与する。」(根拠資料1-14 第2条の2第4号)

教育実績としては、教育理念・目的に従い指導された修了者は、各自が目的とするところに応じて、大学研究者や税理士、経営コンサルタント、一般企業等と幅広い分野で社会に貢献している。

### <理学研究科>

本研究科は、次のとおり理念・目的を定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「理学研究科は、自然科学に関する研究を通して自然と調和した社会の発展と福祉に貢献するという理念のもとに、自然科学に関する総合的で深い学識を持ち自立して研究活動を行い得る高度な研究能力を持つ人材及びこれらの学術的素養を活かして社会で活躍できる能力のある専門職業人を育成することを目的とする。博士課程前期では、専門分野に関する学識を養い、それを応用する能力、それに基づいた研究能力を体得させる教育を行う。博士課程後期では、前期課程の教育をさらに深化・発展させ、自立して研究活動を遂行し得る高度な研究能力を備えた人材の育成を図る。」(根拠資料1-14 第2条の2第5号)

### <工学研究科>

本研究科の理念・目的は次のとおり定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「工学研究科は、高度な専門知識の実践的活用により科学技術分野の発展に寄与するとの教育理念の下に人材育成を行う。修士課程・博士課程前期では、急速な深化と拡大を続けている先端工学の分野で、高度な技術の開発・研究に携わり、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

博士課程後期では、修士課程・博士課程前期の6専攻を2専攻に集約し、さらに時代の要請にタイムリーに対応できるように、社会科学、自然科学と工学の分野連携による学際プログラムを設置して、今日の社会が抱える技術的な諸問題に対し、専門的かつ先駆的考究を加え、新たな解決法を創造する。また、各分野の学会等を通じて新たな学術的知見を提供することによってグローバルな社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」(根拠資料1-14 第2条の2第6号)

### <医学研究科>

本研究科では、理念・目的を次のとおり定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「医学研究科は、医学や看護学に関する高度な専門的知識を備え、地域社会をはじめ日本及び国際社会に貢献できる人材を養成することを教育の理念とする。

修士課程においては、看護学において高度な専門的知識・探求力を持ち、責務が拡大する保健・医療チームで広く活躍できる高度な専門職業人を養成することを目的とする。養成にあたっては、看護学領域の専門的な知識・技能を基盤として、看護実践力・看護

管理能力・看護教育力・看護研究力を有し、高度な実務家として看護の質向上に貢献できる能力を有する臨床実践者を指すものとする。

博士課程においては、医学研究者として自立するために必要な研究能力を培うとともに、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者を養成することを目的とする。養成にあたっては、医学・生命科学等の領域で研究者として必要な幅広い専門的知識と、研究に必要な実験のデザインなどの研究手法や研究遂行能力を修得させる一方、臨床研究者として優れた研究能力等を備えた臨床医の養成も行う。すなわち、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させるとともに、研究遂行上又は職業上必要な資格の取得や関連学会における認定資格の取得のために必要な教育も行う。」(根拠資料 1-14 第2条の2第7号)

### <薬学研究科>

本研究科の理念・目的は次のとおり定めている。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「薬学研究科は、薬学に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて、広く医療の進展に寄与するとの理念の下で、修士課程においては、創薬科学系・健康科学系研究者及び技術者を育成するとともに総合的薬学専門力を強化することによって薬剤師職能の拡大・高度化を図る。博士課程においては、医療現場における様々な課題に迅速かつ適切に対応できる高度な専門知識と優れた研究能力を備えた薬剤師の養成を主たる目的とする。この理念・目的に基づき、本研究科では創薬科学、健康科学、基礎薬学と医療薬学を包括した総合的研究・教育プログラムを展開することで、高度化医療に対応できる薬剤師のみならず、医療に対する深い知識と問題解決能力を有する多様な分野の研究者・教育者・専門職業人の育成を行う。」(根拠資料 1-14 第2条の2第8号)

### <スポーツ健康科学研究科>

本研究科の理念・目的は大学院学則に明記している。

#### 人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的

「スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻は、運動、スポーツ、レクリエーション、レジャー、体育、健康、福祉等を対象とする学問の深化を図り、新しい世紀のウェルネス社会実現に向けて貢献し、高度なスポーツ知を拓く研究科として機能することを教育理念とする。博士課程前期では、競技スポーツ・学校体育・地域スポーツ・医療等の指導現場において高度な知識と技術を基に、体育・スポーツ・健康・レクリエーションに関する科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を行う。博士課程後期では、健康増進や疾病・障害の治療・予防・再発防止を目的とした運動プログラムの開発・実践に関する研究や、幼少期から高齢期に至るライフステージに応じたスポーツパフォーマンスの向上を目的とした研究などの専門的な領域について自立して研究活動を行い得る研究者を養成する。」(根拠資料 1-14 第2条の2第9号)

## 第1章 理念・目的

### <法曹実務研究科>

本法科大学院は、養成しようとする法曹像のもと、次の3つの理念・目的を設定している。第一は、人権を擁護する身近な弁護士、世の中の公正を追求する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材を養成すること。第二は、企業や自治体、NPOなど様々な領域の社会活動を支える法曹を養成すること。第三は、地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹を養成することである。

#### 教育理念・教育方針

##### ①社会正義を実現する法曹の養成

「人権を擁護する身近な弁護士、世の中の公正を追及する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材を養成」

##### ②社会の発展に貢献する法曹の養成

「企業、自治体、NPOなど、さまざまな領域の社会活動を支える法曹を養成」

##### ③あらゆる方面に対応できる法曹の養成

「地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹の養成」

(根拠資料 1-16、1-17)

## (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### 大学全体

本学の「建学の精神」「教育研究の理念」は、大学案内等のパンフレットや大学公式ホームページにおいて広く公開している（根拠資料 1-2、1-5、1-11）。また、新入生を対象とした共通教育科目「総合系列科目（福岡大学を学ぶ）」を通じて、学長をはじめとする複数の教員が本学の理念、目標、歴史、本学で学ぶ意義等について講義し、その周知に努めている（根拠資料 1-18 p. 341）。

### 学部

#### <人文学部>

本学部の教育理念・目的は、「大学案内」といった印刷物や、本学のホームページを通して、大学構成員に周知するとともに、社会に公表している（根拠資料 1-11 p. 28、1-19）。また、学部新入生ガイダンス等での学生への周知に加え、オープンキャンパスや高校生向けの模擬講義といった機会を利用して社会への公表を行っている。さらに、学科によっては、公開講座を通して学科の理念を社会に公表する機会を有している（教育・臨床心理学科、フランス語学科）。

#### <法学部>

本学部の教育理念・目的は、福岡大学規程集をはじめ、学修ガイド3頁、福岡大学公式ホームページ、福岡大学法学部ホームページで公表している（根拠資料 1-11 p. 46、1-6、1-8 p. 3、124、1-19、1-20）。

また、法学部新入生全員に配布し、新入生全員が履修登録する「法学部入門ゼミ」等でテキスト、参考書として使用している「はじめて法学部の専門科目を学ぶ人のために―法学部スタディガイド」（以下、「法学部スタディガイド」という）においても、一部を掲載している（根拠資料 1-21 iv頁）。学修ガイドの配布により、大学構成員たる教員に理念・目的が周知されており、周知方法・公表方法は有効である。これにもとづき教育が行われている。

#### <経済学部>

本学部の理念と目的は、学修ガイドと大学のホームページに掲載されている（根拠資料 1-19、1-22 p. 3、108、109）。学修ガイドは、毎年学生と教員に配布されており、学内への周知方法として十分に有効である。また、社会への公表の方法として大学のホームページによる公表は有効である。

#### <商学部>

商学部および商学部第二部の理念・目的は、福岡大学公式ホームページの「教育研究上の目的／学部」（根拠資料 1-19）、商学部公式ホームページの「商学部について」（根拠資料 1-23）、商学部および商学部第二部の新入生・在学生向けに作成された「学修ガイド」（根拠資料 1-24 p. 3、117、1-25 p. 91）、受験生向けに作成された「大学案内」において掲載

## 第1章 理念・目的

され、社会一般と学内の教職員・学生に対して周知が図られている(根拠資料 1-11 p. 58)。

これら以外に、入学式終了後のご父母への説明会、入学後1週目に1年次生全員を対象に開催される学部指導懇談会、本学部教員が行う高校での出張講義、本学と全国各地で開催される父母懇談会、オープンキャンパス等の機会を捉えて、社会一般、受験生、学内の教職員・学生に対して周知が図られている。

### <理学部>

本学部の教育研究の理念・目的は、大学案内、毎年度に教職員・学生に配布される学修ガイドに掲載されており、周知徹底されている(根拠資料 1-11 p. 70、1-26 p. 3、107、108)。また、ホームページにより社会に公表されている(根拠資料 1-19)。

### <工学部>

本学部の理念・目的は、工学部のホームページ上で公表するとともに、大学案内などにも明記され、教職員・学生や社会一般に広く公開されている(根拠資料 1-11 p. 82、1-27)。

### <医学部>

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学習ガイド、シラバス、大学案内、学部学科案内、様々なメディア、ホームページ、その他で報告しているので、大学構成員(教職員および学生)に周知されている(根拠資料 1-11 p. 96、1-19、1-28 p. 3、85、1-29、1-30)。医学部教育計画部では学生向けに「教育計画部ニュース」を定期的に発行し、教育目標、理念・目的を常に公開している。

看護学科は、学修ガイド(シラバス)や大学案内による文書による周知の他に、新入生のガイダンス、オープンキャンパス、父母懇談会で、教員が直接、学生や保護者に、教育理念、教育目標とカリキュラムの説明を行っている(根拠資料 1-11 p. 100、1-31 p. 3、102、1-32)。実習用のシラバスである実習要項は、教育理念、教育目標と実習目標が関連づけられるように構成し学生と指導者、教員が周知できるようにしている(根拠資料 1-33 p. 1)。

### <薬学部>

理念・目的は、「大学案内」(根拠資料 1-11 p. 102) 学則第1条(根拠資料 1-6)などの薬学部の項目に記載されており、受験生にはオープンキャンパスにて、入学生には入学説明会で配布物として配り周知させている。次に、大学関係者(保護者、大学構成員、卒業生)など社会に対しては主としてホームページで公開されている(根拠資料 1-19)。

### <スポーツ科学部>

学部構成員である教職員と学生には、学修ガイドおよび本学ホームページ上で提供している「FU ポータル」を通して、特に新入生には入学後の新入生ガイダンスで周知している。とりわけ、新任教職員や新入生への特別研修での周知は効果的である。

社会への公表方法は、福岡大学ホームページの掲載により行われている(根拠資料 1-19)。

研究科
-----

### ＜人文科学研究科＞

本研究科の理念・目的は、毎年度の「大学案内（外国語版を含む）」「大学院便覧」「大学院入試要項（人文科学研究科）」等の印刷物や、専攻毎のホームページで大学構成員に周知するとともに、社会に公表している（根拠資料 1-11 p.112、1-34、1-35、1-36）。またオープンキャンパスにおいても、関連学部学科と連動した紹介・相談コーナーを設置している。

### ＜法学研究科＞

本研究科の理念・目的は、教員の場合には学則、学生の場合には大学院便覧によって周知され、受験生を含む社会に対しては大学院入学試験要項法学研究科、大学院ガイド、オープンキャンパスでの説明および大学院ホームページによって公表されている。大学院便覧、大学院入学試験要項法学研究科、大学院ガイドは教員にも例年配布されている（根拠資料 1-14 第2条の2(2)、1-34、1-36、1-37、1-38）。

### ＜経済学研究科＞

本研究科の理念・目的・目標については、福岡大学大学院便覧、そして経済学研究科のホームページなどを通じて、学生や社会に公開されている（根拠資料 1-34、1-39）。

### ＜商学研究科＞

商学研究科の理念・目的は「学則」や「大学院ガイド」、本学ホームページで公表しており、本学の構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている（根拠資料 1-14 第2条の2(4)、1-37、1-40）。

### ＜理学研究科＞

本研究科の理念・目的（大学院学則第2条の2）および教育目標は、毎年大学院便覧にすべて記載しており、理学研究科構成員（教職員および学生）に配付し、周知されている（根拠資料 1-34）。さらに、毎年入学式後に理学研究科で実施しているガイダンスにおいて、新入生（必要に応じて在生も含めて）に対して、研究科長挨拶の中で、理学研究科の理念・目的に言及している。また、本学ホームページを通じて、社会一般にも公表されている（根拠資料 1-40）。

### ＜工学研究科＞

本研究科の理念・目的は、本学のホームページ上で公表するとともに、大学院便覧などにも明記され、教職員・学生に周知徹底されている。また、社会一般に公表されている（根拠資料 1-34、1-40）。

### ＜医学研究科＞

理念・目的・教育目標等は大学院便覧、大学院入学試験要項、医学研究科シラバスに明確に記述して教員に配布し、学内での周知の徹底を図っている（根拠資料 1-34、1-41、1-42、

## 第1章 理念・目的

1-43 p.1)。さらに、同じ内容を医学研究科ホームページ等によって社会へ公表している（根拠資料 1-44）。

### <薬学研究科>

本研究科の理念・目的については、その策定過程より薬学研究科通常委員会において十分に審議され、周知されてきた。また、大学院便覧に記載し（根拠資料 1-34）、毎年、研究科構成員に配布している。さらに研究科ホームページに掲載して（根拠資料 1-45）、社会一般に公開している。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標は大学院便覧などの印刷媒体および大学院のホームページに掲載され、社会に公表されている（根拠資料 1-34、1-36）。

### <法曹実務研究科>

本法科大学院は専任教員 12 人の小規模な法科大学院であり、各教員は運営委員会、FD 委員会、カリキュラム検討委員会等、教学に関する何らかの委員会に所属している。これらの委員会で常に本法科大学院が養成しようとする法曹像を念頭に置いた具体的な議論が行われている。これを通じて教員間で、本法科大学院の理念・目的の周知が図られている。学生に対しては、学修ガイド、パンフレットはもちろん、進学説明会等の募集活動の段階においても十分な説明がなされ、入学後も、入学式や履修指導の時、学位記授与式その他の行事における講話等、事あるごとに本法科大学院の理念・目的の周知が図られている。入学志望者を含む社会に対しては、法科大学院のパンフレットや専用のホームページ、新聞等の媒体を通して周知を図っている（根拠資料 1-16、1-17、1-46、1-47 p.8）。

### (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### 大学全体

「建学の精神」「教育研究の理念」にもとづく本学の使命については、事業計画においてそれぞれ実施する事業との整合性は確認しているものの、「建学の精神」「教育研究の理念」にもとづく使命そのものの定期的な検証は行っていない。

#### 学部

##### <人文学部>

本学部では、平成 25 (2013) 年度より自己点検・評価実施委員会を組織しており、同委員会において、学部全体ならびに各学科の理念・目的について議論し、その適切性を検証している（根拠資料 1-48、1-49、1-50）。

また、教授会や学部運営会議等において、教育改善の議論（カリキュラム改正、将来計画等）をすることを通して、直接的または間接的に理念・目的の適切性について、議論を行っている。各学科においても、学科会議等で教育理念・目的を議論する時間が取られている（根拠資料 1-51、1-52）。

##### <法学部>

上述 (2) のとおりにもとづき、教員も理念・目的を理解しているので、定期的な検証は行っていない。なお法学部将来構想委員会にて、具体的な案件を検討する際には理念・目的を踏まえて検討しており、将来構想委員会から教授会に提案・報告があると、教授会の審議でも理念・目的を確認または再考する機会はある（根拠資料 1-53）。

##### <経済学部>

現在の学部の理念と目的は、平成 18 (2006) 年に改正されたものである（根拠資料 1-54 p. 273）。このようなものは、短期的に頻繁に見直すべきものではないと考えており、見直し作業はこれまで行っていない。

##### <商学部>

学部・学科の理念・目的の適切性については、毎年の事業計画の策定、進捗状況の経過報告、事業報告案を教授会において審議する際に、事業計画が理念・目的に沿ったものであるか、それとも新たな理念の検討を必要ならしめるようなものを含んでいるか否かを検討することによって、定期的に検証されているといえる（根拠資料 1-55、1-56）。さらに、商学部内部の小委員会である将来構想委員会においては環境変化に対する理念の修正が、教学問題検討委員会においては理念に関わる学部運営上の諸問題が検討されている。また、理念・目的が授業面で如何に具現化されているかについては、学生による授業アンケートの結果を判断材料とし、教授会および教学問題検討委員会において検証されている。また、本学部を含む全学部は毎年、10 月に教授会において次年度の教育改善活動計画（案）を審議・決定し、年度末 3 月に教育改善活動報告を審議・承認することが求められており、その過程においても理念・目的の適切性は定期的に検証されている（根拠資料 1-56、1-57）。

## 第1章 理念・目的

### <理学部>

理学部将来構想検討委員会（構成員は学部長＋研究科長＋各学科主任＋各学科 1 人）を設置しており、本学部の理念・目的を定期的に検証している（根拠資料 1-58）。

### <工学部>

本学部内に設置されている「教育点検改善委員会」、および各学科の会議において、学部および各学科の理念・目的、教育目標などの適切性の検証を定期的に行っている（根拠資料 1-59）。

### <医学部>

学部内に設置するメディカル懇談会等で、本学部の理念・目的を定期的に検証している。また、父母世話人会、父母懇談会、父母後援会総会、地方父母会を開催し、そのような活動を通して、理念・目的の適切性について定期的に説明し、その反応を確認し、定期的検証を行っている（根拠資料 1-60、1-61、1-62）。

看護学科は、平成 21（2009）年度と平成 24（2012）年度にカリキュラム改正があった。その際、本学科の教育理念、教育目標とカリキュラム改正の意図に齟齬がないか検討した（根拠資料 1-63）。また、毎年発行される、次年度の大学案内、看護学科パンフレットは、入試委員会、教務委員会で検討し、内容は議事録に記載している。議事録は、次年度の検討に生かせるようにして、社会の変化やニーズに適応しているか毎年検証している。

### <薬学部>

本学部の理念・目的は適切なものであり、定期的な検証は行っていない。

### <スポーツ科学部>

新カリキュラムの観点からは、毎年検証を行なっているが、今後は 3 つのポリシーの観点も含めて一度検証する予定である。

## 研究科

### <人文科学研究科>

平成 25（2013）年度時点では、本研究科としての組織的な検証システムは設置されていないが、専攻毎に有資格教員の増員を図るとともに理念・目的の達成に向けたカリキュラムの充実（時代の動向や学生の関心に応えるための授業科目の増・改廃）を進めている（根拠資料 1-34 3つのポリシー）。

### <法学研究科>

本研究科の理念・目的は妥当なものとしてこれまで教員に周知されていることから、その適切性に関する検証は特に行われていない。

### <経済学研究科>

本学は毎年自己点検を行っているが、この自己点検を通じて、理念や目的の適切性につ

いて検証を行っている。研究科の理念・目的・目標については、毎年行われる自己点検のプロセスのなかで教職員による確認が行われている（根拠資料 1-64）。

### <商学研究科>

本研究科では、「大学院ガイド」や「大学院便覧」の作成時に、本研究科の理念・人材養成の目的をより適切に表現できるように表記方法等について、改善するようにしている。

### <理学研究科>

理念・目的、教育目標、3つのポリシー等について、実績としては3年に一度程度検証してきており（根拠資料 1-65）、直近では平成26（2014）年2月18日の理学研究科通常委員会において、3つのポリシーについて改訂を行った（根拠資料 1-66）。

### <工学研究科>

各専攻の会議において、専攻の理念・目的、教育目標などの適切性およびそれに関する教育カリキュラムに関して定期的に検証を行っているが、本研究科全体での検討は行っていない。

### <医学研究科>

医学研究科改革小委員会の定期および臨時会合によって、その時点での問題点の洗い出しを行い、それに対する対策を検討してきた（根拠資料 1-67）。さらに、医学研究科の博士課程小委員会、修士課程小委員会での討議を経て、改革を進めてきた（根拠資料 1-67、1-68）。

### <薬学研究科>

研究科の理念・目的は適切なものと考えており、定期的な検証は実施していない。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標および3つのポリシーについては長期的な視野のもとに作成されているので短期間での検証はされていない。一定期間を経て検討する予定である。

### <法曹実務研究科>

本法科大学院では、修了生の司法試験の合格実績、入学者や在学生の質等を考慮に入れながら、絶えずカリキュラムの検討を行い、更新を重ねてきている。その際、カリキュラム検討委員会やFD委員会、教授会等において常に、本法科大学院の理念・目的である、養成しようとする法曹像を念頭に置いた審議議論を重ねることにより、理念・目的の適切性について定期的な検証が行われている（根拠資料 1-69）。

## 2. 点検・評価

### 基準1の充足状況

理念・目的については、「建学の精神」「教育研究の理念」「人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的」として、学則やホームページにおいて明確にしている（根拠資料 1-2、1-5、1-6、1-14、1-19、1-40）。

理念・目的はホームページにおいて社会に向け情報発信を行っているが、情報公表のページにおいて、学部・学科、研究科・専攻のレベルにおいて一覧性を持たせたうえでの公表を行っている。また、「建学の精神」や「教育研究の理念」については、一般にも分かりやすい文言を用いて、内容を解説している（根拠資料 1-2、1-5）。さらに、「建学の精神」や「教育研究の理念」にもとづき、実際にどのような活動がなされているのかということについても、具体的な取り組み事例を公表している（根拠資料 1-70）。

このような状況から、理念・目的の明確化、社会への公表が十分に図られており、概ね本基準を充足していると判断する。

#### (1) 効果が上がっている事項

理念・目的の公表については、本学公式ホームページで全学的な統一を持たせ、分かりやすく公表している（根拠資料 1-19、1-40）。また、「建学の精神」「教育研究の理念」については、相互の関係性を明確にし、理念の実現に向けて具体的な取り組みがどのように実施されているかということについても、公式ホームページで公表している（根拠資料 1-5、1-70）。

#### (2) 改善すべき事項

理念・目的の適切性に関する定期的な検証が不十分であり、全学的に統一した取り組みにまで至っていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

「建学の精神」「教育研究の理念」にもとづいて実施されている具体的な取り組みに関する情報発信について、定期的な更新、新たな取り組みの追加等を行う。

#### (2) 改善すべき事項

理念・目的の適切性について、定期的な検証が行われているかどうかということ、自己点検・評価の仕組みの中で確認する（根拠資料 1-71、1-72）。

## 4. 根拠資料

1-1 福岡大学 75 年の歩み資料編

- 1-2 福岡大学公式ホームページ 建学の精神  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/foundation.html>
- 1-3 福岡大学学報（平成12年第264号9月号）
- 1-4 福岡大学学報（平成13年第268号1月号）
- 1-5 福岡大学公式ホームページ 教育研究の理念  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/ideal.html>
- 1-6 福岡大学学則
- 1-7 福岡大学学科履修規程
- 1-8 平成26年度学修ガイド（法学部）
- 1-9 福岡大学経済学部新規採用人事の進め方と選考手順についての内規
- 1-10 平成25年度経済学部新規採用者の研究業績
- 1-11 福岡大学案内2015
- 1-12 平成26年度学修ガイド（スポーツ科学部）
- 1-13 平成25年度福岡大学「魅力ある学士課程教育支援プログラム」体育・スポーツのエキスパート育成プログラム 事業報告書
- 1-14 福岡大学大学院学則
- 1-15 大学院修了生進路先一覧
- 1-16 法科大学院学修ガイド2014
- 1-17 法科大学院ホームページ 「共通的到達目標」およびカリキュラム編成の基本方針  
[http://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/img/top/attainment\\_target.pdf](http://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/img/top/attainment_target.pdf)
- 1-18 平成26年度シラバス（学部共通）
- 1-19 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 学部  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 1-20 福岡大学法学部ホームページ 人材養成・教育研究上の目的  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/philosophy.php>
- 1-21 法学部スタディガイド
- 1-22 平成26年度学修ガイド（経済学部）
- 1-23 福岡大学商学部ホームページ 商学部について  
<http://www.comm.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/>
- 1-24 平成26年度学修ガイド（商学部）
- 1-25 平成26年度学修ガイド（商学部第二部）
- 1-26 平成26年度学修ガイド（理学部）
- 1-27 工学部ホームページ 基本理念とポリシー  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/rinen.html>
- 1-28 平成26年度学修ガイド（医学部医学科）
- 1-29 平成26年度福岡大学医学部医学科教育要項
- 1-30 医学部医学科ガイド
- 1-31 平成26年度学修ガイド（医学部看護学科）
- 1-32 医学部看護学科ガイド
- 1-33 成人看護学臨地実習要項

## 第1章 理念・目的

- 1-34 平成 26 年度大学院便覧
- 1-35 平成 26 年度大学院入学試験要項（人文科学研究科）
- 1-36 福岡大学大学院ホームページ 人材養成目的及びその他教育研究上の目的  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/mokuteki.html>
- 1-37 2014 福岡大学大学院ガイド
- 1-38 平成 26 年度大学院入学試験要項（法学研究科）
- 1-39 福岡大学大学院ホームページ 経済学研究科  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/econ/index.html>
- 1-40 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 大学院  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/graduate/>
- 1-41 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科博士課程）
- 1-42 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科看護学専攻（修士課程））
- 1-43 平成 26 年度大学院医学研究科博士課程シラバス
- 1-44 福岡大学大学院ホームページ 医学研究科  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/med/index.html>
- 1-45 福岡大学大学院ホームページ 薬学研究科  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/pha/index.html>
- 1-46 福岡大学法科大学院 2014
- 1-47 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013 年（平成 25 年）3 月 27 日）
- 1-48 人文学部自己点検・評価実施委員会議事メモ（平成 25 年 5 月 29 日）
- 1-49 人文学部自己点検・評価実施委員会議事メモ（平成 25 年 10 月 29 日）
- 1-50 人文学部自己点検・評価実施委員会小委員会議事メモ（平成 25 年 12 月 19 日）
- 1-51 人文学部教授会議事録（平成 26 年 4 月 23 日）
- 1-52 人文学部教授会議事録（平成 26 年 9 月 12 日）
- 1-53 法学部教授会議事録（平成 25 年 5 月 21 日）
- 1-54 福岡大学の現状と課題（2007 年）—福岡大学 自己点検・評価報告書—  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/>
- 1-55 商学部教授会議事録（平成 25 年 11 月 13 日）
- 1-56 商学部教授会議事録（平成 26 年 3 月 13 日）
- 1-57 商学部教授会議事録（平成 25 年 10 月 16 日）
- 1-58 平成 26 年度学科諸係担当者一覧（理学部）
- 1-59 工学部・工学研究科資料集 2014.3 Vol.5
- 1-60 平成 25 年度医学部医学科 6 年生父母懇談会資料
- 1-61 平成 25 年度医学部医学科地方父母懇談会実施要領
- 1-62 平成 25 年度福岡大学医学部医学科父母後援会総会次第
- 1-63 教務委員会議事録（平成 24 年 11 月 5 日）
- 1-64 経済学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 6 月 27 日）
- 1-65 理学研究科通常委員会議事録（平成 23 年 2 月 21 日）
- 1-66 理学研究科通常委員会資料、議事録（平成 26 年 2 月 18 日）
- 1-67 医学研究科博士課程小委員会議事録（平成 26 年 4 月 9 日）

- 1-68 医学研究科看護学専攻修士課程小委員会議事録（平成26年4月11日）
- 1-69 平成25年度FD委員会活動報告書（平成26年4月23日）
- 1-70 福岡大学公式ホームページ 教育研究の理念 取り組み事例  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/measure.html>
- 1-71 平成26年度第1回自己点検・評価委員会議事録（平成26年10月2日）
- 1-72 平成25年度第2回自己点検・評価推進会議議事録（平成26年3月24日）
- 1-73 平成26年度学修ガイド（人文学部）
- 1-74 平成26年度学修ガイド（工学部）
- 1-75 平成26年度学修ガイド（薬学部）
- 1-76 福岡大学案内2014

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 大学全体

本学の前身である「福岡高等商業学校」は昭和9（1934）年4月26日、文部省の認可を受け創立した。その後の変遷を経て、昭和31（1956）年4月1日、福岡商大が法経学部を増設するのにもない校名を変更し現在の「福岡大学」が誕生している。

その後、日本経済の急成長とともに福岡大学も総合大学へと発展を遂げており、それまでの商学部に加えて、昭和34（1959）年法学部・経済学部、35（1960）年薬学部、37（1962）年工学部が増設され、さらに44（1969）年人文学部・体育学部（現スポーツ科学部）、45（1970）年理学部、47（1972）年医学部を増設した。なお、薬学部は平成18（2006）年に6年制へ改組し、また19（2007）年附属看護専門学校を医学部看護学科として増設した。

大学院については昭和40（1965）年に法学研究科・経済学研究科を設置。43（1968）年商学研究科・薬学研究科、45（1970）年工学研究科、51（1976）年理学研究科、53（1978）年医学研究科、57（1982）年人文科学研究科、平成2（1990）年体育学研究科（現スポーツ健康科学研究科）を増設した。さらに16（2004）年に法曹実務研究科（法科大学院）を増設している（根拠資料2-1、2-2、2-3）。

本学は、「建学の精神」にもとづいた全人教育を目標としており、「教育研究の理念」に掲げる三つの共存を図ることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを使命としているが（根拠資料2-4、2-5、2-6）、このような多彩な学部・研究科（9学部31学科、10研究科34専攻）を擁していることにより、全人教育において必要となる、幅の広い学びを学生に提供することができている（根拠資料2-7 p.20、21）。

また、学部、研究科での教育研究を支えるために各種センター（総合情報処理センター、入学センター、共通教育センター、言語教育研究センター、教職課程教育センター、国際センター、就職・進路支援センター、エクステンションセンター）を設置している（根拠資料2-8 第10条）。それぞれの設置目的は次のとおりである。

##### 総合情報処理センター

本学における教育研究、医療及び事務に関する情報化を推進することによって教育研究及び医療の発展を図るとともに、本学における情報化全般の進展に寄与することを目的とする（根拠資料2-9）。

##### 入学センター

本学の学部学生の募集及び入学にかかわる全般について、その対策を講じ、各学部が有機的に計画及び実施しうるよう調整、支援することを目的とする（根拠資料2-10）。

共通教育センター

本学の教育理念に基づき、言語教育研究センターとの連携のもと、本学学生に、幅広い知識と判断力、豊かな知性を有し、責任ある社会人となるための教養を身につけさせ、かつ、学生が専門教育を受けるための基礎的学力を習熟させる教育のプログラム・システムなどを開発研究するとともに、その実施を図ることを目的とする（根拠資料 2-11）。

言語教育研究センター

本学の学生に対する総合教育としての言語教育を実施するとともに、他のセンターと連携して本学の職員や広く地域の社会人のために、その目的に合わせた各種語学講座を提供し、今日のグローバル化の中で必要とされる異文化間コミュニケーション能力の向上に寄与し、併せてその推進のための研究を行うことを目的とする（根拠資料 2-12）。

教職課程教育センター

教職課程を設置している学科等及び学内関係部署との連携のもと、教職課程運営に関する全学的業務を統轄し、教員養成教育の整備・充実を図り、優秀な教員を輩出することにより地域の教育力の向上に貢献するとともに、博物館学芸員課程及び社会教育主事課程の充実に関する事項について検討し、その実施を図ることを目的とする（根拠資料 2-13）。

国際センター

外国人留学生の受入れ及び学生の海外留学を促進し、かつ、教育・研究の国際化を支援することを目的とする（根拠資料 2-14）。

就職・進路支援センター

学内関係部署と連携しつつ、学生の就職・進路支援を行うとともに、その方法を検討・開発し、各学部及び大学院のキャリア（進路支援）教育を推進することを目的とする（根拠資料 2-15）。

エクステンションセンター

学生及び社会人等に対する教育支援のため、本学の教育、研究、医療の知的資源を活用して独自の教育プログラムを開発するとともに、地域社会からの要請に応えるべく、教育、研究、医療活動と連携して、本学の学術研究成果を積極的に地域社会へ還元すること、また優れた人材を育成し社会に輩出することを通じて、地域と共生する開かれた大学として、豊かな社会の形成、発展に寄与することを目的とする（根拠資料 2-16）。

また、全人教育の実現に向けては、教育を充実していくことが求められており、「組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を図る教育FDを推進し、本学の建学の精神及び教育研究の理念にもとづいた教育の充実と発展に寄与することを目的」（根拠資料 2-17）として、平成24（2012）年4月に「教育開発支援機構」が設置され、教育改善活動の実施や新任教員研修、教育プログラムの開発等が行われている（根拠資料 2-18、2-19）。

研究に関する部門としては研究推進部があげられる。研究推進部は昭和31（1956）年に

## 第2章 教育研究組織

設置された研究所を前身としており、これまで諸分野にわたる研究調査を行い、学術の進歩に寄与することを目的として研究活動を続けてきたが、平成23（2011）年4月に「研究部門」と「産学知財部門」の2部門からなる組織に再編し、研究推進、産学官連携及び知的財産の分野を一体化させている。総合的な研究活動及び産学官連携事業を推進し、本学が持つ知的資源による社会貢献がより期待できる体制になって活発な活動を行っている（根拠資料2-7 p.158、2-20）。

附置研究所としては、基盤研究機関研究所として7研究所（①福岡・東アジア・地域共生研究所、②先端分子医学研究所、③てんかん分子病態研究所、④身体活動研究所、⑤光学医療研究所、⑥膝島研究所、⑦心臓・血管研究所）、産学官連携研究機関研究所として12研究所（①都市空間情報行動研究所、②次世代人材開発研究所、③安全システム医工学研究所、④材料技術研究所、⑤資源循環・環境制御システム研究所、⑥半導体実装研究所、⑦加齢脳科学研究所、⑧ライフ・イノベーション医学研究所、⑨国際火山噴火史情報研究所、⑩複合材料研究所、⑪水循環・生態系再生研究所、⑫福岡から診る大気環境研究所）を設置している（根拠資料2-7 p.158～161、2-21）。

### 基盤研究機関研究所の概要

#### 福岡・東アジア・地域共生研究所

平成23（2011）年度に設立された本研究所は福岡都市圏を中心に、地域活性化・男女共同参画社会の実現・地域防災力の向上・地域医療連携の構築等に寄与する基礎研究および地域実践活動を以下の4つの観点から行う。

1. 福岡都市圏の各自治体との地域連携協定を活用し、地域住民のニーズに応え得るさまざまな事業を企画・運用する。
2. 城南区の各公民館や市民センター等を活用しながら、講演活動やワークショップ等を実践する。
3. シンポジウムやニューズレターの発行等を通じて研究成果を広く市民に公開する。
4. 定期的に機関誌を発行することで、理論的水準を高めつつ、東アジアを見据えた地域共生（Sustainable Communities）学の構築を目指す。（根拠資料2-7 p.158、2-21）

#### 先端分子医学研究所

平成20（2008）年度文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として設置選定を受け設置された先端分子医学研究センターを発展させた研究所が本基盤研究機関である。平成25（2013）年度より、先端分子医学研究所（FCAM）は「革新的細胞・生命プログラムの解明と疾患制御法開発の基盤構築」の新しい研究課題のもとに、多数の若手研究者を含めた研究体制で基礎研究と臨床応用開発研究を推進している。また、女性研究者を支援する組織として活動してきた次世代女性生命科学研究所を統合し、福岡大学における女性研究者支援体制の充実に積極的に参加している。FCAMは、これらの研究活動を通じて、福岡大学における生命科学の研究拠点としての活動と若手・女性研究者の育成・ステップアップに資することを目指している。（根拠資料2-7 p.158、2-21）

## てんかん分子病態研究所

てんかんは頭痛に次いで多い神経疾患であるが、その遺伝子レベルでの分子病態は不明である。本研究所は、斬新な取り組みでこの分子病態に挑んでいる世界的に見ても数少ない、てんかんの分子病態を専門に研究する機関である。

てんかんは突然意識が薄れたり、ひきつけを起こしたりする疾患の総称である。日本では100人に1人程度の患者さんがいるほど多い病気である。ところが、てんかんは単一の病気でないため、遺伝子レベルの病態解明、すなわち分子病態の解明が遅れている。国内外から研究者が集まり、最新の遺伝子解析装置や手法を駆使して、人間と同じ遺伝子異常を有する動物を作出したり、患者さんの皮膚細胞から神経細胞を作り出したりして、てんかんの分子病態を明らかにしている。さらにその結果から副作用の少ない革新的な治療薬の開発を目指している。(根拠資料 2-7 p.158、2-21)

## 身体活動研究所

平成20(2008)年度、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として設置選定を受けて設立された。本研究所の設置趣旨は、身体活動の健康科学に関する研究を遂行し、科学的根拠に基づく予防から治療までの処方構築することおよび健康科学の研究を推進するための中核として、内外の研究者の共同利用に供することである。本学スポーツ科学部、薬学部、医学部ならびに大学病院の研究者が中心となり、国内外の研究機関と連携し、「身体活動の健康科学」に関する総合的研究を推進する研究拠点を形成し、特に、生活習慣病の予防・治療、介護予防、抗加齢に効果的な運動プログラムの開発と運動習慣形成を支援するシステムの構築を目指している。(根拠資料 2-7 p.158、2-21)

## 光学医療研究所

光学医療とは内視鏡を用いた診断・治療を行う診療分野である。本邦は1950年代に胃カメラを世界に先駆けて開発し、それ以来、本分野において常に世界をリードしてきた。福岡大学はその日本の中でも最も最先端の光学医療を自ら開発し、患者さんの診療に応用してきた。本学の利点を生かし、新しく開発した光学医療の医学的有用性を科学的に証明し、日本全国から世界に本学発の良質な光学医療を提供することを目指している。本学の光学医療に携わる臨床医学・基礎医学の研究者を中心とし、日本国内・国外のトップレベルの研究者と連携した集学的研究組織である。本学の若手研究者の育成も行っている。光学医療における過去から受け継いだ現在の高いステータスを維持し、本学における未来の研究基盤となることが目標である。(根拠資料 2-7 p.159、2-21)

## 膵島研究所

膵島は膵臓内に存在し、生体内で唯一の血糖降下ホルモン、インスリンを産生する細胞を主構成成分とする細胞集合体(塊)で、生命活動に必須の糖代謝に不可欠な役割を担っている。そして、このインスリン産生細胞の機能不全により糖尿病が発症する。本研究所では独自の細胞移植、ならびに分子生物学的手法を用い、マウスならびにヒト膵島について、インスリン産生細胞の障害、再製、起源、分化ならびに創生に関する基盤的研究を行い、その成果を基に糖尿病の根治的治療法の開発を目指す。(根拠資料 2-7 p.159、2-21)

## 第2章 教育研究組織

### 心臓・血管研究所

福岡大学病院における年間1,200例を超える血管造影、350例を超える冠血管形成術(PCI)、冠動脈バイパス術、弁置換・形成術、肺血管形成術、肺移植が安全・安心に行われてきた実績に基づき、心血管病の基礎・臨床を包括する研究所として平成23(2011)年度に設置された。動脈硬化症、虚血性心臓病、心不全、不整脈、肺高血圧症等の先進的治療技術・治療薬の開発に産学官が連携し、研究者がアカデミアを共有し、臨床応用できる物作りの場になる。難治性心不全患者のための新規デバイスの開発、動脈硬化診断・治療薬の開発、心イベント後のリハビリテーション新規プログラムの導入が既にスタートしている(根拠資料2-7 p.159、2-21)。

### 産学官連携研究機関研究所の概要

#### 都市空間情報行動研究所

平成12(2000)年に文部科学省の学術フロンティア推進事業の一つとして設立。現在、2つのプロジェクトが進行中である。1つは、上海・同済大学などの海外有力大学と連携し、アジアでさまざまな消費者行動調査を展開する「都心商業システムの国際比較研究」。もう1つは、消費者行動解析で得られた知見や行動ルールをもとに、楽しいまち歩きを提案するナビゲーションの開発を目指す「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」である。研究所では、研究成果をまちづくりへの提言につなげ、より一層の地域への貢献を目指している。(根拠資料2-7 p.160、2-21)

#### 次世代人材開発研究所

人材育成こそが現在の日本、九州、福岡を次なる進化へ導く突破口(ブレイクスルー)である。本学には福岡の発展を通して九州や日本、アジアの発展に貢献することが期待されている。その本学が担うべき人材育成を「次世代人材開発」として取り組むのが本研究所である。九州新幹線全面開業の平成23(2011)年に設立されたのは偶然ではない。九州のNPO(社会的な課題解決をミッションとする非営利法人)、地方政府、企業との連携を通じた次世代人材開発の拠点としてスタートを切る。「教えることを通じて学ぶ」「気づきを学びの起点にすえる」「一人称で考える」「答えは自分の中にある」をレゴブロックやiPad、大学生とのコラボレーション等を通じて腑に落とすプログラム、プロジェクトの開発と運営に本研究所は取り組む。(根拠資料2-7 p.160、2-21)

#### 安全システム医工学研究所

昨今、安全・安心が一つの社会的キーワードとなっている一方で、私たちの生活の中にはさまざまな「危険」が潜んでおり、これを回避、軽減する技術開発が喫緊の課題となっている。本研究所では特に、ひとのミスなどによって引き起こされる交通事故や産業事故の防止あるいは被害軽減をテーマに掲げ、例えば、自動車用エアバッグのさらなる安全化・高度化を目指したデバイス開発(重点化課題)や産業界で多発する爆発事故などの再発防止のための研究を実施している。また、本研究所には、産学官それぞれに所属する研究者や医学・工学を専門とする研究者が参画しており、さまざまなバックグラウンドを持つ研究者が連携しながら、「安全」という命題に取り組んでいる。(根拠資料2-7 p.160、2-21)

## 材料技術研究所

「材料技術」は、工業製品の設計・生産のみならず、安心で安全な社会を支える基礎技術であり、幅広い研究対象を持っている。本研究所は、材料技術に関連する研究分野を対象に「学際的・国際的」研究を行うプラットフォームを構築して新産業を創出することを目的としている。当面は、材料強度と医工連携の研究を中心に行いながら組織の基盤固めを行うが、将来的には、工学分野に研究対象を限定せず、文系も含む新しい学問領域を創出することを目指す。さらに、本学の研究者・学生だけでなく、国内研究者、欧米、アジアからの海外研究者・留学生が集結したハブ研究所とでもいうべき研究拠点を構築して、その中で大学の実質的な国際化と国際感覚に優れたしなやかで力強い学生の育成に貢献したいと考えている。(根拠資料 2-7 p. 160、2-21)

## 資源循環・環境制御システム研究所

平成9(1997)年に文部科学省の学術フロンティア推進事業および北九州市エコタウン事業の支援を受け廃棄物の無害化やリサイクルによる減量化、資源化の研究を行う研究所として北九州市エコタウン内の実証研究エリア内に設置された。多くの共同研究プロジェクトを通じて、実用化技術の創出に努めてきた。現在はその研究成果を生かし、無害化技術や資源化技術の企業への技術移転とともに国内外の企業や自治体との新たな産学官連携研究を推進している。特に我が国随一ともいえる廃棄物大型実証施設やその研究成果をベースに自治体や企業を対象とした研究受託やコンサルティングサービスを推進し、総合的な環境研究所への展開を目指している。(根拠資料 2-7 p. 160、2-21)

## 半導体実装研究所

携帯電話に代表されるように家電製品は小さくなり、性能は上がっている。家電製品の中身を開けてみると、半導体などの電子部品が基板の上に組立てられている。3次元に電子部品を組み立て、高密度で高性能な機器の開発を目指して、平成23(2011)年4月に本研究所が開設された。場所は、福岡県糸島市に開設された「三次元半導体研究センター」内にある。先端半導体を3次元構造に組み立てるために必要な要素技術を開発し、設計から試作、解析、試験までの一連の工程を行うことができる。また、設計手法や信頼性試験方法などに関する標準化を行うことも目標としている。本学の研究員、大学院生だけでなく他大学、企業、福岡県産業・科学技術振興財団も参画した産学官が連携して研究開発を行う研究所である。(根拠資料 2-7 p. 160、2-21)

## 加齢脳科学研究所

高齢化社会の到来とともに認知症を呈するアルツハイマー病をはじめとしてさまざまな老年期疾患が急増してきている。本研究所では、まず疾患研究に予防薬学的知識を集結して疾患にならない体づくりのための研究を行う。同時に本疾患群がどのようにして発症するかを最先端の分子病態学レベルまで深く追究し、発症を最低限で食い止める新しい治療法、治療薬の開発を行う。これらの研究は大学病院の臨床医の研究と常に連携して学際的に推進する。具体的には、これらの目的を達成するために、食の領域で有益な物質を見だし(創食)、新しい治療ターゲットを探索(創薬)し、産学官連携研究機関として本学が

## 第2章 教育研究組織

ら新しい治療旋風を全国に先駆けて発信することを目的としている。(根拠資料 2-7 p. 161、2-21)

### ライフ・イノベーション医学研究所

平成 23 (2011) 年度に設立された本研究所は、ライフサイエンス領域における大学および企業から発信された最先端の研究成果を、医薬品・医療機器・健康関連商品などとして社会へ還元することをミッションとしている。その研究開発の過程の中で最も重要なプロセスである非臨床（試験管や動物などを用いた研究）から臨床（ヒトにおける研究）への橋渡し研究を中核に、新規なシーズの発掘から承認申請業務までを一貫して実施するプラットフォームの構築を目指している。併せて臨床研究人材育成や国際共同臨床試験の推進などを実践して、本学における企業発ライフサイエンス関連商品のアジアなどの国際市場における競争力の向上に寄与することを目指している。(根拠資料 2-7 p. 161、2-21)

### 国際火山噴火史情報研究所

平成 24 (2012) 年 4 月に、火山学の基礎的課題である火山噴火史に関する研究の情報収集と、発信拠点としてのデータベース構築、その情報の共有化・効率化を図るために、本研究所は設立した。今後、国内外での噴火史研究のための野外調査を実施し、その高分解能化を進めると共に、研究成果の集積・社会還元を目的に新たに創設する電子博物館を核とし、活用・応用として火山リスク評価やアウトリーチについても研究を進めていく。このことより、総合的な噴火史研究を実践する体制の確立や、研究より創出された知的財産の生産や商品化も目指している。また、収集される情報の量が、噴火史研究の質を飛躍的に向上させる可能性も期待されている。(根拠資料 2-7 p. 161、2-21)

### 複合材料研究所

現代社会において、多くの分野で、高度な機能を有する複合素材が望まれている。そこで、次世代の技術として期待されている複合素材技術の実用化の実績・経験を活かし、社会ニーズにあった複合素材の総合的開発を推進するために、平成 24 (2012) 年 4 月本研究所は開設された。本研究所では、この世界的に注目されている機能性素材を、環境への負荷を減らした技術で開発している。この研究は、汎用性が高く、利用範囲が広いことから、産業界との研究連携のテーマとして優れており、社会ニーズに対応した「環境低負荷製造技術」をいち早く標準化技術として開発、応用し、共通の産業技術を創出することでの社会貢献を目指している。(根拠資料 2-7 p. 161、2-21)

### 水循環・生態系再生研究所

これまでの都市開発に伴って、正常な水循環は失われ、生態系にも非常に大きなダメージが加えられてきた。この影響は、様々な事象として顕在化しており、私たちの生活に直接影響を及ぼし始めている。本研究所では、健全な水循環を回復させ、失われた生態系を再生していく技術を確認することを目的として、平成 24 (2012) 年 4 月に開設された。主な研究目標としては、①都市域において急速に失われてきた水循環を再生させる技術開発および仕組みづくり、②失われた生態系を再生する技術を確認するために様々な水域にお

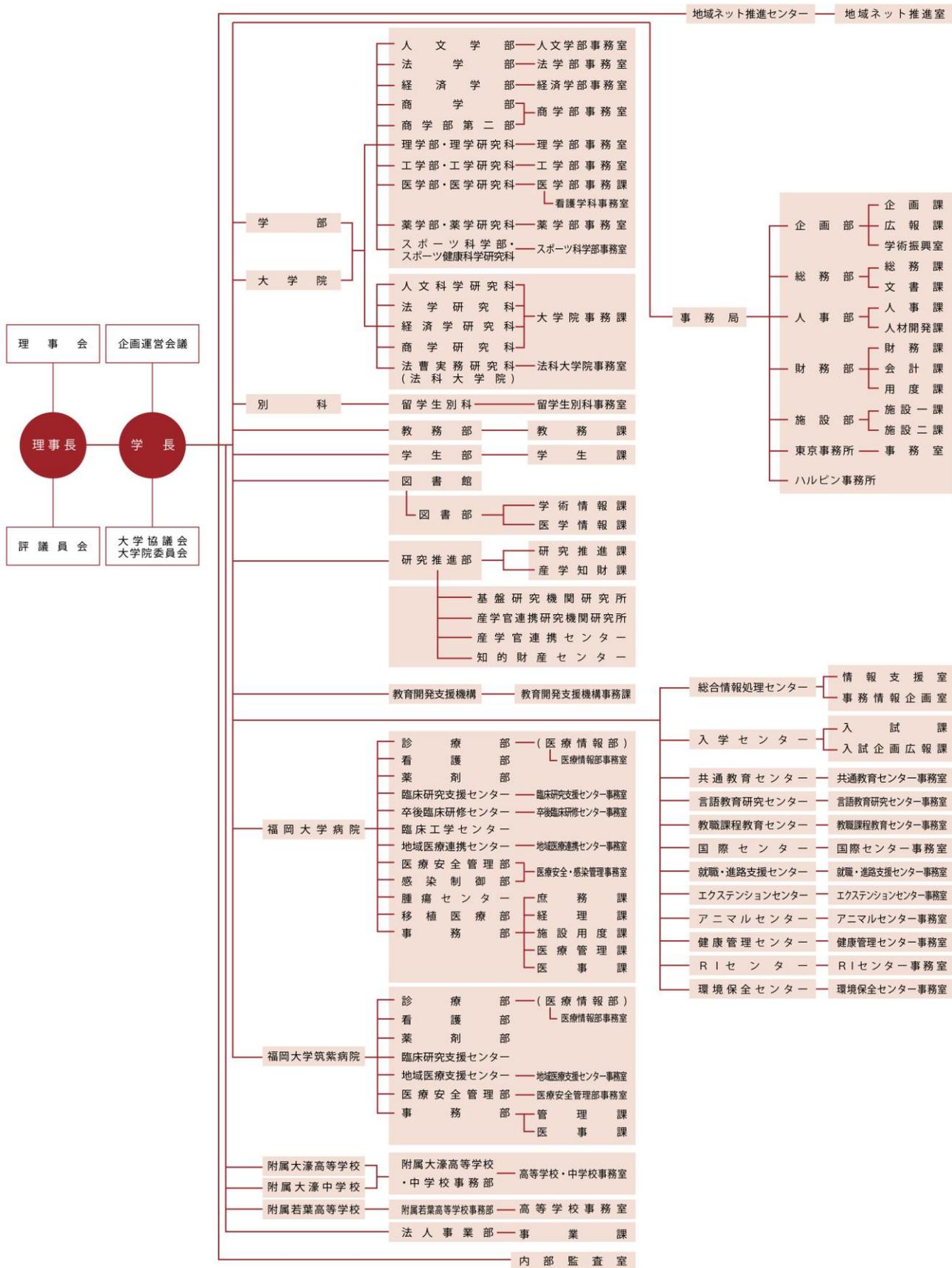
ける現象観測および研究開発の実施を掲げ、行政機関や民間企業と共同での研究開発を推進している。(根拠資料 2-7 p.161、2-21)

#### 福岡から診る大気環境研究所

アジア地域の経済発展は、人為的な大気環境変動を引き起こし、社会問題化している。本研究所は、アジア大陸からの越境物質と日本における人為的な排出物質の混合が始まる福岡において、大気組成変動の観測、医学的調査、観測手段の開発を組織的に行い、大気組成変動とその健康影響の実態とプロセスを解明することを目的として設置された。福岡大学は、最先端の研究を進めている他の研究機関等と協力して、総合的な大気環境観測を継続的に行ってきた。その観測を発展させるとともに、医学的な研究と融合させることで、福岡とそこに流入する大気の源流であるアジア地域の大気を診断し、健全なる地球環境の保全と社会の健康の増進に寄与することを目指している。(根拠資料 2-7 p.161、2-21)

## 第2章 教育研究組織

(平成26年4月1日現在)



**(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。****大学全体**

新たな学部や教育研究組織が設置される場合には、企画運営会議（学長・副学長・事務局長）において、本学の理念・目的に沿った組織であるのかという点検が行われることになる。しかしながら、既存の組織に関する適切性について、定期的な検証が十分にはなされていない。

**2. 点検・評価****基準2の充足状況**

「建学の精神」にもとづいた全人教育を実施するためには、様々な学問分野を学べる組織体制が必要であり、総合大学として多彩な学部、研究科（9学部31学科、10研究科34専攻）を有し、これらを支援する側面から各種センターが設置されており、充実した体制を構築している（根拠資料2-22）。

これらのことにより、本学の教育研究組織は、全人教育の実施という理念・目的を達成するために必要な体制がとられており、概ね本基準を充足していると判断する。

**(1) 改善すべき事項**

教育研究組織の適切性に関する定期的な検証が十分に行われていない。

**3. 将来に向けた発展方策****(1) 改善すべき事項**

自己点検・評価において、各部門が実施した自己点検・評価結果等も総合的に勘案し、教育研究組織が適切であるのかどうかを検証する（根拠資料2-23）。

**4. 根拠資料**

- 2-1 福岡大学公式ホームページ 大学紹介 歴史年表  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/chronology.html>
- 2-2 福岡大学公式ホームページ 大学紹介 沿革 福岡高等商業学校  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/history/>
- 2-3 福岡大学公式ホームページ 大学紹介 沿革 福岡大学  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/history/5th.html>
- 2-4 福岡大学公式ホームページ 大学紹介 三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/policy.html>
- 2-5 福岡大学公式ホームページ 建学の精神<既出1-2>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/foundation.html>

## 第2章 教育研究組織

- 2-6 福岡大学公式ホームページ 教育研究の理念<既出 1-5>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/ideal.html>
- 2-7 福岡大学案内 2015<既出 1-11>
- 2-8 学校法人福岡大学運営規則
- 2-9 福岡大学総合情報処理センター規程
- 2-10 福岡大学入学センター規程
- 2-11 福岡大学共通教育センター規程
- 2-12 福岡大学言語教育研究センター規程
- 2-13 福岡大学教職課程教育センター規程
- 2-14 福岡大学国際センター規程
- 2-15 福岡大学就職・進路支援センター規程
- 2-16 福岡大学エクステンションセンター規程
- 2-17 福岡大学教育開発支援機構規程
- 2-18 福岡大学公式ホームページ 教育 教育開発支援機構  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/education/education\\_development/](http://www.fukuoka-u.ac.jp/education/education_development/)
- 2-19 第22回教育開発支援機構運営委員会議事録（平成26年5月2日）
- 2-20 福岡大学研究推進部ホームページ 組織  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/soshiki/soshiki.html>
- 2-21 福岡大学基盤研究機関研究所ホームページ  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/kibansangaku/index.html>
- 2-22 福岡大学公式ホームページ 情報公表 組織図  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/organization/chart/>
- 2-23 学校法人福岡大学自己点検・評価規程
- 2-24 福岡大学病院パンフレット
- 2-25 福岡大学筑紫病院パンフレット
- 2-26 国際センターガイド
- 2-27 2014年度福岡大学エクステンションセンターパンフレット
- 2-28 平成26年度エクステンション講座パンフレット
- 2-29 福岡大学くじゅうの杜キャンパスパンフレット
- 2-30 福岡大学アニマルセンターパンフレット
- 2-31 2012 福岡大学環境未来オフィス活動報告

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

##### 大学全体

本学が掲げる「建学の精神」及び「教育研究の理念」を理解し、その達成に向けて活躍できる教員及び教員組織の実現を目指している。それぞれの学部、研究科、センターは、各自の専門性を生かした研究活動及び教育活動に専念できる人材を、本学の教員として求めている。また、本学の教育職員選考に関わる全学的な基準を示した「福岡大学教育職員資格審査基準」に、各職位において求められる教育上の能力について明記している（根拠資料 3-1）。

##### 学部

##### <人文学部>

本学部の求める教員像は、まずは本学が掲げる建学の精神と教育研究の理念を理解し、本学部の教育と研究の基本方針に共感し、本学部の正教授会で認められるに足る相応の教育能力と研究業績を有する人材であるが、これを明文化はしていない。

教員組織は、専門領域によって設置された学科を基礎単位とし、学生定員数に応じた十分な教員を配置している。その際、年齢構成やジェンダー・バランス、外国人の適正な配置にも配慮している。学科間の組織的連携体制については、各学科に主任を設置し、主任を中心として学部運営委員会を月1回開き、学部としての教育研究にかかる事項の議論や学科間の調整を行っている（根拠資料 3-2）。

各学科では、教員の編制方針として、多様な学術分野を包括できるような体制が整えられている。こうした多様な教員組織の連携については、それぞれの学科内では、学科会議や専門分野グループごとの会議等を通して、体制が整備されている。

##### <法学部>

教員像をはじめ人事については、「福岡大学教育職員資格審査基準」にもとづいている（根拠資料 3-1、3-3）。学部内の具体的な手続きは、法学部長を長とし、大学院法学研究科長、学部教育職員資格審査委員、大学院教育職員資格審査委員、大学協議員、教務委員から構成される人事委員会にて、採用人事・昇格人事をはじめとする人事案件について、どのような教員を求めるのか、昇格人事にふさわしいかを審議し、その結果にもとづいて法学部正教授会に提案し審議している（根拠資料 3-4、3-5）。正教授会での審議は、まず正教授会にて審査対象としてよいかを判断し、審査対象としてよいと判断された者について、同じ分野または関連分野の教授による業績審査を行い、この業績審査報告にもとづき正教授会にて審議する。これらの過程において、今、どのような人材を求めているか、教員組織の確さを明らかにしている（根拠資料 3-6、3-7、3-8、3-9、3-10）。

### 第3章 教員・教員組織

#### <経済学部>

新規採用人事における学部の求める人物像は、次のように内規に明文化されている（根拠資料 3-11 II-6）。

- ・ レフェリー制のある雑誌に採用・掲載された論文を有する者、およびこれに準ずる業績ある者を評価する。
- ・ 博士号を有する者、およびこれに準ずる業績のある者を評価する。
- ・ 全国大会レベルの学会での研究発表の実績をもつ者を評価する。
- ・ 大学人としてふさわしい人格を持ち、学部教育に貢献すると期待される者を評価する。

また、昇格人事においては、教授への昇格の場合、准教授への昇格の場合に分けて昇格基準が決められている（根拠資料 3-12）。これらが大学の求める教員像を明確にしている。

教員構成はカリキュラムの科目に対応して組織されておりカリキュラムによって明確化されている（根拠資料 3-13）。

教育に関する教員の組織的な連携体制としては、経済学科においてはコース制、産業経済学科においてはプログラム制をとっており、コース・プログラムが責任をもつ形になっている。これは学部内の了解事項であるが明文化されているわけではない。研究に関しては、特段の連携体制はなく、教員個人に任せられている。

#### <商学部>

本学部が求める教員像は、幅広い教養の基礎の上に個別専門分野での優れた研究・教育能力を発揮することにより、「商学研究を深化させ、研究成果を社会に還元すること」という商学部の理念と、商学科、経営学科、貿易学科、商学部第二部の掲げる教育目的の実現に資することができる人材である（根拠資料 3-14 第1条第2項第4号、第1条第2項第5号）。

このような教員像に留意しつつ、商学部における長期的な教育体制を維持するために、新規採用人事と昇格人事においては、教員の年齢、性別、キャリア等の点で偏りがないように配慮して教員組織を編制している。

#### <理学部>

本学部の教育理念・目的を達成するために、学科毎に教員の専門分野、研究業績、教育業績をホームページと理学部年報を発行して明確化している。教員は専門教育と共通教育担当に分類されているが、相互に調整して、各学科の専門教育、全学の共通教育、他学部・他学科の専門科目を担当している（根拠資料 3-15、3-16 p.6～8）。

#### <工学部>

本学部が求める教員の職位は、教授、准教授、助教、助手に分けられ、それぞれに応じた能力は「福岡大学教育職員資格審査基準」に明文化している。これに従って教員を任用している。また「工学部教授会規程」を定め、教育に関する責任の所在を明確にしている。さらに6学科の学科会議、各学科の主任から構成される主任会を適宜開き、教員の組織的な連携体制を構築している（根拠資料 3-1、3-17）。

### ＜医学部＞

医学部は人間性あふれるすぐれた臨床医の育成、地域社会への医療奉仕および重点的総合研究体制の確立を三つの基本理念・方針として開設されたものであるため、教員組織にそれが要求されている（根拠資料 3-18 p.96）。教育と研究と臨床にバランス良く力を注ぐことができる人材を求めてきた。特に医学科では、採用に関し、本学の規程以上に厳しい内規が現行で用いられている。特に准教授、専任講師採用および昇格人事に関しては、教授会で選出される准教授・講師選考委員会で審査が行われる。また、医学部の講座の主任教授選考にあたっては、毎回それぞれの選考委員が選挙にて選出され、約1年の期間をかけ正教授会での選考に至る（根拠資料 3-19）。教員組織の編制方法については、大学設置基準を十分に満たすこと、偏った教育体制とならないこと、実習や演習に十分な時間をかけること、男女共同参画推進のための女性職員の雇用の促進を図っている。教員像に関して詳細なものはないが、サイエンスの業績評価と人間性が評価の基準である。

看護学科は、教員に求められる能力・資質として、看護師、保健師の国家資格取得に繋がる専門的職業教育であることから保助看法、指定規則を満たし、かつ学部レベルの看護学の知見に富む内容を教授できる教員であることが望ましい。教員構成は教授、准教授、講師、助教、助手であり実習時間、科目担当時間数等で教員配置数を考慮している。助手は実習助手としてどの領域にも属さないとしている。教員の連携体制や教育研究については領域内や領域を超えた取組みをFD、学科等で支援するようにしている。

### ＜薬学部＞

本学部の教育組織は、6年制薬学教育の内容を体系化して構築している。組織は学系、講座、分野から構成され、組織的連携体制が十分確保されている。教育・研究に係る責任の所在も明確になるように編制されている。求められる教員像は、「専門領域に対応した教育上、研究上の優れた実績を有する者、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者であり、薬剤師免許を有することが望ましい」としている。

### ＜スポーツ科学部＞

教員に求める能力・資質は、資格審査基準に明示されている（根拠資料 3-1）。教員構成については、カリキュラムと研究の観点から明確化しているが、不足もみられる。また、教授が非常に多く、任期付きの助教・助手を除くと27人中19人を占める（根拠資料 3-2）。さらに、年齢層も高く若手教員が少ない（根拠資料 3-20）。

学部内業務については、教員の役割分担を明確にしており組織的な連携が図られている。一方、教育研究に係る責任の所在は明確であるが、研究業績には偏りがある（根拠資料 3-21 資料 2）。

## 研究科

### ＜人文科学研究科＞

教員の能力・資質等について研究科としての統一基準は「教員資格審査基準」以上のものはないが、専攻毎にその理念・目的および内容（担当領域・科目・職階・資格）に即して必要教員を配置している。なお、研究科教員は、人文学部関係学科教員として審査（教

### 第3章 教員・教員組織

育・研究業績、主要担当科目の模擬授業評価)・採用されることが前提となっているため、その能力・資質等はすでに一定程度担保されているといえる。また、研究科内の組織的連携や教育研究上の課題への対処については、研究科長のもと、学務委員および専攻毎に主任を置き、責任の所在を明確にしている(根拠資料 3-22、3-23)。

#### <法学研究科>

本研究科が求める教員像は研究科の理念・目的を理解した上で教育研究に精励する教員である。本研究科の教員組織は点検・評価項目(4)で詳述される資格要件を備えた専門分野に関し高度の研究上の指導能力があると認められる者によって通常委員会に組織される。選挙で選ばれた研究科長が主催する通常委員会は授業に関する事項、課程修了の認定、入学に関する事項その他を協議する。通常委員会に属する教員は二専攻に分けて配置されるが、大学院設置基準が定める教員数は、公法専攻の場合には、博士課程前期が6人、博士課程後期が6人である。民刑事法専攻の場合には、博士課程前期が6人、博士課程後期が6人である。専任教員の実員数は公法専攻の博士課程前期担当者が12人、博士課程後期担当者が6人、民刑事法専攻の博士課程前期担当者が11人、博士課程後期担当者が6人である。非常勤講師は7人である。性別による教員の適切な配置を見るならば、専任教員23人のうち女性は3人である。通常委員会の一切の事項に関する最終責任は研究科長にあるが、各専攻科にはそれぞれ専攻主任が置かれ、各専攻科の教育研究に責任を負っている(根拠資料 3-22、3-24、3-25)。

#### <経済学研究科>

福岡大学に準ずる。

#### <商学研究科>

本研究科が求める教員像は、本研究科の理念・目的を十分に理解した上で、教育研究につとめる教員である。本研究科では専門分野に関し、高度の研究上の指導能力があると認められる教員によって通常委員会が構成されている。通常委員会は授業に関する事項、入学に関する事項、課程修了の認定、教員人事等を審議し、必要な事項について報告が行われる。通常委員会のもとに改革小委員会がもうけられている(根拠資料 3-22、3-23、3-26)。

#### <理学研究科>

数理科学を含む自然科学の主要な分野における活発な研究活動を通じて、充実した大学院教育が行える教育研究組織を構築することが、教育研究組織の編制原理となっている(根拠資料 3-27 p.394、3-28 p.89~108)。教員に求める能力・資質等は「福岡大学大学院教育職員資格審査基準」に明文化してあり、これに従って教員を任用している(根拠資料 3-22)。また、定期的に関われる通常委員会および専攻主任会、さらに随時開かれる各専攻内の会議等により、教育研究組織は互いに関係性を持って、機能している。各部署においては、研究科長、大学院委員、学務委員、専攻主任がそれぞれ責任を担っており(根拠資料 3-29)、教育においては、学生それぞれに主指導教員および副指導教員が定められている(根拠資料 3-30)。

#### ＜工学研究科＞

博士課程前期及び修士課程での論文指導教員（㊸）と講義担当教員（M）の資格審査の基準、博士課程後期での論文指導教員（㊸）と講義担当教員（D）の資格審査の基準を明文化している。教員のほとんどが工学部教員を兼務しており、教員の職位に応じた能力は「福岡大学大学院教育職員資格審査基準」に明文化している。これに従って教員を任用しており、教育に関する責任の所在を明確にしている。更に、各専攻での専攻会議、各専攻の主任から構成される専攻主任会を適宜開き、教員の組織的な連携体制を構築している（根拠資料 3-22、3-23）。

#### ＜医学研究科＞

「特定の専門分野で深い医学・生命科学の研究を行い得る基礎・臨床医学研究者と優れた臨床研究を遂行できる臨床医を養成する」という理念にもとづいて教員組織の編制を進めている（根拠資料 3-31）。しかし、他の多くの大学と同様、医学研究科教員は学部教員ないし病院職員の兼務であり、採用・昇格は、実質的に学部及び大学院教員としての両面の資質・業績の総合的評価によって行っている。教員の選考は、福岡大学大学院教育職員資格審査基準に依っているが、教員組織の編制方針は明文化していない（根拠資料 3-22）。教員の組織的な連携体制と教育に係る責任の所在に関しては、各専攻分野で明確に規定している（根拠資料 3-32 p.1～2、337～353）。

#### ＜薬学研究科＞

専門分野について教育・研究上の優れた実績を有する者で、かつ、担当分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められた者が配置されている（根拠資料 3-22、3-33）。

#### ＜スポーツ健康科学研究科＞

教員に求める能力・資質は資格審査基準として明確にされている（根拠資料 3-22）。

#### ＜法曹実務研究科＞

法科大学院教員として、研究者教員と実務家教員から構成されており、教育経験、研究実績、実務上の実績を有する者であることが必要であることは、「福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準」に明示している（根拠資料 3-34）。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

大学全体

学部・研究科は、それぞれの教育目標を実現するための教育課程を編制しており、その教育課程に沿って教員組織を編制している。授業科目を担当する教員を採用するので、教育課程に相応しい教員組織となっている。学部・研究科、その他の組織の教員組織の専任教員の配置は、大学設置基準に定める必要専任教員数を充足するよう構成し、また、採用の際には、特定の年齢に偏らないよう配慮している（根拠資料 3-20）。

学部

<人文学部>

本学部の教員組織については、「大学基礎データ」に示しているように、必要専任数を満たしており、適切に配置されている。本学部の教員組織の特徴として、人文学に関する多様な専門領域をカバーする教員組織の体制が挙げられる。この点は特に各学科において、教育課程や授業科目との関連性を踏まえ、次に掲げるような領域を包括する教員組織の整備を進めることで、教育課程に相応しい組織体制を維持している。

文化学科専門教育科目は、思想史科目群と比較文化科目群に大別される。これに対応する教員組織は、思想史系が西洋哲学（3人）、倫理学・論理学（1人）、東洋思想（1人）、日本思想（1人）、宗教学（2人）、美学・美術史（2人）であり、比較文化系が心理学（4人）、社会学（3人）、文化人類学（3人）、地理学（3人）となっている。

歴史学科は、日本史、東洋史、西洋史、考古学の4専修に分かれ、それぞれ4人、3人、3人、2人の専任教員を擁している。それぞれの専修に属する教員は、日本をはじめとして、洋の東西を問わず全時代における諸分野を分担してカバーする形をとっている。

日本語日本文学科は、古代日本語学上代文学1人、近代日本語学1人、現代日本語学および日本語教育1人、中古文学1人、中世文学1人、近世文学1人、近代文学3人となっており、すべての時代にまたがって専門教員が配置されている。また本学の精神に合致し、学部の精神にも合致する国際性という観点から、近代文学および比較文学の専門教員1人を備えている。

教育・臨床心理学科、教育分野については、教育学の主要領域（教育哲学、教育史、教育社会学、教育方法学、教育行政学、教育制度学、社会教育学等）を担当できる教員（8人）を配置している。また、学校現場経験を有する教員（3人）も配置している。臨床心理分野は、対象となる領域（医療、福祉、教育）と実践手法（精神分析、行動療法、クライエント中心療法）を網羅する形で、8人の教員を配置している。

英語学科は、学術研究分野を大きく4つのグループ（英語学分野、スピーチ・コミュニケーション分野、イギリス文化・文学分野、アメリカ文化・文学分野）に分け、それぞれの分野の授業を専門に研究する教員が担当している。具体的には、英語学：7人（英語ネイティブ教員1人）、スピーチ・コミュニケーション：9人（英語ネイティブ教員3人）、イギリス文化・文学：8人（英語ネイティブ教員1人）、アメリカ文化・文学：8人（英語ネイティブ教員1人）となっている。

ドイツ語学科は、学科の専門教育科目は「ドイツ文学・ドイツ語学・ドイツ事情」という3つの柱より成る。研究のコアとしての専門分野別にはドイツ文学専攻6人、ドイツ語

学（ドイツ語文献学も含む）専攻4人、ドイツ事情（日独比較文化学も含む）専攻2人という専任教員体制である。専任教員男女比は9：3である。内ドイツ語ネイティブ教員は2人（男1、女1）である。

フランス語学科は、フランス文学に係る専門5科目およびフランス事情に係る専門4科目を担当するために、フランス文学を専攻する10人の専任教員を配置している。フランス語学に係る専門5科目を担当するために、フランス語学を専攻する2人の専任教員を配置している。その中で、フランス語ネイティブ教員が2人配置されている。

東アジア地域言語学科は、中国コースが4人、韓国コースが3人である。その他、共通教育担当者としてスペイン語担当の2人の教員が所属する。中国コースの4人の専門は、古典文学・近現代文学・文化人類学などに分かれている。韓国コースの3人の専門は、歴史・文学・語学に分かれている。

#### <法学部>

本学部教員は35人で、教授22人、准教授8人、講師5人であり、うち女性教員は6人、外国人教員は2人となっている（根拠資料3-35）。法学部には法律学科と経営法学科の2学科を設置しているので、それぞれの学科に相応しい科目を配置し、これらの科目について研究業績、教育業績、実務経験・業績を有する教員が、その専門とする科目を中心に授業を担当している。授業担当者は、教授会の審議を経て決定している（根拠資料3-36）。

#### <経済学部>

カリキュラムが教員組織の編制方針となっている。授業科目を専門領域とする教員を採用しているので、教育課程に対応した教員組織となっている。これは研究者情報と開講科目を参照することで確認できる（根拠資料3-13、3-15）。

#### <商学部>

設置基準上定められた商学部の必要専任教員数は、商学科13人、経営学科13人、貿易学科11人、商学部第二部の必要専任教員数は、商学科5人であるが、現在、各学科はこれを上回る数の教員を配置している。内訳は、商学科15人、経営学科16人、貿易学科12人、商学部第二部商学科5人（兼担）、共通教育担当1人（兼担）である。職位別の内訳は、教授34人、准教授12人、講師2人、助教1人である。また平成26（2014）年5月1日現在の在籍学生数は3,659人であり、内訳は、商学科1,000人、経営学科1,073人、貿易学科783人、商学部第二部商学科803人である。商学部では、6人の兼任教員を含む全体で49人の教員が商学部と商学部第二部の教育を担当しているので、商学部第二部の学生を加えると教員1人あたり学生数は75人になる。入学定員を平成18（2006）～平成26（2014）年度に、商学部において650人から605人へ、商学部第二部において200人から165人へ削減し、またこの間新規に教員を採用した結果、多人数クラスは減少してきている。平成26（2014）年度で受講生が400人を超える講義は1であり、また300人を超えるものは13（非常勤担当4科目を含む）である（根拠資料3-37）。

平成26（2014）年度において、主要科目への専任教員の配置については、分野別にみると、商学部においては流通・マーケティング分野5人、金融分野3人、保険分野2人、交

### 第3章 教員・教員組織

通分野2人、商業史分野2人、情報・サービス分野3人、経営学科においては経営分野10人、会計分野10人、貿易学科においては国際ビジネス分野2人、貿易分野3人、各国経済分野4人、国際金融分野3人となっている。なお、ゼミ担当者にはすべて専任教員を充てている。また主要な基礎的専門科目（必修科目と選択必修科目）については、商学部第二部における4科目を除いて、全て専任教員が担当している。専任教員が担当しない主要専門科目数は、商学科では1（主要専門科目の総数64）、経営学科では16（同67）、貿易学科では14（同70）、商学部第二部では24（同104）である（根拠資料3-38、3-39、3-40、3-41）。

以上のことから、商学部および商学部第二部の教育課程に相応しい教員組織が整備されているといえる。

#### <理学部>

教育上主要と認める科目については原則として専任の教授または准教授が担当し、主要科目以外は専任の教授、准教授、講師または助教が担当している（根拠資料3-42）。各学科とも専任講師以上の教員で構成される教室（運営）会議で学科主任を議長としてカリキュラムや講義内容等を検討し決定している。その運用には上述の会議で選任された教務連絡員が学部他学科との調整や種々の原案作成を行い、教室会議で検討、承認している。応用数学科では演習やレポート課題に対して、ティーチング・アシスタントがレポートの点検、質問への対応など授業の補助的役割を有効に果たしている。物理科学科、化学科、地球圏科学科では実験、実習科目や卒業論文などの専門科目の補助員として、ティーチング・アシスタントが大きな役割を担っている。

#### <工学部>

専任教員は、各学科それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。専任教員でカバーしきれない分野については学外から優秀な人材を非常勤講師として任用している。また、各学科とも数多くの実験、実習、演習が設けられており、その補助のために助教、助手、ティーチング・アシスタント、教育技術職員などを配置している。本学部では、学科ごとに専任教員の定員を定めている。また、教員の担当科目は教授会の承認事項である。現在、教授52人、准教授18人、すべての学科で専任教員数は大学設置基準を満たしている（根拠資料3-43）。

#### <医学部>

本学部の学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備している。本学は全人教育が総合大学としてのモットーであるため、1-2学年時に関しては、共通教育センターでの指導教育下に、医学に特化しない全人的教育が行われている。総合大学であるため、教育課程にふさわしい教員が存在する（根拠資料3-44、3-45）。

医学科には、教育計画部、医学教育推進講座を開設し、早期より医学教育を実践している。

看護学科の専任教員は6人の欠員のまま平成26（2014）年度を迎え、現在は非看護系2人を含む教授6人、准教授9人、講師4人、助教7人、助手4人、計30人である。よって、専任教員1人当たりの在籍学生数は16.7人であり、平成25（2013）年の11.9人から5人

も増えており、講義・演習、実習、研究に十分な指導が出来る人数ではない。実践力のある看護師の育成を目指しているが、教員1人に課せられる時間と労力は極めて大きい。

#### <薬学部>

各教室に教授1人、准教授（講師）1人を配置している。各々に対し、助教（助手）1人を配置して教育・研究を支援している。そのため、組織的連携体制が確保されており、教育・研究に係る責任の所在が明確になるように編制されている。各教員が担当する授業科目の適合性についても授業評価アンケート結果の教授会公表によって適合性が判断される（根拠資料3-46）。

#### <スポーツ科学部>

非常勤講師で対応してきた分野の新規採用に加え、新カリキュラムに沿った人事も加わり、カリキュラムと研究に沿った教員組織で編制されてきている。年度初めの大学紀要（根拠資料3-47）に前年度の研究業績、教育業績、指導実績を掲載することにより、授業科目と担当教員の整合性を判断する材料の一つとして活用しており、9割の教員が掲載するようになった。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

本研究科の教員は各専攻の教育研究組織の編制に応じて必要人数が配置されているが、その能力・資質は専攻毎に担当領域・担当科目・職階に即して設けられた要求水準（内規）に照らしてその教育・研究業績及び適合資格が審査され、研究科通常委員会（小委員会）および全学資格審査委員会の審査承認という手続きで判断される。現時点での各専攻における担当教員資格所持者数は博士課程前期、同後期とも設置基準を満たしている（根拠資料3-23、3-48）。

#### <法学研究科>

本研究科は上述のように学則の編制方針に則った教員組織を整備している。授業科目と担当教員の適合性は担当教員を決定する通常委員会、人事に関する事項を協議する博士課程前期小委員会および博士課程後期小委員会で議論される（根拠資料3-24 第9条～第12条）。昨年度から各専攻に専攻主任が置かれている。このため、研究科長、大学院委員、学務委員、専攻主任の間で人事問題に関する事前打ち合わせが容易になった。研究科担当教員の資格要件は大学院教育職員資格審査基準に関する規程で明記され、担当教員は学則に従って配置されている（根拠資料3-22、3-25）。

#### <経済学研究科>

経済学研究科の博士課程前期においては、「経済史学」「理論経済学」「応用経済学・経済政策学」「計量経済学・統計学」「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野を設け、各教員の研究分野にもとづく授業分担を図っている。経済学研究科の博士課程後期においても、各教員の研究分野と密接に関わる教育課程を設け、博士課程前期よりも高度かつ専

### 第3章 教員・教員組織

門的な内容について指導できる体制を整えている（根拠資料 3-28 p. 69～76、3-49）。

#### <商学研究科>

本研究科では、上述のように人材養成の目的を十分実現できる教育・研究上専門的能力を備えた人材を求めているが、商学、経営学に関する幅広い専門領域をカバーし得る専任教員を配置できている。平成 26（2014）年度現在の専任教員数は 35 人である。内訳は、教授 28 人、准教授 7 人である。科目は商学、貿易、経営、会計の 4 つの系列に分けており、それぞれの教員配置は、商学系列 11 人、貿易系列 8 人、経営系列 9 人、会計系列 7 人となっている。

専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、博士課程前期 1.11 人、博士課程後期 0.67 人である。なお、専任教員の職位・年齢別構成は、30 歳以下の教員 0 人、31～40 歳の教員 6 人、41～50 歳の教員 5 人、51～60 歳の教員 10 人、61～70 歳の教員 14 人となっている（根拠資料 3-50）。

#### <理学研究科>

新任教員を採用する際には、前任教員の研究分野、担当科目、最新の研究動向や社会の要請も検討した上で、採用分野を決めており、編制方針との整合性に配慮がなされている（根拠資料 3-22、3-23）。研究分野、担当科目が決まれば、活発な研究活動と充実した教育が行える最適の人材を求めて一般公募を行っており、採用に当たっての教員資格についても、規程に明記された適用条項に沿って資格審査を行っている（根拠資料 3-22、3-23）。また、研究指導教員、研究指導補助教員の適正配置や、教授・准教授の人数構成についても点検を行っている（根拠資料 3-51）。

#### <工学研究科>

専任教員は、各専攻それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。専任教員でカバーしきれない分野については学外から優秀な人材を非常勤講師として任用している。また、各専攻とも特別研究、特別演習が設けられており、助教、助手、教育技術職員などが補助している。工学研究科では、専攻ごとに専任教員の定員を定めている。また、教員の担当科目は通常委員会の承認事項である。現在、教授 54 人、准教授 16 人、講師 1 人で専任教員数は全ての専攻で大学設置基準を満たしている（根拠資料 3-28 p. 122～139）。

#### <医学研究科>

博士課程では、6 専攻分野の 46 専攻科目を 48 人の研究指導教員と 106 人の研究指導補助教員が担当しており、学生の収容定員（1 学年 30 人）に対しては十分な数である（根拠資料 3-52 p. 5、3-53）。修士課程では、現状では 3 つの専門領域に対して、1 学年 6 人の定員に対し、8 人の研究指導教員、2 人の研究指導補助教員、7 人の科目担当教員（うち 3 人は医学科所属教員）を配している（根拠資料 3-54 p. 12、3-55）。授業科目と担当教員に関する事項、課程修了の認定、入学に関する事項、学位論文の審査、学位論文作成担当の人事に関する事項等は、博士課程小委員会あるいは修士課程小委員会で審議している。博士課程では、研究指導教員から学位論文資格審査委員を選出している（根拠資料 3-56、3-57）。

＜薬学研究科＞

各教室に教授1人、准教授（講師）1人を配置している。各々に対し、助教（助手）1人を配置して教育・研究を支援している。教授22人中21人は博士課程研究指導教員であり、その教員の責任のもと、連携して学生の教育、研究指導にあたっている（根拠資料3-28 p.169～173、3-58、3-59）。

＜スポーツ健康科学研究科＞

博士課程前期には6つの部門（体育学、体力学、スポーツ医学、体育科教育学、コーチ学、運動健康学）、博士課程後期には2つの部門（健康運動科学、スポーツトレーニング科学）が配置されているが、その各々に論文指導教員が適正に配置されている（根拠資料3-28 p.175～182）。博士課程前期については博士課程前期小委員会、博士課程後期については博士課程後期小委員会が当該教員の研究業績および教育業績を審査し、授業科目と担当教員の適合性を判断している（根拠資料3-22）。

＜法曹実務研究科＞

法律基本科目毎に専任教員数は明示されており、それに従って教員構成がなされている。教科の担当や資格は採用時に厳格な審査によって適正に配置されている（根拠資料3-60）。

**(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**

**大学全体**

採用ならびに昇格人事は、全学共通の審査基準や審査手続規程にもとづき、学部教授会あるいは研究科小委員会、教育職員資格審査委員会及び大学協議会において十分な協議を行い決定される（根拠資料 3-1、3-3、3-17、3-22、3-23、3-34、3-61 第 21 条、第 28 条、3-62）。

**学部**

**<人文学部>**

本学部では、教員の採用・昇格はすべて大学の規程に従って、適切に行われている（根拠資料 3-1、3-3）。

教員の募集・採用は、教授会での教員募集開始の承認、各学科による候補者の選考、教育職員資格審査委員による審査、正教授会での承認というプロセスとなっている。本学部の教員募集は、すべて公募で行われる。学科での候補者選考では、教育・研究業績の書面審査および面接審査が行われており、教育能力を測ることを目的に面接の際に模擬講義を課す学科もある（文化学科、教育・臨床心理学科）。教員の昇格については、各学科での審議の後に、採用と同様に教育職員資格審査委員による審査を経て、正教授会で承認するというプロセスになっている。

このように本学部では、教員の採用・昇格において、教育職員資格審査委員による審査を独自に設定することで、より適切なプロセスを確保している。

**<法学部>**

教員募集は、平成 26（2014）年度 4 月採用人事から、公募を原則としている。公募にあたり、人事委員会、正教授会にて、必要とする科目、人数等を検討して公募している（根拠資料 3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10）。昇格人事については福岡大学教育職員資格審査基準にもとづき行っており（根拠資料 3-1、3-3）、学部内の基準は明文化はしていないが、申し合わせにより、単に在職年数のみならず、業績を人事委員会にて審査し、その後、正教授会にて昇格審査対象としてよいかを諮り、承認されると業績審査を行う。業績審査は論文、著書が中心であるが、その他の研究業績、教育業績を含む学内での業績等も対象としている。業績審査の結果にもとづき、正教授会で昇格の是非を決定する。なお、非常勤講師に関しては、平成 15（2003）年 12 月に、採用手続に関する申し合わせを明文化している（根拠資料 3-63）。

**<経済学部>**

教員の募集・採用・昇格等に関しては、学部の内規によって規程化され手続きが明確化されている（根拠資料 3-11、3-12）。新規採用人事、昇格人事においては、常に該当する内規を参照し、その定めるところに従って人事を行っている。

新規採用人事においては、レフリードペーパー重視の原則のもとで、公募応募者リストの配布、業績の閲覧（1 週間以上）、採用候補者の推薦、教授会での採用候補者の決定、研究発表、教授会での討議と最終候補者の選出、正教授会での投票、という流れで審査が進

められる。昇格人事においては、一定の期間（1週間以上）、業績の閲覧が行われ、レフロードペーパーを重視するという原則のもとで、教授会の議論、正教授会の投票によって、審査が行われる。実際の経過は、教授会議事録で確認でき、公正な人事が行われている（根拠資料 3-64、3-65、3-66、3-67）。

#### <商学部>

商学部における教員の募集・採用は、過去30年以上慣例として厳密に踏襲されてきた次の手続きを経て、適切に行われている。

- ① 各学科の全専任教員で構成される学科会議において、欠員補充のための募集・採用の開始の是非を検討する。
- ② 学科会議において募集が決定された場合には、商学部正教授会において、学科主任が申請科目に係る教員の募集を提案する。
- ③ 正教授会において募集が承認された場合、学科会議において、募集期間、募集方式（公募方式か推薦方式か）、選抜方法（模擬授業を課すか否か等）を決定する。募集締め切り後、学科会議が最終候補者とその申請資格を決定する。申請資格の決定は、「福岡大学教育職員資格審査基準」にもとづいて行われる（根拠資料 3-1）。
- ④ 学科主任が、正教授会において最終候補者の審査と申請資格を提案する。提案が承認された場合には、選考責任者となる主査を、正教授会は協議によって決定する。
- ⑤ 正教授会の全メンバーの間で主要業績を回覧する。
- ⑥ 「福岡大学教育職員資格審査手続きに関する規程」にもとづき、構成員の4分の3以上が出席した正教授会において、出席者の3分の2以上の多数による議決をもって採用を承認する（根拠資料 3-3）。

昇格人事については、商学部の内規「昇格審査について」にもとづいて進められるが、昇格人事の発議に当たって学部長が学科主任、関係教員、教育職員資格審査委員、および昇格候補者と必要な連絡を取りながら進めることを除けば、募集・採用と同様の手続きを経て決定される。昇格の条件は、講師から准教授への昇格の場合、講師での教育研究歴3年以上かつ研究業績が論文3本以上あること、また准教授から教授への昇格の場合、准教授での教育研究歴5年以上かつ論文5本以上あることである（根拠資料 3-68）。

#### <理学部>

各学科とも採用人事は公募制で行っている。公募要領を全国の大学の各教室や研究機関に郵送し、各学会の機関誌や協会誌さらに各分野関係のメーリングリストにも掲載して広く周知を図っている（根拠資料 3-69）。

人選では教育研究の理念・人材養成の目的が達成されるよう、専門分野の構成や年齢構成のバランスに配慮して、研究業績だけでなく、教育業績や人物・協調性・将来性なども含めて総合的に評価している。昇格は各学科内の昇格規程を満足する候補者に対して研究業績・教育業績・教育行政に対する貢献度などを総合的に評価して決定される。これらの人事は各学科内の正教授による教室会議（人事委員会）で審議され、各学科内の教室会議で決定される。応募した候補者について、書類選考により3人程度に絞り、必要に応じて業績発表と面接を課している。各学科で決定した候補者について、2回の主任会および学部

### 第3章 教員・教員組織

正教授会の議を経て、全学の教育職員資格審査委員会で教育職員資格審査基準にもとづき、適格判定を受けて大学協議会で最終決定される（根拠資料 3-1、3-3、3-70、3-71、3-72）。

#### <工学部>

教員の募集、採用、昇格については学内の規程にもとづいて適切に運営されている。すなわち、各学科会議において協議された後、人事案件について 2 回行われる主任会、教授会の承認を経て、全学的な教育職員資格審査委員会で決定される。教員の募集は公募形式をとっている（根拠資料 3-1、3-3、3-73）。

#### <医学部>

医学科では、本学の規程以上に厳しい内規が現行で用いられているが、特に准教授、専任講師採用および昇格人事に関しては、教授会で選出される准教授・講師選考委員会で審査が行われる。また、講座の主任教授選考にあたっては、毎回それぞれの選考委員が選挙にて選出され、約 1 年の時間をかけ正教授会での選考に至る。採用・昇格でのトラブルはない。医学部、医学研究科等メディカルゾーンとして、統一された採用・任免基準が必要である（根拠資料 3-74）。

#### <薬学部>

「教育職員資格審査基準」（根拠資料 3-1）にもとづき選考しており、講師以上の教員採用については「学部内規」（根拠資料 3-33）によって全国公募制を採用している。すなわち、学部長を委員長とする選考委員会（7 人）を立ち上げ、応募者の履歴、業績、教育・研究能力、および人物などについて調査・審議の上候補者 2 人を選定する。これを正教授会で審議して最終候補者を決定し、教育職員資格審査委員会へ上程している。昇格人事についても同様の議を経て決定している。助教から 7 号講師への昇格は、学部申し合わせ（根拠資料 3-75）を遵守して行っている。助手から助教への昇格は「昇格申請基準申し合わせ」（根拠資料 3-76）に該当すれば正教授会で審議される。

#### <スポーツ科学部>

教員の募集には公募制を採っており、公募条件は正教授会での承認を得て公表される。応募者の中から、学部人事委員会にて原案を作成し正教授会に提案する。数名以内を選考し、2 次審査でのプレゼンテーションと面接実施後、正教授会構成の 3 分の 2 以上の賛成を得て採用候補者が決定する。しかし、なかなか人事が進まない現状にある。

昇格については、正教授会において内規に沿って審議し、適切に行われている（根拠資料 3-77、3-78、3-79）。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

本学の大学院担当教員は関係学部教員として募集・採用されることが前提となるため、大学院（研究科）として独自の募集・採用手続きはない。しかし、専攻毎に関係学科教員の中から大学院教育職員資格審査基準に照らして当該専攻の理念・目標に資する能力を有

する教員の大学院科目担当資格を通常委員会（小委員会）に諮るという手続がとられている（根拠資料 3-22、3-23）。

#### <法学研究科>

大学院担当教員は、学部教員と兼担であるため、教員の募集、採用に関しては学部人事委員会が候補者に関する原案を作成し、学部正教授会がこれを慎重に審議して全学的な教育職員資格審査委員会への推薦を決定する。そのあと所定の審査手続を経て採用が決定される。研究科長と大学院教育職員資格審査委員（2人）の3人が学部人事委員会の構成員である。本研究科はこの方法で人事委員会において研究科の要望を表明する。人事委員会がこの要望を十分に考慮することは慣例である。この人事委員会の前に大学院の役職者間で人事に関する意見調整が行われる。大学院教育職員への昇格に関しては、博士課程前期の研究指導教員で構成する博士課程前期小委員会と博士課程後期の研究指導教員で構成する博士課程後期小委員会が大学院教育資格審査基準の要件を満たす研究指導教員の適格者をそれぞれ全学的な大学院資格審査委員会に推薦し、当該資格審査委員会および大学院委員会の議を経た後にこれを決することになっている（根拠資料 3-22）。

#### <経済学研究科>

経済学研究科の専任教員は全て経済学部の専任教員でもあり、公募によって採用されている。また、昇格については、必要とされる具体的な基準を、経済学研究科の申し合わせの中で明文化している（根拠資料 3-22、3-80、3-81、3-82）。

#### <商学研究科>

商学研究科の教員人事は、「福岡大学大学院教育職員資格審査基準に関する規程」「福岡大学大学院教育職員資格審査手続きに関する規程」に則って、公正かつ厳格に実施している。本商学研究科は、商学部の専任教員を任用しているため、新任教員の公募は行っていない。なお、申請に当たっては「商学研究科教育職員資格審査基準に関する申合せ」により条件が規定されている（根拠資料 3-22、3-23、3-26）。

審議手続きについては、前期課程および後期課程ともに、研究科長が大学院教員任用資格を満たした教員本人の了解を得たうえで、資格審査に関わる申請書および必要書類を作成する。

提出された申請書および必要書類にもとづいて、研究科長および資格審査委員による書類審査を経たうえで、研究科長が商学研究科前期・後期小委員会に提案する。

商学研究科前期・後期小委員会で「商学研究科教育職員資格審査基準に関する申し合せ」の定めに従い審議し、議決する。議決にあたっては、それぞれ構成員の3分の2以上の出席と、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

議決された案件については、全学の「大学院教育職員資格審査委員会」に上程し、所定の審議を経て、議決が行われる。

#### <理学研究科>

教員の募集・採用・昇格等の手続きについては学則規程に明確に定められており、資格

### 第3章 教員・教員組織

審査においても、規程に明記された適用条項に沿って適切な資格審査・教員人事を行っている（根拠資料 3-22、3-23）。採用人事は公募制で行い、書類選考・面接を通じて各専攻で決定された候補者は、専攻主任会で 2 回の審議を行い、前期小委員会または後期小委員会の議を経て、全学の資格審査委員会・大学院委員会に上程している（根拠資料 3-83、3-84）。

#### <工学研究科>

教員の募集、採用、昇格については母体となる学部学科内の規程にもとづいて適切に運営されている。すなわち、各学科及び各専攻会議において協議された後、人事案件について 2 回行われる専攻主任会、博士課程前期・後期小委員会の承認を経て、全学的な教育職員資格審査委員会で決定される。新規の教員募集は公募形式をとっている。昇格は、学内規程にのっとり、採用の場合と同様に、2 回の専攻主任会及び博士課程前期・後期小委員会で審議、承認後、全学的な資格審査委員会で決定される（根拠資料 3-22、3-23）。

#### <医学研究科>

大学院博士課程専任の教員は現時点では存在せず、すべて医学部あるいは病院の兼任教員であるため特別の募集は行っていない。大学院の教員の採用・昇格に関わる事項は、福岡大学大学院教育職員資格審査に関する規程にもとづき、本研究科の小委員会における審査とそれにつづく大学の大学院教育職員資格審査委員会での審査結果にもとづいて行われる。主な審査内容は、研究歴と過去の研究業績である（根拠資料 3-22、3-23）。

#### <薬学研究科>

薬学部では、「教育職員資格審査基準」（根拠資料 3-1）にもとづき選考しており、講師以上の教員採用については「学部内規」（根拠資料 3-33）によって全国公募制を採用している。すなわち、学部長を委員長とする選考委員会（7 人）を立ち上げ、応募者の履歴、業績、教育・研究能力、および人物などについて調査・審議の上候補者 2 人を選定する。これを正教授会で審議して最終候補者を決定し、教育職員資格審査委員会へ上程している。昇格人事についても同様の議を経て決定している。助教から 7 号講師への昇格は、学部申し合わせ（根拠資料 3-75）を遵守して行っている。助手から助教への昇格は「昇格申請基準申し合わせ」（根拠資料 3-76）に該当すれば正教授会で審議される。

薬学研究科では、上記教員に対して、研究科小委員会において研究指導教員としての適合性を審議し、適格と判定されたものを大学院教育職員資格審査委員会へ上程する（根拠資料 3-85）。

#### <スポーツ健康科学研究科>

教員の採用に関しては大学院に人事権がなく、研究科教員の採用は学部に依存している。昇格に関しては研究科独自のポイント表が作成され（根拠資料 3-86）、それにもとづいて、博士課程前期では博士課程前期小委員会、博士課程後期では博士課程後期小委員会が当該教員の資格を適正に審査している（根拠資料 3-87、3-88）。

<法曹実務研究科>

教員の募集・採用・昇格は「福岡大学法科大学院教育職員審査基準」及び「法科大学院専任教員の採用の手続きについて」にもとづき厳格に行われている(根拠資料 3-34、3-89)。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### 大学全体

本学における組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善をさらに推進するため、平成 24 (2012) 年 4 月に、全学横断的な組織として「教育開発支援機構」を開設した。同機構には、「教育 FD 支援室」と「教育学修支援室」を設けたほか、教員・職員・学生の三者が自由に語り合うことができる場として「教育サロン」を設置した（根拠資料 3-90）。

同機構では、新任教育職員研修を開催しており、授業のデザインや成績評価など大学教員として求められる知識や能力の獲得に資する研修も受講を必須とするなど、新任教育職員の資質の向上に注力している（根拠資料 3-91）。

さらに、各学部及び教育関連の各センターでは、PDCA サイクルによって教育改善を図る「教育マネジメントサイクル活動」を通じて組織的・継続的に教育効果を高める取り組みを行っているほか、教員同士で相互に講義を参観しあう授業公開制度を実施している。また、教員自身の授業の振り返りと授業改善に役立てるために授業アンケートを実施している（根拠資料 3-92、3-93、3-94）。

##### 学部

###### <人文学部>

学部では、教員の資質向上の方策として、教育面では学部内に FD 委員会を組織し、各学科に FD 委員を置いている（根拠資料 3-2）。具体的な取り組みとしては、授業改善を目的に授業アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックしている（根拠資料 3-95）。学科によっては、アンケート結果を学科内で共有することで教育改善に活用している事例もある（ドイツ語学科、東アジア地域言語学科）。平成 25 (2013) 年度からは、学部としての組織的な活用を促進するために、授業アンケートの項目の全面的な見直しならびに結果の活用にかかる議論（6 回の委員会の開催）を行っている（根拠資料 3-96）。また、学外で開かれる研修会に年間 3 人を派遣する体制（旅費の支給等）を整えている（根拠資料 3-97）。

研究面については、海外の研究機関での在外研究制度を整備しており、毎年 1~2 人が派遣されている。また国内研修制度もあり、毎年 1 人程度が同制度を利用している（根拠資料 3-98）。さらに、平成 25 (2013) 年度からは、研究時間の確保を通じた研究能力の育成を目的に、研究サバティカル制度の検討を学部運営委員会ならびに教授会で開始している（根拠資料 3-96）。

###### <法学部>

個々の研究活動等の評価は行っていないが、大学の研究者情報で研究活動等を公開している。教育活動に関しては、授業アンケートを、前期および後期にそれぞれ実施し、概要を法学部ホームページにて公表するとともに、個別にその結果を知らせている。授業アンケートは、FD 委員会が実施方法、内容を検討しまたアンケート結果を分析している。さらに教授会においても、実施および結果について総合的に協議をしている。なお法学部では、講義科目については、全専任教員の講義科目は授業公開をしている（根拠資料 3-36、3-99、3-100）。

#### <経済学部>

教員の教育研究活動は、昇格の際に厳密に審査されている。昇格審査の申し出を教授会が受理した後、1、2 週間の間、業績の現物を閲覧し、それにもとづいて教授会・正教授会で議論して昇格審査を行っている（根拠資料 3-12）。教育活動の恒常的評価にあたる授業評価アンケートの学部スタッフ間での公開や授業の相互公開については、現在のところ行われておらず、今後の検討課題である。

FD 活動はFD 委員会を作業部会として、主として教育に関して議論を行っている（根拠資料 3-101、3-102）。平成 24（2012）年度は、産業経済学科のコース制について、平成 25（2013）年度は、授業評価アンケートについて議論を行った。平成 24（2012）年度の活動は産業経済学科のカリキュラム改正につながった（根拠資料 3-101）。平成 25（2013）年度の活動によって授業評価アンケートが改訂された（根拠資料 3-102）。

#### <商学部>

商学部では、教員の資質向上に資するために、商学部 FD 委員会を設置し、次のような取り組みを行っている。

授業アンケートについては、授業の学習環境、理解度、難易度、内容量および学習アドバイスの適切性という 5 つの指標により示されたアンケート結果を、ホームページ上で学生に公開することを決定し、平成 25（2013）年度から実施している。

ゼミナールだけでなく一般講義においても、学生と教員との間の双方向のコミュニケーションを可能にするとともに一体感のある講義を実現するために、新商学部専用棟建設の際に、レスポンス・アナライザーを 3 教室に設置した。レスポンス・アナライザーの利用教員数は、平成 24（2012）年度が 14 人、平成 25（2013）年度が 11 人であった。商学部 FD 委員会は、レスポンス・アナライザーの利用促進のために、教員への利用説明会を開催するとともに、レスポンス・アナライザーを活用した授業改善の工夫について情報交換・共有の機会を設けている。ゼミナールや外書購読を除く専門科目を中心に、教員同士で相互に講義を参観しあう授業公開制度も、FD 委員会の取組として実施されている。全専任教員に対して、私立大学フォーラム等の学外の FD 関連の研修等への参加を促し、平成 24（2012）年度は 4 人、平成 25（2013）年度も 4 人が参加した（根拠資料 3-103）。

#### <理学部>

授業アンケートを行っている。授業アンケート結果は教員自身へ返却されるとともに、理学部で集計されて教員・学生に公表されている。また、FD に関する講演会を開催している（根拠資料 3-16）。

#### <工学部>

各教員には、大学として行っている各種研修への参加を促している。本学部では、教育点検・評価委員会を設けて FD 活動の適切な実施を図っている。さらに JABEE の認定を受けている学科はその基準に沿った教育・研究を行っている。また毎年 4 月（本年度からは年 3 回）に新任教員のための「新任教育研修会」を開いている。一方、平成 24（2012）年 4 月に、本学の教育力強化並びに組織的な改善活動の推進及び支援のため、全学横断的な組織

### 第3章 教員・教員組織

として「教育開発支援機構」が設置された。これを受けて本学部では、「教育点検改善委員会」を発足した（根拠資料 3-104）。この委員会は、従来の工学部 JABEE 対応委員会の機能を引き継ぐとともに、新たに「教育開発支援機構」の工学部に関する事項も受け持つことになった。特に教育 FD の PDCA システムにおける、C:Check と A:Action、すなわち工学部の教育システムの継続的な点検と改善をこの委員会が受け持つことにより、P:Plan と D:Do を受け持つ「工学部教育に関する会議」と連携して、工学部の教育改善を担う体制がスタートした。一方、教員のサバティカル制度の実施や科学研究費の申請及び採択者への研究資金の重点配分をも行っている。

#### <医学部>

教員の資質の向上を図るための方策について、医学科では、医学教育ワークショップ、カリキュラム検討委員会、FD 推進・教務委員会、BSL 実施責任者会、クラス担任会、全国共用試験 (CBT) に向けた医学教育、CBT 委員会、総合試験委員会、医師国家試験対策委員会、PBL テュートリアル改善、学生班別会議、および全体会議を通して教職員で行っている。さらに種々の学外ワークショップへの参加、臨床教育指導者養成コースは毎年病院を中心に行われている（根拠資料 3-105）。

看護学科では、教育評価は FD 推進・教務委員会が行う学生授業アンケートによってなされている。平成 25 (2013) 年度から、学生授業アンケートの結果を受けて、教員自身の振り返りと今後の改善・向上のための具体的な方法を考えさせ、FD が学科全体で取り組めるものを抽出して、企画する仕組みを作っている。研究支援についても学科全体で国内外への発表の支援、外部資金獲得に向けての研修会などを実施している（根拠資料 3-106）。

#### <薬学部>

新任教育職員は学内研修会（根拠資料 3-107）への参加が義務づけられている。また、薬学教員としての資質向上を図るべく、全国薬学教育者ワークショップに参加させる。参加者は教授会で報告を行う。授業評価アンケートの結果や要望は薬学部 FD 委員会で検討する。

改善状況は、次年度以降の授業評価アンケートで検証される。改善状況に応じて学部長が指導を行う（根拠資料 3-94）。

#### <スポーツ科学部>

平成 15 (2003) 年度より、アンケート用紙を「講義用」と「実技・演習用」の 2 種類に分け、現在まで毎年実施している。平成 22 (2010) 年度からは、全教員の授業アンケート結果を事務室にて閲覧できる、いわゆる学部教員間公表を実施している。さらに、全教員に対しアンケート集計結果を振り返り、「シラバスに示した到達目標に対する自身の評価と学生の達成状況について」「今回の改善点とそれによる学生の反応について」「次年度の改善点について」の質問項目による「授業改善報告書」の提出を義務付けている。これらの報告書をもとに学部の FD・SD 委員会が「授業アンケートからの授業改善への取り組み」としてまとめたものを教授会に報告している（根拠資料 3-108）。

FD 推進校への視察、私立大学連盟主催の FD 研修会への参加、大学スキー連盟主催の実技講習会への参加など積極的に行っている。また、他大学の講師を招聘した学部 FD ワーク

ショップも開催している。

年度末には、当該年度の研究業績、社会的活動、競技指導歴を調査し、学部紀要に掲載している（根拠資料 3-47）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

研究科として、教員の教育研究活動等の評価に関する手続きや基準は有していない。FD に関しては、平成 20（2008）年度に全学レベルで学生対象のアンケート形式による実態評価から教育研究環境の改善を課題として取り組んできた（根拠資料 3-109、3-110）。

### <法学研究科>

博士課程前期の研究指導教員と博士課程後期の研究指導教員の資格承認に関しては、研究科の各資格審査委員会、全学の大学院資格審査委員会および大学院委員会でそれぞれ厳格な業績審査が行われている。これは、教員の研究活動に関する段階的な評価を意味する。FD に関しては、今年度、アンケート調査が前期は院生全員に対して、後期は TA 採用者全員に対して実施された（根拠資料 3-22、3-111）。

### <経済学研究科>

経済学研究科の昇格基準において、査読付き学術誌に掲載された論文を高く評価するなど、大学院担当教員として必要な専門性を高める施策を講じている（根拠資料 3-22、3-80、3-81）。

### <商学研究科>

商学研究科では、教員による教育内容・方法の工夫、作成した教科書、教材、参考書、教育方法・教育実践に関する発表、講演等について、各教員が相互に情報を共有できるようにはしていない。毎年、教員は学外の FD 関連研究会などに積極的に参加するようにしている。

教育内容・方法の工夫や教材等、全学の大学院 FD 推進会議とも連携しながら、学生への FD・教育方法も含めて、授業評価を行うよう、通常委員会で審議している（根拠資料 3-112）。

### <理学研究科>

教員の教育研究活動等は年度終了後に発行する年報の形でまとめており、各教員が 1 年間に振り返って、FD の一環としての自己評価をする資料になっている（根拠資料 3-16）。

また、全学の FD 推進委員会とともに学生に評価アンケートを実施し、その分析と総括・対応を行った（根拠資料 3-113）。

### <工学研究科>

大学院に、学部同様に FD 活動を行う大学院 FD 推進委員会が組織された。今後、活動を推進していく計画である。研究の活性化のために、科学研究費の申請及び採択者への研究資金の重点配分を行っている。

## 第3章 教員・教員組織

### ＜医学研究科＞

本研究科の教員はすべて医学部あるいは病院の兼任教員であるので、教育・研究活動の評価については医学部の個人評価自己申告書にもとづき総合的に行われている（根拠資料 3-114）。大学院教育に関するFDは定期的には実施されていない。

### ＜薬学研究科＞

新任教育職員は学内研修会（根拠資料 3-107）への参加が義務づけられている。また、薬学教員としての資質向上を図るべく、全国薬学教育者ワークショップに参加させる。参加者は教授会で報告を行う。

大学院生に大学院FDアンケートを実施して、薬学研究科に関連する部分は通常委員会に報告し、必要に応じて改善を促す。

### ＜スポーツ健康科学研究科＞

年度末に当該年度の研究業績、社会的活動、競技指導歴を調査し、紀要および研究科のホームページに掲載している（根拠資料 3-15、3-115 p.17～92）。

また、FD小委員会が毎年12月に学生を対象に授業、指導内容、就職指導についての満足度を調査し、結果を通常委員会で公表している。これをもとに各教員が次年度の教育研究指導を検討している（根拠資料 3-116）。

### ＜法曹実務研究科＞

FD活動として実施された「授業参観」では、授業方法に対する取り組みや工夫について参考になったことを回答するアンケート結果が各教員に配布され、「授業評価アンケート」では、その結果をもとに各教員が自己評価書を作成して教授会で配布し、「フリートーキング会」では、成績評価、学生の勉強・指導方法などについて議論を行うなど、継続的に教員の質向上の努力を行っている（根拠資料 3-60、3-117）。

## 2. 点検・評価

### 基準3の充足状況

教員組織に関しては、学部・研究科とも設置基準で求められている教員数を充足している。

教員の採用や昇格、その能力や授業科目と担当教員の適合性については、全学的に統一された手続き（根拠資料 3-1、3-3、3-22、3-23、3-34）に則って行われているが、資格審査規程においては、各学部・研究科での資格審査、更に大学全体での資格審査と、より慎重な手続きが踏まれるよう配慮されている。

また、教育開発支援機構の設置により、教員の資質の向上を図る取り組みも行われており、新任教育職員研修の実施や、教育改善活動フォーラム等が開催されている。

これらにより、本基準を概ね充足していると判断する。

**(1) 効果が上がっている事項****大学全体**

教員の資質の向上を図る取り組みとして実施している新任教育職員研修の終了後に実施するアンケートでは、参加者からの肯定的な意見が寄せられていることから、一定の効果が上がっているといえる（根拠資料 3-91）。

**学部****<法学部>**

法学部では、法学または政治学の教員として、多彩な顔触れを有しているため、基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）のみならず、法学部の理念・目的等に適う授業科目として、例えば、税法、企業金融法、国際関係論、法社会学、ローマ法、政治過程論、外国法政論、アジア法政事情等の周辺科目も多く開講されている（根拠資料 3-118）。

**<経済学部>**

教員の専門領域は、特定のものに極端に偏ることなく様々な領域を広くカバーしている。したがって、カリキュラム運営上の支障は見られない。採用、昇格人事は内規に従って公正に行われている。教員組織の編成については問題ない（根拠資料 3-13、3-15）。

**<商学部>**

多人数クラスの削減という点では、平成 18（2006）年度と平成 25（2013）年度を比較すると、受講生が 500 人を超える講義は 10 から 0 へ、300 人を超える講義は 38 から 14 へ減少しており、大規模授業の減少という点ではかなりの改善が図られていると考えられる（根拠資料 3-27）。

**<理学部>**

各学科とも採用人事は公募制を採用している。各学科とも採用および昇格人事は面接およびプレゼンテーションを行い、教育・研究業績評価と人物評価をもとに厳正・慎重で客観的かつ公平に審査を行うことができている。

**<工学部>**

学則や規程などにもとづいて教員組織が編制され、各科目を教授するにふさわしい教員を配置している。そのために必修科目および主要専門授業科目のほとんどを専任教員が担当している。また、必要に応じて「工学部教育に関する会議」と「教育点検改善委員会」の合同会議を開いて、教育 FD の PDCA システムを有効に機能させながら工学部の教育改善を行っている。

**<医学部>**

本学医学部の理念・目的においては、多くのスタッフを擁する総合大学の 1 学部としての位置づけから、全人的教育を行っているところが特色といえる。平成 26（2014）年 10 月

### 第3章 教員・教員組織

より、新規「医学教育推進講座」を開設できた。医学教育の国際認証に向けて、また、クリニカルクラークシップの充実、1年時からの英語でのOSCE等の取り組みに拍車がかかるようになった。臨床修練は学内だけの教員組織では十分ではないため、地域の病院の医師、特に本学卒業生で実地医家、市中公的病院勤務医に対して、臨床教授、臨床准教授を付与した約80人に医学教育への参加をお願いし協力いただいているのが現状である。このような取り組みは、地域医療従事者と連携強化を目的に開催した「健康セミナー」の継続にも貢献している。

看護学科では、平成25(2013)年度後半よりFD委員会の教育・研究についての取組みにより徐々にではあるが外部資金獲得や教育評価の方法などに効果があがっている。

#### <薬学部>

授業アンケート中の要望に対して、各教員が改善案を提出・公表することで、授業評価の低い科目の担当者に改善を促すことが可能になった(根拠資料3-119)。

#### <スポーツ科学部>

次の点について効果が上がっている。

- ・学部内業務の教員役割分担の明確化と実施
- ・研究業績、教育業績、社会活動等の公表
- ・教員の昇格に関する適切性
- ・学生の授業アンケート活用による教員の資質向上とアンケート結果の公表

### 研究科

#### <人文科学研究科>

本研究科教員の所属母体は人文学部関係学科にあるが、各学科における教員補充において博士学位を有する若手教員を採用する方向にあり、結果的に、研究科各専攻にあっても所属教員における若手教員の割合が高まりつつある。

#### <法学研究科>

本研究科は大学院学則、大学院教育職員資格審査基準、大学院設置基準に従って教員組織を構築している。本研究科は担当教員を教授資格者のみに限定するかつての方針を改め、博士の学位を有し研究上の業績のある者またはこれに準じる者を前期課程担当教員に昇格させたことから、現在では、准教授6人、専任講師1人が前期課程担当教員として学生の指導に当たっている(根拠資料3-28 p.64、66)。これにより学生にとっては受講しうる専門科目が増大すると同時に研究科全体に活気が出てきた。

#### <経済学研究科>

教員組織を充実させ5つの科目分野を設定したことにより、学生がより体系的に大学院の授業を履修できるようになったと考えられる。また、教員の昇進については、博士課程後期の研究指導教員(◎)の資格を有する教員がここ数年で着実に増加している。昨年度には、博士課程後期の研究指導教員(◎)の資格の審査基準に関する申し合わせを見直し、査

読付き学術誌に掲載された論文を高く評価するなど、大学院担当教員として必要な専門性を高める施策を講じている（根拠資料 3-80、3-81）。

#### <商学研究科>

商学研究科博士課程前期では、「大学院設置基準」第9条にもとづく、博士課程前期の教員設置基準数は研究指導教員5人、研究指導補助教員4人に対して、実員数は研究指導教員34人、研究指導補助教員1人となっており、十分設置基準数を満たしている。

また、博士課程後期においても、大学院設置基準第9条にもとづく、教員設置基準数は研究指導教員5人、研究指導補助教員4人に対して、実員数は研究指導教員15人となっており、十分設置基準数を満たしている（根拠資料 3-120）。

#### <理学研究科>

採用人事は各専攻とも公募制を採用しており、応募者の専門分野や業績などを厳正に審査し、当該専攻だけでなく専攻主任会においても業績書類等を基にした慎重な審議ができています。また、教員の年齢構成にも注意を払い、設置基準数も十分に満たしている。

#### <工学研究科>

学則や規程などにもとづいて教員組織が編制され、各専攻を教授するにふさわしい教員を配置している。専修の特別研究及び特論は全て専任教員が担当している。また、必要に応じて「工学部教育に関する会議」と連携して、教育FDのPDCAシステムを有効に機能させながら工学研究科の教育改善を行っている。

#### <医学研究科>

学生の定員に対する教員数は、博士課程・修士課程共に必要数を充足している（根拠資料 3-53、3-55）。しかし、大学院教員の殆どが医学部の教育・病院の診療業務を兼務しているため、医学研究科大学院生の教育・研究指導が十分に行われているとは言い難い面がある。また、大学院重点化に伴う国立系大学院大学の増加に比し、他の多くの私立大学と同じく本学では未だ学部が主体であり、大学院組織としての独立性・独自性が発揮しきれていない。

#### <薬学研究科>

本学の教育マネジメントサイクルにもとづき作成した年度ごとの「薬学部教育活動項目」に従って活動することによって教員組織のさらなる教育・研究水準の向上が図られた。

#### <スポーツ健康科学研究科>

博士課程前期では、大学院設置基準第9条にもとづく、博士課程前期の教員設置基準数は研究指導教員4人、研究指導補助教員4人に対して、実員数は研究指導教員12人、研究指導補助教員4人となっており、十分設置基準数を満たしている。特に、若い助教にも門戸を開き、積極的に研究指導補助教員として2人を採用している。

### 第3章 教員・教員組織

#### <法曹実務研究科>

現員教員はいずれも経験豊富な者であり、教育上の効果があがっていると考えられる。

#### (2) 改善すべき事項

##### 大学全体

授業アンケートの活用等が各学部・教育関連の各センターに任されており、全学的な活用には至っていない。

また、教員組織の編制について、一部の学部では女性教員の比率が低く、男女共同参画の観点から課題である。

##### 学部

#### <人文学部>

学部としてのFD活動が、授業アンケートの取り組みに限定されており、組織的な活動を展開するには至っていない。

#### <法学部>

新規採用人事にあたり、従来は公募によらない採用がそのほとんどであったが、平成26(2014)年度4月採用人事(労働法、社会保障法)を契機に、公募を原則としたことで、採用人事の透明性がより図られたが、昇格人事については、申し合わせはあるものの昇格の基準については明文化されていない(根拠資料3-121)。

#### <経済学部>

教育活動の恒常的評価の方法が確立されていない。

#### <商学部>

商学部における女性教員の全教員に占める比率について、平成18(2006)年と平成25(2013)年を比較すると、5%から10.2%へと増大しているが、大学協議会において准教授以上の資格を持った女性教員の比率が全学平均よりも低いことが指摘され、改善が求められている。また、現在のところ、商学部において求められる教員像について明確に定められていない。

#### <医学部>

理念・目的に共感する学生・院生の獲得をめざし、教育機関、地域の病院に発信することを推進したい。理念・目的に向けた教員と教員組織の取り組みは不十分である可能性がある。学外からの情報をモニタリングしながら、教員・教員組織の人事の活性化を推進したい。国際化の推進が大学の方針としてあるが、留学生の受け入れ、教員の海外派遣に関しても、短期ではなく長期の受け入れや派遣が円滑に推進することが重要である。男女共同参画推進も大学の平成25(2013)年の一事業とされていたが、医学部教員・教員組織にいかに関用するかが今後の課題である。公的研究費の適正な運営・管理等も指導していきたい。大学の方針として、新学部設置構想検討委員会が立ち上がったが、今後の医療系学

科の編制等、連携する。

#### ＜スポーツ科学部＞

- ・教員の採用に向けた積極的な取り組み
- ・教員の研究業績等について学部紀要に記載し公表しており、全教員の9割まで掲載するに至っているが、全教員掲載を目指す。

### 研究科

#### ＜人文科学研究科＞

各専攻における教員及び学生の教育研究活動等の実態や成果等に関する情報共有と公表化の推進。

#### ＜法学研究科＞

退職や他大学への異動で従来開講されている科目の担当教員に欠員が生じている。これを速やかに補充する方策を講じる。また、学部の人事と連動して検討する必要があるが、女性教員の増員についても検討する。

#### ＜経済学研究科＞

経済学研究科の博士課程前期における「経済史学」、「理論経済学」、「応用経済学・経済政策学」、「計量経済学・統計学」、「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野について、各分野に所属する教員間の連携・協力体制をさらに強化する必要がある。

#### ＜商学研究科＞

商学研究科では、教員間で担当する学生数に差があり、留学生の日本語教育や経済学に対する基礎的知識の指導などからいっても、一部教員の負担が重くなっている。

#### ＜理学研究科＞

教員の教育研究活動等に対する評価は、個人レベルでは行われているが、組織レベルでは十分とは言えない（根拠資料3-16）。また、FDについても、全学レベルでの議論（大学院FD推進会議）が開始されたところである。

#### ＜工学研究科＞

工学研究科の教育理念、大学院生への研究指導方法、教員としての資質などについて検討してきたが、大学院生へのアンケート調査は十分に行われていない。

#### ＜医学研究科＞

学部教育と大学院教育は互いに連携しているものの本来は独立した存在であり、その兼務は望ましい姿ではない。最終目標としては、大学院教育に専念する教員を増やし、その質を高めていくことが重要である。またそれに見合った教員組織の整備を進めていくことが望ましい。修士課程は、指導教員数が必要数ぎりぎりの状態であるので、適正な資格審

### 第3章 教員・教員組織

査によって、大学院生の教育・研究指導に支障が出ないように注意を払う必要がある。

#### <スポーツ健康科学研究科>

編成方針に沿った教員組織の整備が不十分である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学全体

今後も、新任教育職員研修会の参加者に対してアンケートを実施し、プログラムの改善に努める。同時に、アンケート結果を各学部・センターへフィードバックすることで、新任教育職員に対する全学的な支援体制を図っていく（根拠資料 3-91）。

#### 学部

##### <法学部>

一つの分野の研究のみならず、関連分野はじめ多様な研究を行っている人材を採用する。

##### <経済学部>

今後も、様々な専門領域をカバーし、教育課程に相応しい教員組織を編成するため、カリキュラムに対応した専門性を持つ教員を内規にもとづく厳密な審査によって採用する。また、内規に従って厳格な昇格人事を行う。

##### <商学部>

平成 27 (2015) 年度以降福岡大学全体で 1 講義当たりの受講者数の上限を 400 とするか、あるいは 300 とするかについて、教務委員会において議論が開始されている。これに連動して、商学部においても、検討を開始する。

##### <理学部>

今後も公募制を堅持し、教育研究の理念、人材養成の目的が達成されるよう、専門分野構成や年齢構成のバランスに配慮するとともに、教育・研究業績評価と人物評価をもとに厳正・慎重で客観的かつ公正な審査を行う。

##### <工学部>

今後も、工学部における教育 FD の PDCA サイクルを実施していく。

##### <医学部>

毎年、教授会、正教授会、学科間の拡大正教授会を開催することによって、大学の理念・目的に関して議論が深まった。学則、学科内での内規の見直しなどを通して、教員の共通認識として浸透してきた。結果として、医学科・看護学科の人事における取決めが、透明

性・客観性を増してきた。また、学生においては、在学中に健康をキーワードにした様々な活動や命の大切さを実践する内容の行動が多くなった。今後、大学の理念・目的とガバナンスの在り方を同じ方向にもっていくための様々な研究会、検証会などを開催することによって効果を上げていく。また、女性教職員の割合の増加が看護学科開設後に増えたが、医学部医学科教授会に女性スタッフの割合を増やす。

看護学科の理念・教育目標をFDを中心として、教育方法の改善、外部資金獲得をさらに具現化していくための短期・長期目標をおき、計画的に実施していく。

#### <薬学部>

本学の教育マネジメントサイクルにもとづき作成した年度ごとの「薬学部教育活動項目」に従って活動することによって教員組織のさらなる教育・研究水準の向上を図る。

#### <スポーツ科学部>

- ・学部内業務実施状況の周知
- ・教員のFD研修について、一部の教員が関わっていることが多いため、全教員の関わる学部FDワークショップ等を積極的に開催する。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

当面、現状の方向で進め、各専攻における教員組織および内容の充実を図る。

#### <法学研究科>

大学院担当教員の資格要件を満たす准教授および専任講師を積極的に大学院担当教員に昇格させる方策を継続する。

#### <経済学研究科>

教員組織のさらなる充実化を図るため、対象教員に対し博士課程後期の研究指導教員(①)の資格の取得を目指すことを奨励していく。

#### <商学研究科>

大学院設置基準第9条にもとづく、教員設置基準数は、博士課程前期および博士課程後期とも十分に満たしているが、数年後には、数人が定年退職を迎え、博士課程前期においても後期課程においても主要な科目の担当者が欠けることになるので、次年度において今後の採用について、通常委員会で検討し準備を進める。

#### <理学研究科>

今後とも公募制を維持して厳正な人事採用を行い、学生アンケートや年報も活用して教員の資質向上を図る。

### 第3章 教員・教員組織

#### <工学研究科>

大学院生へのアンケートを工学研究科で行い、アンケート結果に対する対応を専攻主任会を中心にして検討する。また、結果に対する反映をホームページで大学院生へ示す。

#### <医学研究科>

大学院教育の実質化を進めるためには、必要教員数の充足に留まらず、教員の教育スキルの向上を含めた教育の質の向上を図る種々の方策が必要である。更に、教員の自己点検評価や学生の授業評価等を定期的実施し、大学院の内部質保証を可能にする方略を継続的に検討する。

#### <薬学研究科>

今後も、本学の教育マネジメントサイクルにもとづき作成した年度ごとの「薬学部教育活動項目」に従って活動することによって教員組織のさらなる教育・研究水準の向上を図る。また、「薬学部教育活動項目」を十分に考慮した薬学研究科の事業計画を策定し、研究科と学部の連携を意識した、効率の良い研究・教育を行うとともに、研究科での成果を学部教育のスキル向上につなげる。

#### <スポーツ健康科学研究科>

適切に行われており、現在の取り組みを引き続き行う。

#### <法曹実務研究科>

平成26(2014)年度末に2人の教授が定年退職する(民法、民事訴訟法)。現在、法科大学院における当該科目の教員適格(研究業績、実務業績、教育業績等)を満たす後任者を公募中である(根拠資料3-122)。

## (2) 改善すべき事項

### 大学全体

授業アンケートの全学的取組みについて検討する。

また、女性教員の比率増加に向け、男女共同参画委員会から各学部に対して提言されている提案(根拠資料3-123)について、学部の取り組みを全学的に確認する。

### 学部

#### <人文学部>

学部としてのFD活動を組織的に行うための方策について、授業アンケートの活用を含め、検討を行う。

#### <法学部>

採用人事は、公募を原則とすることを継続して行う。昇格人事については、学部内の基準は明文化はしていないが、申し合わせにより、単に在職年数のみならず、業績を人事委員会にて審査し、その後、正教授会にて昇格審査対象としてよいかを諮り、承認されると

業績審査を行う。業績審査は論文、著書が中心であるが、その他の研究業績、教育業績を含む学内での業績等も対象としている。業績審査の結果にもとづき、正教授会で昇格の是非を決定する。なお、非常勤講師に関しては、平成15(2003)年12月に、採用手続に関する申し合わせを明文化している(根拠資料3-63)。昇格人事についても、申し合わせはあるものの教員間では基準が明確にはなっていないので、より明確にするために明文化する。

#### <経済学部>

教育活動の恒常的評価として、授業評価アンケートの学部スタッフ間での公開や授業の相互公開について検討する。

#### <商学部>

男女均等の視点から、できるだけ早急に、女性教員を准教授以上の資格で新規採用するか、あるいは講師の資格を持つ女性教員を昇格させることにより、准教授以上の上位職に占める女性の比率を高める。また、商学部において求められる教員像について、学部内の小委員会である教学問題検討委員会と将来構想委員会において議論を開始する。

#### <医学部>

教員組織の活性化に従って、教育・研究体制を強化して、産官学民間の共同教育・研究体制を促進したい。医学部の理念・目的に沿って、実地医科の臨床教授等の数を増やす必要がある。教員のモチベーションを上げるため、研究推進・支援体制の強化、学内研究シーズの調査・発掘、研究シーズを基にした外部研究資金獲得の支援、並びに、研究成果の実用化に向けた取り組みの促進が課題となる。ホームページやメールマガジンを活用して、幅広い研究情報の発信に努めたい。また、教員の自己点検・評価を第3者機関にも委ねるシステムを構築する。

看護学科は大学院において社会的ニーズが高い高度実践看護師課程設置準備をはじめめるが、学部・大学院が一貫したものになるように、教育・研究体制の見直しを図る。

#### <スポーツ科学部>

- ・学部内に人事委員会を設け、教員採用に向けた積極的勧誘、学部内意思統一、情報収集等を行う。
- ・グループ研究の推進により全教員が研究に関わるよう進めたい。また、共通教育「保健体育」に関する教科書作成について業績として評価する。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

各専攻における「教員・学生の教育研究活動、社会活動等」に関する年報等を人文科学研究科として編纂し、研究科内は勿論、学内及び社会に公表する。

### 第3章 教員・教員組織

#### <法学研究科>

労働法、社会保障法、知的財産法の担当教員を補充する方策を講じる。

#### <経済学研究科>

各分野の世話人に対し、連携・協力体制を強化すべく、各分野毎に定期的なミーティング等を開催するよう促す。また、研究科長や学務委員などをメンバーとするFD委員会を新規に立ち上げ、大学院教育のあり方について全般的に議論をしていく。

#### <商学研究科>

商学研究科では、教員間で担当する学生数に差があり、留学生の日本語教育や経済学に対する基礎的知識の指導などからいっても問題であるので、担当する学生数のバランスをはかるべく、通常委員会において、検討する。

#### <理学研究科>

大学院FD推進会議での議論を見据えながら、理学研究科における活動内容について検討していく。

#### <工学研究科>

工学研究科として、教員の指導方法、資質などに関する大学院生へのアンケートを実施し、その結果を専攻主任会を中心とした組織で検討する。また不正論文の作成や各種ハラスメントを未然に防止するための教員向けの講習会を実施する。

#### <医学研究科>

現時点では、人件費等の面から外部からの募集は困難な状況にあるので、学部の教員の中から、大学院専任教員を採用する方法などを検討していく。一つの方向性として、医学部の助教を医学研究科の教員として積極的に採用する基準を検討し、福岡大学大学院教育職員資格審査に関する規程とそれにもとづく医学研究科の実施要領を整備する。教育や研究指導のスキルアップに関しては、FDやセミナーの定期的な開催や、若手の教員の国内・海外研修を奨励することによって、対処していく必要がある。さらに、各教員の自己点検評価、学生の授業・研究指導に対するアンケートを実施して、教育や研究指導の質を担保することが必要である。修士課程（看護学）の研究指導教員数の確保に関しては、看護学の学位（博士）を有する新規教員の採用を積極的に進めるのみならず、医学博士を有する指導教員の採用も同時に進めていくことを検討する。

#### <スポーツ健康科学研究科>

編制方針に沿った教員組織を整備する。

## 4. 根拠資料

- 3-1 福岡大学教育職員資格審査基準
- 3-2 2014年度人文学部運営委員会及び連絡会議等構成員一覧表
- 3-3 福岡大学教育職員資格審査手続きに関する規程
- 3-4 法学部人事委員会の開催について（通知）（法第2号平成26年5月2日）
- 3-5 法学部人事委員会の開催について（通知）（法第7号平成26年6月10日）
- 3-6 法学部正教授会議事録（平成25年6月18日）
- 3-7 法学部正教授会議事録（平成25年9月10日）
- 3-8 法学部正教授会議事録（平成25年10月8日）
- 3-9 法学部正教授会議事録（平成26年1月14日）
- 3-10 法学部正教授会議事録（平成26年1月28日）
- 3-11 福岡大学経済学部新規採用人事の進め方と選考手順についての内規<既出1-9>
- 3-12 経済学部昇格基準
- 3-13 平成26年度開講科目（経済学部）
- 3-14 福岡大学学則<既出1-6>
- 3-15 専任教員の教育・研究業績（福岡大学研究者情報）  
[http://resweb2.jhk.adm.fukuoka-u.ac.jp/FukuokaUniv/R101J\\_Action.do](http://resweb2.jhk.adm.fukuoka-u.ac.jp/FukuokaUniv/R101J_Action.do)
- 3-16 福岡大学理学部・理学研究科年報2012
- 3-17 福岡大学教授会規程
- 3-18 福岡大学案内2015<既出1-11>
- 3-19 医学科正教授会議議事録（平成25年度）
- 3-20 大学データ集（平成26年5月1日現在）（表2）
- 3-21 第1回スポーツ科学部教授会議事録（平成26年4月2日）
- 3-22 福岡大学大学院教育職員資格審査基準に関する規程
- 3-23 福岡大学大学院教育職員資格審査手続きに関する規程
- 3-24 福岡大学大学院学則<既出1-14>
- 3-25 法学研究科通常委員会議事録（平成26年1月28日）
- 3-26 商学研究科教育職員資格審査基準に関する申合せ
- 3-27 福岡大学の現状と課題（2007年）—福岡大学 自己点検・評価報告書—  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/><既出1-54>
- 3-28 平成26年度大学院便覧<既出1-34>
- 3-29 平成26年度学科諸係担当者一覧（理学研究科）
- 3-30 H26年度入学生理学研究科指導教員一覧（案）
- 3-31 福岡大学大学院ホームページ 医学研究科<既出1-44>  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/med/index.html>
- 3-32 平成26年度大学院医学研究科博士課程シラバス<既出1-43>
- 3-33 福岡大学薬学部教授選考内規
- 3-34 福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準
- 3-35 福岡大学公式ホームページ 情報公表 教職員情報 教員数

### 第3章 教員・教員組織

- <http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/professor/>
- 3-36 法学部教授会議事録（平成 25 年 11 月 26 日）
  - 3-37 商学部教授会資料（平成 26 年 4 月 9 日）
  - 3-38 平成 26 年度学修ガイド（商学部）＜既出 1-24＞
  - 3-39 平成 26 年度学修ガイド（商学部第二部）＜既出 1-25＞
  - 3-40 平成 26 年度シラバス（商学部）
  - 3-41 平成 26 年度シラバス（商学部第二部）
  - 3-42 平成 26 年度シラバス（理学部）
  - 3-43 平成 26 年度シラバス（工学部）
  - 3-44 平成 26 年度学修ガイド（医学部医学科）＜既出 1-28＞
  - 3-45 平成 26 年度福岡大学医学部医学科教育要項＜既出 1-29＞
  - 3-46 第 12 回薬学部教授会議事録（平成 26 年 3 月 13 日）
  - 3-47 スポーツ科学部研究紀要（福岡大学スポーツ科学研究第 44 巻第 2 号）
  - 3-48 平成 26 年度福岡大学大学院専攻別教員数(大学院設置基準第 9 条)
  - 3-49 平成 26 年度経済学研究科シラバス
  - 3-50 商学研究科専任教員数一覧（H22～H26 年度）
  - 3-51 理学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 4 月 22 日）
  - 3-52 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科博士課程）＜既出 1-41＞
  - 3-53 平成 26 年度医学研究科博士課程専攻分野と教員組織（専任担当教員）
  - 3-54 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科看護学専攻（修士課程））  
＜既出 1-42＞
  - 3-55 看護学専攻大学院担当教員名簿
  - 3-56 医学研究科博士課程小委員会議事録（平成 25 年度）
  - 3-57 医学研究科看護学専攻修士課程小委員会議事録（平成 25 年度）
  - 3-58 薬学研究科ホームページ 教育課程紹介 健康薬科学専攻修士課程  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub3-1.htm>
  - 3-59 薬学研究科ホームページ 教育課程紹介 薬学専攻博士課程  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub4.htm>
  - 3-60 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013 年（平成 25 年）3 月 27 日）＜既出 1-47＞
  - 3-61 学校法人福岡大学運営規則＜既出 2-8＞
  - 3-62 福岡大学医学部教授会規程
  - 3-63 非常勤講師採用に関する法学部申合わせ事項の改正について（平成 15 年 12 月 16 日教授会決定）
  - 3-64 経済学部正教授会議事録（平成 24 年 11 月 9 日）
  - 3-65 経済学部正教授会議事録（平成 24 年 11 月 16 日）
  - 3-66 経済学部正教授会議事録（平成 24 年 12 月 21 日）
  - 3-67 経済学部正教授会議事録（平成 25 年 7 月 19 日）
  - 3-68 福岡大学商学部専任教員の昇格に関する申し合せ
  - 3-69 学科主任会（13.05.21）報告（理学部）

- 3-70 学科主任会 (13. 12. 03) 報告 (理学部)
- 3-71 学科主任会 (13. 12. 17) 報告 (理学部)
- 3-72 第2回理学部正教授会議事録 (平成26年1月7日)
- 3-73 工学部正教授会議事録 (平成26年1月8日)
- 3-74 福岡大学医学部医学科准教授、講師選考内規
- 3-75 薬学部併任講師に関する申し合せ
- 3-76 薬学部助手から助教への昇格申請基準申し合せ (案)
- 3-77 第1回スポーツ科学部正教授会議事録 (平成26年4月2日)
- 3-78 スポーツ科学部教育職員の昇格に関する申し合せ
- 3-79 福岡大学スポーツ科学部助教・助手の採用に関する申し合せ
- 3-80 経済学研究科博士課程後期研究指導員D資格審査基準についての申し合せ (抄)
- 3-81 経済学研究科博士課程後期研究指導員D資格審査基準についての申し合せ
- 3-82 業績評価基準 (経済学研究科)
- 3-83 理学研究科前期小委員会議事録 (平成26年1月28日)
- 3-84 理学研究科後期小委員会議事録 (平成26年1月28日)
- 3-85 薬学研究科博士課程小委員会議事録 (平成26年1月27日)
- 3-86 研究業績ポイント計算表 (スポーツ健康科学研究科)
- 3-87 スポーツ健康科学研究科博士課程前期小委員会議事録 (平成26年2月3日)
- 3-88 スポーツ健康科学研究科博士課程後期小委員会議事録 (平成26年2月3日)
- 3-89 法科大学院専任教育職員の採用手続について
- 3-90 福岡大学公式ホームページ 教育開発支援機構<既出2-18>  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/education/education\\_development/](http://www.fukuoka-u.ac.jp/education/education_development/)
- 3-91 平成26年度第1回新任教育職員研修会実施報告
- 3-92 福岡大学公式ホームページ 大学教育の改善活動 (FD活動)  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/>
- 3-93 第22回教育開発支援機構運営委員会議事録 (平成26年5月2日) <既出2-19>
- 3-94 平成25年度教育改善活動報告書
- 3-95 「授業アンケート」の実施について (お願い) (平成25年12月2日)
- 3-96 人文学部教授会議事録 (平成26年1月15日)
- 3-97 予算要望書 (平成25年度FD活動推進経費計画案)
- 3-98 福岡大学在外研究員及び海外研修員に関する規程
- 3-99 福岡大学法学部ホームページ 授業アンケート  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/students/question.php>
- 3-100 2013年度授業アンケート結果報告 (法学部FD委員会)
- 3-101 教育改善活動のための活動内容報告 (平成24年度) (経済学部FD委員会)
- 3-102 教育改善活動のための活動内容報告 (平成25年度) (経済学部FD委員会)
- 3-103 商学部教授会資料 (平成26年3月13日)
- 3-104 工学部教授会議事録 (平成24年5月16日)
- 3-105 医学部委員会一覧 (平成26年4月1日)
- 3-106 平成25年度第22回医学部看護学科教授会議事録 (平成26年3月24日)

### 第3章 教員・教員組織

- 3-107 平成 26 年度新任教育職員研修会資料
- 3-108 福岡大学スポーツ科学部授業アンケート報告書（平成 26 年 3 月）
- 3-109 福岡大学大学院 FD アンケート報告書 2008
- 3-110 福岡大学大学院 FD アンケート（ティーチング・アシスタント）報告書 2008
- 3-111 大学院生へのアンケート実施について（お願い）（院第 25 号平成 26 年 6 月 25 日）
- 3-112 福岡大学大学院 FD 推進会議規程
- 3-113 理学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 6 月 24 日）
- 3-114 個人評価自己申告書資料
- 3-115 スポーツ科学部研究紀要（福岡大学スポーツ科学研究第 44 巻 1 号）
- 3-116 スポーツ健康科学研究科通常委員会議事録（平成 25 年 12 月 18 日）
- 3-117 平成 25 年度 FD 委員会活動報告書（平成 26 年 4 月 23 日）＜既出 1-69＞
- 3-118 平成 26 年度シラバス（法学部）
- 3-119 FU ポータル（授業アンケート要望対応）（薬学部）
- 3-120 商学研究科在籍者数及び教員一人当たりの学生の割合（平成 19 年度～平成 26 年度）
- 3-121 福岡大学法学部採用人事の進め方と公募要領について（案）
- 3-122 研究者人材データベース（JREC-IN）掲載求人公募情報等
- 3-123 第 2 回男女共同参画推進委員会議事録（平成 25 年 9 月 27 日）
- 3-124 福岡大学大学院委員会規程
- 3-125 福岡大学大学院研究科長会議規程

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-1 教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### 大学全体

本学は「建学の精神」にもとづいた全人教育を全学的な教育目標としており、「教育研究の理念」に掲げる三つの共存をはかることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを使命としている。学位授与方針については「福岡大学の三つのポリシー」の一つとして「ディプロマ・ポリシー」（学位授与方針）を定めている。公式ホームページ（根拠資料 4-1-1）や大学案内（根拠資料 4-1-2 p.7）等に掲載している「福岡大学の三つのポリシー」の前段において、上記の目標・使命を掲げており、教育目標にもとづいた学位授与方針を明示している。

また、各学部、研究科においても「建学の精神」と「教育研究の理念」にもとづきそれぞれの教育研究上の目的を定めており、教育研究上の目的を達成するための具体的な方針を示す「三つのポリシー」（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）を公式ホームページ（根拠資料 4-1-3、4-1-4）で公開している。

###### ディプロマ・ポリシー

本学の教育課程においては、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 修得した知識・技能・態度により、自らが発見した新たな課題を解決する力
2. 職業生活、社会生活に必要な知的活動を支えるコミュニケーション能力や論理的思考力
3. 自律しながらも他者と協調して行動でき、社会の一員として社会の発展に寄与できる力

###### 学部

###### <人文学部>

本学部は、学位授与方針を「ディプロマ・ポリシー」として次のように明示している（根拠資料 4-1-5）。

###### ディプロマ・ポリシー

人文学部の教育理念に基づく各学科のカリキュラムを履修し、総計 128 単位以上を修得した学生に対して卒業の認定を行い、学士（文学）の学位を授与します。特に、歴史学科と日本語日本文学科においては、「卒業論文」を必修科目（8 単位）とし、複数教員による論文査読と口頭試問を踏まえた厳格な卒業認定を行います。

これに加えて、本学部の 8 学科すべてがそれぞれに学位授与方針を明示している（根拠資料 4-1-6）。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <法学部>

法学部は、第1章で述べたように、理念・目的等を既に明確に示しており、さらに3つのポリシー（本項目については、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが関係する）を定めている。これらの理念・目的等にもとづき、開講科目をはじめカリキュラムに関連する事項を学修ガイドにて明示している（根拠資料4-1-7 p.33-129）。単位取得、卒業要件等は、学科履修規程に定めている（根拠資料4-1-8 第2条2項）。

#### ディプロマ・ポリシー

法学部は、人材養成・教育研究上の目的に基づき、卒業に必要とされる法的専門能力を保証するため専門教育科目・演習科目において一定の能力水準を求める厳格な単位認定の下で、法の理念を理解して法学（政治学を含む）の専門知識を習得することを特に重視し、法制度・裁判制度・政治制度や、国家・地域社会のみならず国際社会のあり方についての認識力、法学の専門的知識を現実の諸問題に対応できる法的思考力を習得していることを判定し、学位を授与します。

### <経済学部>

学則第1章に学士課程での教育目標が定められている（根拠資料4-1-9 第1条第2項第3号）。これは、学内的には学修ガイド（根拠資料4-1-10 p.108-109）に、対外的には大学のホームページ（根拠資料4-1-3）に明示されている。そこで強調されているのは、「優れた経済人・産業人」、「現実の経済社会の問題を正確に把握し、国際的視野と理論的思考能力を兼備したエコノミスト」、「高度な情報・数理分析能力と次世代の創造的起業家精神を持ったスペシャリスト」の育成である。

学位授与方針は、大学のホームページにディプロマ・ポリシーとして明示されている（根拠資料4-1-11）。ここでは、「経験に学ぶ」こと「問題を発見し、解決策を提案し、新しい価値の創出ができる能力の修得」、「専門知識の修得」が示され、学習成果として修得すべき能力が明示されている。上述の教育目標との整合性は高い。

#### ディプロマ・ポリシー

経済学部は、自ら学ぶ方法を工夫し、経験に学び、自己を高める能力とともに、自らが置かれた状況の中から、問題を発見し、その解決策を提案し、新しい価値の創出ができる能力を習得するとともに、経済学科3コース、産業経済学科2コースに必要とされる専門知識を修得した人に学位を授与します。

専門知識の習得については、筆記試験をもってその習得状況を評価・判定します。学びの方法、問題解決能力の習得については、少人数の対話を重視した演習形式の講義をベースに、プレゼンテーションや論文提出によって習得状況の評価・判定を行い、所定の単位を修得した人に学位を授与します。

### <商学部>

学則において、商学部の教育目的として、商学の理論と実務能力をバランスよく身につけることによって問題発見と問題解決の総合力を備えた人材、高度に発展した社会の中でチャレンジ精神をもって行動できる人材、および地域社会あるいは国際社会でリーダーとして活躍できる人材の養成が（根拠資料4-1-9 第1条第2号第4項）、そして商学部第二

部の教育目的として、流通・金融、経営、会計、国際ビジネスにわたる学問分野をバランスよく身につけ、理論的考察力と行動力をもった人材の養成が（根拠資料 4-1-9 第1条第2号第5項）定められている。このような商学部および商学部第二部の教育目的を達成するために、商学部および商学部第二部は学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして次のように定め、福岡大学公式ホームページ上で公開している（根拠資料 4-1-12）。

ディプロマ・ポリシー（商学部、商学部第二部）

商学部および商学部第二部の教育課程においては、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学士の学位を授与します。

1. 商学の専門的知識、理論および実務能力を修得し、それらを用いて自ら問題を発見し解決する力
2. 修得した知識や能力を実社会で生かすコミュニケーション能力
3. 社会の一員としてその発展に貢献するために、主体的かつ協調的に行動する力

さらに、本学部のそれぞれの学科は、以上の商学部および商学部第二部のディプロマ・ポリシーにもとづきながら、商学科は「地域や社会を観察し、問題を発見し、解決できる能力」を、経営学科は「組織のマネジメント能力および会計学的な思考能力」を、貿易学科は「貿易の専門知識および異文化社会で通用するコミュニケーション能力」を、商学部第二部商学科は「個人としての成長と幸福を職業や仕事を通じて追求できる力」を、学位授与要件として重視した独自のディプロマ・ポリシーを定め、福岡大学公式ホームページ上で公開している（根拠資料 4-1-13）。以上のことから、商学部および商学部第二部の教育目的と学位授与方針とは整合性が取れているといえる。

<理学部>

教育目標は全学生に配布する学修ガイド（根拠資料 4-1-14 p.107-108）、福岡大学ホームページ（根拠資料 4-1-3）、理学部ガイド（根拠資料 4-1-15）等により広く周知させている。また、修得すべき学修成果については、ディプロマ・ポリシーとして福岡大学公式ホームページ等により周知させている（根拠資料 4-1-3）。

ディプロマ・ポリシー

理学部の教育課程においては、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 自然現象の理解とその応用に必要な論理力・分析力・創造力
2. 豊かな人間性、社会性および国際性

<工学部>

本学部は、「良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を育成すること」を教育理念に掲げている（根拠資料 4-1-9 第1条第2号第7項）。各学科は工学部の教育理念を受けて、育成する学生の技術者像、学習・教育到達目標を定めている。これらは各年度の学修ガイド（根拠資料 4-1-16 p.3）、シラバス（根拠資料 4-1-17 p.13-15、67、231、347、431、535）に明示している。

ディプロマ・ポリシー

工学部では、以下の知識と能力の習得をもって、学位を授与します。

1. お互いの文化を認める豊かな教養と、工学・技術の専門知識を有すること
2. 知識を多面的かつ論理的に組立て、問題解決の方策を見出せること
3. 情報通信技術（ICT）を有効に利用することができること
4. 社会の幸福・安全を念頭に、倫理観を持って技術を用いること
5. 地域社会を支える基盤技術の重要性を認識していること
6. 継続的に自己啓発ができること

なお、その評価は通常の学習成果、定期試験の結果から客観的かつ厳密に行います。

<医学部>

医学部 1-6 年にわたる成績、授業、実習態度等を総合的に判断して、卒業要件を満たせば、卒業認定し、医学士となる。医学部医学科卒業（医学部 6 年生次）においては、クリニカルクラークシップ、領域別集中講義（各科試験）、総合試験、アドバンスト OSCE、学外模擬試験の成績を総合的に勘案し、卒業判定を行っている。最終判定は FD 推進・教務委員会、医学部医学科教授会議で行う。成績不良者等には、各学年を通じて、医学部長、教務委員、学年担任等より、個別指導を行っている。良医の育成並びに医師国家試験における合格率の向上を念頭に置いた指導を行っている。

看護学科においては、高い看護実践能力の育成をコアにした教育課程を履修し、卒業要件を満たしているか成績評価や学習態度を含めて教務委員会で審議し、最終的に看護学科教授会議で卒業判定を行う。また、各学年の初めに履修ガイダンスを行い、教育目標の到達に向け履修指導を行う。低学年からの国家試験模擬試験を導入し、4 年生は学生が主体的に学習会を企画し実施している。さらに、卒業直前には看護技術の習得を意図して希望者に技術指導を実施している。

ディプロマ・ポリシー

医学部は、資質の高い医療専門職者を送り出すことを重視しており、次のような能力の習得をもって学位を授与します。

1. 基本的な医療専門知識と技術的能力
2. 主体的に課題を探究し問題を科学的に解決する能力
3. 人間性と倫理観に基づく医療現場でのコミュニケーション能力
4. 社会の変化や医療の進歩に応えうる医療専門職者として必要な能力

<薬学部>

本学部では、医薬品の開発や安全使用に関する基礎的、臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献することを教育研究の理念としている（根拠資料 4-1-3）。本学部ではこの理念にもとづき、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の安全使用及び医療の担い手としての質の高い薬剤師の育成という社会的要請に応えるため、基礎科学の総合を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身に付け、臨床に係る高い実践的な能力を備えた薬剤師、並びに教育・研究者を養成することを教育の目標としていることを明示している（根拠資料 4-1-2 p.102、4-1-9

第1条第2号9項)。

ディプロマ・ポリシー

薬学科では、その判定においては、真に医療に貢献できる薬剤師となる素養を修得しているかを特に重視し、その能力・知識の習得をもって、学位を授与します。

<スポーツ科学部>

教育目標は、教育理念にもとづき、福岡大学学則第1条第2項第10号に明記され(根拠資料4-1-9)、学修ガイド等にも明示されている(根拠資料4-1-18 p.3、117-118、126-127、137)。教育目標にもとづき学位授与方針が制定されており、整合性はとれている。

ディプロマ・ポリシー

スポーツ科学部はスポーツ・運動を科学的知識に基づいて実践・指導ができることを特に重視し、所定の単位を修め、次の能力を備えた学生に学位を授与します。

1. スポーツや運動全般の科学的指導能力
2. 専門とするスポーツ・運動の高い技術習得と指導能力
3. スポーツ・運動に関する医科学的知識と研究方法の習得及び卒業論文作成能力
4. スポーツ・運動を通して得られた社会や職業活動に必要なコミュニケーション、課題解決、倫理的行動能力

研究科

<人文科学研究科>

各専攻とも、大学院学則に定める人材養成目的、その他教育研究上の目的(根拠資料4-1-19)、学位規程にそって修士および博士の学位を授与している(根拠資料4-1-20、4-1-21、4-1-22)。

ディプロマ・ポリシー

体系的な教育課程を実施することによって、スムーズな学位取得の実現に努める。このことによって研究に対する意欲を高めさせ、前期課程と後期課程との有機的な繋がりをより実質化するとともに、研究の一貫性を保障し、課程博士の取得が円滑に行われるようにする。そのために博士学位申請と審査のための手続きを明確にし、論文作成及び学位申請への動機づけをはかる。

学位論文作成を通して養った研究能力を活かし、広い分野において専門的な仕事のできる職業人の育成をはかる。

<法学研究科>

博士課程前期では、博士課程後期での研究のための学識の修得、専門職や企業等での活躍を目指す学生に応じた学識の修得、博士課程後期では研究職に就きうる学識の修得を教育目標として明示しており(根拠資料4-1-23 教育目標)、こうした目標と整合性のある学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして明示している(根拠資料4-1-23 3つのポリシー)。修得すべき学修成果はディプロマ・ポリシーにおいて博士課程前期にあっては修士論文、博士課程後期にあっては博士論文であることが明示されている。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### ディプロマ・ポリシー

修士（法学）論文作成にあたって、問題意識が的確であるか、記述は首尾一貫しているか、研究方法・調査方法は適切であるか、外国文献の十分な読解能力はあるかなどに留意して、主査及び副査 1 人以上の審査委員が公正に審査を行う。修士論文の可否の判定は、法学研究科通常委員会で議決する。修士論文の内容について、公開の口述発表を行う。博士（法学）論文作成にあたって、研究テーマを選んだ理由が明示されているか、十分な資料と正確な引用に基づいた記述内容であるか、体系的論理的展開がなされているか、研究成果の意義が具体的に明示されているかなどに留意して、主査及び副査 2 人の審査委員が公正かつ厳正な審査を行い、審査報告書と口頭試問の結果の要旨を通常委員会に報告する。学位申請者は、通常委員会が開催する論文公聴会に出席し、論文内容を発表しなければならない。学位授与の決定は、通常委員会において議決する。

### <経済学研究科>

研究科のディプロマ・ポリシーは、本研究科がいかなる学生を養成するかという教育目標に沿って、その基本方針が定められている。学生には、研究科の教育目標、学位授与方針と学生が修得すべき学習成果が明確に提示されている（根拠資料 4-1-23 教育目標、3 つのポリシー、p. 7-8、69-76、214、225-228、4-1-24）。

### ディプロマ・ポリシー

卒業認定・学位授与に関する基本的な方針は、言うまでもなく本研究科がいかなる学生を養成するかによって規定される。本研究科では、従来から研究者養成の観点に重点がおかれ、主査と副査による厳正な審査を経て経済学修士および博士の学位が授与されてきた。今後、本学の大学院活性化基本方針に沿って、博士学位論文に係わる評価等の基準（経済学研究科内の内規または申し合わせ）を明確に規定し円滑な博士学位授与を行うことが重要である。

### <商学研究科>

商学研究科では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。（根拠資料 4-1-23 3 つのポリシー、4-1-25）

### ディプロマ・ポリシー

商学研究科博士課程前期における修士の学位は、申請者の専門的学識の高さを問うため、主査と副査からなる教授陣によって厳格な審査を経た上で授与されている。博士の学位に関しては、さらに副査を増やし、博士課程後期ないし課程修了の学生については、1 年間、また論文提出者については半年間の期間をかけて指導と査読を繰り返した上で、厳格に審査をし授与している。今後もおこの厳格さを遵守していく。

### <理学研究科>

理学研究科としての教育目標および各専攻の教育目標は、大学院便覧に博士課程前期と博士課程後期のそれぞれについて、個別に明示されている（根拠資料 4-1-23 教育目標）。また、同じく大学院便覧に、博士課程前期と博士課程後期のそれぞれについての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明示されている（根拠資料 4-1-23 3 つのポリシー）。さ

らに学位授与基準、審査方法および審査基準が学位規程（根拠資料 4-1-20）および学位取扱細則で、博士課程前期と後期それぞれに定められている（根拠資料 4-1-26、4-1-27）。これらの内容は、教育目標の各項の内容と対応したものとなっており、整合性が取れている。これらによって、修得すべき学修成果が分かるように明示されている。

ディプロマ・ポリシー

博士課程前期では、修了に必要な授業科目の単位の取得に加えて、修士論文を提出させる。修士論文の審査にあたって、広い視野に立って深い学識を修め、専門分野についての研究能力又は専門分野にかかわる職業に従事するために必要な能力を有するか否かを判断する。

博士課程後期では、博士（理学）の学位授与には査読付き学術誌に一定基準数以上の論文が掲載されていることを基本要件としている。博士論文の審査にあたって、研究成果が新たな知見を含み、研究者として自立して研究活動を行い得る能力又は自然科学・数理学にかかわる専門的な職業に従事するために必要な高度な能力を有するか否かを判断する。

<工学研究科>

博士課程前期及び修士課程では、先端的かつ高度な専門知識、総合的な視野を獲得させることを目標としている。また、博士課程後期では、研究者として専門領域の学会で認知されるレベルの学位論文執筆指導を行う。学位の授与は、取得単位と論文審査で行い、学位規程に明文化してある（根拠資料 4-1-20）。提出された学位論文は、研究指導の内容が教育目標と合致しているか等の説明を検討した後、審査の可否を決定している。

ディプロマ・ポリシー

博士課程前期では企業等で開発者、開発・研究者としてスタートできるだけの基礎知識、専門技術、視野を獲得しているか否かを修士論文の内容と単位取得状況によって判断し、合格者に学位を授与する。博士課程後期では当該分野の学界での論文発表状況を勘案し、博士論文の内容、発表能力（語学力）を評価して学位を授与する。

<医学研究科>

教育目標は、博士課程、修士課程共に大学院便覧等（根拠資料 4-1-23 教育目標）に明記している。特に前者は6つの専攻分野の各々で個別の目標を定めている。修得すべき学修成果や研究成果（博士課程においては学位論文）等の学位授与に関わる手続き及び審査基準も、大学院便覧に詳細に記述し公開している（根拠資料 4-1-23 p. 7-8、201-28）。

ディプロマ・ポリシー（修士課程）

カリキュラム・ポリシーに沿った教育を行い、以下のような人材を社会に送り出す。

1. 臨床実践の場における実践・教育・研究のリーダーとしての活躍できる人。
2. 地域の看護専門職者と相互交流を図り、地域における生活支援及び健康・福祉行政の実践的リーダーとしての活躍できる人。
3. 課題に対して科学的根拠に基づき探求する態度を身につけた人。
4. 実践的リーダーとして社会のニーズや変化に対応する能力を身につけた人。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### ディプロマ・ポリシー（博士課程）

#### 1. 課程博士

学位申請年度の10月の締切日までに、研究結果が当該分野の専門誌に公表あるいは採択されていることを前提とする。申請者に対しては、当該年度の1月までに公開審査を実施し、審査員による点数評価を行って合否を判定し、合格者に対して博士（医学）の学位を授与する。

#### 2. 論文博士

学位申請年度の6月と9月の締切日までに、研究結果が当該分野の専門誌に公表あるいは採択されていることを前提とする。申請者に対しては、当該年度の12月までに公開審査を実施し、審査員による点数評価を行って合否を判定し、合格者に対し博士（医学）の学位を授与する。

### <薬学研究科>

研究科の理念・目的にもとづく修士課程および博士課程の教育目標を、大学院便覧（根拠資料 4-1-23 教育目標）および本学大学院ホームページ（根拠資料 4-1-25、4-1-28）に明示している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は次のとおり定めている。

#### ディプロマ・ポリシー

実験・演習等所定の単位を修めることにより、本研究科の理念・目的に即する人材の域に達し、将来も自らが研鑽し、より高度な知識・技能・態度を身につけようとする意欲の有るもので、また薬学を通して、国民の健康維持に積極的に貢献する姿勢を有するものに学位を授与する。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標および3つのポリシーが作成され、これらは大学院便覧（根拠資料 4-1-23 教育目標、3つのポリシー）などの印刷媒体および大学院のホームページ（根拠資料 4-1-25、4-1-28）に掲載され、社会に公表されている。教育目標にもとづき、学位授与方針が制定されており、両者の整合性はとれている。修得すべき学修成果はスポーツ健康科学研究科博士學位申請取扱細則等に明示されている（根拠資料 4-1-29、4-1-30）。

#### ディプロマ・ポリシー

博士課程前期では、修士論文の完成度を高めるために中間報告会での発表と、外部からの評価を受けるために関連学会での発表を義務づけている。博士課程後期では、最終論文提出の半年前に中間報告に相当する研究計画書の提出・審査を義務づけている。また、博士論文の外部からの評価を受けるために国際誌あるいは全国誌への掲載を義務づけている。これらの修了要件により、博士課程前期では指導現場において科学的指導を実践・応用できる専門家としての進路選択に資することができ、博士課程後期では高等教育機関あるいは研究機関において自立して研究活動を行える研究者を養成する。

### <法曹実務研究科>

専門職学位課程の教育目標として、1年次は法律学の基本的な理論、構造、制度および判

例を理解できること、2年次は具体的事案を適切に解決する法的思考能力および問題解決能力を涵養すること、3年次は2年次までに修得した能力をさらに展開させ、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、より実践的な能力を育成することを明示している（根拠資料 4-1-31 p.4）。

ディプロマ・ポリシー

本法科大学院において修得した法曹に求められる基本的なマインドとスキルを、裁判所における法実務においてはもとより、法的問題の処理が必要とされる地域社会の様々な領域において十分に活用して適切な解決を図り、地域社会に貢献することのできる法曹を養成します。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

大学全体

公式ホームページ（根拠資料 4-1-1）や大学案内（根拠資料 4-1-2 p.7）に記載している「福岡大学の三つのポリシー」の中に「カリキュラム・ポリシー」（教育課程の編成・実施方針）を定めている。「福岡大学の三つのポリシー」の前段において、上記の目標・使命を掲げており、教育目標にもとづいた教育課程の編成・実施方針を明示している。

また、各学部、大学院においても「建学の精神」と「教育研究の理念」にもとづきそれぞれの教育研究上の目的を定めており、教育研究上の目的を達成するための具体的な方針を示す「三つのポリシー」（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）を公式ホームページ（根拠資料 4-1-3、4-1-25）に公開している。

カリキュラム・ポリシー

本学の「教育研究の理念」に基づき、すべての学生に提供する「共通教育科目」と、各学部学科に設置する「専門教育科目」の二つを大きな柱とし、それぞれの学部学科の教育目標にあわせたカリキュラムを編成します。また、正課外教育においても、充実した各種教育プログラムを展開し、全教職員で本学学生の人間的成長を支援し、全人教育を実現します。

1. 全学に提供する共通教育科目をとおして、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人間性を持つ人材を育成
2. 各学部学科が設置する専門教育科目をとおして、専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や変革に答え得る深い学識を有する人材を育成
3. 様々な教育プログラムをとおして、国際性と地域性を兼ね備えた 21 世紀に通用する人材を育成

学部

<人文学部>

学則第1章に本学部の教育目的が定められており、そこでは「社会人として人間の精神と社会のあり方を多様な価値観の中で総合的に捉える人材」、「高度技術社会において人間の原点に立って行動できる人材」、そして「外国語学習を通して異文化を理解し、日本と世界を結ぶコミュニケーション能力を持った国際人」を養成することを教育目的として掲げている（根拠資料 4-1-9 第1条第1項第1号、4-1-32 p.123-124）。この目的を達成するために、本学部は、教育課程の編成・実施方針を「カリキュラム・ポリシー」として次のように定め、それを明示している（根拠資料 4-1-5）。

カリキュラム・ポリシー

人文学部では、本学部の人材養成の目的を達成すべく、8つの学科いずれにおいても、ゼミナール形式による各種の「演習」をカリキュラムの中心に据えた、徹底した少人数教育による指導を行っています。

加えて、語学系の4学科においては、通常の講義とは別に、海外語学研修や認定留学、交換留学などを積極的に実施して語学力のさらなる向上を図るとともに、異文化に直接触れる機会を通じた幅広い視野の獲得を目指しています。

これに加えて、本学部の8学科すべてがそれぞれに教育課程の編成・実施方針を明示し

ている（根拠資料 4-1-6）。

### <法学部>

理念・目的等にもとづき、開講科目はじめカリキュラムに関連する事項を学修ガイド等に明示していることを受けて、法学部カリキュラム委員会の検討と教授会での承認を得てカリキュラムを編成している。この編成では、学生が就職をはじめとする進路と連動した授業科目を履修することができるように、各学科の各コースについて、学年毎に、どのような科目を履修したら良いのかを示す専門教育履修モデルを作成し（根拠資料 4-1-7 p. 94-99）、さらに他学部開講科目についても関連教育履修モデルを作成して（根拠資料 4-1-7 p. 78-88）、それぞれ学修ガイドにて明示している。

#### カリキュラム・ポリシー

法学部の人材養成・教育研究上の目的を達成するために、入学者に対して、導入教育を行った上で、2年次以降、法律学科・経営法学科において教育内容別にコース制を設け、かつ専門教育履修モデルを設置し、さらにキャリア教育としてキャリアプランニング（両学科）およびインターンシップ（経営法学科のみ）の科目を配置することにより、個々の学生が将来の多様な進路やキャリア選択ができるように授業科目を学年ごとに段階的に配置し体系的に学ぶことを可能にしています。

### <経済学部>

教育課程は、経済学科では3つのコースで、産業経済学科では2つのプログラムで専門性の高い教育を提供することが学部の基本方針である。これは、学修ガイド（根拠資料 4-1-10 p. 77-82）や大学案内（根拠資料 4-1-2 p. 55-57）、経済学部ホームページに明記されている（根拠資料 4-1-33）。その内容は、教育目標や学位授与方針と整合性が高い。また、学修ガイドのカリキュラム表に科目区分、必修・選択の別、単位数等が明示されている（根拠資料 4-1-10 p. 132-163）。

#### カリキュラム・ポリシー

経済学部では、「学問の方法」を学ぶことに力点をおき、新しい価値の創出能力、問題発見・問題解決能力を育成するカリキュラムを提供します。

経済学科では、経済理論から経済史、現実的な財政・金融の諸問題、国際関係までを広範囲に学び、時代や社会を広い視野で総合的な視点から判断できる能力を養成することを目標とした科目の提供とともに、対話を重視した演習形式の講義を多く提供します。

産業経済学科では、実社会で経済理論をどのように活用していくかに重点を置き、確かな理論に支えられた「実践力」をもつエキスパートに必要な能力を育成することを目標とし、演習形式の授業、コンピュータによる情報分析やデータベース構築などの講義を併用し、プレゼンテーション能力と数理的処理能力をともに高める積み上げ型カリキュラムを提供します。

### <商学部>

学則において、商学部の教育目的として、商学の理論と実務能力をバランスよく身につけることによって問題発見と問題解決の総合力を備えた人材、高度に発展した社会の中で

## 第4章 教育内容・方法・成果

チャレンジ精神をもって行動できる人材、および地域社会あるいは国際社会でリーダーとして活躍できる人材の養成が（根拠資料 4-1-9 第1条第2項第4号）、そして商学部第二部の教育目的として、流通・金融、経営、会計、国際ビジネスにわたる学問分野をバランスよく身につけ、理論的考察力と行動力をもった人材の養成が（根拠資料 4-1-9 第1条第2項第5号）定められている。このような商学部および商学部第二部の教育研究上の目的を達成するために、商学部および商学部第二部教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーとして次のように定め、福岡大学公式ホームページ上（根拠資料 4-1-12）で公開している。

### カリキュラム・ポリシー（商学部、商学部二部）

大学教育4年間の中で、商学の専門知識、理論および実務能力、問題発見・解決の能力を身につけると同時に、グループで問題解決に当たるためのコミュニケーション能力、集団の中での主体性と協調性を高めることが必要です。これらの能力を身につけるために、商学部および商学部第二部では、次のようなカリキュラムを編成します。

1. 1年次には「基礎ゼミナール」や各学科の入門科目を配置し、新入生が高校までの学修から大学での学修へとスムーズに移ることができるよう工夫します。
2. 専門科目については、1年次に入門科目、2年次以降には様々な応用科目を配置し、学生が商学に関する学習を体系的に進めることができるようカリキュラムを組みます。
3. 所属学科以外で開講されている専門科目を幅広く学習したい学生のために、一定の範囲以内で他学科・他学部の専門科目も履修できるよう配慮します。
4. 少人数の学生が主体的に学ぶ「ゼミナール」を全学科および全学年にわたって設置し、学生が商学の知識を深め、問題発見・解決能力やコミュニケーション能力を更に高めることができるような教育システムを整備します。

以上のことから、商学部および商学部第二部においては、教育目標にもとづき教育課程の編成・実施方針を明示しているといえる。

### <理学部>

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、ホームページにより周知させている（根拠資料 4-1-34）。科目区分、必修・選択別、単位数等についても、学修ガイド（根拠資料 4-1-14 p.132-193）等に明示している。

### カリキュラム・ポリシー

人材養成の目的を達成するために、理学部では次のカリキュラムを編成しています。

1. 1、2年次には、リメディアル授業、少人数クラスの講義、実習や演習およびゼミナール等によって、自然科学全般にわたる基礎学力と思考力を養い、また共通教育によって、幅広い教養、国際性および社会性を身につけることができるカリキュラム
2. 3、4年次には、この基礎学力に加えて、多様な専門分野から学生自ら選択した分野について学び、自然現象等を幅広い視野から理解し、未知の現象を解明する力を習得できるカリキュラム

### <工学部>

工学部では、教育理念・目標にもとづいて以下のように教育課程の編成・実施方針（カ

リキュラム・ポリシー)を作成し、明示している(根拠資料4-1-35)。

カリキュラム・ポリシー

学んだ教養と専門知識が実社会に生かせるようなカリキュラムを編成します。

1. 適切な導入教育と初年次教育を行う。
2. 工学基礎科目と教養科目とをバランス良く配置する。
3. 丁寧な指導ができる少人数での実験・実習・卒業研究などを行う。
4. 先輩との交流、工場見学、インターンシップなどキャリア教育を行う。
5. 国際感覚の醸成と積極的な異文化交流を行う。
6. 4年次の早期履修できる大学院科目を設け、大学院との接続教育を行う。
7. 教育効果の検証・評価を行って、カリキュラム改善に繋げる。

<医学部>

医学科では、良医育成のために、教育目標にもとづき、段階的な教育課程の編成・実施方針を明示している(根拠資料4-1-36)。本学は全人教育が総合大学としてのモットーであるため、1学年に関しては、共通教育センターの指導のもとに、医学に特化しない全体的教育が行われている。1学年においても、一部、医学概論や基礎医学の講義が開始され、第2学年において、本格的な基礎医学の修得カリキュラムに移行する。第3、4学年では、各科の臨床系統講義が開始され、第4学年時の共用試験シービーティー(CBT: Computer Based Testing)、客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)、各科試験の合格をもって、第5学年以降の病棟における臨床実習が開始される(根拠資料4-1-37 p.109-111、4-1-38 p.8-9、4-1-39 福岡大学の医学教育理念とカリキュラム)。

看護学科の教育課程は、全学教育の「共通教育科目」と「専門基礎科目」「専門教育科目」から構成される。共通教育科目から26単位以上、専門基礎科目は必修科目29単位、専門教育科目は、必修科目68単位、選択必修科目2単位以上の計70単位、総計125単位以上を修得しなければならない(根拠資料4-1-40 p.112-114)。1年次は大学教育への適応を促す初年次教育科目や看護の基本となる科目を配置し、多様な人間と健康に関する理解を深めている。2年から3年次は専門教育科目を中心に看護の展開を学び、ヘルスプロモーション実習や災害看護、国際保健看護など広く社会の看護を履修する。また、実習科目は基礎看護実習に始まり、領域別実習、総合実習と段階的に看護の発展につながる専門的な知識と技能を習得する(根拠資料4-1-41 p.4-5)。

カリキュラム・ポリシー

医学部は、優れた医療専門職者の育成のために、次のような教育を実施します。

1. 幅広い教養と豊かな人間性を培うための全人教育
2. 問題解決能力や創造的思考力を育むための実践的科学教育
3. 専門の基礎と臨床科目が連携統合した効果的な実習教育
4. 国際医療活動や地域医療活動に貢献するための教育

<薬学部>

薬学部の教育目標を達成するために、教育課程の編成においては、①広い視野と豊かな人間性・倫理観、②高度な専門知識と技能、③問題解決能力を付与する教育のバランスに

## 第4章 教育内容・方法・成果

考慮して、学位授与方針である「真に医療に貢献できる薬剤師となる素養の修得」が可能なカリキュラムを編成しており、これをカリキュラム・ポリシーとして明示している（根拠資料 4-1-42）。

### カリキュラム・ポリシー

大学教育6年間の中で、医薬品に関する科学的な基礎および医療チームの一員としての役割を果たすといった能力を身につける必要があります。これらの能力を身につけるために、薬学科のカリキュラムは、これまで薬学が追求してきた物質の創造的な学問研究を基盤とした基礎薬学、生命薬学等の教育・実習に加えて、医療に係わる科学活動の倫理的基礎をリベラルアーツ教育で醸成し、医療現場に密着した教育・実務実習により、真に社会の要求に応える薬剤師を育成するものとなっています。

カリキュラム編成にあたっては、①広い視野と豊かな人間性・倫理観、②高度な専門知識と技能、③問題解決能力を付与する教育、のバランスに考慮しています。

### <スポーツ科学部>

教育目標および学位授与方針にもとづく教育課程は、福岡大学学則第3節教育課程第34条に明記されている。両学科とも、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学および自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目および学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として8単位、保健体育科目として4単位、合計32単位以上、専門教育科目については、合計82単位以上「スポーツ科学科（必修科目34単位、必修選択科目6単位以上、選択科目42単位以上）、健康運動科学科（必修科目40単位、選択必修科目2単位以上、選択科目40単位以上）」、自由履修単位については、10単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない（根拠資料 4-1-9 第34条第11項）。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は学修ガイドに明示されている（根拠資料 4-1-18 p.137-140）

### カリキュラム・ポリシー

スポーツ科学部はスポーツ・運動を科学し、実践することができる能力を身につけるため、カリキュラムは教養科目と並列に専門的基礎科目を1年次より配置し、学生個々の興味と関心に基づいて専門分野が選択できるように必修科目を極力少なくし、選択科目を多く配置します。実技実習科目は、自ら専門とする種目のコーチング理論を深めるために演習形式の授業形態をとります。健康運動に関わる科目は、現場の実践に即した科学的指導やプログラム開発ができるように学外の実習を配置します。

スポーツ科学科は、競技スポーツおよびスポーツ全般にわたる専門性を高めることをねらいとし、健康運動科学科は、運動による健康を通して国民のクオリティオブライフ向上に貢献することをねらいとして、それぞれの学科の特性にあったカリキュラム編成とします。

## 研究科

### <人文科学研究科>

専攻毎の教育目標の達成およびその課程は3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー) に沿った専門科目(領域)から構成され、博士課程前期・修士課程では「特殊講義」・「演習」で編成された科目群から学生の専修(コース)毎に定められた必修・選択条件に即して32単位以上修得と学位論文合格をもって修了、博士課程後期では学生が選択する研究指導科目から「特別研究科目」12単位修得および学位論文合格をもって課程修了としている(根拠資料4-1-23 p.31-48)。

カリキュラム・ポリシー

近年のますます多様化する院生の需要に対応し、社会と地域のニーズに応えるための教育効果・教育効率を考慮したカリキュラムの構築につとめる。例えば、就職先としての教育職や研究職には近年とくに限界が顕著であるので、それ以外の分野の高度専門職業人への道を選ぶ院生のためにも、社会で即戦力となる能力の涵養や育成が必要で、それにむけてのカリキュラム編成をはかる。

また、院生の研究成果の公表の場の確保を行い、『大学院論集』の充実に努め、学会誌、その他の一般の研究雑誌にも投稿するように指導し、他流試合のできる実力をつけさせる。

<法学研究科>

教育目標と学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーによって明示している(根拠資料4-1-23 3つのポリシー)。すなわち、博士課程前期では、主要科目と特修科目を明示し、主要科目のうちから研究およびその講義科目1科目を選定して専修科目として論文を作成することとし、博士課程後期では博士論文のテーマに沿った指導を行うこととしている。また、本研究科は公法専攻と民刑事法専攻の2専攻からなるが、論文のテーマ、目指す専門職等との関係で、他専攻の科目を履修することも可能であることを明らかにしている。

カリキュラム・ポリシー

本研究科は、公法専攻と民刑事法専攻より成る。前期課程では、主要科目と特殊科目を明示し、主要科目のうちから研究およびその講義科目の1科目を選定して専修科目とし、論文を作成する。それぞれの専攻の科目のなかから、専修科目以外の主要科目と特殊科目を履修することが原則であるが、論文のテーマ、目指す専門職等との関係で、他専攻の科目を履修することも可能である。後期課程では博士論文のテーマに沿った指導を行う。

<経済学研究科>

学生は、必修科目として指導教員が担当する特講講義4単位、演習講義8単位を修得しなければならない。その他、特修科目として18単位を修得しなければならないが、そのうち、8単位までは他研究科の科目履修も認められる(根拠資料4-1-23 p.69-71)。このような履修規定は、高度な専門性を維持しながら、時代のニーズに合わせた学際的な教育も充実するという教育目標にもとづいたものである。

カリキュラム・ポリシー

本研究科は、主に研究者養成を主要な目的としていたため、大学院担当教員の増員によって順次その専門科目を増設する形でカリキュラム編成を行ってきた。その後、税理士等の資格取得希望者や公務員試験の受験志願者さらに外国人留学生等の増加に対応して、その専門的知識の教育を行ってきた。今後、学生の将来の方向性に沿って、その資質や能力

#### 第4章 教育内容・方法・成果

の一層の伸張を図るための体系的なカリキュラム編成を行う予定である。さらに、博士課程前期・後期の両課程の独自の新しい教育理念を策定し、それに基づいて研究分野別コースカリキュラムを編成し、複数の教員による研究指導体制、他の研究科との協同研究指導体制も視野に入れることが必要である。とくに、後期課程において担当教員を増やし組織的・体系的な指導体制の確立を目指すことが緊急課題である。

##### <商学研究科>

商学研究科では、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定めている（根拠資料 4-1-4、4-1-23 3つのポリシー、4-1-25）。

###### カリキュラム・ポリシー

商学研究科のカリキュラムには、大きく分けて、商学コースの科目群と経営学コースの科目群の2分野が設定されている。両分野とも今後一層、科目を充実していくつもりである。新規科目の充実のみならず、とりわけ商学コースの中の商業関係科目および経営学コースの中の会計の科目に不足が生じているので、これらの分野の重点的な補充も必要である。

##### <理学研究科>

教育目標や学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施の方針がカリキュラム・ポリシーとして、大学院便覧に明示されている（根拠資料 4-1-23 3つのポリシー）。また、同じく大学院便覧に、科目区分や必修と選択の別、修得すべき単位数などが詳細に明示されている（根拠資料 4-1-23 p. 89～100）。

###### カリキュラム・ポリシー

博士課程前期では、「講究」・「実験」等の授業科目を通じて専門分野に関する知識や自然科学研究の実験手法を修得して、研究能力や自己表現力を涵養するようにカリキュラムを構成している。さらに専攻ごとに配置した多くの選択科目は、専攻内の他専修だけでなく他専攻からも受講できるようになっており、専門にこだわらない多面的かつ先端的な知識を修得できるようにしている。

博士課程後期では、前期課程の教育・研究をさらに深化・発展させ、自立して研究活動を遂行し得る高度な能力を備えた人材の育成を図る。このため、学生の学位取得に向けた自主的な研究推進と指導教員のもとでのゼミナールを重視し、加えて自然科学・数理科学に関する深い学識を身につけることができるよう、専門的な特修科目を設置している。

##### <工学研究科>

各専攻では、人材教育のための目標を掲げ、教育内容とそれに関連する修得科目を設定している（根拠資料 4-1-23 p. 109-121）。技術進歩や社会の要請によって、適時カリキュラムの見直しを行い、新たな分野を担当できる教員の採用も行っている。

###### カリキュラム・ポリシー

博士課程前期では、先端的かつ高度な専門技術と基礎知識、総合的視野を獲得させる事为目标にカリキュラムを構成している。比較的少人数に対する集中教育、教師との密な接触による全人的教育を目指す。また、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力

の涵養を重視している。

博士課程後期では、研究者として当該専門領域の学界に認知されるレベルの学位論文執筆指導を行う。

本事業計画は、博士課程前期においてカリキュラムの幅を広げ、教育内容のさらなる多様化を実現するための方策として他大学大学院との単位互換制度の発足を目指すものである。

### <医学研究科>

教育課程の編制・実施方針、科目区分・必修・選択の別・単位等に関しては、大学院便覧等に明示している。博士課程では、6つの専攻分野に合計46の専攻科を設け、各専攻に授業科目を開設して教育するとともに、学位論文の作成等に関する研究指導を実施している。標準修業年限4年のうち前半2年は主にコースワークで一般的知識と専門知識を習得し(30単位以上)、後半2年は担当教員にリサーチワークの指導を受ける(根拠資料4-1-23 p.141-159、4-1-43 p.3-6)。

修士課程(看護学)では、標準修業年限を2年とし、所定の授業科目について合計30単位以上を修得しなければならない。更に6つの専門科目から1つの演習を選定して専門領域とし、担当教員による学位論文作成等の指導を受ける(根拠資料4-1-23 p.164)。

#### カリキュラム・ポリシー(修士課程)

高度な実務家としての素養は、実践的能力の向上の基盤である看護専門職として人間的に成熟し、看護における専門性の高い「実践力」「管理力」「教育力」「研究力」を有することであり、これらの能力を有する実務家を育成することが目的であるため、以下のような能力を培う教育を行う。

1. 生命や人間の権利を尊重・擁護し倫理的判断と行動ができる能力。
2. 的確な臨床判断及び高度な技術を用いて実践できるとともに、卓越した実践能力や実践現場の看護職の質的向上に向けたリーダーシップの役割を担える能力。
3. 保健・医療システムを包括して活用し、地域における生活支援を推進できる能力。
4. 保健・医療・福祉の現場で生じる看護管理実践上の問題を理論的・効率的に分析し、適切な看護運営ができる能力。
5. 自立的にかつ自己統制された知的活動能力を有し、科学的な看護実践の発展に資する研究が実践できる能力。

#### カリキュラム・ポリシー(博士課程)

医学研究科には人体生物系専攻、生体制御系専攻、病態構造系専攻、病態機能系専攻、社会医学系専攻、先端医療科学系専攻の6つの専攻分野があり、院生はいずれかの専攻分野に属する専攻科のもとで研究を開始する。

大学院1年、2年生は、全ての専攻分野に共通の科目ならびに各専攻分野に共通の選択科目を受講し、医学研究を実施していく上での基本的な知識と技術を身につける。

その間、各専攻科において指導教員と研究課題を抽出し、研究に必要な基本的な技術・方法論を学ぶとともに、研究実施計画を作成・実践し、得られた結果を解析・十分考察したうえで、論文として発表する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

カリキュラム作成にあたっては、話題になっている問題や最先端の医療課題を学ぶために、内外の研究者による講演や先端技術の提示・演習などを組み入れ、それらも関連専攻科の単位として認めるフレキシブルな運用を行う。結果として院生の学習意欲を喚起する。

さらに平成20年度から開始した4年生（一部3年生）の研究成果の中間発表に加え、平成21年度から2年生に研究実施計画や研究成果の一部を発表させ、他専攻科の教員や院生と議論する場を設けた。これは、研究過程を公表することにより研究の質の向上と遅滞ない研究の遂行を促すことになる。

### <薬学研究科>

教育課程の編成・実施方針は、カリキュラム・ポリシーとして明示している（根拠資料 4-1-23 3つのポリシー、4-1-25、4-1-44、4-1-45 p.1、11）。

#### カリキュラム・ポリシー

##### 健康薬科学専攻（修士課程）

本専攻は、健康創薬科学プログラムと総合薬学プログラムの2プログラムで構成されている。健康創薬科学プログラムは、学際的な健康科学領域において活躍できる健康科学関連研究者・技術者、創薬科学関連研究者・技術者、医薬情報担当者、健康食品・化粧品等安全管理者等の人材を輩出することを目標としている。総合薬学プログラムは、現場薬剤師が主たる入学対象者であり、最先端医・薬学を体系的かつ系統的に講義及び演習で修得し、課題研究活動を通じて情報構築・評価能力を培い、先導的薬剤師として地域に密着した医療貢献ができるようになることを目指す。

##### 薬学専攻（博士課程<4年制>）

本専攻は、医療薬剤師プログラム及び薬学研究者プログラムの2プログラムで構成されている。医療薬剤師プログラムは、がんなどの専門薬剤師、個別化医療推進薬剤師、医療系薬学教育者、医療行政推進薬剤師、トランスレーショナルリサーチ推進研究者・技術開発者、レギュラトリーサイエンス研究者等の人材の育成を目標とする。薬学研究者プログラムは、創薬研究、薬物治療の最適化などに従事する医療系薬学研究者、基礎系薬学教育者、健康科学、環境衛生化学等研究者・行政担当者、製薬企業研究開発従事者等の人材養成を目指す。

科目区分、必修・選択の別及び単位数などについては、大学院便覧に明示してある（根拠資料 4-1-23 p.169-170）。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標および学位授与方針にもとづくカリキュラムおよびシラバスが作成され、これらは大学院入学試験要項および大学院便覧などの印刷媒体および大学院のホームページに掲載され、社会に明示されている（根拠資料 4-1-23、4-1-25、4-1-46 p.18-19、30）。また、大学院便覧に、科目区分や必修と選択の別、修得すべき単位数などが詳細に明示されている（根拠資料 4-1-23 p.175-179）。

## カリキュラム・ポリシー

博士課程前期では、各自の専門性を高めるために、各部門ごとに「特別研究」と「特講」などの専修科目を設置し、同時に、関連する領域の知識の獲得を意図した非専修科目が配置している。特に、スポーツ医学部門では講義科目と対応した実習科目が用意されている。さらに、論文指導教員全員によるオムニバス形式の科目は部門の枠を越えて幅広い知識の獲得を目指している。

博士課程後期では、博士論文指導を目的とした「特別研究」以外にも、全論文指導教員および論文指導補助教員によるオムニバス形式の科目を配置し、基本的なリサーチメソッドの獲得に資している。

## &lt;法曹実務研究科&gt;

科目区分、必修・選択の別、単位数等については学修ガイドでわかりやすく表示している（根拠資料 4-1-31 p.27-37）。

## カリキュラム・ポリシー

法学純粋未修者の教育においては、特に1年次における法学の基礎・基本を徹底する教育から出発して3年間にわたりじっくりと体系的に教育する体制をとるとともに、一人ひとりの学修・理解度状況を随時把握したきめ細やかな個人的指導を行う体制をとります。

このため1年次においては、まずは、法学純粋未修者がスムーズに法科大学院での勉強に入ることができるための導入教育に重点を置き、判決文を一字一句の意味を確認・理解しながら読む訓練を通じて実務的法律文書を論理的に正確に読むことができるようになる力を養成することを目標とする「判例講読」を、また、裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させるとともに実務法曹を目指すモチベーションをさらに高めることを目標とする「裁判制度概論」を配置します。特に、「判例講読」は、少人数クラスにおいて、教員が学生と極めて近い距離で一人ひとりの学生の学修状況を見ながら進めていく授業方式を採ります。また、導入教育と並行して、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法などの法律基本科目を配置し、これらの法律の基本的知識を徹底して修得させ、法律学の理論、構造、制度および判例の基礎・基本をしっかりと理解させるとともに、それらの基本的知識の重要性を実際の法曹の活動や事例に触れさせることにより具体的に体得させることを目標とする教育を行います。こうした基本的知識の修得が一通り達成された段階（1年次法律基本科目の必修科目の平均GPA が1.5以上であることを2年次への進級要件としています）で、続いて、これらの基本的知識を適用・運用して様々な社会的問題を解決することのできるスキルを修得させるために、2年次に法律基本科目として演習科目を重点的に配置し、現実の事例の事実分析・認定を通じて法的思考力および問題解決能力を修得させることを目標とする教育を行います。

さらに2年次から3年次にかけては、これまでに修得した基本的知識、事実分析・認定能力、法的思考力および問題解決能力をさらに展開させるとともに、法曹の使命と責任を強く自覚させるための科目として、民事・刑事実務基礎論、民事・刑事実務演習、エクスタンプやリーガルクリニック、さらには法曹倫理などの法律実務基礎科目を配置し、法曹としての高い使命感と倫理観を涵養するとともに、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、法実務家としての実践的かつ専門的なスキルを修得させることを

#### 第4章 教育内容・方法・成果

目標とする教育を行います。また、様々な基礎法学・隣接科目並びに展開・先端科目を配置し、学生の視野を広げるとともに、社会の様々な領域における法的ニーズの増大および多様化に対応し、国内のみならず国際的な法的問題の処理を可能とすることを目標とする教育を行います。

### (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

#### 大学全体

上記の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は大学公式ホームページ（根拠資料 4-1-1）、大学案内（根拠資料 4-1-2 p. 7）において広く社会に発信している。

#### 学部

##### <人文学部>

本学部の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、本学ホームページを通して、大学構成員に周知するとともに、社会に公表している（根拠資料 4-1-3、4-1-5）。また、オープンキャンパスや学部新生ガイダンスといった機会を利用して、学生への周知も行っている（根拠資料 4-1-47）。

##### <法学部>

教員および学生は、学修ガイド（根拠資料 4-1-7 p. 3、206-219）から、理念・目的等にもとづいた教育課程の編成・実施方針に関する詳細な情報を得ることができる。また福岡大学公式ホームページ（根拠資料 4-1-3）および福岡大学法学部ホームページ（根拠資料 4-1-48）により公表しているため、大学構成員以外の者も、福岡大学法学部が目指すこと、実施していること等を知ることができる（根拠資料 4-1-7 p. 206-219）。

##### <経済学部>

教育目標は学修ガイド（根拠資料 4-1-10 p. 3、108-109）と大学のホームページ（根拠資料 4-1-1）に、学位授与方針は大学のホームページ（根拠資料 4-1-3）に示されており、大学の内外に公表されている。

##### <商学部>

商学部および商学部第二部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学部・学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとして、福岡大学公式ホームページで公開されることによって、大学構成員への周知と社会への公表が図られている（根拠資料 4-1-12、4-1-13）。新生と在学生には、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を詳細に説明した学修ガイド（根拠資料 4-1-49）が配布されている。特に新生に対しては、教育課程の編成・実施方針を分かりやすく説明したスタディガイド（根拠資料 4-1-50、4-1-51）が配布され、周知が図られている。上記の2つの印刷物は、前期開始前に、商学部および商学部第二部の全教員（非常勤講師を含む）にも配布されている。

##### <理学部>

教育目標、三つのポリシー（「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」）は構成員（教職員および学生）へは福岡大学ホームページにより広く周知させている（根拠資料 4-1-34）他、年度初めの履修登録ガイダンスにおいて、詳し

## 第4章 教育内容・方法・成果

い説明を行っている。また、入試説明会、オープンキャンパス、新入生ガイダンス、父母懇談会等で周知を図っている。

### <工学部>

工学部では、学部および各学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を、学修ガイド（根拠資料 4-1-16）、シラバス（根拠資料 4-1-17）、各学科ホームページ（根拠資料 4-1-52）への掲示により社会に公表している。

### <医学部>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている（根拠資料 4-1-3、4-1-53）。内容は、シラバスにも明記されている。学内的には、教務委員会や教授会での公知、承認を経て、医学部内への周知を行っている。また、医学教育ワークショップ（年 4 回開催）では、医学部教育の国際認証、教育ユニットの開設、クリニカルクラークシップ等のテーマを提示し、教育方針に関する学内理解の向上に努めている（根拠資料 4-1-54）。また父兄には、年数回の父母懇談会等を通じて、教育課程の編成・実施方針等を周知している。

看護学科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、新入生オリエンテーションや学修ナビにおいて学生に周知している。また、教育目標と教育課程の編成・実施方針は、学部ガイド（根拠資料 4-1-41）やホームページ上（根拠資料 4-1-3、4-1-53）にも掲載され、大学構成員だけでなく外部からの閲覧も可能で広く社会にも公表している。学修ガイドは教務委員会が毎年見直して、学則や履修上の留意事項、シラバスを分かり易く活用できるよう検討している。

### <薬学部>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、福岡大学公式ホームページ（根拠資料 4-1-42）や大学案内（根拠資料 4-1-2 p.102-105）を通して社会に公表している。また、薬学部構成員（薬学部教職員および学生）に対しては、学修ガイド（根拠資料 4-1-55）を全員に配布してより詳細に周知している。

### <スポーツ科学部>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、学修ガイド（根拠資料 4-1-18）に掲載し、年度始めに学生、教職員に配布して周知している。

学外へは大学案内（根拠資料 4-1-2 p.106-111）に記載し、主に受験生および高校に配布している。また、福岡大学ホームページ（根拠資料 4-1-3）、スポーツ科学部独自のホームページ（根拠資料 4-1-56）の中でも紹介している。

## 研究科

### <人文科学研究科>

毎年度、大学院便覧（根拠資料 4-1-23）、大学院入学試験要項（根拠資料 4-1-57）を学内（大学構成員）・外（入学志願者等）に配布・公表している。

#### ＜法学研究科＞

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は種々の媒体により大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている。一つは「大学院便覧」（根拠資料 4-1-23）である。この中に、本法学研究科を含めた本学大学院の「教育目標」、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを含む「3つのポリシー」がまとめられている。次に、「大学院ガイド」（根拠資料 4-1-58）である。これは視覚的にわかりやすく大学院の全体を記載したパンフレットであるが、ここにも教育目標が記載されている（根拠資料 4-1-58 p.11）。これは主として入学志願者向けにつくられているものであるが、学内外を問わず一般に配布され、また入手可能なものである。次に、入学試験要項（根拠資料 4-1-59）がある。配布は受験者および本法学研究科関係者に限定されるものであるが、ここにも人材養成および教育研究上の目的が記載されている。最後に本学大学院ホームページ（根拠資料 4-1-25）も公表や周知のための媒体として使用している。

#### ＜経済学研究科＞

教育目標や学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、定期的にかかれる通常委員会にて研究科の構成員に周知され、学生や社会には入学後のオリエンテーション、案内冊子（根拠資料 4-1-23）、研究科のホームページ（根拠資料 4-1-25）などを通じて公表されている。

#### ＜商学研究科＞

商学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を周知すべく、同方針は本商学研究科のホームページ（根拠資料 4-1-25）などで公表している。「大学院便覧」（根拠資料 4-1-23）においては、教育目標を示したうえで、これらの方針を明記して周知を図っている。

さらに、新年度が始まると、ガイダンスにおいて本研究科の新入学生に対して周知するように取り組んでいる。

#### ＜理学研究科＞

教育目標等を明示した大学院便覧（根拠資料 4-1-23）は、年度初めにすべての大学院生および教員に配布され、ガイダンス等でも参照するものであるため、周知は徹底しており、有効である。また、この内容は本学のホームページにも掲載されており（根拠資料 4-1-25）、社会への公表もなされている。

#### ＜工学研究科＞

工学研究科の教育目標及び各専攻での教育目標を定め、大学院便覧（根拠資料 4-1-23）などで印刷物として公表されている。

#### ＜医学研究科＞

本研究科構成員に対しては、大学院便覧（根拠資料 4-1-23 教育目標、3つのポリシー、p.141-167）、医学研究科シラバス（根拠資料 4-1-43 p.1-6）等を通して周知している。ま

## 第4章 教育内容・方法・成果

た、入学者の募集や学位審査の申請・承認に関わる時期には、随時、医学研究科博士課程小委員会、修士課程小委員会で資料を提示し周知徹底している。社会に対しては、医学研究科ホームページ（根拠資料 4-1-60）や入学試験要項（根拠資料 4-1-61、4-1-62）等による公表を行っている。

### <薬学研究科>

大学院便覧に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を記載し（根拠資料 4-1-23 教育目標、3つのポリシー）、大学構成員に配布することで周知している。学部生（5、6年次生）に対しては、大学院に関する説明会を実施している。また、研究科ホームページでは、「教育・研究理念」「大学院入学案内」「教育課程紹介」のページを用意している（根拠資料 4-1-44）。上記ホームページは、薬学部ホームページにもリンクを貼ってアクセスを容易にしている。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標および学位授与方針にもとづくカリキュラムおよびシラバスが作成され、これらは大学院入学試験要項（根拠資料 4-1-46）および大学院便覧（根拠資料 4-1-23）などの印刷媒体および大学院のホームページ（根拠資料 4-1-25）に掲載され、社会に明示されている。

研究科の教育目標および3つのポリシーが作成され、これらは大学院便覧（根拠資料 4-1-23）などの印刷媒体および大学院のホームページ（根拠資料 4-1-25）に掲載され、社会に公表されている。

### <法曹実務研究科>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学修ガイドにより大学構成員に周知され（根拠資料 4-1-31）、また、法科大学院のホームページで社会に公表されている（根拠資料 4-1-63）。

**(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について  
定期的に検証を行っているか。**

**大学全体**

全学的な教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については定期的に検証が行われていない。

**学部**

**<人文学部>**

学部の自己点検・評価実施委員会において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についての適切性を検証している。平成 25 (2013) 年度の場合は、5 月に開催された同委員会において、各学科で教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についての適切性を検証することが確認され、同年 10 月に各学科の検証結果が文書で報告された(根拠資料 4-1-64)。ただし、各学科において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な形での検証は行われていない。

**<法学部>**

法学部では、従来より、カリキュラム委員会にて 4 年または 5 年ごとに教育目標を交えたカリキュラムの成果、編成・実施方針の適切性等を検証し、それにもとづきカリキュラム改正を行っている。さらに、毎年、カリキュラム委員会ではカリキュラムを検討している(根拠資料 4-1-65、4-1-66)。また、学位授与方針の適切性については、教授会での卒業判定の際に行われている(根拠資料 4-1-67、4-1-68)。

**<経済学部>**

これらは、平成 18 (2006) 年度に定められた(根拠資料 4-1-69 p.273)。このようなものは、頻繁に適切性を検証するものではないであろうが、ある程度の期間において定期的な検証は必要であろう。

**<商学部>**

科目の新設・廃止あるいはカリキュラムの改正は、ほぼ毎年行われており、したがってこれらの改正と教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針との間に矛盾が生じているか否かは、その都度検証される必要がある。商学部では、学部内に教学問題検討委員会(商学部第二部に関わる問題もカバーしている)を設置し、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている(根拠資料 4-1-70、4-1-71)。

**<理学部>**

(応用数学科) 定期的な検証は行っておらず、必要に応じてカリキュラムの改正を議論している。

(物理科学科) 物理科学科運営会議において適宜、教育効果等を勘案してカリキュラムの改訂や教育内容について議論している。

## 第4章 教育内容・方法・成果

(化学科)今のところ、各項目の検証に関しては数年おきに実施している。

(地球圏科学科)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、平成20(2008)年度に続き、平成26(2014)年度に見直しを行う。

### <工学部>

工学部では、学部内の教育に関する会議、教授会ならびに各学科の教室会議、JABEE委員会に加え、平成25(2013)年度から工学部教育点検・改善委員会を通して、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について継続的に議論を行っている。工学共通科目に関しては、理学部との調整会議を実施し、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている(根拠資料4-1-72 p.5-35)。

### <医学部>

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。

医学科では「医学教育ワークショップ」、カリキュラム検討委員会、FD推進・教務委員会、全国共用試験(CBT)に向けた医学教育、医師国家試験対策、PBLテュートリアル改善、学生班別会議、および全体会議を通して教職員で行っている。さらに種々の学外ワークショップへの参加、臨床教育指導者養成コースへの参加は毎年病院を中心に行われている。教育の編成・実施の方針の適切性は、毎回のFD推進・教務委員会、および医学科教授会で確認し、卒業評価判定に関しても検証をしている。また、父兄会、父兄後援会等を通して、学生の父母にも連絡している。

看護学科では、教育目標・教育課程の編成・実施方針の適切性について、FD研修会で検討会を企画している。また、卒業時の学生評価項目に含めて毎年3月に調査を行い、結果を教授会議に提示して検証を行っている。

### <薬学部>

本学部では、薬学評価機構が実施する「第三者評価」の実施に向けて、平成19(2007)年4月に自己評価実施責任者を配置し、学部長を統括責任者とする「自己評価委員会」を組織した。平成21(2009)年に、「薬学教育第三者評価 評価基準」にもとづいた自己評価「自己評価21」が実施され、自己評価委員会では、本学部の全教職員の協力のもと、「自己評価21」の対象となる基準・観点に関する本学部の現状を分析し、基準項目を評価・点検し、「自己評価21(案)」を作成した。この「自己評価21(案)」を教授会に提示・承認の後、「自己評価21」を作成し、平成22(2010)年4月に薬学部ホームページにて公表した(根拠資料4-1-73)また、薬学部では、平成23(2011)年度に6年制薬学部の完成年度を迎えたのを期に、6年間で判明したカリキュラム上の不具合等を検証しカリキュラムの改訂作業を行い、新カリキュラムを作成し平成25(2013)年度入学生より適用している(根拠資料4-1-55 p.66-67、105-129、138-143、186-188)。

### <スポーツ科学部>

教育目標に沿った教育課程の編成・実施方針などについての検証は、学部内の組織に教

務委員会を設置し、同組織内のカリキュラム委員会で検討してきた。特に、平成 22（2010）年度から制定されたコース制、平成 20（2008）年度から 3 年間行われた「特色ある教育」（根拠資料 4-1-74）および平成 23（2011）年度から行われている「魅力ある学士課程教育」の事業（根拠資料 4-1-75）のために、年間 4～5 回カリキュラム委員会を開催し、カリキュラムの検討を行ってきた。教授会において、事業計画、進捗状況および事業報告を検討し、教育課程の編成・実施方針を検討してきた。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

研究科としての定期的検証は行われていないが、専攻毎には、適宜、検証がなされ開設科目の加除や担当教員の補充等が行われている。

#### <法学研究科>

カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーは入念な検討の上、比較的最近策定されたものであり、かつ、教育実践や学位授与にあたって格別の問題も生じていないことから、定期的に検証する体制は構築されていない。

#### <経済学研究科>

教育目標や教育課程については、定期的に行われる自己点検、通常委員会などを通じて点検や検証が行われている。

#### <商学研究科>

商学研究科では、毎年、次年度の開講科目を作成する際に、通常委員会において、教育課程の編成・実施方針を検討している。

#### <理学研究科>

学位授与関連規程、教育課程編成等については、実績としては 2 年に一度程度、一部改訂等を行ってきている。平成 24（2012）年度には博士学位申請取扱細則を一部訂正し、平成 25（2013）年 4 月入学生からは、博士課程後期の単位化に伴う学則の改訂を行った（根拠資料 4-1-76）。直近では平成 26（2014）年 2 月 18 日の理学研究科通常委員会において、カリキュラム・ポリシーについて一部改訂を行っている（根拠資料 4-1-77）。

#### <工学研究科>

教育目標は、適宜、専攻会議、専攻主任会、通常委員会で検討されている。また学位授与方針に関しては、学位審査の前に専攻主任会で検討を行い、研究科で内規を定めるとともに、内容に関しても検討を行っている。

#### <医学研究科>

毎年、シラバス、募集要項、便覧の改定時や学位審査に関わる事項の検討時に、本研究科博士課程小委員会、修士課程小委員会において検証を行っているが、FD 等による定期的

## 第4章 教育内容・方法・成果

且つ全般的な見直しは殆ど行われていない。

### <薬学研究科>

研究科通常委員会において、入試要項作成時およびシラバス作成時の審議では、結果的にシラバスを検証することになる（根拠資料 4-1-78）が、改定を意図した検証は行っていない。

### <スポーツ健康科学研究科>

研究科の教育目標および3つのポリシーについては長期的な視野のもとに作成されているので短期間での検証はされていない。一定期間を経て検討する予定である。

### <法曹実務研究科>

年度中数回、カリキュラム検討委員会を開催し、さらに、教授会でもカリキュラム検討委員会の報告を受けて議論している。

## 2. 点検・評価

### 基準4-1の充足状況

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学全体、学部・学科、研究科・専攻ごとに明確に定められており、本学ホームページ等を通じて社会にも公表している。

以上のことから、教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針については適切な取り組みがなされており、本基準を概ね充足していると判断する。

#### (1) 改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切であるのかどうかを検証する仕組みが全学的に整備されていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切であるのかどうかを検証する仕組みを構築する。

## 4. 根拠資料

4-1-1 福岡大学公式ホームページ 三つのポリシー<既出 2-4>

<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/policy.html>

4-1-2 福岡大学案内 2015<既出 1-11>

- 4-1-3 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 学部<既出 1-19>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 4-1-4 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 大学院<既出 1-40>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/graduate/>
- 4-1-5 人文学部 三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/humanities.pdf>
- 4-1-6 人文学部各学科の三つのポリシー  
 (文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科)
- 4-1-7 平成 26 年度学修ガイド (法学部) <既出 1-8>
- 4-1-8 福岡大学学科履修規程<既出 1-7>
- 4-1-9 福岡大学学則<既出 1-6>
- 4-1-10 平成 26 年度学修ガイド (経済学部) <既出 1-22>
- 4-1-11 経済学部 三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/economics.pdf>
- 4-1-12 商学部 三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/commerce.pdf>  
 商学部第二部 三つのポリシー  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/commerce\\_evening.pdf](http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/commerce_evening.pdf)
- 4-1-13 商学部及び商学部第二部各学科の三つのポリシー  
 (商学科、経営学科、貿易学科、商学部第二部商学科)
- 4-1-14 平成 26 年度学修ガイド (理学部) <既出 1-26>
- 4-1-15 理学部ガイド
- 4-1-16 平成 26 年度学修ガイド (工学部) <既出 1-74>
- 4-1-17 平成 26 年度シラバス (工学部) <既出 3-43>
- 4-1-18 平成 26 年度学修ガイド (スポーツ科学部) <既出 1-12>
- 4-1-19 福岡大学大学院学則<既出 1-14>
- 4-1-20 福岡大学大学院学位規程
- 4-1-21 福岡大学大学院人文科学研究科修士学位取扱細則
- 4-1-22 福岡大学大学院人文科学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-1-23 平成 26 年度大学院便覧<既出 1-34>
- 4-1-24 平成 26 年度大学院入学試験要項 (経済学研究科)
- 4-1-25 福岡大学大学院ホームページ 3つのポリシー  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/policy.html>
- 4-1-26 福岡大学大学院理学研究科修士学位取扱細則
- 4-1-27 福岡大学大学院理学研究科博士学位申請取扱細則

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-1-28 福岡大学大学院ホームページ 教育目標  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/mokuhyo.html>
- 4-1-29 福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科修士学位取扱細則
- 4-1-30 福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-1-31 法科大学院学修ガイド 2014<既出 1-16>
- 4-1-32 平成 26 年度学修ガイド（人文学部）<既出 1-73>
- 4-1-33 経済学部ホームページ 教育の特徴  
<http://www.econ.fukuoka-u.ac.jp/faculty/tokucho.html>
- 4-1-34 理学部三つのポリシー
- 4-1-35 工学部ホームページ 基本理念とポリシー<既出 1-27>  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/rinen.html>
- 4-1-36 医学部医学科三つのポリシー
- 4-1-37 平成 26 年度学修ガイド（医学部医学科）<既出 1-28>
- 4-1-38 医学部医学科ガイド<既出 1-30>
- 4-1-39 平成 26 年度福岡大学医学部医学科教育要項<既出 1-29>
- 4-1-40 平成 26 年度学修ガイド（医学部看護学科）<既出 1-31>
- 4-1-41 医学部看護学科ガイド<既出 1-32>
- 4-1-42 薬学部 三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/pharmaceutical.pdf>
- 4-1-43 平成 26 年度大学院医学研究科博士課程シラバス<既出 1-43>
- 4-1-44 福岡大学薬学研究科ホームページ 大学院入学案内  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub2.htm>  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub6.htm>
- 4-1-45 平成 26 年度大学院入学試験要項（薬学研究科）
- 4-1-46 平成 26 年度大学院入学試験要項（スポーツ健康科学研究科）
- 4-1-47 人文学部ガイド
- 4-1-48 福岡大学法学部ホームページ 人材養成・教育研究上の目的、三つのポリシー  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/philosophy.php>  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/policy.php>
- 4-1-49 平成 26 年度学修ガイド（商学部）<既出 1-24>
- 4-1-50 平成 26 年度 商学部 スタディガイド（2014 年度入学生用）
- 4-1-51 平成 26 年度 商学部第二部 スタディガイド（2014 年度入学生用）
- 4-1-52 工学部機械工学科ホームページ  
<http://www.tm.fukuoka-u.ac.jp/index.html>  
工学部電気工学科ホームページ  
<http://te.tec.fukuoka-u.ac.jp/>  
工学部電子情報工学科ホームページ  
<http://w3.tl.fukuoka-u.ac.jp/>  
工学部化学システム工学科ホームページ

- <http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tk/>  
工学部社会デザイン工学科ホームページ
- <http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tc/>  
工学部建築学科ホームページ
- <http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/arch/>
- 4-1-53 福岡大学医学部ホームページ  
<http://www.med.fukuoka-u.ac.jp/>
- 4-1-54 教育改善活動のための活動内容報告（平成25年度）医学部医学科
- 4-1-55 平成26年度学修ガイド（薬学部）＜既出1-75＞
- 4-1-56 福岡大学スポーツ科学部ホームページ 学部紹介  
<http://www.spo.fukuoka-u.ac.jp/introduction.htm>
- 4-1-57 平成26年度大学院入学試験要項（人文科学研究科）＜既出1-35＞
- 4-1-58 2015 福岡大学大学院ガイド
- 4-1-59 平成26年度大学院入学試験要項（法学研究科）＜既出1-38＞
- 4-1-60 福岡大学大学院ホームページ 医学研究科＜既出1-44＞  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/med/index.html>
- 4-1-61 平成26年度大学院入学試験要項（医学研究科博士課程）＜既出1-41＞
- 4-1-62 平成26年度大学院入学試験要項（医学研究科看護学専攻（修士課程））  
＜既出1-42＞
- 4-1-63 福岡大学法科大学院ホームページ＜既出1-17＞  
[http://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/img/top/attainment\\_target.pdf](http://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/img/top/attainment_target.pdf)
- 4-1-64 人文学部自己点検・評価実施委員会 議事録メモ  
（平成25年5月29日、平成25年10月30日、平成25年12月19日）
- 4-1-65 法学部内委員会活動の概要と成果報告および点検・評価（平成25年度）
- 4-1-66 平成26年度事業計画（法学部）
- 4-1-67 法学部教授会議事録（平成25年2月20日教授会議事録）
- 4-1-68 法学部教授会議事録（平成25年3月13日教授会議事録）
- 4-1-69 福岡大学の現状と課題（2007年）—福岡大学 自己点検・評価報告書—  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/>＜既出1-54＞
- 4-1-70 商学部教授会資料（平成25年10月16日）
- 4-1-71 商学部教授会資料（平成25年11月13日）
- 4-1-72 工学部・工学研究科資料集2014.3 Vol.5＜既出1-59＞
- 4-1-73 福岡大学薬学部ホームページ 自己評価21の公表  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/jikohyouka.html>
- 4-1-74 福岡大学「特色ある教育」プロジェクト  
トッパスリート強化・支援のための実践教育プログラム事業報告（平成20～22年度）
- 4-1-75 福岡大学「魅力ある学士課程教育支援プログラム」  
体育・スポーツのエキスパート育成プログラム事業報告書（平成23～25年度）
- 4-1-76 理学研究科通常委員会資料、議事録（平成24年9月3日）

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-1-77 理学研究科通常委員会資料、議事録（平成26年2月18日）＜既出1-66＞
- 4-1-78 薬学研究科通常委員会資料、議事録（平成26年2月17日）
- 4-1-79 平成26年度教職課程・博物館学芸員課程・社会教育主事課程履修の手引

## 4-2 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### 大学全体

全学の教育課程の編成・実施方針（根拠資料 4-2-1）のもと、「教育研究の理念」（根拠資料 4-2-2）にもとづき、すべての学生に提供する「共通教育科目」と、各学部学科に設置する「専門教育科目」の二つを大きな柱とし、それぞれの学部学科の教育目標にあわせたカリキュラムを編成している。

共通教育科目は「総合教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」「単位互換科目」で構成され、「総合教養科目」は人文科学・社会科学・自然科学の3系列と、総合系列科目および学修基盤科目で構成されている（根拠資料 4-2-3）。

専門教育科目は、学部学科がカリキュラム・ポリシーのもとで独自に定める専門の科目を設けている。

##### ①共通教育

本学の研究教育の理念およびカリキュラム・ポリシーにもとづき、総合教養教育を通じた人間教育に資するための科目を開講しており、受講生自らが選択して履修できるよう開講科目数、クラス数を配慮している（根拠資料 4-2-1、4-2-2、4-2-4～4-2-15）。

平成 26（2014）年度は総合教養科目として、伝統的な学問体系である「人文科学」「社会科学」「自然科学」の三つの領域 90 科目 532 クラス、現代社会を理解するための「総合系列科目」6 科目 15 クラス、主体的に学び続ける姿勢を身につけるための「学修基盤科目」4 科目 5 クラスを開講し、全学の学生に提供している。また総合教養科目の中には少人数のゼミナール形式で授業を行う「教養ゼミ」26 科目 32 クラスを開講している（根拠資料 4-2-16、4-2-17）。

保健体育科目では、理論についての講義と実技演習の二つの授業形式をとっている。平成 26（2014）年度は身体運動やスポーツの意義ならびに効果を学ぶ「生涯スポーツ論」32 クラス、および基礎体力の保持・増進回復をねらいとし、様々なスポーツ種目を体験するための「生涯スポーツ演習Ⅰ・Ⅱ」2 科目 87 クラスを開講している。学部によっては、生涯を通してスポーツを楽しむ態度を養うことを目的とする「生涯スポーツ演習Ⅲ・Ⅳ」を履修できるようにしている（根拠資料 4-2-4～4-2-15、4-2-18）。

##### ②言語教育

全学部の1年次生の必修科目（人文学部ドイツ語学科・フランス語学科は選択必修科目）である「フレッシュマン・イングリッシュ」において、全学生がリーディング&リスニング、検定対策英語、インタラクティブ・イングリッシュの3種類の目的別クラスを受講することにより、英語の基礎力を高めたうえで、2年次・3年次科目の「インターミディエイト・イングリッシュ」では、4種類の目的別クラス（リーディング&ライティング、検定対策英語、CALL&オーラル・コミュニケーション、グローバル・イングリッシュを学生の希望とプレイスメント・テストの成績により1種類に絞って受講させている。ドイツ語では1

## 第4章 教育内容・方法・成果

クラス1 教師制を、フランス語では全クラス同一テキスト制を取り入れ、教育の標準化を図っている。デジタル教材を使用して時間・場所の枠にとらわれることなく効率的に語学学習を進めてゆくことができる CALL (Computer-Assisted Language Learning) システムを導入している (根拠資料 4-2-4 外国語科目 p. 380~392)。

### 学部

#### <人文学部>

各学科とも、それぞれの教育課程の編成・実施方針にもとづき、高校における学習から大学における学習へと支障なく移行できるよう初年次に基礎的な導入科目を配置し、順次、専門性の高い科目を配置するかたちで教育課程を体系的に編成している。また、各学科とも共通教育科目のうちの総合教養科目 (人文科学系列科目・社会科学系列科目・自然科学系列科目・総合系列科目・学修基盤科目) を 20 単位以上 (文化学科は 24 単位以上) 履修することを卒業要件に定めており、学科の専門科目と幅広い教養を身に付ける総合教養科目とが相互補完的に機能するよう、教育課程を体系的に編成している (根拠資料 4-2-3 第 2 条第 2 項)。

#### <法学部>

「学則」で本学部の教育課程が定められ (根拠資料 4-2-19 第 34 条第 2 項)、「学科履修規程」4 条別表で、学科別の「年次別授業科目表」を掲げている (根拠資料 4-2-6 p. 206、213)。同科目表では、教育目標を達成するのに必要な授業科目、順次性のある授業科目の体系的配置がなされている。共通教育科目については、法学に特化しない幅広い教養・人間性等を涵養するものと位置づけ、人文・社会・自然科学系以外に「総合系列科目」も設けている。

#### <経済学部>

経済学科と産業経済学科の目的は、福岡大学学則第 1 章 (根拠資料 4-2-19 第 1 条第 2 項第 3 号) に定められており、以下のように要約できる。

経済学科：現代経済学の基本的な考え方を修得させる。その際に、理論に加えて応用分野、歴史的背景への知識を摂取する。世界や地域で次世代のリーダーとして貢献できる優れた経済人、研究者として素養を持った人材を養成する。

産業経済学科：統計的分析方法や企業活動の現実を学び、問題発見能力と問題解決能力を養う。優れた経済人、研究者として素養を持った人材を養成する。

これらの教育目的を達成するように経済学科では、現代経済学の理論と応用、歴史関係の科目を網羅的に開設し、産業経済学科では、経済学の基礎科目も配置するが、数理・統計・調査関係の科目、企業分析や起業家育成のための科目、ワークショップ的科目を多く開設している (根拠資料 4-2-7 p. 132~163)。

どちらの学科においても「経済学入門」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」という基礎科目を必修として、経済学の基礎的なものの見方と考え方を身につけさせ、さらに学年が進むに従って、基礎科目から発展的な科目に学習が進むように体系的にカリキュラムが構成されている (根拠資料 4-2-3 第 2 条第 6 項、4-2-7 p. 132~163)。

### ＜商学部＞

本学部は、「商学研究の深化と研究成果の社会への還元」を理念・目的として教育課程の編成・実施方針を定めているが、その方針にもとづいて商学科、経営学科および貿易学科ならびに商学部第二部の授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。本学部では、商学科、経営学科および貿易学科の3学科共通して、卒業に必要な単位数は128単位である。このうち専門教育科目は最低72単位(56.2%)、共通教育科目として総合教養科目(一般教養的授業科目)は最低20単位(15.6%)、外国語科目は最低8単位(6.2%)、さらに保健体育科目4単位を修得し、残りの単位は、共通教育科目、専門教育科目等から自由に選択して修得することを要件としている(根拠資料4-2-8、4-2-19 第31条、第34条第4項)。

商学部第二部では、卒業に必要な単位数は124単位である。このうち専門教育科目は最低60単位(48.4%)、総合教養科目は最低20単位(16.1%)、外国語科目は8単位(6.5%)、保健体育科目が3単位で、残りの単位を共通教育科目、専門教育科目等から自由に選択して修得することを要件としている(根拠資料4-2-9、4-2-19 第31条、第34条第5項)。

専門教育科目に関しては、商学科では必修科目はないが、選択必修科目が6科目12単位の中から6単位、経営学科では必修科目は2科目8単位、選択必修科目が9科目22単位の中から12単位、貿易学科では選択必修科目が5科目12単位の中から6単位である。専門教育科目以外では、3学科共通して外国語科目の英語8単位および保健体育科目4単位が必修科目である。これ以外は全て選択科目である(根拠資料4-2-8)。商学部第二部においては、選択必修科目は5科目12単位の中から8単位、専門科目以外では、外国語科目の英語8単位および保健体育科目3単位が必修科目になっている(根拠資料4-2-9)。これ以外は全て選択科目である。

商学部および商学部第二部では、必修科目および選択必修科目を入門・基礎科目として位置づけ、1年次に多く選択可能にしている。各学科で開設されている専門教育科目は各学科の目的を反映し、特徴のある科目が開設されている。商学科では、地域のリーダーを育成すべく、流通、金融・証券、保険、交通、観光、情報など現代経済社会をになう各産業部門の歴史、理論、政策、実践にかかわる専門科目を多数配置している。また、急速に進展する情報化社会に対応するために情報関係科目群も設置している。経営学科では、会計のわかる経営人、経営のわかる会計人を育成すべく、経営学および会計学に関する歴史、理論および実務に関わる科目を広範囲かつ体系的に設置している。貿易学科では、九州・福岡からアジア・世界へとグローバルに活躍する人材を育成すべく、貿易実務、ビジネス・コミュニケーション、国際経済・金融に関する広範な科目を設置している(根拠資料4-2-19 第1条第2項第4号)。商学部第二部では、勤労学生や社会人学生などの多様な学生にリカレント教育や生涯教育を提供すべく、流通・金融、会計、経営、国際ビジネスにわたる商学の広範な科目を設置している(根拠資料4-2-19 第1条第2項第5号)。

このように、商学部および商学部第二部では、学生の受講選択の自由度を高めつつ、必修科目および選択必修科目を入門的科目と位置づけ、1年次に多く履修可能とし、学生の知識および理解力を体系的かつ段階的に高めるよう科目を配置している。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <理学部>

本学の教育研究の理念にもとづき提供する共通教育科目と専門教育科目の二つを大きな柱とし、理学部の教育目標に合わせたカリキュラムを実施している（根拠資料 4-2-10 p. 127～130、4-2-19 第31条）。

学部および各学科のカリキュラム・ポリシーと学則に沿った授業形態をバランスよく配置している。1年次においては、初年度教育・高大連携を考慮したリメディアル科目と基礎学力向上を目指した科目群を配置している。2年次においては、1年次に引き続き、基礎学力向上のための、講義、実験、演習を配置している。また、幅広い教養と国際性、社会性を身につけるための共通教育科目を1、2年次に配置している。3年次においては、学生自身が希望する専門分野の講義、実験を受講できるよう科目群を配置している。4年次においては、卒業研究を配置し、科学的手法による問題解決能力の養成を図っている。これらの基礎、専門教育に加え、教職、キャリア開発系の科目、さらに、国際化に対応した科目を配置している（根拠資料 4-2-10 p. 132～193）。

### <工学部>

専門課程では基礎から応用まで順次性のある講義が開設されており、学生は自身の目指す将来像に応じて適切に各授業科目を受講していく。そのため、各学科とも授業科目を入門科目、基礎科目、発展科目のような分類分けをした上で、科目それぞれの関連性を体系的にわかりやすく示したカリキュラムマップ、もしくはカリキュラムツリーを作成し、シラバスなどに掲載している（根拠資料 4-2-20 p. 68、152、153、238、239、352、435、544～548）。また、それらカリキュラムは各学科のホームページでも公表し、広く周知を図っている（根拠資料 4-2-21）。

専門教育・教養教育の位置づけとしては、福岡大学の教育研究の理念「人材教育」と「人間教育」の共存、「学部教育」と「総合教育」の共存、そして「地域性」と「国際性」の共存を踏まえ（根拠資料 4-2-2）、本学部は「良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を育成すること」を教育理念としている。この理念にもとづき、「工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に則した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すこと」を各教育の目的として掲げている（根拠資料 4-2-19 第1条第2項第7号）。

### <医学部>

医学科は教育課程の編成・実施方針にもとづき、授業カリキュラムはFD推進・教務委員会や教授会での検討、公知、承認を経て、授業科目を適切に開設している。教育課程の編成に関しては、1～4年生は臨床前教育、5、6年生においては臨床実習を主体とする臨床教育を主体としている。良医の育成に向け、体系的かつ段階的な教育カリキュラムの編成を行っている（根拠資料 4-2-22）。

看護学科の教育課程は、「豊かな人間性・生命の尊厳」「科学的な思考」「チーム医療」「実践能力」「主体的態度」「国際的視野と活動」を教育内容に組み込んだ科目を有機的に編成している。授業科目は総合系列科目の「生命倫理と医療技術」が開設されない時期があっ

たが、平成 25（2013）年度から看護学科教員が科目責任者となりオムニバスで開設した。総合教養科目は 61 科目から選択するが、全ての科目が履修可能な時間割に編成している（根拠資料 4-2-23）。

#### <薬学部>

平成 16（2004）年に学校教育法が改正され、「臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を主たる目的とする課程については、その修業年限は 6 年とする」となったことに伴い、平成 18（2006）年度から薬学教育 6 年制がスタートした。この薬学教育 6 年制の趣旨に則り、本学部では、教養教育と専門教育、基礎薬学教育と応用（臨床）薬学教育、講義と実習、倫理教育と実践教育、学内教育と学外教育（早期体験学習、実務実習）のバランスのとれた教育を実施して質の高い薬剤師、薬学教育研究者を育成するための教育課程を編成している。薬学 6 年制教育においては、従来の教養教育および専門教育に加え、臨床に係る実践的な能力を培うために、低年次（1～2 年次）においては医療に係わる科学活動の倫理的基礎をリベラルアーツ教育で涵養し、高年次においては臨床において必要とされる知識・技能の修得に力点をおくカリキュラム編成を行っている。カリキュラムには、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」の内容を包含させている。低年次（1～2 年次前期）で、共通教育科目（総合教養科目、外国語科目、保健体育科目）に加え、「薬学概論」および「早期体験学習」を配して、薬学や医療に対する明確な目的意識の醸成を図り、学習の動機付けを行っている。また、共通教育科目の履修と並行して薬学部教員や理学部教員が担当する専門教育科目も履修する、いわゆる“くさび型”カリキュラムを採用している。つまり、リメディアル教育をも担う物理、化学、生物などの基礎専門科目を 1 年次に配置している。2 年次では、基礎薬学科目を主として配置し、3 年次には、「コミュニケーション学」を配して、将来薬剤師として大切な業務となる服薬指導の基礎を身につけさせる。3～4 年次にかけて、応用薬学科目および一部の臨床薬学・基礎医学科目を配置している。実習は化学、生物、物理の 3 系に分け、1 年次後期～3 年次にかけて、機能的かつ体系的に実施している。4 年次には、共用試験および実務実習に向けて、4 年間のまとめとなる「薬学特別講義 I～IV」および実務実習事前教育（講義+実習）を配置している。5 年次は、延べ 5 か月間の実務実習を行い、残りの期間は、所属研究室で特別実習（卒業研究）を行う。6 年次には、臨床現場に即した実践的科目を配置している。医療技術の高度化や医薬分業の進展等に伴う薬剤師職能に関連する各分野の先端技能を講義し、これらへの理解を深めさせるため、医薬品素材学 I、医薬品素材学 II、生体機能解析学 I、生体機能解析学 II、医療薬剤学 I、医療薬剤学 II、薬効解析学 I、薬効解析学 II 等、各分野のアドバンスト科目を配置している。また、6 年次後期には、6 年間の総まとめとなる「総合薬学特別講義」（12 科目）を開講している（根拠資料 4-2-14 p. 105～179、236～338）。

#### <スポーツ科学部>

学部専門の専門基礎教育科目は 1、2 年次に必修科目として配置している。また、1、2 年次の専門教育の選択科目は、より就職等の進路を見据えたコース推奨科目群を設定し、年次ごとに意図的、計画的に履修できるようにしている。3 年次からのコースにおいて、スポーツ科学科のアスリート・コーチコースではピークパフォーマンス演習 II およびトップア

## 第4章 教育内容・方法・成果

スリートコーチ論、トレーナーコースではスポーツトレーナー実習、保健体育教員コースでは保健体育教職演習Ⅰ・Ⅱ、健康運動科学科の健康運動指導者コースでは健康運動指導演習Ⅰ・Ⅱを設置し、コースの特色に沿った順次性のある体系的科目配列を行っている。

共通教育科目の総合教養科目は、人文、社会、自然科学、総合系列科目および学修基盤科目の分野に分けられ、1、2年次に多くの授業科目の中から選択できるようにしている。外国語科目は、1、2、3年次に英語8単位以上が必修になっている。また、保健体育科目は、1、2年次に生涯スポーツ演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを必修に位置づけ、健康・体力づくりと運動の関係・効果について理論と実践を深めている。このように、教養科目は、1、2年次を中心に配列し、専門科目との位置づけを明確にしている（根拠資料4-2-15）。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

各専攻とも教育目標にもとづき、博士課程前期・修士課程では専門領域毎に「特講」「演習」を軸に「方法論」「リサーチワーク」等を加えた科目編成、博士課程後期では「特論」「特別研究」から編成され、それぞれ質・量ともに体系的かつ専門性を担保したカリキュラムが構築されている（根拠資料4-2-24 p.31～58）。

#### <法学研究科>

博士課程前期では合計30単位以上を修得しなければならないこととしており、そのうち、リサーチワークに相当する専修科目を12単位、コースワークに相当する選択科目を専修科目以外の主要科目と特修科目の中から18単位修得しなければならないこととしている。博士課程後期では合計8単位以上を修得しなければならないこととしており、そのうち、リサーチワークに相当する必修科目（指導教員の担当する特修科目）を4単位、コースワークに相当する選択科目を指導教員又は他の教員の担当する特修科目のうちから4単位修得するものとしている（根拠資料4-2-24 p.59～67）。

#### <経済学研究科>

経済学研究科の博士課程前期においては、教育課程の編成・実施方針にもとづき、「経済史学」「理論経済学」「応用経済学・経済政策学」「計量経済学・統計学」「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野を設け、体系的な教育課程となるよう配慮した授業編成となっている。経済学研究科の博士課程後期も、博士課程前期の延長線上に位置づけられる教育課程となるよう出来るだけ配慮している（根拠資料4-2-24 p.69～76）。

#### <商学研究科>

商学研究科では、博士課程前期の単位及び履修方法について、次のようにしている（根拠資料4-2-24 p.77～82）。

1. 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計32単位以上を修得しなければならない。
2. 学生は「商学研究コース」及び「経営学研究コース」の2コースのうち、いずれかのコースを選定する。

3. 学生は当該コースの主要科目のうち、1 授業科目（講義・研究）を選定し、これをその学生の専修科目とする。
4. 学生は専修科目の担当者を指導教員とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
5. 上記 32 単位以上は、原則として次の区分によって修得しなければならない。  
(ア) 当該コースから、専修科目 12 単位（第 1 年次で講義科目 4 単位、第 1 年次及び第 2 年次で研究科目 8 単位）、専修科目以外の主要科目（講義）及び選択科目のうちから 8 単位以上の計 20 単位以上。  
(イ) コースにかかわらず自由履修単位として、専修科目以外の主要科目（講義）及び選択科目のうちから 12 単位以上。
6. 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、他の研究科博士課程前期及び修士課程の履修しようとする授業科目について、その担当教員の承認を受け履修し、8 単位を限度に自由履修単位として修得単位に参入することができる。
7. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする、としている。  
また、博士課程後期の単位及び履修方法については、次のようにしている（根拠資料 4-2-24 p. 83～86）。
1. 学生の標準修業年限は 3 年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。
2. 学生は、一つの専修部門を選定し、これをその学生の専修科目とする。その専修科目を必修とし、24 単位を修得しなければならない。
3. 専修部門の研究指導担当者を当該学生の指導教員とし、論文の作成、その他研究一般についてその指導に従うものとする。
4. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

#### <理学研究科>

理学研究科ではカリキュラム・ポリシーにもとづき、博士課程前期では主要科目と特修科目を、博士課程後期では研究指導科目と特修科目を、それぞれリサーチワークとコースワークに充てている。博士課程前期の主要科目は 2 年間通期で開講され、学生の学習と研究の進捗に合わせた順次性のある教育を行っている。博士課程後期の研究指導科目は、学生の年次で内容が順次発展するように体系的に配置されている。大学院共通の教養科目として、実践的な英語科目が設置されている（根拠資料 4-2-24 p. 89～108）。

#### <工学研究科>

工学研究科で定めた教育目標に従って教育課程を編成し、これにもとづいて授業科目を配置して、学位取得に必要な単位数での体系的な学習が行えるように工夫している。博士前期及び修士課程では、論文作成指導にあたる特別研究、特別演習と講義科目の合計が 30 単位以上取得することになっている（根拠資料 4-2-24 p. 109～121）。

#### <医学研究科>

博士課程（医学）では、6 つの専攻系の独自の教育目標に従って、授業科目が体系的に整

## 第4章 教育内容・方法・成果

備され、コースワークとリサーチワークのバランスが保たれるように配慮している。具体的には、修業年限4年のうち前期2年は、専攻分野を越えて種々の共通科目の履修が可能であると同時に、基礎研究者養成課程と臨床研究者課程に分けられた選択科目・専門科目を専攻分野に応じて履修し、後期2年の基礎となる知識や技術を修得することとしている。また、後期2年は、指導教授と協議した研究テーマや指導計画により、前期2年での学修をもとに学位論文の作成とその他の研究一般の指導を受けることとしている。

修士課程（看護学）では、共通科目の履修とともに、専門科目から演習一つを選択して専門領域とし、その領域の担当教員による学位論文作成等の研究指導を受けることを修了要件としており、博士課程と同様、整合性のある教育課程の編成に配慮している（根拠資料4-2-24 p.141～167）。

### <薬学研究科>

教育課程の編成・実施方針にもとづき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している（根拠資料4-2-24 p.169～173）。博士課程は、医療薬剤師プログラム及び薬学研究者プログラムの2プログラムで構成されている（根拠資料4-2-25）。医療薬剤師プログラムは、がんなどの専門薬剤師、個別化医療推進薬剤師、医療系薬学教育者、医療行政推進薬剤師、トランスレーショナルリサーチ推進研究者・技術開発者、レギュラトリーサイエンス研究者等の人材の育成を目標とする。薬学研究者プログラムは、創薬研究、薬物治療の最適化などに従事する医療系薬学研究者、基礎系薬学教育者、健康科学、環境衛生化学等研究者・行政担当者、製薬企業研究開発従事者等の人材養成を目指す。本専攻は、医療系薬学を中核としているが、基礎薬学を包含する総合的な学術としての薬学が大学院プログラムとして対応している。そのため、薬学以外の修士課程を修了した者および薬剤師免許を持たない健康薬科学専攻の修了者なども、薬学研究者プログラムを連続性をもって履修することによって、創薬研究者、基礎系薬学教育者、健康科学、環境衛生化学等研究者等を目指すための素養を身につけることができる。

### <スポーツ健康科学研究科>

博士課程前期には6つの部門（体育学、体力学、スポーツ医学、体育科教育学、コーチ学、運動健康学）が配置されているが、その各々に所属する教員全員が特修科目（選択科目）を担当している。

スポーツ医学部門では、講義形式の授業と臨床の現場での実習形式の授業が対となって開講されている。

教養的な位置づけを持つ科目として、博士課程前期では「体育学研究概論」、博士課程後期では「スポーツ健康科学研究法」が配置されている。

各専修ともにコースワークとしての特講ⅠおよびⅡがあり、リサーチワークとしての特別研究がある（根拠資料4-2-24 p.175～182）。

### <法曹実務研究科>

教育課程の編成・実施方針にもとづき、体系的に、法律基本科目、法律基本実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を配置している（根拠資料4-2-26 p.27～30、4-2-27

p. 9～12、4-2-28)。

**(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

**大学全体**

① 共通教育

専門性にとらわれない広い視野と豊かな人間性を育むことを目的とする教養教育に相応しい教育内容を提供している（根拠資料 4-2-4 p.13）。

総合教養科目では学問体系の中で確立してきた人文科学、社会科学、自然科学の三つの領域にわたって教養教育の基礎となる分野の教育を行っている（哲学・文学・歴史、法律・政治・経済・商学・社会学・心理学・文化人類学・地理学・教育学、数学・物理学・化学・生物学・地学）。また「教養ゼミ」では1クラス20人ほどの少人数でゼミ形式の授業を行い、対話や議論を通じて教養科目群のより深い理解や知識を身につける教育を行っている。「総合系列科目」では現代社会の様々な新しい問題について様々な視点で学び、理解する教育を行っている。また、「学修基盤科目」では社会において主体的に継続的に学ぶ人間に成長する基盤を形成するための教育を行っている（根拠資料 4-2-17 p.14～16）。

保健体育科目では、理論についての講義と実技演習の授業を開講している。「生涯スポーツ論」では、身体運動やスポーツの意義ならびに効果を健康科学あるいは自然・社会科学的な面から理解するための講義を行っている。「生涯スポーツ演習Ⅰ・Ⅱ」では、アクアエクササイズとフィットネスをペアにして前・後期のどちらかで選択し、他の期ではバレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー、卓球、テニス、バドミントン、エアロビクス等の種目の中から選択して履修する形式で、実技演習を行っている。学外の施設を利用したゴルフおよびスキー実習なども選択肢の一つとしている。「生涯スポーツ演習Ⅲ・Ⅳ」ではグランドゴルフやインディアカ、ボウリング等のニュー・スポーツやレクリエーション的スポーツ種目を取り入れている。さらに、心身の疾患等により健常な学生と一緒に運動ができない学生を対象とした保健コースを設定して教育的配慮を行っている。疾患や障がいによる悪影響を及ぼすことなく運動ができるような種目を工夫して行っている（根拠資料 4-2-17 p.20）。

② 言語教育

英語力の向上を図るために、1年次において、英語の運用能力向上のため、一律にリーディング&リスニング(R&L)、検定対策英語(ESP)、インタラクティブ英語(IA)の3クラスを履修させている。インタラクティブ英語(IA)では、現在100%ネイティブの教員による英語の授業を25人程の少人数クラスで実施している。2・3年次生の目的別選択制の「インターミディエイト・イングリッシュ」では、リーディング&ライティング(R&W)、検定対策英語(ESP)、CALL&オーラル・コミュニケーション(C&O)およびグローバル人材育成推進を目的としたグローバル・イングリッシュ(GE)を開講している(根拠資料 4-2-4 外国語科目 p.380～392)。

**学部**

<人文学部>

各学科とも、初年次に基礎的な内容の導入科目を、年次を追うごとに専門的な技能や知識を習得するための高度な内容の科目を配置することで、各課程に相応しい教育内容を提

供している。また、すべての学科において演習（ゼミナール）科目が開講され、少人数教育を通じて各学科の教育課程の編成・実施方針に従った内容の科目を提供している。

1. 文化学科：1年次に「文化学基礎論」「文化学研究法」「基礎演習」といった導入科目を配置し、2年次以降は「文化学演習」「思想史科目群」「比較文化科目群」「文化学共通科目群」といった専門科目を配置している。
2. 歴史学科：1年次に「歴史学入門演習」「史学概論」等、2年次に「基礎演習」「原典講読」といった基礎的な内容の科目を提供し、3・4年次には「演習」「卒業論文」といった専門的な内容の科目を提供している。
3. 日本語日本文学科：1年次に「基礎演習」、2年次に「調査研究法」という基礎的な内容の科目を提供し、3・4年次には「演習」という形式の専門的な科目を提供している。
4. 教育・臨床心理学科：1年次に教育分野及び臨床心理分野の基礎を学んだ上で、学生個々の興味と関心とを明確化させ、両分野の専門的な内容の科目を提供している。
5. 英語学科：英語技能養成科目については段階的に英語技能を高度化する科目を配置し、学術的分野科目については1年次に「概論」を配置し、2年次以降は専門性をより深める内容の科目を提供している。
6. ドイツ語学科：1・2年次に「基礎演習」「基礎講読」「基礎会話」「ゲルマニスティク入門」等の基礎的な内容の科目を提供し、3・4年次に専門性の高い内容の科目を提供している。
7. フランス語学科：語学関連科目、文学関連科目・事情関連科目のそれぞれにおいて、1年次に「フランス語基礎会話Ⅰ」「フランス語基礎演習」「フランス学入門」等の、2年次に「基礎講読」「基礎表現法」等の基礎的な内容の科目を提供し、3・4年次により専門性の高い内容の科目を提供している。
8. 東アジア地域言語学科：1年次に中国語と朝鮮語の基礎および東アジアの地域事情や研究法を学ぶ科目を配置し、2年次には中国コースと韓国コースとに分かれてそれぞれの基礎的学力と知識とを涵養する内容の科目を、3・4年次ではゼミナールで個別の問題を深く研究することが可能となるような科目を、それぞれ提供している。

なお、語学系の4学科においては、通常の講義や演習とは別に、海外語学研修や交換留学、認定留学などを積極的に実施して語学力の一層の向上を図るとともに、異文化に直接触れるための機会を提供している（根拠資料 4-2-5 p.155～247、4-2-29）。

#### <法学部>

学士課程教育に相応しい教育内容については、「年次別授業科目表」で提示されている通りであるが（根拠資料 4-2-6 p.206、213）、特に初年次教育として、1年次生全員が履修する「法学部入門ゼミ」等を設けており、これは本学部の特徴ある授業科目の1つといえる。さらに2年次からの本格的な法学教育としてコース制を採用し、「学修ガイド」で、学生に各コースの履修モデルを詳細に提示し、卒業までに修得すべき専門教育科目は何か、具体的に示す措置をとっている（根拠資料 4-2-6 p.94～99）。また、全学的方針に従った高大連携に関係する専門教育・一般教育科目の公開については、担当教員の同意を前提としている（根拠資料 4-2-30）。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <経済学部>

経済学部では、学則に記述された各学科の教育目的に適合した教育内容が提供されており、学士課程教育に相応しい教育内容が提供されている。

初年次教育に関しては、両学科共通に1年次において「経済学入門」を必修科目として開設して、経済学の専門教育へのスムーズな導入を図っている（根拠資料 4-2-7 p.132～163）。産業経済学科においては、1年次前期に「産業経済入門」を開設し、大学での学習の仕方を手ほどきし、さらに1年次後期には「初年次演習」を開設して少人数演習形式で学習指導ができる体制となっている（根拠資料 4-2-7 p.148～163）。経済学科の初年次教育は、現在検討中である。

高大連携教育としては、推薦入学試験合格者に英語（エッセー5本）、数学（微分の応用）、国語（岩波ジュニア新書の10冊の読書と感想文）の課題を与え、大学での学習の準備をさせている（根拠資料 4-2-31）。学部教育の内容を高大連携教育に配慮したものにすることは行っていない。

### <商学部>

商学部の各学科および商学部第二部では、それぞれの教育課程・編成方針にもとづき、それぞれ特徴のある教育内容を提供している。

商学科の専門教育は、「ゼミナール」「共通エリア」「商学エリア」の3グループから構成されている。「ゼミナール」においては、1年次には大学の基礎的な学習方法を身につける「商学基礎ゼミナール」（2単位）、2年次には専門的学習の方法を学ぶ「2年専門ゼミナール」（2単位）、3年次には専門的学習を深める「専門ゼミナール」（4単位）、4年次には専門的学習の成果を卒業論文に結実させるための「論文ゼミナール」（6単位）が設置され、在学期間を通してゼミナールに参加して学習することができるようになっている。「共通エリア」においては、情報処理・情報表現関係の科目、外書講読、各界の著名人を招聘して開講される特別寄附講座・特別講義、海外の協定校で学ぶ「海外交流ゼミナール」、インターンシップなど、商学部の学生が共通に学ぶべき科目が設置されている。「商学エリア」においては、流通・マーケティング、金融、保険、交通、商業史、情報・サービスの6つの分野に分類される計42科目が設置されている。1年次には「流通入門」「マーケティング入門」「金融入門」「保険論入門」「交通経済入門」「商業史入門」という基礎的な選択必修科目を履修する。そのうえで2、3、4年次にはそれぞれの学生の関心に応じた専門領域の選択科目を受講する。経営学科の専門教育科目は、「ゼミナール」「共通エリア」「経営学エリア」「会計学エリア」の4エリアに分かれる。「ゼミナール」については、1年次生向けゼミナールの名称が経営基礎ゼミナールである点を除けば、商学科と共通である。「共通エリア」についても商学科と共通である。「経営学エリア」においては、1年次の必修科目、経営学総論を初めとして、全30科目、計62単位を開講しており、経営学のほとんどすべての分野を網羅している。「会計学エリア」においては、1年次の必修科目、簿記原理を初めとして、全25科目、計52単位を開講しており、財務会計から管理会計にいたる広範囲の分野を網羅している。貿易学科の専門教育は、「ゼミナール」「共通エリア」「貿易エリア」の3グループから構成されている。「ゼミナール」については、1年次生向けゼミナールの名称が貿易基礎ゼミナールである点を除けば、商学科と共通である。「共通エリア」についても

商学科と共通である。「貿易エリア」については、グローバル化が進んだ国際社会において、国際貿易・国際ビジネスに関する研究や教育の重要性が一段と高まっている状況に鑑み、貿易実務、語学特に英語力、国際経済、国際金融そして各国・国際地域経済など学科本来の専門性をもった科目群をバランスよく配置している。また、ビジネスの世界を身近に感じさせるために、国内および国際ビジネス実務経験者の講義も複数開設されている。さらに、英語を母国語とする専任教員は、学生の英語による国際経済理解と専門的なビジネス英語能力の向上に役立っている（根拠資料 4-2-8、4-2-32）。

商学部第二部のカリキュラムは、基礎から応用へと体系的かつ段階的に編成されている。1年次に入門科目（専門科目）と情報表現技術、基礎ゼミナールを設け、学問研究に不可欠な基礎的学習と広い視野を身につけさせている。2年次から応用的な情報関連科目や専門科目をいっそう学べるようにし、またコース制と連動したゼミナールを開設し、多角的でグローバルな視点をもつ人材の育成を目指している。また、2年次からコース制（流通・金融コース、経営コース、会計コース、国際ビジネスコース）を設け、体系的・段階的に履修できるように科目編成をし、さらに複数のコースを選択することも可能である（根拠資料 4-2-9、4-2-33）。

また、商学部および商学部第二部では、公認会計士や税理士などの会計専門家をを目指す学生を支援する「会計専門職プログラム」を設けている。本プログラムに所属する学生は、専門学校で行われる公認会計士受験対策講座を無料で受講することが可能となる経済的支援を行っている。さらに、1年間に履修可能な単位の上限を48単位として、資格取得のための勉強をしやすいように制度的な支援も行っている。3学科および商学部第二部の専門教育科目における基礎教育の位置づけについては、1年次に共通して「基礎ゼミナール」「情報表現技術」「流通入門」「金融入門」「経営学総論」「簿記原理」「簿記入門Ⅰ・Ⅱ」「貿易入門A・B」「国際貿易入門」等の専門教育科目を開設し商学部独自の基礎的教育を行っている。特に「基礎ゼミナール」は、導入教育を目的として、1クラス20人程度で開講している。「基礎ゼミナール」は必修科目ではないが、毎年9割程度の新生が受講している。この基礎ゼミナールでは、新生が大学において学習・研究していくために必要な図書館利用方法、レポートおよびレジュメの作成方法などを修得させることを主な内容としている（根拠資料 4-2-8、4-2-9、4-2-32、4-2-33）。

以上のように、商学部の各学科および商学部第二部の教育課程は、「商学研究の深化と研究成果の社会への還元」という商学部の理念・目的（根拠資料 4-2-19 第1条第2項第4号）を実現するために、各学問分野の基礎的学習から先端研究にわたる多様な課題に対応できる多数の専門科目を設置するとともに、体系的な教育課程の編成がなされ、年次が上がるにつれてより高度の専門的内容を学ぶことができるよう科目を配置している。

#### <理学部>

学士課程教育に相応しい教育として、従来の専門教育に加えグローバル化に対応するため、海外での実習を伴う化学国際演習、材料科学国際演習、知的財産立国を目指す国家戦略に則したキャリア開発科目、発明と特許等を3、4年次に配置している（根拠資料 4-2-34 p. 238、251、288、397、402、421）。また、特別講義を4年次に配置することで、最先端の科学に関する教育を行っている。さらに、学生自らが自主的に行う卒業研究を配置し、科

## 第4章 教育内容・方法・成果

学的手法による問題解決能力の養成を図っている。

初年度教育・高大連携、少人数教育に考慮した科目として、基礎化学演習、ナノサイエンス基礎演習、物理学基礎ゼミナール、物理学と数学 I、数学総合 I、基礎微積分及び演習、ナノサイエンス基礎演習、地球圏科学入門演習等を開講している（根拠資料 4-2-10 p. 132～193）。また早期合格者を対象とする入学前教育を行い、高大接続を滑らかなものとしている（根拠資料 4-2-35）。

福岡県内外の高校との連携を図るため、随時出張講義を行っている（根拠資料 4-2-36）。さらに、附属高校との連携を図るために高大連結プログラム、県内の著名高校との連携を図るために SSH（スーパーサイエンスハイスクール）の協定（城南高校）を結んでいる（根拠資料 4-2-37 p. 21）。

### <工学部>

学士課程教育に相応しい教育とは、工学部の学位授与方針（抜粋）①豊かな教養と、工学・技術の専門知識、②多面的・論理的な知識による問題解決、③情報通信技術（ICT）の有効な利用、④社会の幸福・安全、倫理観に基づく技術利用、⑤地域社会を支える基盤技術の重要性、⑥継続的な自己啓発、を満たすことができる教育である（根拠資料 4-2-38）。

各学科とも上記の学位授与方針にもとづいてより具体的な教育目標やカリキュラムを決定している（根拠資料 4-2-20 p. 67、151、231、347、431、535）。さらに、各学科のホームページでも個別に学位授与方針が明示されており（根拠資料 4-2-39～4-2-44）、学士に相応しい教育内容が提供されている。

初年次教育および高大連携としては、導入教育としては、入学直後の基礎学力テストとともに数学や物理のリメディアル科目の設置、また、各学科においては動機付けや初等知識の獲得を目的とした専門の基礎科目を開設しており、それらでは少人数教育がなされている（根拠資料 4-2-45）。また、平成 25（2013）年度から「魅力ある学士課程教育支援」として「工学部初年次教育における学習意欲の向上と工学基礎教育の充実」が採択され、基礎知識やチームビルディングなどの導入教育の強化が図られている（根拠資料 4-2-46）。

### <医学部>

医学科の基礎医学講座では、各講座による座学講義並びに実験実習により医学の基礎知識を広くかつ深く系統的に学べる工夫を行っている。また、臨床医学では、臨床系各講座による座学講義並びに臨床実習により、臨床現場で活かせる医学知識の習得を可能にするカリキュラムを提示している（根拠資料 4-2-12）。地域の医療機関と連携し、早期より医療への関わりを持てるように工夫している（early exposure プログラム）。

看護学科では初年次教育として平成 24（2012）年度からスタディスキルを開設し、大学生として学ぶための基本的な学習スキルや社会的スキルの習得を促し、協同学習にもとづく主体的な学習活動に取り入れている。また、平成 25（2013）年度からクラス担任のゼミナールによる学び合い学習を実施している。総合系列科目の「生命倫理と医療技術」は、平成 25（2013）年度は 400 人をこす履修登録があったが、試験を実施する科目に変更し興味関心のある学生が履修している。看護学科学学生の多くが履修登録し、他学部学生とともに充実した学びの場になっている（根拠資料 4-2-13）。

### ＜薬学部＞

薬学部では、薬学教育課程の6年制改訂にともない4年制課程時の「化学、物理学、生物学等を基盤とし、薬物を通して人々の生命と健康を守る」の教育理念に加えて、「医薬品の開発や安全使用に関する基礎的・臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献する」ことを新たな理念として掲げた。これは、医療人としての使命感、倫理観をもち、高度な薬学の知識・技能・態度を身につけた薬剤師ならびに薬学教育研究者の養成を目指すもので、これまでの本学部の理念・目的をより一層明確化したものである。この教育理念にもとづき、薬学部では「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」に示された教育内容以外に、以下のような本学部独自の内容が含まれている。まず、1年次には、高校時代の復習となる科目と導入教育的な科目を開講して、専門教育への橋渡しを行っている。4年次の「実務実習事前教育」の中では、共用試験(OSCE)に関するもの以外に、放射化学・放射線医療実習や医師教員による臨床技能教育等についての講義と実習を導入している。また、4年次の「薬学演習(含中間試験)」では、1～4年次の復習を行うとともに、各研究室のテーマに沿った演習課題の学習を行うことで問題解決能力を養うことができる。この中では、薬学に関係する学術誌の読解及び医療現場、研究室、学術会議などで必要とされる実用的英語力を身につけるための基本的知識を修得させる。これらの科目を通して、高度な薬学の知識・技能・態度を身につけた薬剤師ならびに薬学教育研究者の養成を目指している。5年次の「特別実習」においては、最先端の研究に触れるとともに「研究」に対する意識・理解を深め、さらに、卒業論文作成や発表などを通じて、問題解決能力を培う。また、担当教員との人間的なふれあいによって薬学のヒューマニズムを体得させることも本実習の狙いの一つである(根拠資料 4-2-14 p. 236～338、4-2-47)。

### ＜スポーツ科学部＞

入学時に低学力者の把握と授業への導入をスムーズにするため、日本語力テストを実施している。また、初年次の導入教育を目的としたフレッシュマンセミナーⅠ・Ⅱを必修科目とし、文章力向上教育、コミュニケーション向上教育によって日本語能力の向上を目指している。また、スポーツ科学部全教員によるオムニバス形式の授業で、スポーツ科学入門教育を行っている(根拠資料 4-2-48)。

## 研究科

### ＜人文科学研究科＞

各専攻とも博士課程前期・修士課程では主に各専門領域の研究内容・方法・所産の体系的俯瞰と時代の要請等に応える新しい課題の探索、実践的活動を盛り込んだ教育・研究等が生まれ、博士課程後期はそうした活動を基盤に個々の学生の研究テーマを具体化し、学位論文作成に向けた指導を展開している(根拠資料 4-2-24 p. 31～58、4-2-49)。

### ＜法学研究科＞

カリキュラム・ポリシーにもとづいて、博士課程前期公法専攻では、主要科目として憲法、行政法、税法、国際法、経済法、法社会学、法制史、政治学及び政治学史を開講し、

## 第4章 教育内容・方法・成果

民刑事法専攻では主要科目として民法、商法、民事訴訟法、刑事法、社会保障法、国際私法及びアジア企業法を開講している。これに加えて、両専攻に渡る特修科目として、英米法講義、ドイツ法講義、フランス法講義及び法専門職論講義を開講している。博士課程後期公法専攻では、憲法、国際法、行政法、法制史、法社会学及び政治学を開講し、民刑事法専攻では民法、商法、刑事法及び国際私法を開講している。それぞれの開講科目において対応する法学・政治学の個別研究分野の高度化をふまえた教育が施されている（根拠資料 4-2-24 p. 59～67、4-2-50）。

### <経済学研究科>

経済学研究科の博士課程前期においては、上述（1）で述べた5つの科目分野の設定により多様な教育内容を提供するとともに、各指導教員が担当する「専修科目」を一定以上修得することを義務付けている。具体的には、修得が必要な30単位のうち、専修科目を12単位（講義4単位を1年次、演習8単位を1年次および2年次）修得することを義務付けている（根拠資料 4-2-24 p. 69～76）。

### <商学研究科>

商学研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にもとづいて、博士課程前期においては、後期課程に進学して研究者を目指す者、高度職業人を目指す者いずれの学生に対しても、商学、貿易、経営、会計の4つの系列ごとに教育課程を編成している。博士課程前期では、後期課程に進学して研究者を目指す者、高度職業人を目指す者いずれの学生にも学術論文として、修士論文の作成を課している（根拠資料 4-2-24）。

設置している講義科目数は63科目あり（根拠資料 4-2-24 p. 77）、商学、貿易、経営、会計の4つの系列それぞれに相応しい科目を豊富に提供している。

博士課程後期においては、指導教員の「特別研究」を28科目設けており（根拠資料 4-2-24 p. 83）、学生は指導教員の指示のもと、専攻分野についての研究指導を受けることができる。

### <理学研究科>

理学研究科ではカリキュラム・ポリシーにもとづき、博士課程前期の主要科目と博士課程後期の研究指導科目において専門教育を行っている。主要科目は2年間通期で開講されるため、学生に合わせるだけでなく、専門分野の世界的な研究の進歩に合わせた柔軟な教育内容の提供が可能になっている。博士課程後期の研究指導科目も、学生の年次で順次発展するように配置されているため、専門分野の研究の世界的な変化と進歩に合わせた教育内容の提供が可能になっている（根拠資料 4-2-24 p. 89～108）。

### <工学研究科>

各専攻の教育目標にもとづき、科目を配置している。専修科目に、論文作成のための特別研究、特別演習と講義科目の特論を設け、専修をまたぐ科目及び共通して履修すべき科目は、特修科目に配置しており、特修科目は社会的要請によって改めている（根拠資料 4-2-24 p. 109～121）。

### ＜医学研究科＞

博士課程では、6つの専攻分野の教育目標を明確にして、これと整合する教育内容（授業科目等）を提供している。専門科目のみならず、共通科目においても、高度化した専門各分野のエッセンスが横断的に履修できる内容を提供している（根拠資料 4-2-51 p.7）。また履修していない授業科目に関しても、本研究科の e-Learning サイト「It's class」を介したビデオ配信によって全ての大学院生が聴講できるシステムの構築を平成 26（2014）年度から開始した（根拠資料 4-2-52）。修士課程（看護学）においても、数年後の高度実践看護師コースの設置に合わせて、同様のシステムの導入を検討する予定である。

### ＜薬学研究科＞

カリキュラム・ポリシーに従って、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している（根拠資料 4-2-24 p.169～173）。所属する研究室で行う「特別実験」および「演習」に加えて、「基礎実習」として、実務薬剤学実習、薬剤学実習、医薬品情報学実習、薬理学実習、バイオ実習、生化学実習、医薬品合成実習、医薬品分析実習、の中から1科目以上を必ず履修させ、それぞれ全 45 コマの修得を可能にしてある。また、「特修科目」として、最新薬剤学特論、医薬品管理・情報学特論、臨床開発薬学特論、先端薬理学特論、先端生命学特論、創薬科学特論、レギュラトリーサイエンス特論、の計 14 単位を設置している。「専門力養成プログラム」は、学会発表、学術誌への投稿、公開討論会の自主的開催や参加など専門力の向上に繋がる行事への参加等をポイントとして加点する。学生各自の習熟度は研究科長、学務委員、および大学院委員が評価して単位として認定する。

本課程では、医療と創薬科学をつなぐ担い手となりうる薬剤師・薬学研究者を育成することを目的としている。そのため、従来の博士課程後期における一人の指導教員あるいは一研究室（講座）による専修教育だけでなく、他分野の教員による「基礎実習」や「専門力養成プログラム」を通して、多面的で幅広い教育を行う。すなわち、一人の学生を多岐にわたる分野の教員が広い視野で教育することにより、上記の目的を達成する。つまり、1年次は「基礎実習」で複数の研究室に数ヶ月ずつ在籍し、基礎薬学関連の実験技術や研究マインドを学ぶとともに、「特修科目」を履修することによって高度な専門知識が修得できる。2年次以降より専修科目としての「演習」及び「特別実験」を履修することにより、学位論文作成のための研究を行う。これと並行して「専門力養成プログラム」を履修させて、専門能力の向上につながることを期待できる行事（学会・研究会・講演会等への参加、学会発表、学術誌への論文投稿、公開されたテーマでの模擬講義又は SGD（スモールグループディスカッション）形式での討論会の自主的開催や参加などをそれぞれポイントとして加点し、一定のポイント数を獲得した学生に対して、その習熟度、理解度表現力などに応じて研究科長、学務委員、および大学院委員が評価して単位を認定する。所属教室（分野）が開設する「演習」（ゼミ形式での研究発表・論文紹介・グループディスカッション）を通じて、プレゼンテーション能力や英語論文の読解力及び情報収集能力を形成させる。「特別実験」では、所属教室（分野）の指導教員の指導および他分野の教員の助言のもとで、研究テーマを選定し、実験計画を立案・遂行し、研究発表、論文作成、学術雑誌への投稿を行うことによって、課題発見能力、問題解決能力を涵養する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <スポーツ健康科学研究科>

アメリカ合衆国、カナダ連邦、韓国を中心として国外の大学との共同研究や、大学病院や専門病院と共同研究を行い、心臓リハビリテーション、脳血管障害、肥満、糖尿病などの運動療法に関する最新の高度な研究事例などを講義などで展開している（根拠資料 4-2-53）。

### <法曹実務研究科>

理論と実務の架橋を図る教育内容として、理論系科目では、研究者教員と実務家教員の共同授業である行政救済論を、また、実務系科目では、民事実務基礎論、刑事実務基礎論、民事実務演習、刑事実務演習、家事事件処理手続論、民事紛争処理手続論、リーガル・コミュニケーション演習などを開設している（根拠資料 4-2-26 p. 27～30、4-2-27 p. 9～12、4-2-28）。

## 2. 点検・評価

### 基準 4-2 の充足状況

共通教育科目は「総合教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」「単位互換科目」で構成され、「総合教養科目」は人文科学・社会科学・自然科学の3系列と、総合系列科目および学修基盤科目で構成されており、多彩な科目が準備されている（根拠資料 4-2-3）。また、専門教育においても、各学部、研究科においてそれぞれの特色に応じた適切な科目が開設されており、各課程に相応しい教育内容が提供されている。

以上のことから、概ね本基準を充足していると判断する。

#### (1) 効果が上がっている事項

##### 大学全体

#### ① 共通教育

全学部の学生が総合教養科目群の中から自ら科目を選択し受講できるよう多くの科目・クラスを開講し、教養教育を受けることができる体制を保ち続けている（根拠資料 4-2-4）。また、総合教養科目および保健体育科目のどちらについても、受講生から高い評価を得ている（根拠資料 4-2-54、4-2-55）。

#### ② 言語教育

特に、インタラクティブ英語(IA)では、主にネイティブ・スピーカーの教員のすべて英語による25人程の少人数クラスで実施され、インタラクティブなコミュニケーション能力の育成の効果が上がっている（根拠資料 4-2-4 p. 380）。

##### 学部

#### <人文学部>

少人数教育の重視を基盤として、必修としての「演習」を設置している。また、調査、実習、実験などの実践的能力を身につける教育方法が学科単位で工夫されている（根拠資料 4-2-5 p. 155～247）。

＜法学部＞

各学科コース別の専門教育科目履修モデルの公表（根拠資料 4-2-6 p. 94～99）。

＜経済学部＞

卒業生アンケートにおいて卒業生の満足が高いことが確認され、就職率も高いことから、教育効果があがっていると考えられる（根拠資料 4-2-56、4-2-57、4-2-58 p. 150）。

＜商学部＞

商学部では、1年次よりゼミナールを設置し、導入教育に力を入れている。1年次の基礎ゼミナールの履修率は、90%を超えている。また、専門ゼミナールは、2年次後期より4年次までの2年半同一のゼミナールに属することにより、学生が段階的に高度な専門知識および思考力を身につけることを可能にしている。専門ゼミナールの履修率は、70%を超え、そのうち卒業論文を提出している学生は、85%を超えている。商学部第二部も同様に1年次よりゼミナールを設置し、導入教育に力を入れている。また、コース制を採用することにより、学生の受講目的を明確化することに役立っている。さらに、商学部および商学部第二部に設けられた会計専門職プログラムは、学生の高い目標へのチャレンジを支援するためのユニークな制度であり、すでに第1期生3人が在学中に公認会計士試験の短答式試験に合格するという成果を上げている（根拠資料 4-2-19、4-2-59、4-2-32、4-2-33、4-2-60）。

＜理学部＞

大学院進学率の増加、就職先業種（製造業、教育関係等）より、学生が自然科学を体系的に学んで卒業する状況が継続的に維持されていると思われる。

少人数クラスによる教育を行なうことにより、初年次における高大のギャップを取り払っている（根拠資料 4-2-58 p. 72～81）。

＜工学部＞

体系的に教育課程を編成して授業科目を適切に開設した結果、教員は教育内容を合理的にアレンジ、学生は体系的に理解することができ、卒業生が専門分野の資格を取得するとき試験免除などの優遇も受けられる。また、多くの学科はJABEE認定を受けている（根拠資料 4-2-20、4-2-58 p. 82）。

＜医学部＞

医学科は現行カリキュラムによる低学年の教育効果として、第1学年、第2学年における基礎講座への研究室配属により、学生の生活状況や学業の進行具合等が把握しやすくなり、指導しやすくなった。教員-学生の意思疎通も改善した。また、平成25（2013）年までの医学部教育カリキュラムの国際認証に向けたカリキュラム改革として、臨床実習時間の大幅な増加と内容の充実を求められている。これに対応するため、昨年度から、4週間型のクリニカルクラークシップ（診療参加型臨床実習）を第5、第6学年に導入した。その意義に関して教員側、学生側に繰り返し啓発指導を行った結果、従来の見学型実習からより、主治医とともに、能動的に病棟実習に参加する姿勢が見受けられるようになってきた。現

## 第4章 教育内容・方法・成果

在の医師国家試験は、臨床現場の知識や対応を問う問題が増加しており、国家試験成績への波及効果が期待される。このような高学年の意識の変化は、低学年にも波及することが期待され、より早い段階で、病棟実習への意識付けを行うことで、医学生としての自覚の向上が期待される（根拠資料 4-2-22、4-2-58 p. 98、99）。

看護学科ではスタディスキルでは文献検索やレポートの書き方、グループ学習における学び合いに参加しディスカッションが図れることを目標にしている。2年や3年生の課題レポートでは、ホームページの安易なコピーペーストではなく、Cinii や医中誌などから文献を取り出し基礎資料にしている。レポートの書き方やゼミナールにおける学習準備や活動がイメージでき学生の好評を得ている（根拠資料 4-2-13 p. 197）。

### <薬学部>

本学部の教育課程は、「医療人として質の高い薬剤師養成という教育目的・目標達成のために、総合教養科目、語学、基礎薬学科目、応用薬学科目、医療薬学科目、事前実習、実務実習、特別実習（卒業研究）が段階的に6年間を通して無理なく学習できるようにカリキュラムが編成されており、有効に機能している。その結果、このカリキュラムで学習した学生の卒業率は高く維持されており（根拠資料 4-2-61）、また、薬剤師国家試験合格率も全国平均を大きく上回っている（根拠資料 4-2-62、4-2-63 p. 19、4-2-64）。

### <スポーツ科学部>

1年次より、就職等の進路を見据えてコース推奨科目群を設定したことで、学生の目的意識が明確になり、3年次からのコース選択がスムーズにできるようになった（根拠資料 4-2-58 p. 109）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

博士課程前期・修士課程修了者にあつて、高校教員（語学、社会科）や自治体等の研究職員（博物館学芸員等）、臨床心理職（病院・心療クリニック、福祉施設、スクールカウンセラー）等の高度専門職に就く学生の割合が大きく、各専攻におけるリサーチワークや専門職業教育の効果がみられる（根拠資料 4-2-65 p. 3～6）。

### <法学研究科>

法学研究科では、社会人に対応するため、夜間対応の授業を開講している。例年、一定数の夜間受講者がおり、ニーズに対応できている（根拠資料 4-2-58 p. 113、4-2-66）。

### <経済学研究科>

経済学研究科の博士課程前期においては、「経済史学」「理論経済学」「応用経済学・経済政策学」「計量経済学・統計学」「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野を設定したことにより、学生がより体系的に大学院の授業を履修できるようになったと考えられる（根拠資料 4-2-24 p. 69～76）。

＜商学研究科＞

商学研究科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にもとづき、商学コースの科目群と経営学コースの科目群の2分野に相応しい科目を豊富に設けている。特に自らの問題意識・目標を持った社会人学生については、夜間に開講し、受講者も多く、教育効果があがっている。また、一般学生、留学生にとっても夜間開講をすることによって、履修の機会がより広がっている（根拠資料 4-2-67）。

＜理学研究科＞

理学研究科博士課程前期の特修科目が2年通年であるため、学生への教育が十分に行われ、入学者の概ね全員が2年間で修了している（根拠資料 4-2-68）。

＜工学研究科＞

リサーチワークである特別研究、特別演習とコースワークである特論科目履修はバランスよく配置されている（根拠資料 4-2-24 p. 109～139）。

＜医学研究科＞

専攻分野を越えた共通科目の横断的履修を可能にするカリキュラムの導入によって、専門分野に偏らない研究者としての一般教養知識の学修が可能となった（根拠資料 4-2-51）。また、e-Learning サイト “It’s class” の導入によって、講義のビデオ配信だけでなく、事前・事後学習のための資料のアップロードが可能となり、従来の対面型のみの講義方法を刷新することができた（根拠資料 4-2-52）。

＜薬学研究科＞

基礎から臨床・応用に至る体系的な教育課程が編成されており、学生は順当に単位を取得し、学会発表、論文投稿などの成果をあげている学生も多い（根拠資料 4-2-24 p. 169～173）。

＜スポーツ健康科学研究科＞

スポーツ東洋医学実習と東洋医学特論、およびスポーツ整形外科実習とスポーツ障害特論のように座学と実習がペアとなり、高い教育効果をあげている（根拠資料 4-2-24 p. 175～182）。

＜法曹実務研究科＞

法律基本科目をはじめ各科目について、1年次から3年次まで順次基礎から応用へ段階的、体系的に学べるようになっており、概ね適切な科目配置といえる。また、法律実務家として実践的な能力を獲得するために必要な科目として、刑事実務演習（刑事模擬裁判）、民事実務演習（民事模擬裁判）および法曹倫理などが必修科目として開設され、またエクスターンシップは選択科目ではあるが、ほとんどの学生が履修し、法律事務所などで弁護士としての理論的かつ実践的な能力を体得している（根拠資料 4-2-69 p. 56、57）。

## (2) 改善すべき事項

### 大学全体

総合教養科目では、これまでも多人数クラスの解消について努力してきたが、現在も幾つかのクラスで受講者数が400人を超えている（根拠資料4-2-70）。

保健体育科目では、紫外線対策や熱中症対策など、女子学生のニーズを考慮した授業内容・授業種目の工夫、時代の要請にあった内容の工夫および新たな種目について検討していく（根拠資料4-2-55）。

### 学部

#### <法学部>

①1年次教育の拡充、②現行カリキュラムの問題点の検討：2年次科目の整理再配置、③講義の名称と内容の明確化：科目の名称変更等、④新たな講義科目の開設（根拠資料4-2-71）。

#### <商学部>

商学部および商学部第二部の専門科目に関しては、体系的な構成がなされているといえるが、一部の科目間で講義内容が重複する部分があるなど、関連する科目間で調整が必要なものもある。ゼミナールに関しては、商学部の2年次以降の専門ゼミナール履修率は、70%は超えているが80%に届いていないため、学生のゼミナールへの参加をさらに促す必要がある。また、商学部第二部においては、2年次以降は、1年間の専門ゼミナールしかないため、より高度な知識を求める学生のニーズに応えられていない。かつて商学部第二部には2年間連続のゼミナールが設置されていたが、履修者の減少により閉講された経緯があるので、ニーズを確認し、再度設置することを検討する必要がある（根拠資料4-2-59、4-2-32、4-2-33、4-2-72、4-2-73）。

#### <理学部>

科目は体系的な配置に配慮して構築されているが、一部に科目内容の重複があるため、最新の理論を取り入れた体系的構造に対応するよう科目を整理する（根拠資料4-2-10 p.132～193）。

#### <工学部>

入学生の学力低下が続いている現状に対応する。また、コア科目に関する教育を強化し、単位の実質化を推進していく。

#### <医学部>

医師国家試験の合格率の推移を気にするあまり、医学教育が国家試験合格のための予備校的内容にならないようにする配慮も必要である。知的興味と好奇心をもって医学を学ぶ、あるいは学問的刺激に溢れた医学を教授する精神をもっと活性化させるような環境作りも必要と感じている。医学生としての自覚を引き出すプログラム、passive から active な医学生へと変貌させるためには、臨場感の溢れる医学の実践的教育が必要である。そのためには、学部と病院を一体化した取り組み、ロールプレイによる全体の底上げ、クリニカルク

ラークシップの充実などがポイントと考える。国家試験合格率上昇は、長期的、短期的に問題解決に向かって全体努力が必要である。医学部国際認証や品質保証のための様々な取り組みにチャレンジする。

看護学科では、養護教諭一種免許状履修カリキュラムにおいて、科目の読みかえで単位取得している科目があった。しかし、学童期、思春期における健康問題が変化し、より専門性を高める新たな科目の設置が求められる。

#### <スポーツ科学部>

学生がコース制の意義と特徴、カリキュラムの履修方法、卒業の進路等を十分理解しているかどうか不明である。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

現状でのリサーチワークや専門職業教育の内容や範囲は、個々の教員のボランティアな活動に負うところが大きく、各課程教育内での位置づけや評価は一定していない。

#### <法学研究科>

担当教員の退職、異動等により教育課程に明記された主要科目の中で未開講科目が存在するのでその解消が必要である。具体的に、前期課程では法理学、行政学、比較法、労働法、知的財産法であり、後期課程では経済法、法理学、外国法、政治学史、民事訴訟法、労働法、社会保障法、知的財産法である。また、現在の開講科目には退職者が非常勤で担当している科目がいくつかある（根拠資料 4-2-24 p. 59～65）。

#### <経済学研究科>

経済学研究科の博士課程前期における「経済史学」「理論経済学」「応用経済学・経済政策学」「計量経済学・統計学」「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野について、各分野に所属する教員間の連携・協力体制をさらに強化する必要がある。

#### <商学研究科>

商学研究科の教育目的は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）で示しているものの、すべての学生が自らの目的意識にもとづいて、この教育課程の編成・実施方針を十分に理解し、履修科目の選択を行っているとは必ずしも見受けられない。教育課程の編成・実施方針をさらに詳細に説明する必要がある。

#### <理学研究科>

研究指導科目と特修科目はバランス良く配置されているが、学生が科目選択を行う際に、理学研究科の各ポリシーを覚知はしていても必ずしも十分に意識して選択できていないとは限らない。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <工学研究科>

研究指導教授の専修科目を中心に大学院生が科目を受講しており、共通科目や他専修の講義科目をとる学生が少ない。

### <医学研究科>

原則として研究指導教員が大学院生に対して行う専門科目の講義に関しては、現状ではシラバスの記載通りに必ずしも実施されていないという問題がある。現在の遅い時間帯に固定された開講時間が、教員・大学院生の両方にとって大きな負担となっているためである。これを実質化するためには、カリキュラム内容や実施方法の見直しを早急に行う必要がある。

### <薬学研究科>

本研究科においては、基礎研究に比べて臨床研究に関する実績がやや少なく、ドライ、ウェットを問わない広範囲な臨床研究に対応できる体制作りが急務である。

### <法曹実務研究科>

理論と実務の架橋を図る教育内容について、理論から実務に導く過程、逆に、実務から理論に導く過程の捉え方が十分でなく、そのため理論と実務を結び付ける具体的な教育方法論も不十分であり、改善の必要がある（根拠資料 4-2-69 p. 78、79）。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学全体

今後も充実した教養教育を行っていくため、総合教養科目における科目およびクラスごとの受講人数の推移をみながら、適正な開講科目数・クラス数を維持していく（根拠資料 4-2-4、4-2-16）。また、開講科目数や教育内容については授業アンケートの結果を参考に考えていく。また、授業改善報告書を用いた振り返りを継続していく（根拠資料 4-2-54、4-2-55）。

#### 学部

##### <人文学部>

少人数教育という特色や実践的な科目の配置などについては、これまで同様に継続させていく。

##### <法学部>

本学部内に設けられたカリキュラム委員会で、現行カリキュラムの問題点等を検討している（根拠資料 4-2-71）。

#### ＜経済学部＞

引き続き、学部・学科の教育目的に適合した教育内容を提供する。

#### ＜商学部＞

1年次生の履修登録ガイダンスにおいて、基礎ゼミナールの重要性をさらに強調する。また、専門ゼミナールの履修率を高めるために、情宣を強化する。

#### ＜理学部＞

入試制度の多角化、新指導要領の実施により入学者の多様化が予想されるため、初年次に配置されるリメディアル科目の内容を入学者の学力に合わせて随時見直す。最先端の科学を学ぶことができる専門教育科目を常に用意し、進学、就職に有利な知識、技術等を修得できる環境を整える（根拠資料 4-2-74）。

#### ＜工学部＞

随時評価基準が改善されていく JABEE 認定基準に準じて、今後も課程編成・科目開設について継続的に検証し、より合理的な教育体系を構築していく。

#### ＜医学部＞

カリキュラム検討委員会の構成員に医学部各学年主任や学生も含める。この委員会における論議をカリキュラムの内容に反映させるよう努める。また、全国的な医学教育の流れに関する情報収集も、全国的な医学教育ワークショップへの出席、本学医学教育ワークショップへの有識者の招聘講演等の機会を通じて収集に努める。これらのことを踏まえて、医学部医学科 FD 推進・教務委員会、教授会議等でさらに議論を深めていく。またきめの細かい個別的な学生指導も継続していく。現在は、臨床実習の充実が医学教育の中心的課題となっており、学生の学習意欲を向上させるためには、臨場感のある実際の臨床教育を医療の現場で実施することが重要である。そのために、クリニカルクラークシップの内容と質を向上させるため、教員側と学生側双方への啓発、教育を地道に継続していく。

#### ＜薬学部＞

現行カリキュラムは、平成 14（2002）年度版薬学部モデル・コアカリキュラムおよび薬学教育実習・卒業実習カリキュラム（旧コア・カリキュラム）にもとづいて構築されたものであるが、平成 25（2013）年 12 月に薬学教育モデル・コアカリキュラム（新コア・カリキュラム）の改訂が行われたのに伴い、平成 27（2015）年度入学生からこの新コア・カリキュラムに対応した新カリキュラムを構築してより良い 6 年制薬学教育を継続実施する。また、旧コア・カリキュラム対応の現在学生に対しても、現行カリキュラムにもとづいた効果的な教育を継続して実施する。

#### ＜スポーツ科学部＞

1年次および2年次において、コース制の意義と特徴、カリキュラムの履修方法、卒業の進路等のガイダンスを継続して行う。

研究科

＜人文科学研究科＞

現状を維持しながら、教員が自らの専門性の高揚と学界の研究水準や関係領域における社会ニーズ等を学生に還元できるための研究および社会的活動を推進するとともに、リサーチワークや専門職業教育の範囲・内容をより拡大・具体化と定着化を図る。

＜法学研究科＞

夜間対応開講科目の充実を図るとともに、社会人入試の魅力をアピールするためにオープンキャンパスで入試説明会を行う。

＜経済学研究科＞

経済学研究科の博士課程前期の入学対し、5つの科目分野にもとづき体系的な履修を心がけるよう入学説明会等の場で促す。

＜商学研究科＞

主に社会人を対象とした夜間開講授業科目については、教育効果があがっており、一般学生、留学生にとっても履修の機会が広がることになるので、可能な限り充足していく。

＜理学研究科＞

特修科目の開講形態を今後も維持する。

＜工学研究科＞

これまで、一部専攻で他大学と連携してコースワークである履修科目を開講してきたが、今後他大学と研究交流の協定を結び、リサーチワークを他大学で実施できるようにする。これによって、大学院生の研究の視野を広げ、研究活動の機会を広げる。

＜医学研究科＞

医学研究の急速な発展に見合うよう、授業科目の内容・編成については、博士課程小委員会等で定期的に検証することが必要である。また、授業形態もIT化の時代に適合するよう、最も効果的な方法を導入していくことが必要である。

＜薬学研究科＞

研究科通常委員会においては、社会の要請や学術環境の変化に対応して教育課程を検証する。

＜スポーツ健康科学研究科＞

専門分野の高度化に対応した教育内容として、「福岡大学 医療イノベーション人材養成プログラム」を導入する（根拠資料 4-2-75）。

### ＜法曹実務研究科＞

FD委員会、カリキュラム検討委員会、教授会などで教育課程、教育内容について定期的に検討を続けていくことが必要である。

## (2) 改善すべき事項

### 大学全体

#### ① 共通教育

総合教養科目では、引き続き多人数クラスの解消に努める。総合教養科目の開講科目数やその時間割上の配置（根拠資料 4-2-76）などを検討するため、授業科目やクラスごとの受講者数の変化（根拠資料 4-2-16）、授業アンケートでの学生の意識の変化（根拠資料 4-2-54）を継続的に見ながら検討する。

保健体育科目では、動画を含む画像導入の講義（フィードバック指導も含む）、授業構成の工夫（毎時間授業内容の完結）、種目特性を生かしたレクリエーションの導入、男女差、学部の違いによる授業展開の工夫、オリエンテーションおよびシラバス等での事前の授業内容に関する情報提供などを検討する（根拠資料 4-2-55）。

### 学部

#### ＜法学部＞

上述 2. (2) の改善すべき事項については、カリキュラム委員会で改善策を検討し、教授会で審議し承認を得る（根拠資料 4-2-71）。

#### ＜商学部＞

基礎ゼミナールのように複数のクラスが開講される場合は、担当者間で開講前に内容に関する教授会の申し合わせを教授会で確認する。また、専門ゼミナールの履修率を高めるための方策をFD委員会等で検討する。

#### ＜理学部＞

部分的に科目の整理をする必要がある。カリキュラム改正に着手する（根拠資料 4-2-74）。

#### ＜工学部＞

初年次教育の内容の強化として組織的な導入教育の実施に加え、並行して留年、退学に至るまでの学習・生活状況の推移の分析を進め、効果的な対応策の立案を行う。

#### ＜医学部＞

教育・研究体制を強化していく。現代の医学は理解力のみならず、知識の量も要求されること等を考慮する必要がある。

看護学科では、平成 27（2015）年度より養護教諭一種免許状の履修カリキュラムを改正し、2つの科目を新設し、教育内容を充実する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <スポーツ科学部>

学生がコース制の意義と特徴、カリキュラムの履修方法、卒業後の進路等を十分理解しているかどうか、アンケートなどによって調査する。

## 研究科

### <人文科学研究科>

専攻毎に、課程教育の成果としての専門性を担保し得る職業開拓に向けたコースワークを演習科目等の内容に具体的に組み込み、関係する専門家を臨時講師に招いたり、学生の実習経費等を予算化するなど、専門性の現実化を図ることが、学生の動機づけや志願者確保、ひいては専任教員の負担軽減にも繋がる可能性もある。

### <法学研究科>

大学院担当教員の新規採用や専任教員で大学院未担当教員の資格審査に向けた条件整備をおこなう。

### <経済学研究科>

各分野の世話人に対し、連携・協力体制を強化すべく、分野毎に定期的なミーティング等を開催するよう促す。また、研究科長や学務委員などをメンバーとするFD委員会を新規に立ち上げ、大学院教育のあり方について全般的に議論をしていく。

### <商学研究科>

本商学研究科の学生が自らの目的意識にもとづいて、教育課程の編成・実施方針を十分に理解し、履修科目の選択を行うよう、新入学時のガイダンス等で、きめ細かく指導する。

### <理学研究科>

新入生ガイダンス等において、理学研究科のポリシーをより一層認識させ、意識化を図る。

### <工学研究科>

工学研究科全体で、専修科目と共通科目との履修科目数、取得単位数に関して検討を行い、研究指導教授の大学院生への履修指導のガイダンスを提供する。

### <医学研究科>

専門科目に関しては、開講時間に柔軟性をもたせる、集中講義を行う、あるいはビデオ講義を活用するなどの、カリキュラム実施上の変更を行う必要がある。

### <薬学研究科>

研究室の枠を超えたチームによる教育・研究の推進が有効と考えられるので、その体制・制度を議論する。

<法曹実務研究科>

理論と実務を架橋する教育方法や教育内容などについて、「理論と実務の架橋」検討委員会で具体的な検討を進めている（根拠資料 4-2-77）。

## 4. 根拠資料

- 4-2-1 福岡大学公式ホームページ 三つのポリシー<既出 2-4>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/policy.html>
- 4-2-2 福岡大学公式ホームページ 教育研究の理念<既出 1-5>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/ideal.html>
- 4-2-3 福岡大学学科履修規程<既出 1-7>
- 4-2-4 平成 26 年度シラバス（学部共通）<既出 1-18>
- 4-2-5 平成 26 年度学修ガイド（人文学部）<既出 1-73>
- 4-2-6 平成 26 年度学修ガイド（法学部）<既出 1-8>
- 4-2-7 平成 26 年度学修ガイド（経済学部）<既出 1-22>
- 4-2-8 平成 26 年度学修ガイド（商学部）<既出 1-24>
- 4-2-9 平成 26 年度学修ガイド（商学部第二部）<既出 1-25>
- 4-2-10 平成 26 年度学修ガイド（理学部）<既出 1-26>
- 4-2-11 平成 26 年度学修ガイド（工学部）<既出 1-74>
- 4-2-12 平成 26 年度学修ガイド（医学部医学科）<既出 1-28>
- 4-2-13 平成 26 年度学修ガイド（医学部看護学科）<既出 1-31>
- 4-2-14 平成 26 年度学修ガイド（薬学部）<既出 1-75>
- 4-2-15 平成 26 年度学修ガイド（スポーツ科学部）<既出 1-12>
- 4-2-16 第 122 回共通教育センター運営委員会（平成 26 年 5 月 22 日）資料
- 4-2-17 福大生のための学習ナビ 2014
- 4-2-18 第 1 回スポーツ科学部教授会（平成 26 年 4 月 2 日）資料
- 4-2-19 福岡大学学則<既出 1-6>
- 4-2-20 平成 26 年度シラバス（工学部）<既出 3-43>
- 4-2-21 福岡大学工学部ホームページ 学科紹介  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/gakka.html>
- 4-2-22 医学部医学科ガイド<既出 1-30>
- 4-2-23 医学部看護学科ガイド<既出 1-32>
- 4-2-24 平成 26 年度大学院便覧<既出 1-34>
- 4-2-25 薬学研究科ホームページ 大学院入学案内 薬学専攻博士課程  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub6.htm>
- 4-2-26 法科大学院学修ガイド 2014<既出 1-16>
- 4-2-27 福岡大学法科大学院 2015
- 4-2-28 福岡大学法科大学院ホームページ  
<http://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/html/2014curriculum.html>

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-2-29 人文学部ガイド<既出 4-1-47>
- 4-2-30 教務委員会資料（平成 25 年 2 月 22 日）
- 4-2-31 推薦入学試験合格者の皆さんへ（2013 年 12 月 3 日）
- 4-2-32 平成 26 年度 商学部 スタディガイド（2014 年度入学生用）<既出 4-1-50>
- 4-2-33 平成 26 年度 商学部第二部 スタディガイド（2014 年度入学生用）  
<既出 4-1-51>
- 4-2-34 平成 26 年度シラバス（理学部）<既出 3-42>
- 4-2-35 平成 25 年度理学部事業報告
- 4-2-36 平成 25 年度模擬講義（訪問・来学を含む）依頼高校・講師一覧表
- 4-2-37 福岡大学理学部・理学研究科年報<既出 3-16>
- 4-2-38 工学部三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 4-2-39 福岡大学工学部機械工学科ホームページ 学科紹介  
<http://www.tm.fukuoka-u.ac.jp/intro.html>
- 4-2-40 福岡大学工学部電気工学科ホームページ 教育理念  
<http://te.tec.fukuoka-u.ac.jp/introduction/EduPhilosophy.html>
- 4-2-41 福岡大学工学部電子情報工学科ホームページ 本学科のポリシー  
[http://w3.tl.fukuoka-u.ac.jp/contents/content\\_11.html](http://w3.tl.fukuoka-u.ac.jp/contents/content_11.html)
- 4-2-42 福岡大学工学部化学システム工学科ホームページ 受験生・保護者の皆様へ  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tk/admissions.html>
- 4-2-43 福岡大学工学部社会デザイン工学科ホームページ 教育に関する 3 つの方針  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tc/juken/3policy.html>
- 4-2-44 福岡大学工学部建築工学科ホームページ 建築学科における三つの方針  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/arch/policy/index.html>
- 4-2-45 福岡大学工学部ホームページ 教育研究の取り組み  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/torikumi.html>
- 4-2-46 福岡大学ホームページ 大学の取り組み 魅力ある学士課程教育支援  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/feature.html>
- 4-2-47 平成 26 年度シラバス（薬学部）
- 4-2-48 平成 26 年度シラバス（スポーツ科学部）
- 4-2-49 平成 26 年度大学院入学試験要項（人文科学研究科）<既出 1-35>
- 4-2-50 法学研究科シラバス
- 4-2-51 平成 26 年度大学院医学研究科博士課程シラバス<既出 1-43>
- 4-2-52 医学部医学科ホームページ 教育・カリキュラム  
<http://www.med.fukuoka-u.ac.jp/education/medicine/curriculum/>
- 4-2-53 スポーツ健康科学研究科シラバス
- 4-2-54 平成 25 年度「総合教養科目」授業アンケート報告
- 4-2-55 福岡大学スポーツ科学部授業アンケート報告書（平成 26 年 3 月）<既出 3-108>
- 4-2-56 経済学部アンケート調査（2014/03/19 実施）
- 4-2-57 経済学部アンケート調査平成 25 年度集計結果

- 4-2-58 福岡大学案内 2015<既出 1-11>
- 4-2-59 商学部教授会（平成 26 年 7 月 9 日）資料
- 4-2-60 福岡大学商学部ホームページ News & Topics
- 4-2-61 大学データ集（平成 26 年 5 月 1 日現在）（表 8）
- 4-2-62 大学データ集（平成 26 年 5 月 1 日現在）（表 11）
- 4-2-63 福岡大学学報（第 441 号 5 月号）
- 4-2-64 第 1 回薬学部教授会（平成 26 年 4 月 25 日）資料
- 4-2-65 福岡大学臨床心理学研究（第 12 巻）
- 4-2-66 平成 26 年度法学研究科授業時間割（案）
- 4-2-67 大学院商学研究科ホームページ  
<http://www.comm.fukuoka-u.ac.jp/graduate/>
- 4-2-68 大学院生数一覧表（平成 26 年 5 月 1 日）
- 4-2-69 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013 年（平成 25 年）3 月 27 日）<既出 1-47>
- 4-2-70 第 121 回共通教育センター運営委員会（平成 26 年 4 月 17 日）資料
- 4-2-71 カリキュラム委員会平成 25 年度活動計画書
- 4-2-72 平成 26 年度シラバス（商学部）<既出 3-40>
- 4-2-73 平成 26 年度シラバス（商学部第二部）<既出 3-41>
- 4-2-74 平成 26 年度教育改善活動計画書
- 4-2-75 スポーツ健康科学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 2 月 19 日）
- 4-2-76 平成 26 年度「総合教養科目」授業時間割
- 4-2-77 法科大学院教授会（平成 26 年 8 月 20 日）資料

## 4-3 教育方法

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### 大学全体

##### ① 共通教育

本学の教育理念にもとづき、一般講義のほかオムニバス講義、少人数によるゼミ形式（ASゼミ・教養ゼミ）の各種形態の授業を行っており、学生からの評価は良好である（根拠資料 4-3-1）。

教育効果を下げる多人数クラス防止のため登録制限を実施し（根拠資料 4-3-2～4-3-12 全学部共通事項 2 総合教養科目関係）、今年度の1クラス平均受講者は目標の200人以下に収まっている。受講者が400人を超えるものもまだあるが、平成18（2006）年度に比べかなり減っている（根拠資料 4-3-13、4-3-14 p. 29-30）。その一方で登録者数が規定に満たず閉講になった授業もあった。

保健体育科目は月曜日から金曜日の1限から4限まですべての時限を使って行っている（根拠資料 4-3-2～4-3-12 全学部共通事項 4 保健体育科目関係、4-3-15）。授業は30人から40人のクラスにして十分に運動ができるように配慮している。

##### ② 言語教育

教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等の採用）について、英語力の向上を図るために「目的別クラス」を導入している。1年次において、英語の運用能力向上のため、一律にリーディング&リスニング（R&L）、検定対策英語（ESP）、インタラクティブ英語（IA）の3クラスを開講している。2・3年次生には目的別選択制の「インターミディエイト・イングリッシュ」において、リーディング&ライティング（R&W）、検定対策英語（ESP）、CALL&オーラル・コミュニケーション（C&O）およびグローバル人材育成推進を目的としたグローバル・イングリッシュ（GE）を開講している（根拠資料 4-3-2～4-3-12 全学部共通留意事項 3 外国語科目、4-3-16 p. 380-382）。フランス語、朝鮮語、英語再履修クラスでは全クラス同一テキスト制を取り入れ、教育の標準化を図っている。

履修科目登録の上限設定、学習指導の充実に向けインタラクティブ英語（IA）では、現在100%ネイティブの教員による英語の授業を25人程の少人数クラスで実施している。

学生の主体性参加を促す授業方法として、デジタル教材を使用して時間・場所の枠にとらわれることなく効率的に語学学習を進めてゆくことができるCALL（Computer-Assisted Language Learning）システムを導入している（根拠資料 4-3-17）。

##### ③ その他

教育開発支援機構（以下「機構」という。）内の教育学修支援室は、基礎的学力向上を支援することを業務の一つとしている（根拠資料 4-3-18 第7条）。

日本語力の基礎学力向上と学生の主体的な参加を促すための「大学から始める『言葉の力』育成プログラム」（以下「コトチカ」という。）を開発・実施した（根拠資料 4-3-19、4-3-20、4-3-21）。

また、スポーツ科学部、理学部物理科学科の初年次教育担当教員（団）と連携・協力し、

授業開発を始めた。

学部
----

### <人文学部>

学部のカリキュラムポリシーの中で少人数教育の重視をうたっているとおり、全学科で演習において少人数教育を行っている。文献講読だけでなく、グループ学習、ディベート、ロールプレイング、実習など、主体的で双方向的な授業を工夫している。各学科においては次のように特徴的な教育方法および学習指導を行っている（根拠資料 4-3-2）。

文化学科では、文化に対する多角的、総合的理解という文化学科の理念に沿って、「文化学演習」において、学生にドラマ作品を製作させたり、「文化学演習」に所属する学生と他大学の学生とで共同のゼミナールを開催する等を行っている。平成 25（2013）年度から、新年度初頭に新入生全員を集めて、「ガイダンスゼミナール」を開催している。このゼミナールは、一つのテーマを異なる角度から考えてみることに、調査と議論を通じて、問題の解決方法を見つけようとする、質疑応答の力を身に付けることを目的に行っている。

歴史学科では、とくに 2 年次学生の「基礎演習」におけるレポートの成果を冊子にした「レポート集」を作成し、発掘や遺物実測の技術で得た資料をもとに研究論文を作成する方法を身につけさせ（考古学専修）、また専修ゼミごとに毎年 3 年次生を主体として国内外に 1～2 泊程度の研修旅行に出かけ、日頃の学習成果を実質的なものとして身につけさせるために研修旅行を実施し、指導学習を通じた本格的な自己研磨を徹底させている。

日本語日本文学科では複数の演習や「調査研究法」の同時履修可能な制度により、少人数での指導を充実させている。1 年次には「基礎演習」という形の少人数授業を通じて導入教育を行っている。2 年次は「調査研究法」という形で少人数授業を行い、研究に必要な方法を身につけさせることを目指している。各学生が 4 人の異なった教員の少人数授業を同時に履修できる仕組みになっているので、履修者は異なった専門領域に触れることが出来るだけでなく、それぞれの教員の方法論なども比較検討することができ、3 年次のゼミ選択の指針とすることもできる。なお、4 年次においては、ゼミ教育のほかに必修である「卒業論文指導」という授業を設置し、個々の学生の資質を考慮しながら論文作成指導を行っている。

教育・臨床心理学科では、必修の演習と 2 年次生のキャリア形成基礎論を中心として、初年次教育、学生指導とキャリア教育を含めたカリキュラムを編成しており、実験実習、臨床心理学実習をはじめとした実験・実習の科目も設置している。「臨床心理学実習」においては、カウンセリングのロールプレイを指導している。カウンセラー役とクライアント役に分けて、基本的な傾聴技法の反復練習を行うなどによって臨床的技術の習得を促している。

英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科では、語学技能科目において少人数の科目を多数設置している。また、現地研修科目を設置し、海外での語学研修を単位化している。

英語学科では、英会話や英作文などの英語技能向上のための科目のほかに、学術的専門科目の入門のための概論を 1 年次に置き、2 年次以降の言語系と文化・文学系の学術科目や演習へのスムーズな移行を行えるように科目配置を行っている。

## 第4章 教育内容・方法・成果

また、平成26(2014)年度からは「基礎演習」を設け、1年次生への日本語作文やプレゼンテーション訓練を開始した。授業のほかには、学習支援のためのアドバイザー制度(学生2~3人につき教員1人割当て)を設け、1~2年次生に対する個別的指導に活用している。特に英語ネイティブ教員(6人)は、授業外の時間にも学生と英語での対話を積極的に持ち、学生の英語使用を奨励している。その他に、学生の国際性獲得を奨励するため、海外研修(英語圏文化研修・カルガリー研修)を学科独自で行っている。

ドイツ語学科では、1年次必修「ゲルマニスティク入門」を導入教育科目と位置付け、教員4人がそれぞれ10数人規模のクラスを担当し、プレゼンテーション発表(前期)およびレポート作成(後期)の指導を行っている。より専門性の高い3・4年次必修科目の「演習I・II」においても同様の担当教員数およびクラスサイズで授業が行われる。他にも例えば「ドイツ語現地研修」科目(前期:事前研修、夏期:協定校イエナ大学にて4週間の語学研修、後期:事後研修)では、受講生が能動的にレポートおよび記録報告書の作成・編集に従事する(後期)。課外においても、学生の習熟度に応じた「ドイツ語検定試験対策講座」や大学院進学希望者を対象とした自主ゼミナールを実施し、語学運用能力の充実を図っている。また教員のサポートのもと学生全員が「ドイツ語クラブ」(学友会公認団体)を組織、運営し、新入生のための研修や学外に向けたドイツ映画上映会を開催し、学生の自主性と協調性を涵養している。

フランス語学科では、異文化理解・異文化間コミュニケーションという教育目標に沿って、「演習I」「演習II」において、日本語およびフランス語によるプレゼンテーション、アカデミックライティングの指導が行われている。「フランス学入門」では、学生みずから自作の資料を冊子としてまとめる試みがなされている。海外語学研修に際しては、研修後の参加学生によるレポート(記録文集)作成・編集を促している。

東アジア地域言語学科では、2年次以降に中国コースと韓国コースに分かれるため、どちらのコースに進んでも良いように、1年次は中国語と朝鮮語を週に4コマずつ受講させている。そして、「中国・韓国学入門演習」(1年次)、「中国(韓国)学基礎演習」(2年次)、「中国(韓国)学演習」(3・4年次)と、段階を踏んで「卒業論文」に結び付く少人数授業を行っている。優秀な卒論は「卒業論文選集」として製本し、後輩の卒論作成と教員の卒論指導に役立っている。また、「アジア映画の字幕作成」や「語学検定のための講座」を課外授業で行い、「スピーチ・コンテスト」や「ネイティブ・スピーカーの講演会」を毎年開催して、語学力のレベルアップをはかっている。

履修登録にあたっては、年間の登録制限を行っており、前期25単位、後期25単位、年間45単位を上限としている(根拠資料4-3-2 p.67、4-3-22 第5条)。成績不振者に対しては、前期1回、後期1回の修学指導を個別面談の形で行っている。ICカード学生証による出席管理システムにより、出席情報を把握し、学生指導に役立っている。

### <法学部>

授業形態は、学則第31条の表に見られる通り、講義・演習を骨子とし、学則第32条ならびに学科履修規程第3条および第4条にもとづいて、授業時間・単位数を定めている(根拠資料4-3-22、4-3-23)。すなわち、授業は週1回(90分)とし、半期15回の授業で2単位が与えられる。専門教育科目のうち、講義科目は原則半期で完結し、授業が週1回の2

単位科目と週2回の4単位科目がある。演習は、1年次の「法学部入門ゼミ」（前期2単位）を除き、週1回の授業で通年4単位科目である。

履修科目登録の上限は、学科履修規程第5条第2項にもとづいて、1年次38単位、2年・3年次40単位、4年次48単位、である。ただし、3年次の履修単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として最高48単位まで履修することができる（根拠資料4-3-3 p.6、4-3-23）。本学部の卒業要件単位数は、在学年数4年で124単位であるが（根拠資料4-3-22 第34条第2項）、優秀な成績を収めた学生については、早期卒業制度の適用により3年卒業を認める場合もある（根拠資料4-3-24）。

本学部は専任教員によるクラス担任制をとっており、入学時にクラス・オリエンテーションを行うほか、成績不振者・留年者に対しては、クラス担任が毎年1回、個別面談による修学指導を行っている（根拠資料4-3-25、4-3-26）。専任教員はまた、オフィス・アワーを週1回以上実施することが義務づけられ、学生からの学習に関する相談その他に対応している（根拠資料4-3-27 p.288-289）。

演習は、報告とその後の質疑応答を基本とし、学生の主体的参加を促す最良の場となっている。さらに、法律総合コースに設けられている民法・刑法・憲法の特講科目では、少人数（30人～50人）の特色を活かして、双方向授業を行っている（根拠資料4-3-27 p.74）。

その他、本学部の特色ある教育方法・学習指導・学生の主体的参加を促す措置として、専門教育科目に関係する専門家を招聘する学外講師制度（根拠資料4-3-28、4-3-29）や「法学部学生生活活性化プログラム」の実施（根拠資料4-3-30）、さらに、公務員試験合格・法科大学院進学を目指す学生を対象にした「公務員試験等研究部会」の開設を挙げることができる（根拠資料4-3-31）。同研究部会は課外講座であり、任意で入会した学生（他学部学生、卒業生を含む）に対し、本学出身の弁護士・公務員専門学校の講師らが実践的な授業を行っている。

### <経済学部>

本学部の授業形態は、担当教員が講義するもの（登録制限のあるものと無いもの）とオムニバス形式の講義（コーディネーター科目）に分けられる。どの形式をとるかは担当者が判断し、教授会の審議を経て決定する。こうして、担当教員と教授会によって教育目的の達成のために最適と考えられる形態が採用されている（根拠資料4-3-32 p.68-70、4-3-33）。

学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために、1・2・3年次生は履修制限を各年間42単位、4年次生以降は、卒業を可能とするために、上限を年間46単位までと定めている（根拠資料4-3-23 第5条第3項、4-3-32 p.65）。1年次生には入学時にガイダンスを行い、学習内容の周知を徹底指導している（根拠資料4-3-34）。また、1年次前期の定期試験前にも受験上の諸注意をし（根拠資料4-3-35）、成績不振者には毎年10月初旬に教務委員が一括指導を行う（根拠資料4-3-36）。一方、2年次生以上の成績不振者については、毎年5月下旬に、各種演習（以下、「ゼミ」という）に所属する対象学生に関しては、ゼミの指導教員が個別対応し、ゼミに所属していない場合には、教務委員が一括対応、それに欠席した場合は、各コース、プログラムの教員が個別に対応する（根拠資料4-3-37）。

## 第4章 教育内容・方法・成果

本学部では、学生の主体的参加を促す授業として、2年次生より基礎ゼミなどを導入している（根拠資料 4-3-32 p.132-163）。さらに、産業経済学科では、平成26（2014）年度より「初年次演習」を開講した（根拠資料 4-3-32 p.149）。

実務的能力の向上を目指した教育として、経済学科では、その業界の講師をお招きして、実務経済論 A、B を提供している。また、産業経済学科では、経営者や実務家によるオムニバス講義としてベンチャー起業論 A、B を、実務家による講義として産業戦略論 A、B やベンチャーワークショップ C、D などを開講している（根拠資料 4-3-4 p.20-23、121-122、331-332）。

### <商学部>

本学部の授業形態は、講義形式とゼミナール形式に分けられるが、講義では10人程度の授業から400人を超える授業まで存在する。しかし、登録制限および分割化により、400人クラスは1科目となり、300人超のクラスは、16科目（他学部向け科目2科目を含む）にまで減っている（根拠資料 4-3-38）。したがって、前回の自己点検・評価において指摘された問題点は、さらに改善されたといえる。他方、外書講読やゼミナールは、少人数の授業を基本として、外書講読は1クラス20人、ゼミナールは15人を上限とし、基礎ゼミナールも20人前後の少人数に受講生が抑えられている。このほかマルチメディアを用いた文書およびホームページの作成ならびにプレゼンテーションを行えるようにするための「情報表現技術」「情報処理入門」等の入門科目に関してはクラスを増やし、少人数クラスとして開講している。

本学部では、教育目標を達成するために、1年次は、講義形式の授業を中心に基礎知識の習得を促進し、2年次後期以降にゼミナール形式により、商学の特定領域に関する深い理解を涵養している。商学部第二部では、コース制を採用することにより、学生の受講目的を明確化することに役立っている。

本学部の学生の履修登録の上限は42単位（4年次のみ46単位）であり、商学部第二部の場合は、基本的には41単位であるが、前年度に単位を取得できなかった場合には、8単位を限度として41単位に加えて登録できる。また、会計専門職プログラムに所属する学生は、1年次および2年次に48単位が履修登録可能となる。ただし、3年次終了時点で126単位を超えてはならない（根拠資料 4-3-23 第5条第4項、第5項）。

また、講義形式の授業においても一部の授業でレスポンス・アナライザーを用い、学生の主体的参加を促す授業方法がとられている（根拠資料 4-3-39 p.2、4-3-40）。

商学部および商学部第二部は、科目履修とゼミナール選択のガイドである小冊子「スタディガイド」（根拠資料 4-3-41、4-3-42）を配布し、入学時の学科別ガイダンスにおいて、各学科のカリキュラムの説明や科目履修の指導に活用している。さらに導入教育を重視する観点から1年次の基礎ゼミナールをできるだけ多くの学生が選択するよう指導しており、実際、1年次生の90%以上が履修している。2年次生後期からの「専門ゼミナール」の選択に当たっては、詳細なガイドブックを配布するとともに1週間にわたる相談期間を設けゼミナール担当者が学生の個別相談に応じたうえで、ゼミナールの選択と決定が行われている。

本学部では、42単位を1年間の履修の上限としているが、一定の単位数以下しか修得し

ていない成績不振学生については、呼び出して修学指導を行っている。また、アンケートを実施し、成績不振の要因の調査・分析にも努めている。特に留年者の低減にはできるだけ早い段階からの修学指導が有効であるという認識にもとづき、1年次生に対して、前期に登録単位の3割の単位を取得できなかった学生を後期始めに集め、学習指導を行っている。さらに、成績不振（履修登録の約60%以下、商学部第二部は約50%以下）の2年次生については、各教員が個別に修学指導を行い、相談に応じている。3年次以降も成績不振者を集め、全体指導および個別指導を行っている（根拠資料4-3-40）。

また、日常的な学生からの相談に対応するために各教員はオフィス・アワーを設けて、それを各年度の始めに「学修ガイド」等に公表している（根拠資料4-3-43 p.289-310、4-3-44 p.238-261）。

### <理学部>

物理科学科、化学科、地球圏科学科では実験教育を重視した教育課程を設定しており、1～3年次までの各学期に各分野の実験科目を配置している。化学科では、実験内容に直結した講義科目を設定し、教育効果の向上を図っている。応用数学科では、講義と演習を合わせた科目、コンピュータ実習のための科目、大規模データ処理のための実習科目を設置して教育効果の向上を図っている。

高大連携に配慮したリメディアル科目として、すべての学科において演習科目を設定している。さらに、応用数学科、物理科学科では、基礎的な科目については講義と演習を併設している（根拠資料4-3-7、4-3-45 p.132-193）。

応用数学科以外の学生は、各年次の履修登録科目の上限を54単位、応用数学科の学生では46単位を上限としている（根拠資料4-3-45 p.66）。なお、1～3年次の各学年に履修登録の前に履修登録上の注意事項についてガイダンスを行っている。

全ての学科で学習指導の充実のためにオフィス・アワーを指定しており、学生の自発的な訪問を受け入れている（根拠資料4-3-45 p.293-316）。さらに、留年者を含む1～3年次生の成績不振者に対し、毎年修学指導を行っている。4年次生については、学生が所属する研究室の教員により指導が行われている。また、保護者を対象に毎年6月に父母懇談会を開催している（根拠資料4-3-46）。

全学科で、新生に対して少人数のグループワークを主体とした科目（数学総合I、物理学基礎ゼミナール、地球圏科学入門演習、情報化学）を設けている（根拠資料4-3-7、4-3-45 p.132-193）。

初年度教育においては、積極的にTAを活用しサポートしている（根拠資料4-3-47）。

### <工学部>

本学部では年間の登録単位数に制限（50単位以下）を設けて（根拠資料4-3-23 第5条第7項）、単位の実質化に努めている。また、2年次から3年次、3年次から4年次への進級にはそれぞれ取得単位数の条件（60単位以上と100単位以上）を設けており（根拠資料4-3-23 第6条の5、4-3-48 p.66-67）、低学年の基礎的な内容を理解できるまでは次の段階に進めない仕組みを取り入れている。また、2年次以降は前年度までの単位取得状況が悪い学生を対象に修学指導を行っている。さらに、JABEEもしくはそれに準拠したきめ細かい

## 第4章 教育内容・方法・成果

教育プロセスを実施している（根拠資料 4-3-8）。また、初年次教育にも力を入れている（根拠資料 4-3-49）。

### <医学部>

医学科では、授業プリント・テキストを中心に授業を進めると同時に、症例などの提示では、スライドを使った視覚的授業が行われている。5年生の病棟臨床実習では、患者さんのご協力のもと、病歴聴取、診察、検査所見などを記載し、回診、プレゼンテーション、教員との議論を通じて、臨床に根ざした医学的知識を学生が主体的に習得するよう工夫している。5年次生、6年次生の診療参加型臨床実習では、基本的に研修医と同じ動きで病棟診療に主体的に参加することで、より実践に近い臨床実習を行っている。採血、検査手技、診療方針の説明同意等、すべて立ち会う形で診療に参加している（根拠資料 4-3-50、4-3-51）。

看護学科では専門基礎科目や基礎教育科目では、e-learning（Moodle）を用いた小テストや技術習得に必要な教材をホームページで配信し、自宅や学内で予習・復習を自動的に簡便に行える教育方法を実践している。学生の理解度や技術習得状況を把握し、双方向の教授活動につながっている。

### <薬学部>

薬学モデル・コアカリキュラムにもとづいた薬学教育では、知識・技能・態度を包括して教育する必要がある。薬学部では、知識を教授する講義科目、技能・態度を教授する実習科目をバランス良く配置し、教育目標の達成を図っている。また、実習科目においてはPBL(Problem-Based Learning、問題解決型学習)形式の学習を取り入れ、学生の能動的学習を促す指導を行っている（根拠資料 4-3-11、4-3-52 p.236-334）。

### <スポーツ科学部>

大学設置基準に準じた本学学則第32条により、講義、演習科目は15時間から30時間までの間で、実験、実習及び実技は30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位、卒業研究論文、スポーツ科学演習の授業科目はこれらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定めている（根拠資料 4-3-22）。これにもとづいて、スポーツ科学科における専門教育の授業形態は必修として講義20単位、演習10単位、実技実習4単位、選択講義として90単位、演習14単位、実験・実習15単位、実技実習28単位である。

履修科目登録の上限は、学科履修規程第5条第5号第5項に「1年間に履修する単位数は原則として46単位を超えてはならない」と明記されている（根拠資料 4-3-23）。

学生の主体的参加を促す授業方法は、各教員に任されている。

## 研究科

### <人文科学研究科>

各専攻とも授業は学生の主体的参加を求める演習方式がとられている。博士課程前期・修士課程においては、授業は高度専門職業人養成という教育目標から、各分野に求められる専門的スキルや他職種との連携方法等の実際を文献や現場取材・体験をもとにプレゼンと討議、教員の助言等で構成され、学生には出席・プレゼンおよび学期末の総括レポート内

容が評価対象となっている授業が多い。博士課程後期にあつては、学問的特性（目標・内容・方法論）の点から、理系分野のように課程在籍中（3か年）に学位論文作成・学位取得に至る学生は少ないが、満期退学後3年以内の論文提出を目処とした指導がなされている（根拠資料4-3-53）。

### <法学研究科>

研究指導計画の策定が公式のルールによって義務づけられているわけではないが、修士学位取扱細則第5条（根拠資料4-3-54）、及び博士学位申請取扱細則第7条（根拠資料4-3-55）に審査基準が定められており、これを満たすためには實際上適切な研究指導計画にもとづく研究指導・学位論文作成指導が不可避なものとなっている。具体的な研究指導計画は個別のシラバスに示されている（根拠資料4-3-56）。

### <経済学研究科>

経済学研究科の授業は、登録者数が5人に満たない少人数クラスが大半であり、その結果、学生の理解度に応じたきめ細やかな授業が行われているものと判断できる（根拠資料4-3-57）。また、各教員のオフィス・アワーを設け、学生が個別に教員に質問できるよう十分な配慮をするとともに（根拠資料4-3-58）、ティーチング・アシスタント制度の運用や都市空間行動研究所における各種調査など、学生の主体的参加を促すための様々な機会も提供している。

### <商学研究科>

博士課程前期においては、修士論文を作成させ、学位取得に向けて、段階的に履修させ、研究指導を行っている。1年次において修士論文について研究テーマ決定に向けて、各自の問題意識を深めるように指導する。演習や授業科目においては、プレゼンテーションやディベートの活用を重視している。

2年次の6月に各自修士論文のテーマを決定し、9月初めに修士論文中間発表会を開催し、研究指導を行っている。なお、この発表会は出席教員からの質疑を通じた研究指導の場となっており、義務化している。

博士課程後期においては、指導教授指導のもと、研究を進め、博士申請予定論文が完成したら、論文審査事前検討委員会（指導教授1人、他に委員2～3人）を設置し、博士学位申請論文の完成に向けて指導する（根拠資料4-3-59、4-3-60）。

### <理学研究科>

リサーチワークである博士課程前期の主要科目と博士課程後期の研究指導科目において計画された研究指導計画にもとづいて、研究指導と学位論文作成指導を行っている（根拠資料4-3-56）。博士課程前期、後期ともに、教員が指導する学生は各学年に多くても3人ほどである（根拠資料4-3-61）。その結果、リサーチワークだけでなくコースワークにおいても少人数での教育となり、学生一人ひとりに対する個別教育が実践されている。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <工学研究科>

工学研究科博士課程前期・修士課程では、卒業要件には特別研究・演習を含む30単位以上の単位取得が必要と定めている（根拠資料4-3-62 p.109-115、121）。履修登録の上限は定めていないが、通常科目登録は1年次で終え、2年次は特別研究に専念することが多い。博士課程後期では、特別研究・特別演習を含む16単位以上の単位取得が必要となっている（根拠資料4-3-62 p.116-120）。

### <医学研究科>

博士課程では、前期2年は幅広く共通教育を履修することで専門分野に限定されない幅広い医学研究・医療の知識を涵養すると同時に、大学院入学時に専攻分野と研究指導者を選び、その指導のもとに選択科目・専門科目の履修を行い、研究テーマ・計画を設定することとしている。後期2年は、各自の研究テーマについて、指導教員・補助指導教員からの集中的な研究指導・論文作成指導を受ける（根拠資料4-3-62 p.141-159、4-3-63 p.3-6）。

修士課程では、専門科目演習の選択をもって各自の専門領域とし、同領域の研究指導者の指導のもと、授業科目の選択、学位論文の作成を行う。共通教育科目はこれと並行して履修する（根拠資料4-3-62 p.164）。このように、博士課程、修士課程ともに学生が自ら選択する形で、講義・演習・実習・学位論文作成が行われている。

### <薬学研究科>

大学院では、講義科目で知識を学んだ後、演習及び実習のような参加型学習で学び、技能と態度を習得する授業形態をとっている。特に、博士課程では、次のようなユニークな教育方法を採用している（根拠資料4-3-62 p.169-170、4-3-64）。

①基礎実習：基礎的実験の原理を学び、手技を修得させる。学生には原則として指導教員以外の「基礎実習」を選択させ、実習担当教員は指導教員と連携して指導する。

②特修科目：授業科目

③専門力養成プログラム：専門能力の向上につながる事が期待できる行事（学会、研究会、講演会等）への参加、学会発表、学術誌への論文投稿、公開されたテーマでの模擬講義又はSGD（スモールグループディスカッション）形式での討論会の自主的開催や参加などをそれぞれポイントとして加点し、一定のポイント数を獲得した学生に対して、その習熟度、理解度表現力などに応じて研究科長、学務委員、及び大学院委員が評価して単位を認定する。

④演習：所属教室（分野）が開設する演習（ゼミ形式での研究発表・論文紹介・グループディスカッション）を通じて、プレゼンテーション能力や英語論文の読解力及び情報収集能力を形成させる。

⑤特別実験：所属教室（分野）の指導教員の指導のもとで、研究テーマを選定し、実験計画を立案・遂行し、研究発表、論文作成、学術雑誌への投稿を行うことによって、課題発見能力、問題解決能力を涵養する。

### <スポーツ健康科学研究科>

教育目標に応じて、講義形式の特修科目、演習形式の特講や特別研究、実習形式のスポ

一ツ東洋医学実習などが配置されている。しかし、必ずしも実験を方法論としない専修もあるため実験は配置されていない（根拠資料 4-3-62 p. 175-179）。

履修科目登録の上限は特に定めていない。

「学外研究及び研修Ⅰ・Ⅱ」では学外でのフィールドワークやコーチングの現場を実体験することにより単位を認定することになっている。この科目での実習場所などは学生が独自に定めることになっており、主体的参加が前提になっている（根拠資料 4-3-56）。

年度当初に定められた特別研究のシラバスに沿った研究指導が行われているが、学会発表や中間報告などで指摘された点を修正・検討するため必ずしも計画通りには作成されていない。

#### <法曹実務研究科>

法令由来基準にもとづき、入学年度、既修、未修の区分等により、1年次から3年次まで履修科目の上限を定めている（根拠資料 4-3-65 p. 34-36）。また、学習指導については、正規授業のほか、各教員により教科指導が行われるとともに、アカデミックアドバイザー（弁護士）による学生レベルに対応した学習指導がなされている（根拠資料 4-3-66 p. 7）

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

大学全体

① 共通教育

各授業シラバスは、本共通教育センターの運営委員会が「シラバス（授業計画書）作成のためのガイドライン」に従って点検を行い、問題があれば書き直しを要請するしくみが整っている（根拠資料 4-3-67 p. 16～17）。シラバスにもとづく授業の進行を直接検証する仕組みはまだできていないが、授業アンケートでは授業計画通りに進んだことを評価する意見が、進まなかったことを改善点として上げる意見より多く見られており、概ね順調な進行を示唆する（根拠資料 4-3-1 p. 9、19、42、47）。この傾向は保健体育科目でも同じである（根拠資料 4-3-68 p. 9-12）。

② 言語教育

担当教員が作成したシラバスが「シラバス（授業計画書）作成のためのガイドライン」に沿っているかどうかを、英語は言語教育研究センター企画推進会議構成員および運営委員会委員、第2外国語は第2外国語担当者会議および第2外国語担当で点検し、修正が必要と認められたものについては、修正依頼をしている（根拠資料 4-3-69）。修正が必要かどうか判断の難しいシラバスについては言語教育研究センター運営委員会にて検討を行っている（根拠資料 4-3-70）。

学部

<人文学部>

シラバス作成にあたっては、教務委員会で作成した全学的ガイドラインに従って、各学科で組織的に点検を行っている（根拠資料 4-3-71）。教育目標、成績評価基準、事前事後学習を記載し、学習に役立てられるようにしている。授業アンケートにおいては、シラバスの内容に沿った授業が行われているかを確認する質問項目も設けている（根拠資料 4-3-72）。

<法学部>

シラバスの作成・内容は、全学的基準にもとづいている。すなわち、シラバスで原則として明示される諸点は、①授業の概要、②到達目標、③授業時間外の学習（予習・復習）、④成績評価基準および方法、⑤テキスト、⑥参考書、⑦履修上の留意点、⑧授業計画、である（根拠資料 4-3-3、4-3-73）。

作成されたシラバスは第3者のチェックを受けるが、本学部では、カリキュラム・FD両委員会のメンバーが他教員のシラバスチェックを担当している。授業内容・方法とシラバスとの整合性の確保は、基本的にシラバスを作成した教員に委ねられているが、授業アンケートで整合性を確認することができる（根拠資料 4-3-74）。

<経済学部>

シラバスは全学のガイドラインに沿う形で作成されている（根拠資料 4-3-75）。そのうえ、各コース・プログラムの責任者が確認した後（根拠資料 4-3-76）、紙媒体（根拠資料 4-3-4）ならびにホームページ上（根拠資料 4-3-56）で公開されている。

シラバスと授業内容・方法に整合性がなければ、受講している学生から教務課または経

済学部事務室にクレームが寄せられるはずであるが、これまでそのようなクレームは5年に1回程度しか生じていない。

### <商学部>

商学部および商学部第二部のシラバスには、科目名、期別、単位数、担当者のほか、授業概要、評価の方法、テキスト・参考書および期間の授業回数に応じた授業計画が記載されている（根拠資料 4-3-5）。シラバスは、各教員が作成し、各学科主任および第二部主事ならびに教務委員により内容の適切性がチェックされ、必要な場合には修正が行われる。また、シラバスは、本学ホームページにおいて一般に公開されている（根拠資料 4-3-56）。学生による授業評価は、毎年前期および後期に行われる「授業アンケート」によってある程度知ることができる。この結果については個々の教員ごとに知らされており、個々の教員がこの結果を参考にして教育改善に努めている。さらに、平成24（2012）年度後期からは、授業アンケートの結果が本学部内でホームページ上に公開され、学生のみならず、教員相互間でアンケート結果をチェックすることが可能となっている（根拠資料 4-3-40）。したがって、シラバスと授業の整合性に関する公式のチェック・システムはないが、授業アンケートがチェック・システムとしてある程度機能している。

### <理学部>

全ての教員が全ての担当科目について一定の書式（授業の概要、到達目標、授業時間外の学習（予習・復習）、成績評価基準および方法、テキスト、履修上の留意点、授業計画など）でシラバスを作成し、各学科の教務連絡員が内容、整合性を精査、確認後、冊子として学生に配布している（根拠資料 4-3-7、4-3-77）。また、授業はシラバスに則して展開されていることが、授業アンケートより確認できる（根拠資料 4-3-78）。

### <工学部>

教務課から配布されるシラバス作成のガイドラインにシラバスの記載事項（概要、評価方法、評価基準、授業計画、時間外学習等）は定められており（根拠資料 4-3-75）、全教員はこれに従ってシラバスを作成している。JABEE の認定を受けている4学科では、JABEE の必要記載事項も含めて、シラバス記載内容の相互チェックを行っている。また、授業がシラバス記載の通りに実施されていることは授業アンケートで確認している（根拠資料 4-3-49 p. 80-87）。

### <医学部>

医学科では、教育カリキュラムの詳細な内容は、シラバスに明記され学内に向けて周知されている（根拠資料 4-3-9）。また、対外的にも、授業カリキュラム編成の概略や、各講座の特色等は、各講座が作成したHPを通じて（根拠資料 4-3-79）、閲覧可能となっている。シラバスにもとづいて、通常講義と臨床実習を中心とした授業が展開されている。

看護学科では、シラバスにもとづいた授業の展開を基本にしている。変更事由が発生した際は、修正したシラバスを掲示し学生に周知するとともに、事務に書類を提出し承諾を得る。休講する場合は休講届けを提出し補講申請の手続きをとり規定の講義時間を実施し

## 第4章 教育内容・方法・成果

ている。

### <薬学部>

シラバスの作成は、薬学部独自のフォーマットを作成し全授業科目について行っている。シラバスの項目としては、科目名（サブタイトル含む）、担当者、一般目標、15回分の授業計画、薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した到達目標のほか、予習・復習を含む授業時間外の学習方法、教科書以外の参考書等の情報を掲載し、学生の能動的学習を促している（根拠資料 4-3-11）。

### <スポーツ科学部>

次年度の全科目のシラバスが毎年1月上旬に提出される。それにともない、教務委員およびFD・SD委員会委員、共通教育センター委員によりシラバス内容のチェックと修正作業および修正依頼を行うなど、内容充実に努めている。シラバスの確認作業は平成22（2010）年度から行っており、全体として統一され、平成23（2011）年度から加わった事前・事後学習（予習・復習）についても創意工夫が見られ、内容の充実度がかなり増している。平成25（2013）年度は修正点がほとんど見当たらなかった。

シラバスと授業内容の整合性については、前後期ともに義務付けている授業改善報告書の中で、「シラバスに示した到達目標に対する自身の評価と学生の達成状況について」という項目を設定し、各教員はもとより、FD・SD委員会においても点検している（根拠資料 4-3-68）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

研究科全体として、ここ数年、シラバス内容の具体化と実際の授業内容・方法との整合性を図るように各教員が心がけている。

### <法学研究科>

シラバスの作成は義務化されており全学共通のフォーマットで学内外に公開されている（根拠資料 4-3-56、4-3-80）。シラバスは専任教員によるチェック体制を構築し、逐次その記載内容を点検し、充実化を図っている（根拠資料 4-3-81）。各教員はそのシラバスに沿って研究指導や授業を行っている。授業内容・方法とシラバスの整合性については直接的な検証作業は行われていない。

### <経済学研究科>

本研究科では、授業毎に詳細なシラバスを作成するとともに（根拠資料 4-3-80）、その内容についても、授業担当者以外の教員が客観的な観点から確認作業を行っている（根拠資料 4-3-82、4-3-83、4-3-84）。また、これまで、シラバスにもとづいた授業ではなかった旨の指摘等は明示的には出ておらず、概ねシラバスに沿った授業が行われているものと思われる。

### ＜商学研究科＞

本研究科では、全ての開講科目について、全学共通のフォームにもとづき、シラバスを作成している（根拠資料 4-3-80）。各科目の授業は、シラバスに明記した授業計画にもとづいて進めている。

シラバスは、授業の概要、到達目標、履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）、授業計画（半期 15 週）、成績評価基準・方法、テキスト、参考書等を明確に記載し、作成している（根拠資料 4-3-56）。

シラバスは公表する前に、大学院学務委員が記載内容の適切性を確認している。記載内容に不備がある場合は、担当教員に改善を促している。なお、シラバスは、科目の登録に先立って学生が確認できるように FU ポータル(根拠資料 4-3-85) 及び大学ホームページ(根拠資料 4-3-56) で公表している。

### ＜理学研究科＞

シラバスは Web シラバスとして公開され（根拠資料 4-3-56、4-3-85）、授業計画と内容だけでなく、到達目標、成績評価基準および方法、履修上の注意および準備学習等についても記載されている。シラバスは常に閲覧が可能のため、学生が事前に概要を把握し予習ができるだけでなく、授業とシラバスの整合性も常に学生から検証されている。

### ＜工学研究科＞

工学研究科では、ガイドラインに沿ってシラバスを作成の上（根拠資料 4-3-80）、授業を行っている。

### ＜医学研究科＞

博士課程では、広い教養を備えた人材を育成するため共通科目は専攻分野の垣根を越えて幅広い内容の講義が履修できるように、カリキュラムを設定し、内容の充実を図っている。また、選択科目は医学研究者養成課程と臨床研究者養成課程に区別して設定され目的に応じた選択ができるように、さらに専門科目は、学位論文作成に直接関係する内容が履修できるように、講義・演習・実習の内容が各専攻分野の教育目標と整合するように設定されている（根拠資料 4-3-62 p. 141-159、4-3-63、p. 3-6）。修士課程では、2年の修業期間で修士論文作成に必要な一般・専門知識がバランス良く履修できかつ研究指導が受けられるよう、講義・演習の内容が整備されている（根拠資料 4-3-62 p. 164）。

### ＜薬学研究科＞

専修科目（演習と特別実験）、基礎実習科目、特修科目（特論）、専門力養成プログラムごとに、科目の到達目標を明示している（根拠資料 4-3-56）。各授業科目に対する学生による授業評価については、現在行っておらず、授業評価の方法については検討中である。

### ＜スポーツ健康科学研究科＞

年度末に次年度の全科目のシラバスが作成され、学務委員がその内容をチェックし、内容の充実に努めている。作成されたシラバスと実際の授業内容との整合性はチェックされ

#### 第4章 教育内容・方法・成果

ていない。

##### <法曹実務研究科>

すべての科目について、「授業科目の概要」、「達成目標」、「教材」、「授業の方法」、「成績評価の方法」および「授業計画」（15回）に関する内容の充実したシラバスを作成している（根拠資料 4-3-65 p. 62-237）。

**(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。****大学全体**

## ①言語教育

「福岡大学におけるトピックの成績にもとづく単位認定に関する取扱内規」（根拠資料 4-3-86）により、TOEIC テストのスコアにより単位認定を実施している。

**学部****<人文学部>**

成績評価基準はあらかじめシラバスに明記している（根拠資料 4-3-2）。事前事後学習の指示に加えて、多くの科目でレポートや小テストなど授業時間外での学習を促す工夫をしている。履修科目登録の上限設定により、十分な学習の時間を確保して単位制度の実質化を図っている（根拠資料 4-3-23 第5条第1項）。学生が自分の評点に疑問がある場合に、大学に問い合わせる制度も整えている（根拠資料 4-3-87 p.25）。編入学、転部・転科、学士入学においては、他大学・他学科での既修得単位を教務委員会の定める基準により認定している（根拠資料 4-3-88）。また、海外の大学との学生交換協定をもとに単位を認定する制度もある（根拠資料 4-3-89 第8条）。

**<法学部>**

成績は、成績考査規程第1条および第2条にもとづいて、演習等の定期試験を実施しない授業科目を除き、原則として定期試験により評価される（根拠資料 4-3-90）。ただし、実際には、定期試験を実施する授業科目においても、小テストやレポートを加味して、総合的・多面的な成績評価を行っている。成績評価基準は、基本的に各教員の裁量に委ねられているが、第3者チェックを受けたシラバスで公表されており、その適切性は担保されている（根拠資料 4-3-3）。また、学科履修規程第5条第2項にもとづき、履修科目登録の上限が設定されており、単位制度の趣旨にもとづく単位認定は適切である。既修得単位の認定は、全学的基準に従い厳格に対処している（根拠資料 4-3-91、4-3-92）。

**<経済学部>**

成績評価の方法は、シラバスに、例えば、2単位ならば90分15回の授業計画とともに、前項記載の授業の到達目標確認のためばかりではなく、原則1単位45時間学習させるような工夫とともに、定期試験に限らず、中間試験、レポートなどすべての評価基準の目安が%表示してある（根拠資料 4-3-75）。なお、定期試験を実施しない授業についてはその適否を教授会で審議される。

単位互換・単位認定は、いずれもその基準が明確に定められており、それにもとづいて適切に実施されている（根拠資料 4-3-89、4-3-91、4-3-93、4-3-94）。特に、編入・転入、転部転科および海外の大学での学習にもとづく単位互換制度は有効に活用されている（根拠資料 4-3-95）。

**<商学部>**

商学部および商学部第二部においては、公正かつ公平な成績評価が行われている。成績

#### 第4章 教育内容・方法・成果

評価は、基本的に定期試験によりなされるが、テキストおよびノート等の持ち込みは全ての科目で禁止されている。また、平常点、小テスト、レポートの評価を加味する場合は、シラバスにおいてその配点を明記することとされている（根拠資料 4-3-5、4-3-6）。さらに、商学部および第二部商学科では、成績問合せ制度を設けており、学生が成績評価に疑問をもった場合には担当者に確認を依頼することが可能となっている（根拠資料 4-3-43 p.23、4-3-44 p.23）。福岡大学は、「福岡市西部地区五大学連携事業」に参加していることから、商学部および商学部第二部においては、当該事業に参加している他大学の単位互換科目を履修し、単位取得した学生の単位認定を行っている（根拠資料 4-3-96）。この単位認定は、「福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程」に従い、教授会において審議・認定がなされている（根拠資料 4-3-93）。

他大学等で修得した単位の一般的取り扱いについては、本学「学則」にもとづき、教授会が教育上有益と認めるとき 60 単位を超えない範囲で認定している（根拠資料 4-3-22 第 34 条の 3）。交換留学協定にもとづく外国の他大学での学修については、留学先での履修科目の一部を商学部の科目に振り替えて認定している（根拠資料 4-3-89）。

短期大学や高等専門学校専攻科における学修等についても、教授会が教育上有益と認めるとき 60 単位を超えない範囲で単位を認定している（根拠資料 4-3-22 第 34 条の 3 の 2）。さらに入学前の既修得単位の認定については、短大や高専、さらには専門学校等の大学以外の教育施設での学修など本学以外での修得単位を 30 単位まで認めている（根拠資料 4-3-22 第 34 条の 4）。

商学部第二部では、在学中に販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランニング等の資格・検定試験に合格した学生には、コース制における特定のコースを修了したことを前提に、学生からの申し出にもとづいて次年度において「キャリア研修」の単位を教授会において審議し、認定している（根拠資料 4-3-42 p.4、4-3-44 p.62）。

また、商学部および商学部第二部の会計専門職プログラム学生に関しては、日商簿記検定試験 1 級、全経簿記検定試験上級または税理士試験の簿記論もしくは財務諸表論に合格した場合には、「キャリア研修 X」（4 単位）、公認会計士試験短答式もしくは国税専門官採用試験に合格または税理士試験の簿記論および財務諸表論に合格した場合には「キャリア研修 Y」（4 単位）、公認会計士試験または税理士試験に合格した場合には「キャリア研修 Z」（4 単位）の単位を教授会において審議し、認定している（根拠資料 4-3-41 p.117-118、4-3-42 p.11-12、4-3-43 p.81-82、4-3-44 p.72-73）。

海外の大学との学生交流協定に関しては、協定校のうち 7 カ国 15 大学との間では 1 年間の「交換留学」が行われている。本学全学部から各大学に毎年 2 人以内ずつ（米国・カンザス大学は 1 人、英国・ニューカッスル大学、リーズ大学は 10 人以内ずつ）学生を派遣し、派遣先での取得単位を本学の授業科目として単位認定している。また、協定校の米国・ウオッシュバン大学と豪州・グリフィス大学へ全学部から毎年 20 人を選定して 3 週間～1 カ月間派遣する「海外研修」の派遣学生については、研修内容を外国語科目の「海外英語研修」（2 単位）として単位認定している。このほか、学生が独自に海外の大学に留学する場合、留学先での取得単位を本学の授業科目として単位認定する「認定留学」の制度も設けられている。（根拠資料 4-3-43 p.280-286、4-3-44 p.230-236）

### <理学部>

専門教育科目に関しては、原則として講義科目は週1コマ(90分)の講義を15週行い、定期試験の1コマと合わせて2単位とし、実験科目は週2コマの授業を15週実施することで2単位を認定している。講義科目では1コマの授業に対して2コマもしくはそれ以上に相当する時間の家庭学習が必要との観点から実験科目に比べて時間数あたりの単位が多く設定されている(根拠資料4-3-22 第32条)。

成績評価は、個々の教員に任されており、厳格な成績評価を行うための仕組みは特に導入されていないが、評価基準はシラバスに明記されている(根拠資料4-3-7)。

成績評価の透明性、平等性を図るために、学生からの成績問合せ制度を設けている(根拠資料4-3-45 p.23)。

年次ごとの学生の質を検証・確保するために進級制度を設けている。2年次から3年次に進級するためには、応用数学科では60単位以上、物理科学科と化学科では64単位以上、地球圏科学科では70単位以上必要となる。また、3年次から4年次に進級するためには応用数学科では92単位以上、応用数学科以外では100単位以上を取得していることが必要である(根拠資料4-3-22 第6条の4第1項、第2項、4-3-45 p.67-70)。

既修得単位については、修得した大学のシラバスでその時間数、内容を精査、確認し認定している(根拠資料4-3-91)。

### <工学部>

教務課から配布される「シラバス作成のためのガイドライン」で、シラバスには評価方法と評価基準の記載が義務付けられている。ガイドラインで評価方法に出席点を加味することは禁止されており、厳格な成績の評価を実施している(根拠資料4-3-75)。

### <医学部>

医学科では、成績評価と単位認定は、筆記試験と実習内容により、総合的に判断している。本試験の受験が事情により叶わなかった者には追試験、不合格者には再試験を行っている(根拠資料4-3-97 p.21-22)。最終的な合否判定は、一度、教務委員会で審議、検討の上、教授会議で最終決定している。

看護学科では、シラバスに示した成績評価基準と方法にもとづいて定期試験や課題提出等による成績評価を行っている(根拠資料4-3-10)。単位認定は教務委員会で審議したあと教授会議において単位認定を実施している。既習得単位認定は申請された科目のシラバスを取り寄せ、本校の履修科目に該当するシラバスと照合し、教育内容・方法・評点を確認し審査を行う。最終的に教授会議で単位認定に関する審議を行う(根拠資料4-3-91)。

### <薬学部>

各授業科目の成績評価に関しては、シラバスに成績を評価する際の方法および基準を明示している(根拠資料4-3-11)。また、各授業担当の教員には成績の評価に際して、シラバスの評価項目別の配点表を作成し、その評価の根拠となる各種資料(試験の答案用紙、レポート、小テストの結果等)と共に提出を義務づけて、厳格な成績評価を実施している。また、実習などの定期試験による評価を実施しない科目においても、評価指標(出席状況、

## 第4章 教育内容・方法・成果

態度、レポート、実習試験成績等)を設定して客観的に適切・公平な評価を実施しており、さらに、これらの評価の根拠となる資料についても提出を義務づけている(根拠資料 4-3-98、4-3-99、4-3-100)。

### <スポーツ科学部>

福岡大学学則第4節学習修了の認定および卒業(第35条から38条)、成績考査規程によって、成績評価、単位認定が厳格に規定されている(根拠資料 4-3-22、4-3-90)。講義科目については、定期試験を行い、60点を単位認定の最低限度としている。ゼミ演習や実験・実習などはレポート等の提出で評価し、実技は出席を考慮し、実技試験等を行って評価している。各科目のシラバスにおいても成績評価基準とその方法が明記され、単位認定が適切に行われている(根拠資料 4-3-12)。

## 研究科

### <人文科学研究科>

各授業科目は、本学大学院学則第4章に定められた成績評価基準に沿って担当教員が適正に評価し単位認定が行われている(根拠資料 4-3-101)。評価に対する学生からの不服申し立て等もない。

### <法学研究科>

成績評価については、シラバスに評価方法・評価基準を明記しており(根拠資料 4-3-56)、それにもとづいて厳格に実施されている。単位制度の趣旨にもとづいて単位認定するべく本年度から事前・事後学習の指示をシラバスに明記することを徹底した。本学大学院入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位については、通常委員会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることが可能とされている(根拠資料 4-3-101 第6条の5)。これまで、法科大学院出身学生がそこにおいて修得した単位が本研究科の主要科目2科目、特修科目1科目の単位として適切に認定されている(根拠資料 4-3-102)。

### <経済学研究科>

経済学研究科における成績評価等の基準については、各教員がシラバスの中で具体的に明記している(根拠資料 4-3-56)。

### <商学研究科>

各教員は、シラバスに明記した成績評価基準・方法により(根拠資料 4-3-56)、適切に成績評価を行っている。

### <理学研究科>

Webシラバスに成績評価の方法および基準が明記されており、それにもとづき成績評価されている(根拠資料 4-3-56)。修士論文発表会と博士学位申請論文公聴会は公開で行われ、最終的な単位の認定は理学研究科通常委員会で審議のうえ決定されている(根拠資料

4-3-103、4-3-104)。

#### <工学研究科>

工学研究科博士課程前期・修士課程では、指導教授が通常の研究指導に対する研究結果から特別研究・特別演習の評価を行っている。また、講義科目は、講義担当教員が、講義中の課題、レポートなどによって評価している（根拠資料 4-3-56）。

#### <医学研究科>

博士課程の前期 2 年における授業科目の評価は、提出を義務付けているポートフォリオ（根拠資料 4-3-105）の他、抄読会・セミナーなどでの学生の理解度や取組み内容等をもとに各年度末に総合的に評点をつけている（根拠資料 4-3-106）。後期 2 年の研究指導においては、研究発表会や論文作成の内容を指導教員が評価し修了判定を行っている。修士課程の評価もこれに準じて行っている。単位認定に関しては、講義、演習科目は 15～30 時間の間で、研究、実験、実習は 30～45 時間で研究科の定める時間の授業で 1 単位、学位論文や研究一般について指導する科目は学修の成果を考慮して単位を定めている（根拠資料 4-3-101 第 6 条）。

#### <薬学研究科>

評価方法とその基準についてはシラバスにて示されており（根拠資料 4-3-56）、適切に行われている。

#### <スポーツ健康科学研究科>

年度末に作成されるシラバスに成績評価法や単位認定の基準が明示されている（根拠資料 4-3-56）。

特別研究については、博士課程前期では 2 年間で 6 単位、博士課程後期では 3 年間で 12 単位が与えられる。それ以外の講義科目はすべて半期 2 単位が与えられる。実習関連科目は 1 単位となっている（根拠資料 4-3-62 p.175-179）。単位の認定は年度末の通常委員会に諮られ、認定される。

他大学、他研究科からの転入生に関しては 10 単位を上限に既修得単位を認定している（根拠資料 4-3-101 第 6 条の 5）。

#### <法曹実務研究科>

すべての科目につき統一的で厳格かつ適切な成績評価基準が設定され、それが学生に対して事前に開示され、また、当該基準に従ってきめ細かな採点が行われるなど、適切な運用が行われている（根拠資料 4-3-65 p.38-39、4-3-107 p.94-96）。

**(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

**大学全体**

①教育改善活動

本学では、教育推進会議の主管のもと、各学部・センターが教育改善活動計画書・報告書を毎年作成することとなっている（根拠資料 4-3-108、4-3-109、4-3-110、4-3-111）。同計画書・報告書の作成は、各学部・センターが自らの教育活動の成果を検証し、それらを教育課程や教育内容・方法等の改善へと結びつけることを目的として行われている（根拠資料 4-3-112、4-3-113）。

また、本学では各学部・センターが授業アンケートを実施している。しかし、実施の詳細については各学部・センターに任されており、十分に分析、活用がなされていない状況も散見される（根拠資料 4-3-113）。

②共通教育

共通教育センターでは「教養ゼミ」担当者会議・系列会議・「学生との懇談会」・授業アンケートを実施している。学外で行われる各種の会議・研修会には代表者が参加し、随時センターの運営委員会で報告している（根拠資料 4-3-114）。系列会議については参加者が少なく問題点が指摘されている（根拠資料 4-3-67 p.14～15）。「学生との懇談会」は情報の収集に有意義なものとなっている（根拠資料 4-3-67 p.15～16）。授業アンケートは報告書で分析を行い授業改善に導くように努めており（根拠資料 4-3-67 p.12～13）、今年度も実施することが決まっている（根拠資料 4-3-115）。

③言語教育

言語教育研究センターの企画推進会議および運営委員会において前年度の共通外国語科目の単位取得状況等の資料により教育的効果を検証している（根拠資料 4-3-116）。

**学部**

**<人文学部>**

本学部ではFD委員会を組織し、教員の授業改善、教育課程や教育内容・方法について議論を行っている。各学科においては、次のような活動を行っている。

東アジア地域言語学科およびドイツ語学科では授業アンケート結果を学科全体で共有し、学科単位で授業改善に向けた組織的取り組みを行っている。学科の教育課程に改善すべき点はないか知るため、卒業式の日に卒業生にアンケート用紙を配付し、その結果を学科会議で閲覧し、カリキュラムの改善に活かしている。

文化学科では、平成 25（2013）年度から、カリキュラム検討委員を構成員とするワーキング・グループを設置している。そこでは、文化学科在学生に行ったアンケート調査結果の分析や、文化学科に類似する他大学の学科カリキュラムの調査などを行っており、それらを通して、文化に対する多角的、総合的理解という学科理念をより効果的に実現するためのカリキュラム構築について検討を進めている。また、1年次の必修科目である「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の担当者 9 人全員による基礎演習担当者会議を年 1 回開催し、各クラスでの成績評価基準や演習の指導方針、授業内容、成果などについて情報を共有した上で、それらの適切性を検証し、授業改善に結びつける取り組みを行っている。

歴史学科では、初年次教育の指導内容について、1、2年次担当教員が合同でワーキング・グループを組織し、授業内容の相互検討、授業改善の提案を行っている。

日本語日本文学科では、定期的に学科会議を開き、カリキュラム内容や教育内容に改善が必要であるかを検討し、必要と判断された場合、ワーキング・グループを組織して改革案を作成し、その案を再び学科会議で検討するというを行っている。

教育・臨床心理学科では、学修に困難を抱えている学生の情報を学科会議で定期的に共有し、教育学および臨床心理学的観点から指導のあり方を議論している。また、「基礎演習」の指導内容については、内容のすり合わせや演習で使用した資料の教員間での共有を行っている。

英語学科では、全学的に毎年1回行われている「英語運用能力テスト」の英語学科学生の成績を取り寄せ、学生の英語力の現状分析に用いて、教員個々の授業改善を促す一助にしている。

フランス語学科では、学科会議において定期的にカリキュラムの問題点が議論されている。平成25(2013)年度はネイティブ教員の担当授業の改善について議論した。

### <法学部>

本学部独自の組織的研修・研究は実施していないが、全学的な研修等に専任教員が参加している(根拠資料4-3-117)。

### <経済学部>

本学部で教育目標としている「優れた経済人、有能なエコノミストの育成」などは、客観的な指標で具体的に評価できるものではない。したがって、教育効果は間接的にしか測ることしかできない。本学部では、毎年卒業生アンケートにおいて、学部在籍したことや専門科目等の学部教育全体について満足度等の調査を行っている。平成25(2013)年3月の調査では、本学部在籍したことについて、大変満足48%、やや満足44%であった。本学部の専門科目の講義については、大変満足35%、やや満足55%であり、おおむね高い評価を得ている(根拠資料4-3-118)。

平成24(2012)年度のFD委員会では、産業経済学科のカリキュラムについて議論が行われ、カリキュラム改正につながった(根拠資料4-3-119)。授業内容や方法についての評価は、本学部独自の授業評価アンケートで行われており、その集計結果は授業担当者に伝達され授業改善に役立てられている(根拠資料4-3-119、4-3-120)。平成26(2014)年5月に質問項目が改訂された(根拠資料4-3-120、4-3-121)。

### <商学部>

商学部および商学部第二部の教員の教育指導方法の改善については、教授会と学科会議が討論と具体策の検討の任に当たっている。また、学生による授業評価は、毎年前期および後期に行われる「授業アンケート」によって明らかになる。この結果については個々の教員ごとに知らされており、個々の教員がこの結果を参考にして教育改善に努めている。さらに、アンケート結果は、商学部および商学部第二部の教員および学生がホームページ上で見ることができ、教員相互間の刺激にもなっている。FDについては商学部のFD委員会が

## 第4章 教育内容・方法・成果

具体的な活動を検討して教授会に提案しているほか、年2回程度学外で開催されるFD研修会やシンポジウムへの教員の参加を奨励している（根拠資料4-3-122）。

### <理学部>

専門科目に関しては、授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。その結果を担当教員に通知しており、授業内容と方法の改善に役立てている（根拠資料4-3-78）。また、FD委員会を設置し、各種の研修会などの情宣、広報を行うほか、年度ごとのまとめとしてFD報告会が行われている。

さらに、外部の講師を招いたFD講演会を毎年開催し、教員の多数が参加している。学外で開催されたFD関係の講演会・研修会に教員が参加した場合、その結果は学部内で回覧され情報共有されている（根拠資料4-3-123）。

### <工学部>

工学部共通および各学科で教育マネジメントサイクルを定め、全学科がJABEEへの取り組み、またはこれに準拠した教育改善への組織的な取り組みを行っている。学生による授業評価は、工学部共通の授業アンケートによって行われ、工学部平均との比較などが分析される。結果は全学科の教員に配布されている。FD活動は、教育マネジメントサイクルの一環として学科単位で行われている（根拠資料4-3-49）。

### <医学部>

医学科では、授業内容や教育方法の適切性を、カリキュラム検討委員会、FD推進・教務委員会、教授会等の機会に教育方法の検証を行っている。また、「医学教育ワークショップ」では学外講師を招いた講習会をはじめ、医学教育技法についての紹介や現在の教育方法に関する議論を行っている（根拠資料4-3-124）。これらのことを通じて、適時、授業内容の変更等を行っている。また、父母懇談会、父母後援会総会を通して学生の父母にも情報公開し、父母からの要望等の聴取を行った上、授業内容に反映させている。

看護学科ではFD委員会が学生による授業評価アンケート結果を開示する。また、科目責任者はアンケート結果をもとに授業を振り返り、次年度に向けた対策をまとめ提出し授業改善を図っている。

### <薬学部>

授業内容、および方法の改善を進めるにあたり、教育方法の有効性を定量化するため、学生による授業評価アンケートを年2回実施している。アンケートは専門教育の全授業科目で実施しており、実施率は100%である。アンケート項目は学生自身が自己評価するとともに、教員の指導方法に対する検証が可能な内容になっている。アンケート結果は、一覧表にしてFUポータルを通じて学生に公表している。また、アンケートで寄せられた意見に対する改善策等の回答については、改善案を提出させて学生に対して公表している。以上の取り組みにより、各教員による積極的な教育内容・方法の改善を促している（根拠資料4-3-125、4-3-126）。また、教員に対する教育・研修に関しては、日本薬学会などにより主催される種々の教育ワークショップに、若手の教育職員を中心に参加させている。これは

早期に薬学教育者としての質的向上と教育力向上を図るためである。研修参加者には報告書の提出および教授会での報告を課している（根拠資料 4-3-127、4-3-128）。

### <スポーツ科学部>

平成 22（2010）年度から全教員に対し、アンケート結果を振り返り「シラバスに示した到達目標に対する自身の評価と学生の達成状況について」「今回の改善点とそれによる学生の反応について」「次年度の改善点について」の質問項目による「授業改善報告書」の提出を義務付けている。これらの報告書をもとに学部の FD・SD 委員会が、「授業アンケートからの授業改善への取り組み」としてまとめたものを教授会で報告している。報告書の中では、全教員の改善努力、さらなる授業改善に努めている様子が見られている。特に講義科目では、「授業内容はもとより、教材、資料、映像、スライド、パワーポイントの工夫により成果あり」という報告が多数を占めていた。また、実技科目についても学生の反応、評価とも全体的に高く、良い傾向にある。教員サイドから見ても目標に対しほぼ達成できたという意見、授業が大半を占めており、問題点も減少してきている。集計結果については、「生涯スポーツ演習」「生涯スポーツ論」「専門実技科目」「専門講義科目」（必修）「専門講義科目」（選択）「実験・実習・演習科目」「ゼミ演習科目」（後期のみ）の 7 分野に細分化し、その科目の平均点の公表を学部掲示板およびホームページ上にて行っている。

平成 25（2013）年度 3 月には「福岡大学スポーツ科学部授業アンケート報告書—平成 22 年度からの歩み—」と題した冊子を作成した（根拠資料 4-3-68）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

専攻毎での実質的検討は毎年度行われているが、研究科として統一されたシステムでの研修・研究は行われていない。

### <法学研究科>

授業内容及び方法の改善を実施するための体制として大学院 FD 推進会議が設置されている（根拠資料 4-3-129）。法学研究科もこの構成メンバーとして活動に参画している。具体的な活動としては、平成 20（2008）年に学生に対するアンケート調査を実施して実情に関する基礎データを収集した（根拠資料 4-3-130）。今年度には 2 回目のアンケート調査を実施したところである。その結果の分析をふまえて FD の活動内容が具体化されることになる（根拠資料 4-3-131）。

### <経済学研究科>

本研究科では通常委員会を定期的に開催し、大学院教育全般に関する審議や議論を継続的に行っている。

### <商学研究科>

本研究科では、研究科長が全学の大学院 FD 推進会議の構成員となっている。本研究科ではどのように FD を進めていくか、通常委員会にはかり、実施すべく検討を進めている。

## 第4章 教育内容・方法・成果

学生による授業評価アンケートについては、大学院 FD 推進会議および大学院 FD 推進会議小委員会で検討がすすめられ、本研究科では平成 26（2014）年 6 月に学生による授業評価アンケートを実施した（根拠資料 4-3-131）。その結果、学生がもつ問題点が把握できたので、教育改善に向けて通常委員会にはかり、検討をすすめている。

### <理学研究科>

大学院 FD 推進会議が組織され、FD 活動が開始された（根拠資料 4-3-129、4-3-132）。

### <工学研究科>

本研究科の教育内容及び教育成果は、専攻ごとに検討及び検証が行われてきた。

### <医学研究科>

博士課程では、前期 2 年における授業科目による教育は、各専攻科の研究指導担当者のもとで抄読会やセミナーなどを実施し、学生の理解度や意欲向上などを見ることでその効果をみている。一方、後期 2 年の研究指導については、成果をまとめた研究発表会や論文作成の内容で効果をみている。標準修業期間 2 年の修士課程でも、同様の方法で教育効果の検証を行っている。

### <薬学研究科>

各研究科共通の学生アンケートは実施しているが（根拠資料 4-3-131）、薬学研究科独自のアンケートは実施していない。学部と同様の授業評価を採用することを検討中であるが、受講者の人数が少ないことからその方法について検討中である。

### <スポーツ健康科学研究科>

FD 小委員会が毎年 12 月に学生を対象に、授業や指導内容についての満足度を調査し、結果を通常委員会で公表している。これをもとに各教員が次年度の教育内容・方法の改善に役立てている（根拠資料 4-3-133）。しかし、組織的な研修や研究は行われていない。

### <法曹実務研究科>

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、FD 委員会が主導して、教授会構成員全員によるフリートーキング会や授業参観を実施している。また、前期と後期にそれぞれ 1 回学生への授業評価アンケートを実施し、その結果は、デジタルデータ化されて各教員に渡され、これを基に各教員が自己評価書を作成し、教授会で配布している（根拠資料 4-3-107 p. 50、4-3-134）。

## 2. 点検・評価

### 基準 4-3 の充足状況

シラバスについては、それぞれの部門においてチェック作業を経たうえで作成されてお

り、成績評価基準等も明確に示されている。また、当該シラバスにもとづき、各学部研究科において授業が実施されている。

多人数クラスの防止に向けては、登録制限等の仕組みも導入されており、共通教育では、クラス平均受講者が目標の200人以下に収まっている。

また、教育推進会議の主管のもと、各学部・センターが教育改善活動計画書・報告書を毎年作成する教育改善活動にも全学的に取り組んでおり、同計画書・報告書の作成は、各学部・センターが自らの教育活動の成果を検証し、それらを教育課程や教育内容・方法等の改善へと結びつけることを目的として行われている。

以上のことから、本基準について概ね充足していると判断している。

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学全体

##### ①アクティブ・ラーニング

教育開発支援機構の教育学修支援室による「コトチカ」をベースとした学部学科の授業を開発した。また、教育学修支援室では、平成25(2013)年度より全学の学生を対象にアクティブ・ラーニング型の正課外プログラムを実施している。当プログラム受講者によるアンケート結果は良好であり、複数学部でゼミや初年次導入科目に本プログラムが取り入れられるなど、学部教育との連携も行われている(根拠資料4-3-135、4-3-136)。

##### ②共通教育

今年度から学修基盤科目として独立した少人数制「アカデミックスキルズゼミ」の評価は高い。一方多人数クラス防止のために行われる登録制限により、多人数クラスは徐々に減っている。「学生との懇談会」は学生側から開催の要望が強く、共通教育センター委員もその意義を認めている(根拠資料4-3-1、4-3-67)。

保健体育科目はシラバスに示した到達目標をほぼ達成し、全般的に高い評価であった(根拠資料4-3-68 p.9~12)。

##### ③言語教育

「福岡大学におけるトピックの成績に基づく単位認定に関する取扱内規」(根拠資料4-3-86)により、平成26(2014)年度前期は56人84科目のTOEICテストのスコアにより単位認定申請があった(根拠資料4-3-137)。

#### 学部

##### <法学部>

過去5年間の早期卒業制度の適用状況を見ると、平成24(2012)年度を除いて、毎年1人が3年卒業を認められており、人数は少ないものの、同制度は有効に機能しているといえる(根拠資料4-3-138)。

##### <経済学部>

本学部の卒業生を対象としたアンケートでは、専門科目への満足度が、大変満足35%、やや満足55%となっており、学生の満足度は高い。専門科目の内容や学習指導についてある程度満足してもらえていると思われる(根拠資料4-3-118)。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <商学部>

商学部および商学部第二部では、1年次よりゼミナールを設置し、導入教育に力を入れているが、実際、1年次の基礎ゼミナールの履修率は、90%を超えている。本学部においては、専門ゼミナールは、2年次後期より4年次までの2年半同一のゼミナールに属することにより、学生が段階的に高度な専門知識および思考力を身につけることを可能にしている（根拠資料 4-3-41 p. 3-4）。専門ゼミナールの履修率は、70%を超え、そのうち卒業論文を提出している学生は、85%を超えており、商学部の教育目標の実現に寄与している。また、講義形式の授業に関しては、既に400人超のクラスは1クラスのみであり、多くの授業は300人未満で行われている（根拠資料 4-3-38）。また、レスポンス・アナライザーを用いた授業も増加しつつあり、教員と学生が一体化した授業の実施に貢献している。

### <理学部>

修学指導と父母懇談会（根拠資料 4-3-46）を行うことで、個人ごとに学業不振の原因が把握でき、成績不振者へのサポートが家族、教員という両面から可能となることで、留年の抑止に効果を上げている。

各学科の教務連絡員のシラバスチェックにより、シラバス内容の充実度が増している（根拠資料 4-3-77）。

### <工学部>

教員の中で授業アンケート実施が定着して教育方法及び学習指導についての検討が常態化している。その結果、既存科目の教育効果が向上しただけでなく、「魅力ある学士課程教育支援」など新しい教育形態や内容の試みも現れた（根拠資料 4-3-139、4-3-140、4-3-141、4-3-142）。

### <医学部>

医学科では、教育計画部が主催する様々なアンケート調査、シミュレーション授業評価、OSCE 評価等により、臨床的な評価が上がっている。

看護学科では、Moodle を用いた教育は、ICT 技術が進んだ社会環境に慣れ親しんでいる学生が興味・関心をもち、主体的な学習活動を促している。

### <薬学部>

シラバスは、授業の内容、薬学教育モデル・コアカリキュラムに連動した到達目標、授業計画、授業時間外の学修、評価方法等を網羅している（根拠資料 4-3-11）。その結果、学生がシラバスを見て授業を受けることにより能動的な学習習慣が醸成され、各学年における高い進級率の達成に寄与している（根拠資料 4-3-46 p. 7-8）。

### <スポーツ科学部>

次の点について効果が上がっている。

1. 「シラバスの作成と内容の点検、充実」「授業内容・方法とシラバスとの整合性」
2. 「授業内容および方法の改善を図るためのアンケートの実施・授業改善報告書の提

出・FD委員会による報告書のまとめ」

## 研究科

### <人文科学研究科>

博士課程前期・修士課程の教育内容と方法・学習指導が、学生のニーズ（高度専門職志向）に適切に応じている。

### <法学研究科>

シラバスに精粗がなくなった（根拠資料 4-3-56）。

### <経済学研究科>

本研究科では、シラバスの作成要領やシラバスのチェック体制を整備した結果（根拠資料 4-3-80、4-3-82、4-3-83、4-3-84）、シラバスの内容がより充実したものとなったと評価している。

### <商学研究科>

本研究科では、シラバスにもとづいて学生への教育が行われ、教育方法および学習方法は適切であり、成績評価と単位認定が適切に行われている。

### <理学研究科>

シラバスに授業の到達目標や準備学習が記載されているため、学生が準備を容易に開始できる（根拠資料 4-3-56）。

### <工学研究科>

FD推進委員会で実施する大学院生へのアンケート結果（根拠資料 4-3-131）をもとに、研究指導の成果及び科目履修の状況を各専攻で検討している。

### <医学研究科>

平成20（2008）年度から開始した新カリキュラムによって医学研究者養成課程と臨床研究者養成課程が設置され、これに応じた共通科目、選択科目および専門科目の設定が行われた。その結果、スタートアップ時に各院生が医学の各分野における基礎知識と基本的な研究方法を幅広く履修できるようになった。また、医学研究者養成課程および臨床研究者養成課程の履修科目に、実際に院生が参加している研究会、セミナー、カンファランスなどを取り入れることでより実質的な教育ができるようになった（根拠資料 4-3-62 p.141～167 頁、4-3-63）。

### <薬学研究科>

修士課程においては、ほとんどの学生が2年間の標準修業年限で修了している。博士課程においても、順調に単位を取得しており、学会発表、論文投稿等の研究成果を上げている者も多い。また、学務委員または研究科長による個別面談においても、学生から大きな

## 第4章 教育内容・方法・成果

問題点、不満は聞かれなかった。専門力養成プログラムについては、各学生が作成する申請書（ポイント表）を根拠として提出させる（根拠資料 4-3-143）。

### <スポーツ健康科学研究科>

シラバスの作成要領やシラバスのチェック体制を整備した結果、シラバスの内容がより充実したものとなった（根拠資料 4-3-56）。

### <法曹実務研究科>

履修科目登録の上限設定、学習指導の充実、シラバスの作成と内容の充実、厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）については、何れも良好である。また、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施についても概ね良好である（根拠資料 4-3-65 p. 34-36、38-39、62-237、4-3-66 p. 7、4-3-107 p. 50、94-96、4-3-134）。

## (2) 改善すべき事項

### 大学全体

#### ①教育改善活動

教育改善活動計画書・報告書については、各学部・センターの教育の現状や課題の洗い出しが出来ていない（根拠資料 4-3-112、4-3-113）。

授業アンケートについては、各学部・センターに運用を任せており、設問項目も不統一であり、全学的な集計や分析が出来ていない。

#### ②共通教育

同一科目間の横のつながりを確保する担当者会議が有効に機能していない（根拠資料 4-3-67 p. 14-15）。総合教養科目として各授業で一定の内容および水準が必要とされるが、担当者会議の不調により、その検討が各系列・科目の担当者間で十分になされないことが懸念される。

保健体育科目では、全教員が、夏の暑さに対する対策など、学生の安全性についての共通理解をもつ必要がある。また移動時間や更衣時間の確保、また学生の運動能力に配慮した授業が望まれる（根拠資料 4-3-68 p. 3-17）。

### 学部

#### <法学部>

学生の主体的参加を促す措置の改善（根拠資料 4-3-144）。

#### <経済学部>

授業評価アンケートについては、平成 23（2011）年 12 月の教授会で教員全員による実施が合意されたものの（根拠資料 4-3-145）、ここ最近の教員実施率は、75%止まりである（根拠資料 4-3-120）。

学則で、講義および演習は、それらを含めて、1 単位 15 時間から 30 時間の学生の学習が定められているが（根拠資料 4-3-22 第 32 条）、定期試験のみで成績評価がなされることが少なくなく、学生が勉強にあまり時間を割かないことがある。

### ＜商学部＞

商学部に関しては、専門ゼミナールの履修率をさらに上げることが望ましい（根拠資料 4-3-122）。商学部第二部に関しては、2年間の専門ゼミナールの設置の必要性を検討することが望まれる。また、シラバスと実際の講義との整合性に関しては、授業アンケートにおける質問事項としてこれを確認することが望ましい。

### ＜理学部＞

学士課程教育を実質化するため、応用数学科以外の学科の1～3年次生の年間の修得単位上限（54単位）を下げる必要がある（根拠資料 4-3-146）。

授業アンケートの内容を充実させて、学生自身の学修への取り組みの実態を把握する必要がある。

### ＜工学部＞

改善する事項としては、学生の学習意欲をさらに高めていくことと、初年次教育をさらに強化し、入学生の学力低下が続いている現状に対応することである。

### ＜医学部＞

医学科では、医師国家試験の合格率の推移を気にするあまり、医学教育が国家試験合格のための予備校的内容にならないようにする配慮も必要である。知的興味と好奇心をもって医学を学ぶ、あるいは学問的刺激に溢れた医学を教授する精神をもっと活性化させるような環境作りも必要と感じている。医学生としての自覚を引き出すプログラム、passive から active な医学生へと変貌させるためには、臨場感の溢れる医学の実践的教育が必要である。そのためには、学部と病院を一体化した取り組み、ロールプレイによる全体の底上げ、クリニカルクラークシップの充実などがポイントと考える。国家試験合格率上昇は、長期的、短期的に問題解決に向かって全体努力が必要である。医学部国際認証や品質保証のための様々な取り組みにチャレンジする。

看護学科は、入学しても一緒に卒業できない留年者の過去5年間の平均は4.8%である。メンタルな問題が原因で休学や成績不良になる学生が数名いる。現在は、クラス担任、科目責任者、実習指導教員が成績不良者への対応を行っている。継続的に支援を行う体制が必要である。また、臨地実習における指導体制が十分でない。実習科目に関する成績評価は、領域によって評価基準が異なる。

### ＜スポーツ科学部＞

学生の主体的参加を促す授業などが教員任せになっているので、授業改善などFD活動講習会などに参加する教員を支援する（根拠資料 4-3-147）。

授業内容及び方法の改善を図るためのアンケートの実施・授業改善報告書の提出・FD委員会による報告書のまとめ（根拠資料 4-3-68）。

研究科

＜人文科学研究科＞

人文科学分野研究では博士課程後期（3年間）での学位取得は困難な場合が多いが、取得が可能になるような研究論文指導・審査の在り方を工夫する。

＜法学研究科＞

授業内容・方法とシラバスの整合性については直接の検証作業は行われていない。

＜経済学研究科＞

本研究科の現状では、シラバスにもとづいて実際に授業が行われたかどうかについて、事後的な確認は十分にはなされておらず、この点に関しては対応策の検討が必要である。

＜商学研究科＞

本研究科においては、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているかについては、組織的に十分に改善に結びつける方策がとられていない。

＜理学研究科＞

大学院生に対しての第2回目のアンケートが行われたところであり、定期的な検証ができていないといえない。

＜工学研究科＞

工学研究科の講義内容は、これまで専攻ごとで検討され、工学研究科全体として検討したことはない。工学研究科の共通部分にあたる科目については、研究科全体で教育内容などを議論すべきである。

＜医学研究科＞

現シラバスでは専門科目の授業時間が遅い時間帯に固定されているため、時間通りの開講がしばしば困難となっている。

授業科目における成績評価は、ポートフォリオの提出など一定の基準に依っているものの、試験のような客観基準が無く再検討の余地がある。研究指導の成績評価も、学位審査時の評点による評価以外は各専攻科に一任されており、何らかの客観的な基準が必要であると思われる。

教育効果の評価についても、最終的なアウトカムで判断されているのが現状であり、大学院各年次における教育効果を系統的に評価する方法が欠けている。

＜薬学研究科＞

授業評価アンケートが実施できていない。

### ＜スポーツ健康科学研究科＞

シラバスにもとづいて実際に授業が行われたかどうかについて、事後的な確認はしていない。この点について検討する。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学全体

##### ①アクティブ・ラーニング

教育学修支援室による「コトチカ」をベースとした学部学科の授業開発支援の更なる推進を行う。アクティブ・ラーニング型の授業モデルとして本プログラムに関する情報公開・情報提供を積極的に進めることで、アクティブ・ラーニングの本学でのさらなる定着が期待される。今後の可能性としては、学部で開設されている既存の初年次導入科目とのさらなる連携を行い、ノウハウやメソッドの共有を図ることが期待される。さらには、「コトチカ」を共通教育科目の学修基盤科目に位置付け、正課の授業科目として開講することを検討する（根拠資料 4-3-148）。

##### ②共通教育

今年度の「アカデミックスキルズゼミ」は過去の好評さにもかかわらず定員を満たしていないため宣伝を強化する。登録制限の実施によって、多人数クラスは減ってきたが（根拠資料 4-3-13）、それでもある特定の教員・科目に受講生が集中する傾向がある。登録制限は本来好ましくはないので、当該教員の授業クラス増やクラス指定、開講時間の工夫という外的な条件による対応も考えねばならない。登録制限をする場合は、先着順ではなく公平性の高い抽選にするよう努める。

保健体育では、授業アンケートや授業改善報告書を継続し、全体的な質の向上を図る（根拠資料 4-3-68 p.1、20-21 頁）。

#### 学部

##### ＜法学部＞

学生の勉学またはニーズに合わせて、「法学部学生生活活性化プログラム」「公務員試験等研究部会」への参加学生の増大を図る方策が、既に教授会で提案・承認されている（根拠資料 4-3-144）。

##### ＜経済学部＞

今後も学生の反応に注視して、授業内容や学習指導を考えていく。

##### ＜商学部＞

1年次生の履修登録ガイダンスにおいて、基礎ゼミナールの重要性をさらに強調する。また、専門ゼミナールの履修率を高めるために情宣を強化する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <理学部>

次年度も父母懇談会や修学指導などを行う。

シラバスの整備、形式の統一について、作成時に学科で取り組んでいる組織的な対応を継続的に実施する。

シラバスの内容を一層充実させるために、記入期間の延長が必要である。さらに、シラバスチェックのための人員を増やしチェック体制を強化する必要もある。

### <工学部>

更に予習復習の時間を確保するためには、カリキュラムの見直しを行うと同時に進級時の学年関門単位数の見直しも必要になる。

### <医学部>

医学科では、臨床実習の拡大と学生教育の品質保証に全力を注ぎたい。1、2年次学生への医療現場での体験学習にも力を注ぎたい。

看護学科では、e-ラーニングを用いた教育活動は、教員の準備に時間を要し全ての科目では運用できていない。教員の人員を充実して、講義や実習における学生の多様な反応に対応した指導ができる方法をシステム化する必要がある。

### <薬学部>

各授業科目を関連性および順次性で分類した上で授業科目のナンバリングを行う。このナンバーをシラバスに記載すると共に、このナンバーを反映したカリキュラムマップを図解して学生に提示し、学生が6年間を通して各科目間の関連性を認識した上で、各科目の到達目標を把握して学習できるようなシステムの構築を検討する。

### <スポーツ科学部>

アンケートの実施・授業改善報告書の提出・FD委員会による報告書のまとめについては引き続き行う。

## 研究科

### <人文科学研究科>

教員がそれぞれの高度専門職の実際（具体的な業務内容、職場、専門性と適性等）に関する的確な情報を日常の授業内容に反映させる。

### <法学研究科>

シラバスチェック体制の構築、改善にもとづいてシラバスの内容のさらなる改良を提言する（根拠資料4-3-81）。

### <経済学研究科>

シラバス作成要領を遵守してシラバスの原稿を作成するよう、通常委員会等で今後も注意喚起を続けていく。

＜商学研究科＞

修士論文作成に当たっては、さらにきめ細かい指導体制とすべく、1年次から指導教員のほかに副指導教員による指導体制を構築するかどうか、商学研究科通常委員会で十分に検討する。

＜理学研究科＞

Web シラバスを維持していく。

＜工学研究科＞

工学研究科全体として、大学院生の研究指導状況、単位取得状況などについて検討を行う委員会を組織して、定期的に検討結果を報告する。

＜医学研究科＞

シラバスの内容の深化、実質化を推進する。また、それに合わせた成績評価法を確立すると共に、院生が学修達成度に対する自己評価を行う方法も導入して、学生からのフィードバックによる教育内容・方法の改善を図る必要がある。

＜薬学研究科＞

専門力養成プログラムの一環として開催される中間成果発表会に、薬学研究科大学院生全員の参加を促し、学生間の意見や情報の交換および教員との討論を通じた研究上の視野の拡大を図る。また、他の学生の研究やその成果を把握することにより、学修・研究へのより高い動機づけを行う。

＜スポーツ健康科学研究科＞

整備されたシラバス作成要領にもとづきシラバスを作成し、教務委員がシラバスの内容をチェックすることで、引き続きシラバスの内容の充実に努める。

＜法曹実務研究科＞

FD 委員会、教授会などで教育方法について定期的に検討を続けていくことが必要である。

**(2) 改善すべき事項**

**大学全体**

①教育改善活動

教育改善活動計画書・報告書と授業アンケートの実施のあり方を見直すべく、教育推進会議で検討を行う（根拠資料 4-3-112、4-3-113）。

②共通教育

担当者会議不調の理由を探し出し、実質的に内容を持つ開催が可能になるように共通教育センターが主導して対策を検討する（根拠資料 4-3-67 p.14）。

保健体育科目では、気象変化を考えに入れた暑さ寒さへの十分な対応、終了時間の見直し、それにそった授業の改善を図る（根拠資料 4-3-68 p.3-17）。

学部

<法学部>

本学部内に設けられた学生生活活性化等検討小委員会、上記研究部会担当の教員らが現状を検証し、改善策が十分でない場合、教授会でさらなる改善策を提案・承認を得る（根拠資料 4-3-144）。

<経済学部>

教授会で再度アンケート実施についての合意事項を確認する。

平成 26（2014）年度前期から、講義以外に、予習や復習、レポート作成、中間試験など 1 日何時間程度学習するのか時間を尋ねるなど、新しい授業評価アンケートを実施することが、早速教授会で同意された（根拠資料 4-3-149）。この新アンケートの結果を受けて、定期試験以外にも勉強する習慣を学生に定着させることが可能な解決策を検討していく。

<商学部>

授業アンケートの質問事項にシラバスと授業との整合性に関する質問を入れることを検討する。なお、授業アンケートの質問事項の決定は、毎年検討されている（根拠資料 4-3-150）。

<理学部>

学士課程教育を実質化するため、物理科学科、化学科、地球圏科学科の年間修得単位数の上限を 50 単位未満に削減する方向で、カリキュラムの改正に着手する（根拠資料 4-3-151）。

授業アンケートの項目を増やすなど内容を検討し、学生自身の学修への取り組みの実態を細かく把握できるようにする。

<工学部>

年間登録単位数を 50 単位未満に下げ、カリキュラムのスリム化を実施する。また、初年次教育では「魅力ある学士課程教育支援」を継続的に行い、その効果を見ながら支援内容の改善を行うとともに学生の学習意欲を向上させるために「モノづくり工房」（仮称）の創建を進める。

<医学部>

医学科では教育・研究体制を強化していく。成績不良学生には早期からの介入が必要である。医師に向かない性格、態度者には、方針の変更も視野に入れ指導すべき領域と考えている。

看護学科では、成績不良による留年や休学に対する支援を強化する必要がある。クラス担任、科目責任者、実習指導教員の情報交換の場をつくり問題を共有できる体制を整備する。また、専門的な機関や大学のシステムを利用できるような方策をとる。臨地実習における成績評価の基準のバラツキに関しては、実習委員会が領域別の架け橋になって評価基準を整備する。

### ＜スポーツ科学部＞

各教員の報告（根拠資料 4-3-68）の中には、大人数クラスの受講態度の問題、事前事後学習（予習、復習）の提示の仕方についての悩み、3、4年生の教育実習および介護実習時の欠席により到達度に差がつくなどの報告が目についた。特に、講義科目の受講態度（携帯、いねむり、私語、飲食）については、スポーツ科学部全教員が一丸となって、各担当授業の際はもとより、クラス面談時、ゼミ授業時、部活動指導の際に何度も注意を促すなどの措置をとるよう徹底する。

学生の主体的参加を促す授業などが教員任せになっているので、FD活動のなかで、学生が主体的に参加する授業や双方向性の授業など、授業改善のための授業方法を紹介する（根拠資料 4-3-147）。

## 研究科

### ＜人文科学研究科＞

博士課程前期は概ね充足されているが、博士課程後期の指導体制については検討が必要。

### ＜法学研究科＞

第2回目の大学院FDアンケート結果を分析し、整合性の検証を行う（根拠資料 4-3-131）。

### ＜経済学研究科＞

現在、大学院生に対して授業評価アンケートを実施することを検討しているが、このアンケートの質問事項の中に、「シラバスにもとづいて実際に授業が行われたか」という問いを含めることも検討事項としていきたい。

### ＜商学研究科＞

本商学研究科においては、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているかどうかについては、組織的に十分な方策をとっていないので、全学のFD推進会議や学務委員会と調整をはかりながら、教育成果の検証や教育内容・方法の改善をはかるべく、通常委員会で審議する。

### ＜理学研究科＞

学部と同様の授業アンケートが実施できるとよいが、大学院の場合、少人数教育であるがゆえに、個人情報保護（匿名性の保持）の観点から問題が生じてしまう。全学のFD委員会の動向もみながら、方策を検討する。

### ＜工学研究科＞

工学研究科内に教育内容の検討を行う委員会を組織して、各専攻での教育内容の相互評価、共通する科目についての研究科としての統一した目標を設定する。

### ＜医学研究科＞

専門科目の開講時間を柔軟に設定できるようにし、また教員・学生双方の講義の負担を

## 第4章 教育内容・方法・成果

減らすため、関連する内容での学会・学外セミナー・研修等の参加実績も各専門科目のコマの一部として認定する方向で調整する。また適切であれば、ビデオ講義等の e-Learning による方法も導入していく。

まずは、授業評価の中に客観評価（課題に対するレポート提出、小試験等）を導入する方法を検討する。

教員・学生の授業評価等を取り入れるとともに、学会発表数や論文発表数の比較など、専攻科を越えた客観性のある効果の測定法を導入していく。

### <薬学研究科>

通常のアンケートの方法では、学生数が少ないために、アンケートの匿名性が失われ、それがアンケートの精度・確度を著しく低下させる。匿名性が失われない形で、かつ有効なアンケートの方法論について、研究科通常委員会等で議論する。

### <スポーツ健康科学研究科>

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修を実施するように努める。

## 4. 根拠資料

- 4-3-1 平成 25 年度「総合教養科目」授業アンケート報告<既出 4-2-54>
- 4-3-2 平成 26 年度シラバス（人文学部）
- 4-3-3 平成 26 年度シラバス（法学部）<既出 3-118>
- 4-3-4 平成 26 年度シラバス（経済学部）
- 4-3-5 平成 26 年度シラバス（商学部）<既出 3-40>
- 4-3-6 平成 26 年度シラバス（商学部第二部）<既出 3-41>
- 4-3-7 平成 26 年度シラバス（理学部）<既出 3-42>
- 4-3-8 平成 26 年度シラバス（工学部）<既出 3-43>
- 4-3-9 平成 26 年度シラバス（医学部医学科）<既出 1-28>
- 4-3-10 平成 26 年度シラバス（医学部看護学科）<既出 1-31>
- 4-3-11 平成 26 年度シラバス（薬学部）<既出 4-2-47>
- 4-3-12 平成 26 年度シラバス（スポーツ科学部）<既出 4-2-48>
- 4-3-13 平成 26 年度「総合教養科目」400 人以上および 10 人未満のクラス
- 4-3-14 福岡大学の現状と課題（2007 年）—福岡大学 自己点検・評価報告書—  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/inspection/><既出 1-54>
- 4-3-15 平成 26 年度 授業時間割表（学部・学科別）
- 4-3-16 平成 26 年度シラバス（学部共通）<既出 1-18>
- 4-3-17 福岡大学言語教育研究センターホームページ F-CALL  
<https://webexercise.llc.fukuoka-u.ac.jp/>
- 4-3-18 福岡大学教育開発支援機構規程<既出 2-17>
- 4-3-19 大学から始める「言葉の力」育成プログラムチラシ

- 4-3-20 2014年度 大学から始める「言葉の力」育成プログラム説明資料
- 4-3-21 西日本新聞記事（2013年6月25日掲載記事）
- 4-3-22 福岡大学学則＜既出1-6＞
- 4-3-23 福岡大学学科履修規程＜既出1-7＞
- 4-3-24 福岡大学法学部早期卒業に関する内規
- 4-3-25 福岡大学法学部ホームページ クラス担任制度  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/jj/teacher.php>（法律学科）  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/jb/teacher.php>（経営法学科）
- 4-3-26 法学部クラス担任一覧（平成26年3月13日法学部教授会資料）
- 4-3-27 平成26年度学修ガイド（法学部）＜既出1-8＞
- 4-3-28 福岡大学法学部学外講師講演料支給内規
- 4-3-29 学外講師の招聘について（平成26年4月22日、平成26年5月20日 法学部教授会資料）
- 4-3-30 平成25年度法学部学生生活活性化等検討小委員会活動報告書
- 4-3-31 平成25年度公務員試験等研究部会活動報告書
- 4-3-32 平成26年度学修ガイド（経済学部）＜既出1-22＞
- 4-3-33 平成26年度開講科目（経済学部）＜既出3-13＞
- 4-3-34 新入生履修登録ガイダンス資料（経済学部）
- 4-3-35 1年次定期試験ガイダンス資料（経済学部）
- 4-3-36 経済学部 平成25年度1年次生 修学指導（案）
- 4-3-37 経済学部 平成26年度修学指導（案）
- 4-3-38 商学部教授会資料（平成26年4月9日）＜既出3-37＞
- 4-3-39 福岡大学商学部・商学部第二部 2013-2014 学部通信
- 4-3-40 商学部教授会資料（平成26年3月13日）＜既出3-103＞
- 4-3-41 平成26年度 商学部スタディガイド（2014年度入学生用）＜既出4-1-50＞
- 4-3-42 平成26年度 商学部第二部スタディガイド（2014年度入学生用）  
 ＜既出4-1-51＞
- 4-3-43 平成26年度学修ガイド（商学部）＜既出1-24＞
- 4-3-44 平成26年度学修ガイド（商学部第二部）＜既出1-25＞
- 4-3-45 平成26年度学修ガイド（理学部）＜既出1-26＞
- 4-3-46 平成26年度父母懇談会のしおり
- 4-3-47 ティーチング・アシスタント業務内容一覧、TA業務報告書・出勤簿
- 4-3-48 平成26年度 学修ガイド 工学部
- 4-3-49 工学部・工学研究科資料集2014.3 Vol.5＜既出1-59＞
- 4-3-50 平成26年度福岡大学医学部医学科教育要項＜既出1-29＞
- 4-3-51 平成26年度BSLハンドブック 医学部医学科
- 4-3-52 平成26年度学修ガイド（薬学部）＜既出1-75＞
- 4-3-53 研究科修了者数一覧
- 4-3-54 福岡大学大学院法学研究科修士学位取扱細則
- 4-3-55 福岡大学大学院法学研究科博士学位申請取扱細則

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-3-56 電子シラバス  
[https://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/kyogaku/syllabus/syllabus/public\\_html/index.php](https://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/kyogaku/syllabus/syllabus/public_html/index.php)
- 4-3-57 経済学研究科 2014年度 登録者一覧
- 4-3-58 経済学研究科 オフィス・アワー
- 4-3-59 福岡大学大学院商学研究科 修士学位取得のためのガイドライン (博士課程前期)
- 4-3-60 福岡大学大学院商学研究科 博士学位取得のためのガイドライン (博士課程後期)
- 4-3-61 大学院生数一覧表 (平成26年5月1日現在) <既出4-2-68>
- 4-3-62 平成26年度大学院便覧<既出1-34>
- 4-3-63 平成26年度大学院医学研究科博士課程シラバス<既出1-43>
- 4-3-64 平成26年度大学院入学試験要項 (薬学研究科) <既出4-1-45>
- 4-3-65 法科大学院学修ガイド2014<既出1-16>
- 4-3-66 福岡大学法科大学院2015<既出4-2-27>
- 4-3-67 共通教育センター第7期の活動総括
- 4-3-68 福岡大学スポーツ科学部授業アンケート報告書 (平成26年3月) <既出3-108>
- 4-3-69 共通教育外国語科目シラバス点検について
- 4-3-70 第122回言語教育研究センター運営委員会議事録 (平成26年3月20日)
- 4-3-71 人文学部教授会議事録 (平成26年2月20日)
- 4-3-72 人文学部 授業アンケート
- 4-3-73 法学部教授会資料 (平成25年11月26日)
- 4-3-74 2013年度後期 法学部授業アンケート結果集計 (学部全体集計)
- 4-3-75 シラバス (授業計画書) 作成のためのガイドライン
- 4-3-76 経済学部教授会議事録 (平成26年1月10日)
- 4-3-77 シラバス作成についての留意点 (お願い)
- 4-3-78 2013年度後期「授業アンケート」理学部集計結果
- 4-3-79 医学部医学科ホームページ 教育・カリキュラム<既出4-2-52>  
<http://www.med.fukuoka-u.ac.jp/education/medicine/curriculum/>
- 4-3-80 平成26年度 大学院シラバス (授業計画書) 作成について
- 4-3-81 法学研究科通常委員会議事録 (平成26年1月28日) <既出3-25>
- 4-3-82 経済学研究科通常委員会議事録 (平成26年1月31日)
- 4-3-83 経済学研究科通常委員会議事録 (平成26年2月17日)
- 4-3-84 経済学研究科通常委員会議事録 (平成26年4月18日)
- 4-3-85 福岡大学FUポータル
- 4-3-86 福岡大学におけるトイックの成績に基づく単位認定に関する取扱内規
- 4-3-87 平成26年度学修ガイド (人文学部) <既出1-73>
- 4-3-88 平成27年度 編入学 (学士入学を除く)・転入学単位換算認定基準 (案)  
(平成26年6月16日教務委員会資料)
- 4-3-89 福岡大学学生留学規程
- 4-3-90 福岡大学成績考査規程
- 4-3-91 福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程

- 4-3-92 法学部教授会議事録（平成26年4月22日）
- 4-3-93 福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程
- 4-3-94 福岡大学転部・転科に関する規程
- 4-3-95 平成26年度 編・転・学士入学（後期日程）転部・転科 単位換算（案）
- 4-3-96 福岡大学公式ホームページ 教育関連の取り組み 西部地区五大学連携  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/education/approach/coalition.html>
- 4-3-97 平成26年度学修ガイド（医学部医学科）＜既出1-28＞
- 4-3-98 分野別第三者評価に対するエビデンスの提出のお願い
- 4-3-99 特別実習について（お願い）
- 4-3-100 薬学部成績評価根拠資料
- 4-3-101 福岡大学大学院学則＜既出1-14＞
- 4-3-102 平成25年度入学生 既修得単位認定（大学院学則第6条の5）一覧
- 4-3-103 福岡大学大学院ホームページ 学位取得プロセス  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/process.html>
- 4-3-104 理学研究科通常委員会資料、議事録（平成26年2月18日）＜既出1-66＞
- 4-3-105 医学研究科ポートフォリオ
- 4-3-106 大学院成績原簿
- 4-3-107 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013年（平成25年）3月27日）＜既出1-47＞
- 4-3-108 平成24年度教育改善活動計画書  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h24.pdf>
- 4-3-109 平成24年度教育改善活動報告書  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h24\\_report.pdf](http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h24_report.pdf)
- 4-3-110 平成25年度教育改善活動計画書  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h25.pdf>
- 4-3-111 平成25年度教育改善活動報告書  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h25\\_report.pdf](http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h25_report.pdf)
- 4-3-112 第22回教育開発支援機構運営委員会議事録（平成26年5月2日）  
 ＜既出2-19＞
- 4-3-113 第10回教育推進会議議事録（平成26年6月5日）
- 4-3-114 第122回共通教育センター運営委員会議事録
- 4-3-115 第120回共通教育センター運営委員会議事録
- 4-3-116 第124回言語教育センター運営委員会議事録
- 4-3-117 法学部内委員会活動の概要と成果報告および点検・評価（平成25年度）＜既出4-1-65＞
- 4-3-118 経済学部アンケート調査（2014/03/19実施）＜既出4-2-56＞
- 4-3-119 経済学部 教育改善活動のための活動内容報告（平成24年度）＜既出3-101＞
- 4-3-120 経済学部 教育改善活動のための活動内容報告（平成25年度）＜既出3-102＞
- 4-3-121 経済学部 授業評価アンケート
- 4-3-122 商学部教授会資料（平成26年7月9日）＜既出4-2-59＞

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-3-123 理学部 平成 26 年度教育改善活動計画案
- 4-3-124 医学部医学科 平成 25 年度教育改善のための活動内容報告
- 4-3-125 薬学部 FD 検討委員会報告
- 4-3-126 平成 25 年度後期授業評価アンケート結果 (薬学部)
- 4-3-127 出張報告書 (平成 25 年度第 12 回教授会資料)
- 4-3-128 第 3 回薬学教育者のためのアドバンスワークショップ出張報告書 (平成 25 年度第 7 回教授会資料)
- 4-3-129 福岡大学大学院 FD 推進会議規程<既出 3-112>
- 4-3-130 福岡大学大学院 FD アンケート報告書 2008<既出 3-109>
- 4-3-131 大学院生へのアンケート実施について (お願い) (平成 26 年 6 月 17 日 大学院 FD 推進会議資料)
- 4-3-132 理学研究科通常委員会議事録 (平成 26 年 6 月 24 日) <既出 3-113>
- 4-3-133 スポーツ健康科学研究科通常委員会議事録 (平成 25 年 12 月 18 日)  
<既出 3-116>
- 4-3-134 平成 25 年度 FD 委員会活動報告書 (平成 26 年 4 月 23 日) <既出 1-69>
- 4-3-135 「『言葉の力』育成プログラム」アンケート結果に関する総評
- 4-3-136 大学から始める「言葉の力」育成プログラム 各学部での初年次教育科目との連携ガイドライン
- 4-3-137 平成 26 年度 (前期) TOEIC スコアによる単位認定集計表
- 4-3-138 平成 25 年度法学部早期卒業認定 (案)
- 4-3-139 福岡大学ホームページ 大学の取り組み 魅力ある学士課程教育支援<既出 4-2-46>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/feature.html>
- 4-3-140 平成 24 年度「福岡大学 魅力ある学士課程教育支援」成果報告書
- 4-3-141 平成 24 年度 福岡大学 魅力ある学士課程教育支援「情報技術を用いたアジア対応エンジニア教育」アンケート集計結果
- 4-3-142 平成 25 年度「福岡大学 魅力ある学士課程教育支援」成果報告書
- 4-3-143 薬学研究科 専門力養成プログラム資料
- 4-3-144 法学部 平成 26 年度活動計画
- 4-3-145 授業評価アンケートについての経済学部合意事項 (2011 年 12 月 16 日)
- 4-3-146 「改善報告書」の検討結果について (通知)
- 4-3-147 スポーツ科学部教授会議事録 (平成 25 年 11 月 13 日)
- 4-3-148 「大学から始める『言葉の力』育成プログラム」の学部との連携状況
- 4-3-149 経済学部教授会議事録 (平成 26 年 5 月 30 日)
- 4-3-150 商学部教授会資料 (平成 26 年 4 月 23 日)
- 4-3-151 理学部 平成 26 年度事業計画
- 4-3-152 平成 26 年度授業時間割表 (研究科)

## 4-4 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### 大学全体

##### ① 共通教育

共通教育センターでは、総合教養科目、総合系列科目、教養ゼミで授業アンケートを実施しており、アンケート項目の一つである学生の自己評価にもとづく授業の「理解度」が学生の学習成果を把握する一つの指標である（根拠資料 4-4-1 p. 1、12）。授業アンケートの分析結果は授業改善に活用できるよう講義担当教員へ返却し、報告書はFUポータルを通じて全教職員と学生に向けて公表した（根拠資料 4-4-2 p. 12、13）。

保健体育科目でも授業アンケートを毎年実施し、講義担当教員が結果を踏まえ授業改善に取り組んでおり（根拠資料 4-4-3 p. 1、19、20）、これら分析結果はスポーツ科学部教員がスポーツ科学部事務室で相互に閲覧可能で、授業アンケートの集計結果はスポーツ科学部掲示板およびホームページ上に掲載した（根拠資料 4-4-3 p. 1、23～27）。

授業アンケートでは知れない学生の生の声は、共通教育科目に関する要望や意見を学生から直接聴く「学生との懇談会」（年一回実施）で得ている（根拠資料 4-4-2 p. 15、16）。

##### ② 言語教育

TOEICの換算ポイントや英語能力に関する様々な分析データにより、英語能力を客観的に把握するために、平成 17（2005）年度に「フレッシュマン・イングリッシュ（FE）」の検定対策英語（ESP）クラスにおいて ELPA 社の英語運用能力テスト（プレイスメント・テスト）を導入した。平成 18（2006）年度からは、1 年次生全員に従来のプレイスメント・テスト（本学独自の英語目的別クラス選択制の選考テスト）に替えて実施した。平成 19（2007）年度は、1 年次生全員と 2 年次生の ESP、CALL&オーラル・コミュニケーション（C&O）クラスに実施し、前年のテスト結果との比較ができるようになった。平成 20（2008）年度からは、1・2 年次生全員を対象に実施している。また平成 24（2012）年度から新たに開発された VELC Test に変更することにより、学生はウェブポートフォリオを利用して成績の詳細な分析結果を知るとともに、過去に受験した同テストのデータとの比較もできるようになった（根拠資料 4-4-4、4-4-5 p. 41～53）。

##### ③ 教育開発支援機構

教育開発支援機構（以下「機構」という。）では、平成 25（2013）年度より大学での学習に必要な日本語運用能力の育成と、主体的な学習姿勢の涵養を目的として、全学の学生を対象としたアクティブ・ラーニング型の正課外プログラムである「コトチカ」を実施している（根拠資料 4-4-6、4-4-7、4-4-8、4-4-9）。

当プログラムでは、学生の自己評価にもとづいて開発した独自の成果指標をすでに運用しており、学期ごとに全学の委員会で報告している。また、平成 25（2013）年度に始めたプログラムであり、受講した学生の年次は 1 年次生、2 年次生が多く、卒業生は非常に少ないため、卒業後の評価は実施していない（根拠資料 4-4-10）。

教務委員会のもとに成績評価のあり方を検討する小委員会が設置されたことを受け、機

## 第4章 教育内容・方法・成果

構委員と教務委員とからなる勉強会を機構主催で実施することになった。

### 学部

#### <人文学部>

学部としては教育目標に沿った教育成果を具体的に判断する指標を明確に定めて測定していない。ただし、本学部では、これまでも教育目標に沿った次のような成果を上げている。

本学部では、一般企業や公務員への就職のほか、航空業界、旅行業界、日本語学校のような業界への就職の実績があり、国際人養成という一定の成果をあげている（根拠資料 4-4-11 p. 31～45）。内外の大学院への進学者があるが、特に歴史学科と教育・臨床心理学科では大学院進学率が高い。平成 25（2013）年度卒業生のうち、歴史学科で 12 人、教育・臨床心理学科で 15 人が大学院に進学しており、専門家養成の学部段階の成果として評価できる。また、各学科の専門性を活かした進路として、本学部では学校教員も挙げられる。平成 25（2013）年度卒業生の教育職員免許状（中学校・高等学校）取得者数は 73 人、免許状取得数は 134 件である。そのうち、学校教員（専任および常勤）として採用された者は 12 人（うち小学校が 3 人）に上っている。日本語日本文学科では、在学中に日本語教員資格を取得した者が、毎年 1 人ないし 2 人、海外で日本語教育に携わっている（オーストラリア、韓国、中国など。平成 25（2013）年度はベトナムに 1 人）。

#### <法学部>

学生の学習成果を測定するための評価指標について、本学部独自のものは開発・適用されていない。最終評価についてのみ、「成績考査規程」4 条にもとづいた成績標語と GP 評点で測定可能である（根拠資料 4-4-12 第 4 条）。学生の自己評価については、授業アンケートで確認できる（根拠資料 4-4-13）。卒業生の評価については、過去に卒業時にアンケートを実施したこともあったが、現在は行っていない。就職先の評価については、本学部として組織的に行ったことはない。

#### <経済学部>

本学部卒業生を対象にアンケートを実施している。平成 25（2013）年 3 月の調査では、本学部に在籍したことについては、大変満足 48%、やや満足 44%、専門科目については、大変満足 35%、やや満足 55%であった（根拠資料 4-4-14、4-4-15）。これらの評価から、教育目標に沿った成果が上がっていると見ることができる。

#### <商学部>

教育上の効果を測定する方法としては、学期末の定期試験が基本的な方法と考えられる。この他には教員によって不定期に実施される小テストやレポートの提出などもその方法として挙げられる（根拠資料 4-4-16、4-4-17）。さらに商学部では全ての試験で原則としてノートや書籍類の持ち込みを禁止し、成績評価の客観性の確保をはかっている。また、「授業アンケート」も毎年前後期毎に実施し、質問事項を共通化して学生の授業評価を時系列で確認できるようにする一方で、個々の教員が質問事項を設定することにより、教員毎の個

別的な教育効果のある程度認識できるようにも配慮している。また、授業アンケートでは、学生自身の出席状況、講義前後の学習状況に関する質問も含まれており、学生自身の自己評価にもつながっている(根拠資料 4-4-18 p. 26)。さらに、商学部および商学部第二部では、GPA も成績評価の指標として用いている(根拠資料 4-4-12)。GPA は、学生の成績表に明示され、学習指導において利用されている他、特待生および商学部成績優秀者の選定においても利用されている。教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意については、特に基礎ゼミナールのような科目においては担当教員が教育効果のあがる授業方法や課題設定について意見交換し合意の形成をはかっている。さらにFD活動の推進のために、学部のFD小委員会において情報交換や具体的な活動内容の検討がおこなわれ、教育効果を測定するシステムの有効性についても、まずここで審議された後に学部教授会レベルで議論する仕組みがつけられている。また、外部からの評価を知る1つの手段として「創業交流塾」がある。これはOBをはじめ社会人と学生・教員とが共同して起業、人材育成等の仕組み作りを目指すものであり、商学部が企画・運営している(根拠資料 4-4-19 p. 11)。教育効果との関連で卒業生の進路状況をみると、平成25(2013)年度の就職率は、商学科が94.0%、経営学科が91.5%、貿易学科が89.5%、商学部第二部が81.6%であった(根拠資料 4-4-11 p. 150)。業種別就職状況を見ると、商学部は、卸・小売業が33.2%、サービス業が23.6%、金融・保険業が17.3%、運輸・通信が6.5%、製造業が4.7%、公務員が4.7%、建設業が4.2%、教育関係が2.1%、その他が3.7%であった。商学部第二部は、卸・小売業が41.2%、サービス業が28.4%、金融・保険業が2.9%、運輸・通信が5.9%、製造業が5.9%、公務員が3.9%、建設業が4.9%、教育関係が1.0%、その他が5.9%であった(根拠資料 4-4-11 p. 151)。

#### <理学部>

ポートフォリオなど学習成果を示す方法の採用や学生の卒業後の評価方法について、十分には検討されていない。

学習成果を測定するための評価指標の一つとして、毎年卒業研究発表会および卒業論文発表会を開催している(根拠資料 4-4-20、4-4-21)。

個々の講義科目については主に定期試験、さらに、中間試験、小テスト、レポートなどを通して判断され、また、実験科目については主にレポートによって評価がなされている(根拠資料 4-4-12)。

授業アンケートを実施して学生の自己評価を確認している(根拠資料 4-4-22、4-4-23)。

卒業後の評価については、卒業生名簿を作り卒業後の追跡を行うとともに、教員の会社訪問と高校訪問時、あるいは、就職ガイダンスにおける講師としての卒業生の招待時などに情報を集め、検討している。

進路状況は、たとえば化学科の卒業生の場合、最近1年間の民間企業への就職(49.3%)、大学院進学(38.5%)、教員・公務員(4.6%)、その他(7.6%)となっており、これに若干の未就職者が存在する。民間企業の内訳は、化学系製造業(7.7%)、卸売・小売業(18.5%)、金融・保険業(6.2%)、建設業(3.1%)、サービス業(13.8%)という状況である(根拠資料 4-4-11 p. 77)。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <工学部>

学習効果の測定は、教員レベルにおいては定期試験に加え、中間試験、小テスト、レポート評価などによって細かく行っている（根拠資料 4-4-24）。学習成果の指標としては、修得単位数、平均点、GPA 等を活用している。工学部では、特待生選考や大学院推薦の要件として、主に修得単位数および平均点を利用しており、それを学生に周知することによって学習意欲の向上に結び付けている。JABEE 認定プログラムを運営している学科では、JABEE の基準に従い、学習・教育目標に沿って専門課程のカリキュラムを構成しており、その教育効果の測定方法についても各学科内で十分に議論している（根拠資料 4-4-25 p. 5～35）。また、就職率および進学率も、学部教育の成果を示す指標の一つと捉えている。就職率は、平成 22（2010）年度 86.5%、平成 23（2011）年度 92.8%、平成 24（2012）年度 96.1%となっており（根拠資料 4-4-25 p. 99）、他学部と比較して高い就職率を維持している。進学率は、平成 22（2010）年度 15.4%、平成 23（2011）年度 10.8%、平成 24（2012）年度 11.7%となっており（根拠資料 4-4-25 p. 101）、より高度な学習を志望する学生を安定して輩出している。その他、学科によっては技術士 1 次試験や電気主任技術者試験などの各種資格試験の合格状況も教育成果を測る指標の一つとして用いている（根拠資料 4-4-25 p. 91）。

学生の自己評価については、各学期に実施される授業評価アンケートにおいて、それぞれの授業に対する学生の取り組みや理解の程度について自己評価させる項目を設けている。授業評価アンケートの A 欄「学生諸君の満足度・達成度」の「授業内容が理解でき、学習目標が達成できた」という設問によると、5 段階評価のうち、平成 24（2012）年度前期が 3.5、平成 24（2012）年度後期も 3.5 と概ね肯定的な評価を得ている（根拠資料 4-4-25 p. 84、86）。また、卒業時に学部における教育全体の達成度について自己評価させるアンケートを実施している学科もある。卒業後の評価については、一部の学科では定期的に外部評価委員会を開催して就職先企業および卒業生の評価を聴いているが、学部としての取り組みは行っていない。

### <医学部>

医学科では、福岡大学出身の医師は、全国の医療機関で良き臨床医としての高い評価を得て、全国で活躍しており、我が国の医療体制の維持、発展に貢献している。また、研究者や医療行政で活躍する人材も輩出している。成果として、恒常的な教育内容の検証と改革により、教育内容がマンネリズムに陥ることなく、常に医学の進歩や社会情勢を踏まえた教育内容の提示が可能な状況である。また、時代に即応できる医師の養成に貢献していると考えられる。さらに、本医学部一般入試の競争率は、極めて高く、関東、関西方面からの入学応募も多数あることから、本大学医学部医学科の教育方針に対する社会の一定の評価の現れと考えられる（根拠資料 4-4-11 p. 210）。

看護学科では、看護基礎教育のカリキュラムは講義、演習、実習が体系的に学べるように配当している（根拠資料 4-4-11 p. 101、4-4-26）。最終的な学習成果は臨地実習の評価に依拠している。8 つの専門領域（基礎、成人、老年、精神、母性、小児、在宅、地域）の実習評価は、知識・理解、思考・判断、関心・意欲、技能・表現の 4 つの観点で評価指標を作成し評価している。それぞれの実習後に学生の自己評価をもとに面接し、学習成果の評価を行っている。成績不良者に対しては、実習目標を達成できるようフォローアップし

ている。4年間の看護基礎教育を評価する目的で、文部科学省の「大学卒業時の到達目標」をもとに卒業時アンケートを行っている。調査結果はFD委員会が集約して看護学科教授会議で報告し、教育上の課題を共有している（根拠資料 4-4-27）。平成 25（2013）年度までに 396 人が本学を卒業し、大学病院や地域の医療施設、保健福祉センター、養護教諭として活躍している。卒業生を受け入れた医療機関から良い評価を得ている（根拠資料 4-4-11 p. 152）。

#### <薬学部>

学生の学習成果は、シラバスに明示した指標にもとづいて評価している。講義科目においては、主に定期試験の成績、授業内小テストの成績、中間試験の成績、受講態度・出席状況を含む平常点等を評価指標とし、その評価割合をシラバスで明示して評価を実施している。実習科目等の定期試験を実施しない科目においても、評価指標（出席状況、態度、レポート、実習試験成績等）を設定し、その評価割合を明示して学習成果の評価を実施している（根拠資料 4-4-28）。しかし、評価指標に即した評価基準を具体的に示した配点表にもとづいて学習成果を評価するルーブリック評価については未実施である。また、6年制薬学部は、学校教育法において薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的（薬剤師養成を目的）とするものと定義されている。したがって、本学部卒業時における学生の学習成果を測定するための一指標として、薬剤師国家試験の合格率が挙げられる。これまで実施された6年制制度下の薬剤師国家試験における本学部卒業生（新卒）の合格率は、第97回 98.17%（全国平均 88.31%）、第98回 93.3%（全国平均 79.10%）、第99回 83.49%（全国平均 60.84%）であり、全国平均を大きく上回っている（根拠資料 4-4-29、4-4-30、4-4-31）。

#### <スポーツ科学部>

教育マネジメントサイクルの一環として、学部独自のアンケートを行い、教育効果の測定、教育目標の達成度を確認し、授業改善を行っている（根拠資料 4-4-18 p. 104～106）。また、授業中のミニッツペーパー、レポートなどによって、学生の理解度を確認している。しかし、学習成果を測定する評価指標の開発や適用は行われていない。

就職状況は、教育関係が 21%、公務員が 13%、サービス業が 25%、卸売・小売業が 20% に就職しているが、就職先からの評価は行われていない。卒業生からは、学部ガイドの卒業生メッセージや年 2 回行われる「先輩と語る」という行事において、少人数ではあるが、スポーツ科学部の教育等に関する評価が行われている（根拠資料 4-4-11 p. 151、4-4-32 p. 16）。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

研究科としての統一された成果測定指標はないが、博士課程前期・修士課程では各専攻とも目標に掲げる高度専門職業人として、中学・高校教員や関係専門機関専門職員（埋蔵文化財担当職員等）に採用されており、また専門職資格（「臨床心理士」）取得（博士課程前期修了後 2～3 年以内で 100%）とともに医療機関の心理士やスクールカウンセラーとし

## 第4章 教育内容・方法・成果

て活躍・評価されている。博士課程後期修了者（教育・臨床心理専攻）は現職（学校教員等）継続は勿論、あらたに大学教職員として採用されている（根拠資料 4-4-33）。

### <法学研究科>

教育目標に対する成果は直接的には学位論文の提出とその質であり、ついで研究職ないし高度専門職業人としての進路の確保ということになる。成果を測る単純化された指標はないし、必要とも思われない。例年、ほぼ全員が所定の年限内において学位論文を作成し、提出している。その内容については厳格に審査されている。進路については諸般の外的な事情に左右されるところであり、詳細な追跡調査はしていないが、それなりの評価できる実績が上がっているものといえる（根拠資料 4-4-34、4-4-35）。

### <経済学研究科>

大学院は新しい授業評価アンケートを開発し、平成 26（2014）年から実施している。授業評価は学業に関することはもちろん、学生生活全般に関する学生の満足度を調査する内容となっている（根拠資料 4-4-36）。

### <商学研究科>

商学研究科では、博士課程前期においては、入学者の標準年限での修了の割合は、平成 21（2009）年度入学者 100%、平成 22（2010）年度入学者 92.3%、平成 23（2011）年度入学者 85.7%となっている（休学期間は修業年限に含まない）（根拠資料 4-4-37）。

博士課程後期においては、課程博士を取得した者は、平成 23（2011）年度 0 人、平成 24（2012）年度 1 人、平成 25（2013）年度 1 人となっている。なお、平成 26（2014）年度は、3 人（9 月 2 人、3 月 1 人見込み）が課程博士論文の審査に合格している（根拠資料 4-4-38）。

### <理学研究科>

理学研究科では、学生の学習と研究を客観的に評価するために、学生は主指導教員以外に副指導教員からも指導を受けている（根拠資料 4-4-39 p. 89～100）。また、博士課程前期の学生は、2 年次への進級前後の時期に主と副の指導教員に対して修士論文研究の中間報告を実施し、客観的な評価を受けている。最終的な学習と研究の成果を適切に評価するために、博士課程前期修了時の修士論文研究発表会と、博士学位申請時の学位申請論文公聴会を公開で行っている（根拠資料 4-4-40 p. 5、15、16）。

### <工学研究科>

工学研究科博士課程前期・修士課程では、研究指導教員が個別に大学院生に研究指導を行い、その結果で評価を行っている。また、講義科目では、講義担当教員が、講義中の課題及び講義終了後のレポートで評価している。学生自身の講義に関する評価は行っていないが、これまで修了後に就職した企業からは評価されており、就職先の企業採用が継続している（根拠資料 4-4-39 p. 109～139）。

#### ＜医学研究科＞

過去5年間の課程博士の取得者は計109人（年平均21.8人）で、入学者の9割以上が4年間の課程修了とともに論文を完成し学位を取得している。なお、修了者の約47%（51/109）が福岡大学医学部あるいは病院の正式職員として採用され、残りは他の医療・福祉・学校関連機関に就職している。また、先端医療科学専攻系/臨床腫瘍学/がんプロフェッショナルコースを5人が修了し、地域のがん医療に貢献している（根拠資料4-4-41）。修士課程では、13人の入学者のうち7人が入学後3年以内に学位を取得し、全員が看護系大学の教員や病院の職員として活躍している。修了後の自己評価は実施していないが、上述のように博士課程、修士課程修了者は共に、概ね満足のできるキャリアパスを形成できている（根拠資料4-4-42）。

#### ＜薬学研究科＞

学生はホームページ上で、習得した単位と評点を確認することができる（根拠資料4-4-43 p.23）。また、博士課程の専門力養成プログラムにおいては、学会活動等の学習および研究成果を獲得したポイントとして知ることができる。これらを確認することによって、学生は自らの学習の進捗状況を知ることができる。

卒業後の評価に関しては、修了者の受け入れ先（企業、大学等）からの各種評価、修了者の業務、学術研究業績の調査等が考えられるが、現在、積極的に収集するには至っていない。

#### ＜スポーツ健康科学研究科＞

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発やそれに関して適用した事例はない。

学生の自己評価や就職先の評価はしていない。また、卒業生からの評価も実施していない。

#### ＜法曹実務研究科＞

学生の学習成果を測定するための評価指標として、1年次生及び2年次生については取得単位数とGPAを基準とする進級要件を設けており、3年次生については、必修科目である「総合演習Ⅰ（民事法）」「総合演習Ⅱ（公法）」「総合演習Ⅲ（刑事法）」を開設して、小テストや課題提出などの平常点の評価に加えて、最終試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7科目各2時間）を実施して修了に必要な学習成果の確認を行っている（根拠資料4-4-44 p.35、38、52、4-4-45 p.98）。

**(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。**

**大学全体**

本学における学位の授与については、学部、研究科とも、ディプロマ・ポリシーを明示したうえで、学則、学位授与規程、細則等にもとづき、厳格な審査を経て学位が授与されている（根拠資料 4-4-46 第4節、4-4-47 第5章、4-4-48～4-4-72）。

**学部**

**<人文学部>**

各学科は学則に則って、必要な単位取得を前提とした卒業認定を行っている（根拠資料 4-4-46 第34条）。歴史学科、日本語日本文学科では、卒業論文を必修としているため、単位の取得に加えて卒業論文の評価が卒業認定の条件となっている。すべての学科の卒業論文・卒業研究の評価にあたっては、主査・副査による審査や、発表会・口頭試問を義務付けることによって、複数教員による評価がなされている（根拠資料 4-4-73）。卒業認定は、教授会によって決定されている。

**<法学部>**

学位授与基準、学位授与手続については、「学則」38条にもとづいて行われ、法律学科・経営法学科ともに124単位を取得した者が、教授会の承認等を経て、学位を授与される（根拠資料 4-4-46 第38条）。なお、本学部には、「成績考査規程」12条にもとづいた再試験の制度があり、再試験の結果を受けて開かれる教授会の第2次卒業判定等を経て、卒業・学位授与が認められることがある（根拠資料 4-4-12 第12条、4-4-74）。

**<経済学部>**

学位授与基準などは学則に記載されている（根拠資料 4-4-46 第38条）。卒業判定については、教務システムと学部事務室によって判定とその確認が行われ、最終的に教授会で承認されている（根拠資料 4-4-75、4-4-76）。

**<商学部>**

商学部では、学則第12条にもとづき4年以上（8年以内）在学し、学則第34条第4項にもとづき128単位以上修得した者に、商学部第二部では、学則第12条にもとづき4年以上（8年以内）在学し、学則第34条第5項にもとづき124単位以上修得した者に、卒業を認め、卒業者には学士（商学）の学位を授与しており、適切に卒業認定を行っている（根拠資料 4-4-46 第12条、第34条第4項、第34条第5項、4-4-48）。

商学部では、卒業論文の提出を学位認定の要件とはしていないが、学部全体で約7割の学生が4年次に卒業論文を提出する。平成26（2014）年3月1日現在における商学部3学科の4年生在籍者数、論文ゼミナール履修登録者数（在籍者に占める比率）、卒業論文提出者数（在籍者に占める比率）は、商学科において219人、183人（82.6%）、156人（71.2%）、経営学科において195人、153人（78.5%）、136人（69.7%）、貿易学科において173人、143人（82.7%）、122人（70.5%）である（根拠資料 4-4-77）。卒業論文に関する、使用原稿用紙、装幀と形式、字数、提出期間および提出時間、受付場所は、毎年教授会において

審議・決定され、教員を通じて学生に周知されている。卒業論文は、論文ゼミナールの指導教員による定期的な指導のもとに学生により単独で執筆される。指導教員は、最終的に内容のチェックを行い、提出を承認する場合には、表紙に押印する。執筆された卒業論文は、直接指導教員に対してではなく商学部事務室に提出されるが、表紙に押印のない論文は事務室によって受理されないことから、卒業論文の質的保証はある程度担保されていると考える（根拠資料 4-4-78）。

### <理学部>

自然科学全般にわたる幅広い知識と科学的思考力およびそれらを実社会で活用する能力を特に重視している。これらの知識や能力の修得をもって、学位を授与している（根拠資料 4-4-79）。

卒業時の学生の質は、卒業所要総単位数で確保され、さらに、4年次に配置される必修科目「卒業研究」「卒業論文」で論文作成と公開の場での口頭発表により検証される（根拠資料 4-4-48、4-4-80）。

### <工学部>

工学部および各学科の学位授与基準（ディプロマ・ポリシー）を定め（根拠資料 4-4-81）、工学部や各学科のホームページで公開している（根拠資料 4-4-82～4-4-88）。また、卒業要件として、共通教育科目、工学共通科目、専門教育科目の各々について、学科ごとに定められた所要単位数を学修ガイドに明記しており（根拠資料 4-4-89 p.130）、新入生ガイダンスをはじめ、各年次の履修ガイダンスや修学指導等において周知している。卒業論文の審査については、多くの学科が指導教員を含む複数の教員によって公正・公平に行っているが、一部の学科・コースでは卒業研究が選択科目となっており、その評価も指導教員のみで行っている場合がある。卒業判定は、各学科会議で学生の履修単位にもとづいて厳格に行った上で教授会に上程し、教授会で最終的な審議と判定を行っている。以上の審査に合格したのに対して学士（工学）の学位を授与している。卒業判定の合格率は、平成 22（2010）年度 95.3%、平成 23（2011）年度 95.4%、平成 24（2012）年度 94.3%となっており（根拠資料 4-4-90）、他学部と比較して高い合格率を保っている。以上により、学位授与は適切に行われていると考えられる。

### <医学部>

医学科は、卒業生は全員医師国家試験を受験する。毎年医師国家試験では、合格率に関しては最上位の成績ではないが、毎年、100人以上の医師を誕生させており、一定の成果と評価を得ている。福岡大学出身の医師は、全国の医療機関で患者に寄り添う良き臨床医として、高い評価を得ており、我が国の医療体制の維持、発展に貢献している（根拠資料 4-4-29）。

看護学科の学士課程は、修業年限の3月までに、卒業に必要な所定の単位を修得した学生に対し、医学部看護学科教授会で卒業の認定を行う（根拠資料 4-4-91）。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <薬学部>

薬学部薬学科のディプロマ・ポリシー「薬学科では、その判定においては、真に医療に貢献できる薬剤師となる素養を習得しているかを特に重視し、その能力・知識の習得をもって、学位を授与する。」(根拠資料 4-4-92) に従い、卒業要件である共通教育科目および専門科目の合計 186 単位以上の単位修得(根拠資料 4-4-43 p.129)に加え、最終的な薬剤師となる素養の修得を6年次後期に実施する卒業試験で判定し、その成績も加味した上での最終的な学位授与判定を教授会で審議の上行っている(根拠資料 4-4-93、4-4-94)。

### <スポーツ科学部>

学位授与基準、学位授与手続きは、福岡大学学則第4節「学習修了の認定および卒業」、「学科履修規程」および「成績考査規程」に明示され、適切に行われている(根拠資料 4-4-12、4-4-46 第4節、4-4-48)。

## 研究科

### <人文科学研究科>

形式的には学則に沿った手続きに拠っている。学位(論文審査)に際しては、各専攻とも修士には主査(研究指導教員)に加え副査(1人以上の有資格教員)による査読と口頭発表、博士には主査と副査(2人以上の有資格教員)による審査と一般公開発表(公聴会)を義務付け、それぞれ定められた審査基準にもとづいて評価している(根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-54、4-4-63)。

### <法学研究科>

学位授与の適切性を担保するしくみは、博士課程前期については修士学位取扱細則、博士課程後期については博士学位申請取扱細則に定められている。それぞれに厳格な審査基準があるほか、修士論文については公開の口述発表が、博士論文については論文公聴会が義務づけられている。学生の自己評価や就職先や卒業生からの卒業後の評価を受けとるしくみは存在しないが、これまで、公式にせよ、非公式にせよ、学生や卒業後の学生、及び関係する第三者から不適切に学位が授与されたとの評価が加えられたことはない(根拠資料 4-4-55、4-4-64)。

### <経済学研究科>

学位授与要件は客観的な基準が明示された厳格なものとなっていて、大学院便覧などを通じて学生に周知されている(根拠資料 4-4-39)。修士論文については公開発表が義務付けられ、博士論文については、論文の提出資格として2本以上の論文公表、学会での論文発表が義務付けられている(根拠資料 4-4-56、4-4-65)。

### <商学研究科>

商学研究科前期課程の修了要件は、「大学院学則」「福岡大学大学院学位規程」「福岡大学大学院商学研究科修士学位取扱細則」にもとづき(根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-57)、「大学院便覧」「修士学位取得のためのガイドライン」に明記し、学生に周知している(根拠資

料 4-4-39、4-4-95)。本研究科では、修了必要単位数 30 単位以上かつ前期課程修了に相応しい水準の学位論文（修士論文）の合格を求めている。学位授与のプロセスは、「修士学位取得のためのガイドライン」に明記し、学生に周知している（根拠資料 4-4-95）。

博士学位授与の基準、審査体制については、「学則」「福岡大学大学院学位規程」および「福岡大学大学院商学研究科博士学位申請取扱細則」「博士学位取得のためのガイドライン」に、明文化している（根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-66、4-4-96）。

### <理学研究科>

学位審査および修了認定の客観性と厳格性を確保するために、博士課程前期修了時の修士論文は主査と副査の 2 人で、博士学位申請時の学位申請論文は主査と 2 人以上の副査で審査を行っている（根拠資料 4-4-67）。さらに、修士論文研究発表会と博士申請論文公聴会を共に公開で行っている（根拠資料 4-4-40 p. 5、15、16）。学位審査と修了認定は、最終的に理学研究科通常委員会で審議された上で適格性が認定される。博士の学位に関しては、各専攻が発表論文数などの具体的な指標を定め、客観性を確保している（根拠資料 4-4-97）。

### <工学研究科>

博士課程前期・修士課程での学位授与は、30 単位の単位修得と修士論文審査の結果で判定している（根拠資料 4-4-49）。2 年次の 10 月に修士論文の題目と主査・副査を決め、1 月から 2 月に修士論文の試問会を行って、その結果を審査報告書にまとめ、最終的に通常委員会で承認した後、大学院委員会で決定している（根拠資料 4-4-98、4-4-99）。

博士課程後期の場合は、学位審査に入るための要件を工学研究科の細則に定め、博士論文提出希望があった場合、事前に審査委員会を開催して、申請要件を満たしているかの審査を行っている（根拠資料 4-4-68）。次に、後期通常委員会において、博士論文の審査に入ることの承認をとり、主査・副査を決定している。論文説明会、公聴会、最終審査委員会を行い、その結果を後期通常委員会等で判断して、学位授与を承認し、最終的には大学院委員会で学位授与の決定を行っている（根拠資料 4-4-100、4-4-101）。

### <医学研究科>

博士・修士の学位授与に関する基準は、大学院学則第 20 条で厳密に規定されている（根拠資料 4-4-47）。学位の授与は医学研究科における公開審査の後、医学研究科博士課程・修士課程小委員会、大学院委員会の審議を経て承認される。博士課程においては、成績優秀者は、一定の条件を満たせば 3 年未満であっても学位審査を申請できる（過去 5 年間で 2 人）。また課程外者にあっても、然るべき学術誌に公表ないしは採択された論文の提出および語学試験の合格をもって学位審査を申請できる（過去 5 年間で 40 件；全体の約 3 割）。博士課程の公開審査では、主査は申請者の研究指導担当者が務める。副査は医学研究科博士課程小委員会において、主査を除く研究指導教員および研究指導補助教員（学外も含む）から 3 人を選出して専門分野を広くカバーするとともに共著者は外し、公正な審査を期している。しかし、過去 5 年間に学外に派遣要請した審査員は 3 人であった。修士課程では平成 25（2013）年度の 10 月修了 1 人と 3 月修了生 6 人について主査（研究指導教員以外の研究指導有資格者）1 人と副査（研究指導有資格者 2 人内、1 人は研究指導教員でも可）の

## 第4章 教育内容・方法・成果

3人で審査を行った。博士課程、修士課程共に、公開審査時には、主査・副査による5段階評点を出し、その平均値を審査結果の要旨（学外に公表）と合わせて小委員会の審議で提示している（根拠資料 4-4-42、4-4-49、4-4-60、4-4-69）。

### <薬学研究科>

学位授与は適切に行われている。

修士の学位は、大学院学則および学位規程にもとづき、2年以上在籍して所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に授与している（根拠資料 4-4-47、4-4-49）。

博士の学位には課程修了または論文提出による場合があるが、いずれも大学院学則、学位規程および本研究科細則にもとづいて厳正に審査し、授与している。ただし、論文提出による学位の場合は、調査委員会（主調査委員1人、副調査委員2人以上）を設置し、予備審査を行う。学位取得の可否は、まず「論文要旨」及び論文に関する口頭発表を踏まえて論文予備審査を行う（大学院薬学研究科委員会で3分の2以上の出席、出席者の3分の2以上の賛成により「可」となる）。「可」の場合、審査委員（主査1人、副査2人以上）を選挙で選出する。審査委員は論文の審査及び最終確認試験を行って、論文審査報告書を提出する。この報告を受けて大学院薬学研究科分科委員会で審議し、委員全員の3分の2以上の出席、出席者の3分の2以上の賛成により学位を授与できるものと判断する。なお、審査委員会のある学術誌に英文で筆頭著者として公表した主論文の基礎となる原著論文が1編以上あることが必要要件となる（根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-61、4-4-71、4-4-102）。

### <スポーツ健康科学研究科>

博士の学位授与基準はスポーツ健康科学研究科博士学位申請取り扱い細則に明示されている。それにもとづき、研究計画書および最終論文の審査では投票が行われ、前者は2分の1以上、後者は3分の2以上の可が必要となっており、客観的な判断といえる（根拠資料 4-4-72）。

### <法曹実務研究科>

学位授与基準、学位授与手続きともに適切である（根拠資料 4-4-45 p. 97～99）。

## 2. 点検・評価

### 基準4-4の充足状況

学位の授与については、学部、研究科とも、ディプロマ・ポリシーを明示したうえで、学則、学位授与規程、細則等にもとづき、厳格な審査を経て学位が授与されている。教育の成果については、共通教育に関するアンケートにおいて、授業の理解度、関心度、総合評価が上昇している状況がある。

以上のことから、本基準を概ね満たしていると判断する。

**(1) 効果が上がっている事項****大学全体**

## ① 共通教育

共通教育センターの授業アンケートは前期開講科目を対象に実施している。平成 25 (2013) 年度は前期開講科目のうち約 73% (全受講者数 3 万 6, 489 人のうち 2 万 6, 493 人) がアンケートの対象者となり、前年度の約 69% よりもアンケートの対象者が広がってきている (根拠資料 4-4-1 p. 1, 12)。アンケート結果を全体の集計値で見ると、授業の理解度、関心度、総合評価が過去 4 年間で上昇してきている (根拠資料 4-4-1 p. 12~14)。

保健体育科目に関しては、授業アンケートの結果から、授業内容の再検討、教材 (資料) やスライドの工夫や修正など、ほとんどの教員が何らかの授業改善を実施している (根拠資料 4-4-3 p. 7)。

「学生との懇談会」に出席した学生達からは積極的な発言があり、2 時間で予定する懇談会はここ数年間予定時間を超えて実施している (根拠資料 4-4-2 p. 16)。

## ② 言語教育

平成 24 (2012) 年度からはプレイスメント・テストを新たに開発された VELC Test に変更することにより、学生はウェブポートフォリオを利用して成績の詳細な分析結果を知るとともに、過去に受験した同テストのデータとの比較もできるようになり、英語能力の習熟度が図られるようになった。本学全体のプレイスメント・テストの詳しい分析結果は、本センターの紀要第 5 号 (平成 18 年度版) から毎年掲載している (根拠資料 4-4-4, 4-4-5)。

## ③ 教育開発支援機構

「コトチカ」は平成 25 (2013) 年度が実施 1 年目であるために経年比較はできないが、アンケート結果も満足度が総じて高いうえ、平成 24 (2012) 年度まで教務課が主管し実施していた「日本語力支援講座」の受講者数と比較し、「コトチカ」の受講者数は大幅に上がっていることから、効果はあるものと判断できる。また、複数学部でゼミや初年次導入科目に「コトチカ」のプログラムが取り入れられており、学部教育との連携も行われている (根拠資料 4-4-10, 4-4-103)。

**学部**

## &lt; 法学部 &gt;

学生の自己評価、授業評価等を知る手立てとして、本学部が独自に実施している授業アンケートが有効に機能している (根拠資料 4-4-13)。

## &lt; 経済学部 &gt;

卒業生を対象としたアンケート (以下、卒業生アンケート) での評価は高い。教育について一定の成果があがっていると言ってよからう (根拠資料 4-4-14, 4-4-15)。

## &lt; 商学部 &gt;

教育効果を測定する最も基本的な手段が定期試験であるが、これを厳しい基準のもとで実施していることは、教育効果を測定するうえで一定の客観性が確保されていると評価できる (根拠資料 4-4-46 第 4 節、4-4-12)。また、「授業アンケート」にもとづく教育効果

## 第4章 教育内容・方法・成果

の測定は、定性的な教育効果の評価方法として有用である。さらに、現在はこれを商学部の学生および教員がホームページ上で見ることができることから、授業評価に関する相互チェックにもなっている。

### <理学部>

卒業研究発表会および卒業論文発表会が全学科で公開で実施されており、学部の教育・研究の集大成として成果が客観的で適切に評価されている。(根拠資料 4-4-21、4-4-104)。

### <工学部>

教育目標に沿った成果が上がっているか否かは卒業生に対する社会の評価により判断することができると考えられる。工学部では、不況下においても高い就職率を堅持しており(根拠資料 4-4-25 p. 98、99)、卒業生の進路も多くの場合本来の専門領域と密接に関連する分野であることから(根拠資料 4-4-105 p. 35)、評価することができる。JABEE 認定プログラムを運営している学科では、教育の質が保証されており、学習目標を厳密に達成した学生のみを卒業させている点が高く評価できる。学期末に実施している授業評価アンケートにおける学生の自己評価、および一部の学科で卒業時に実施している学部教育全体の達成度についての自己評価では、いずれも肯定的な評価を得ており、教育目標に沿った成果が上がっていると考えられる(根拠資料 4-4-25 p. 80~87)。

### <医学部>

低学年の教育効果として、第1学年、第2学年において、基礎講座への研究室配属を始めたことから、学生の生活状況や学業の進行具合等が把握しやすくなり、指導しやすくなったことがあげられる。教員-学生の意思疎通も改善した。また、平成23(2011)年度までの医学部教育カリキュラムの国際認証に向けた改革として、臨床実習時間の大幅な増加と内容の充実を求められている。これに対応するため、昨年度から、4週間型のクリニカルクラクシップ(診療参加型臨床実習)を第5、第6学年に導入した。その意義に関して教員側、学生側に繰り返し啓蒙指導を行った結果、従来の見学型実習からより、主治医とともに、能動的に病棟実習に参加する姿勢が見受けられるようになってきた。現在の医師国家試験は、臨床現場の知識や対応を問う問題が増加しており、国家試験成績への波及効果が期待される。このような高学年の意識の変化は、低学年にも波及することが期待され、より早い段階で、病棟実習への意識付けを行うことで、医学生としての自覚の向上が期待される(根拠資料 4-4-11 p. 98、99)。

看護学科の国家試験合格率は、第1回生より、全国平均を大幅に超えており、平成25(2013)年度は、看護師国家試験100%、保健師国家試験100%を達成した。看護学科生は臨地実習での成長が著しい。実習指導者や教員だけでなく、患者や在宅療養者から客観的な評価を受けながら看護職としてのアイデンティティを獲得し、目標意識を明確にして学習しており、それが国家試験合格率に反映されている(根拠資料 4-4-29)。

### <薬学部>

本学部学生の薬剤師国家試験合格率は例年全国平均合格率を大きく上回っており(根拠

資料 4-4-29、4-4-30、4-4-31)、確実に薬剤師免許を取得できる薬学部として社会からの評価も高く薬剤師職の求人件数も多い(根拠資料 4-4-106)。

#### <スポーツ科学部>

授業アンケートやミニツツペーパーの活用により、学生の学習理解度、目標の到達度などが分かり、学習成果が上がっている(根拠資料 4-4-3)。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

各専攻とも、学生の受け入れや日常の学習にあたって修了後の進路等、学習目標の明確化(関連専門職業人としての業務遂行能力・職業倫理・研究活動)を重視させていることと授業内容との整合性が保たれている(根拠資料 4-4-39 3つのポリシー、p. 31~58)。

#### <法学研究科>

博士課程後期では平成 25 (2013) 年度に 2 人の博士論文が提出され、博士号が授与された。博士課程前期では修了予定者の全員が修士論文を提出し、修士号が授与された。博士課程前期における税法専攻修了者の多くが税理士または会計事務所に職を得て専門職業人としての途を歩んでいる(根拠資料 4-4-34、4-4-35)。

#### <経済学研究科>

学位授与条件を明確にし、SSCI、SCI レベルの論文執筆を奨励していることで、学生による研究論文の質が確実に高くなっている。たとえば、平成 25 (2013) 年の場合、博士論文の公聴会を開いた学生は 3 人いたが、3 人とも 2 本以上の査読付き論文を公表した実績を持っていた(根拠資料 4-4-39、4-4-107)。

#### <商学研究科>

学位授与(修了判定)のプロセスについては、指導教員からの指導も行き届き、学生もよく理解しており、周知については適切である(根拠資料 4-4-39)。

#### <理学研究科>

修士論文研究の中間発表会と発表会の実施による学習と研究の成果の客観的で適切な評価がなされている(根拠資料 4-4-40 p. 5、15、16)。

#### <工学研究科>

博士課程前期・修士課程での修士及び博士課程後期での博士の学位授与は厳密に行われている。博士後期課程の学位審査には、副査に他大学の研究指導資格を有する教員を一人加えることを工学研究科内規(福岡大学大学院工学研究科博士学位申請取扱細則)に定め、審査が学内者だけで行われないようにしている(根拠資料 4-4-68)。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <医学研究科>

博士課程・修士課程修了者の卒後進路は、数から判断すると、概ね満足のできる状況にあり、教育目標の合致した人材養成が順調に行われていると考えられる（根拠資料 4-4-42）。公開審査の結果は、学外に公表される審査結果のみならず、主査・副査による5段階評価も合わせて博士課程小委員会に提示することになっており、これによって審査の公正性・透明性が担保できている（根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-60、4-4-69）。

### <薬学研究科>

博士課程の専門力養成プログラムにおいては、学生がより積極的に学会活動等に参加し、それを通して自らの研究をより客観的に評価している。

### <スポーツ健康科学研究科>

学位審査の客観性・厳格性を確保するために、積極的に博士論文の審査には学外の審査委員が1人担当するようにしている。平成25（2013）年度は韓国釜山国立大学より外部審査員を招聘し最終審査を行った（根拠資料 4-4-47、4-4-49、4-4-50、4-4-62、4-4-72、4-4-108、4-4-109）。

### <法曹実務研究科>

進級及び修了基準、その運用ともに適切であり、相当程度、教育目標に沿った成果を上げることができている（根拠資料 4-4-45 p. 97～99）。

## (2) 改善すべき事項

### 大学全体

授業アンケートを用いて学生の学習成果をより詳細に把握するための検討が必要であるが、アンケート内容を大きく変更してしまうと、過去の授業アンケートとの経年比較が困難になる恐れがある。このため、過去の調査との整合性を担保しつつ現在の授業アンケートをどう活用するか検討する必要がある（根拠資料 4-4-2）。

### 学部

#### <人文学部>

教育成果の確認においては、学部としての具体的な指標を持ち合わせていない。

#### <法学部>

授業アンケートの設問項目の検証・改善（根拠資料 4-4-110）。

#### <経済学部>

卒業生アンケートによる満足度調査だけでなく、教育成果についてのより具体的な検証が必要であろう。

<商学部>

成績評価の科目別の度数分布表は依然として開示されていないが、成績評価の適切性を評価するためには、その開示を検討すべきであると思われる。

<理学部>

授業アンケートより進んだ、学生の学習成果を具体的に示す指標を検討する（根拠資料 4-4-22、4-4-23）。

<工学部>

平成 19（2007）年度から GPA を成績評価指標として導入し、成績通知書に付記して学生が学習成果を自分自身で確認できるようにしている。しかし、工学部では、特待生選考や大学院推薦の要件等にも修得単位数や平均点を主に用いており、公平性、透明性に優れ、国際的にも通用する優れた指標である GPA をあまり有効に活用できていない。また、一部の学科では卒業研究が選択科目となっており、その評価も学科教員の合意にもとづくものとはなっていない場合がみられる。

<医学部>

医師国家試験の合格率の推移を気にするあまり、医学教育が国家試験合格のための予備校的内容にならないようにする配慮も必要である。知的興味と好奇心をもって医学を学ぶ、あるいは学問的刺激に溢れた医学を教授する精神をもっと活性化させるような環境作りも必要と感じている。医学生としての自覚を引き出すプログラム、passive から active な医学生へと変貌させるためには、臨場感の溢れる医学の実践的教育が必要である。そのためには、学部と病院を一体化した取り組み、ロールプレイによる全体の底上げ、クリニカルクラクシップの充実などがポイントと考える。国家試験合格率上昇は、長期的、短期的に問題解決に向かって全体努力が必要である。医学部国際認証や品質保証のための様々な取り組みにチャレンジする。

看護学科を卒業しても若干の早期離職者が存在する。卒業した後の早期離職を防ぐ方策が必要である。主な就職先である二つの大学病院の看護部と情報交換を行って対策を講じる。

<スポーツ科学部>

- ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発と適用
- ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

研究科

<人文科学研究科>

博士課程後期における課程学位授与が少ない（根拠資料 4-4-42）。

<経済学研究科>

経済学研究科の学生が博士学位を申請するためには、執筆代表者として執筆した論文を 2

## 第4章 教育内容・方法・成果

本以上公表し、単独による学会報告の実績を持たなければいけない。この要件は、学生の研究分野によってその厳しさが変わってくると思える。歴史分野や思想史分野を研究する学生には不利な要件になる可能性もある（根拠資料 4-4-56）。

### <商学研究科>

本商学研究科博士課程前期修了者の就職については、就職・進路支援センターの協力のもと概ね良好であるが、より専門性を生かせる職に就職できるようにする。

### <理学研究科>

大学院生に対するアンケートでは、平日の研究活動に選択肢中最大の 5 時間以上と答えた学生が最も多かった半面、研究装置や研究スペースに対する満足度が低い傾向にあった。

### <工学研究科>

工学研究科では、博士課程後期で博士（工学）と博士（学術）の単位認定が可能であるが、これまで博士（学術）を審査、授与したことがなく、明確な授与基準が定められていない。他研究科の教授を研究指導教授として、学際的な研究を行う必要がある。

### <医学研究科>

博士課程・修士課程修了者から、直接評価を受ける方法が整っていない。

現状では、博士課程における公開審査の主査が研究指導担当者とされている。これに 3 人の副査を設け一般に公開することで一定の公正さや透明性を担保できているとは言えるが、将来的には、他の多くの大学院大学に見られるように主査も研究指導者以外から選出するように改革していく必要がある（根拠資料 4-4-69）。

また博士課程での公開審査後に、異議申し立てや不正を告発するための期間や受付場所が規定されておらず、不正の監視体制としては不備があると言わざるを得ない。修士課程の学位審査においては、主査は研究論文指導教員以外の研究指導有資格者が担当するなど公平性を保つように努めてはいるが、審査に当たる教員数が限られているために主査と副査が代わるだけの審査会となっている（根拠資料 4-4-60）。また論文発表会直後に審査が行われるにも関わらず、審査委員の中には研究論文についての評価だけでなく日頃の当該学生の学習態度なども加味するようなものがあり、審査員間の評価点に齟齬がある。

### <薬学研究科>

教育成果に関して、修了後の評価方法が定まっていない。

### <スポーツ健康科学研究科>

博士課程前期の学生の学習成果を測定するための方策がない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

##### 大学全体

共通教育センターの授業アンケートは学生の学習成果を把握し得るものであると同時に、学生側の視点からの意見と評価を通して、授業を担当する教員それぞれの授業改善を支援すること、さらにその結果を総合教養科目を中心とした教育全般の改善に役立てることが目的である（根拠資料 4-4-1 p.12）。授業改善に必要なデータであることから講義担当教員によるアンケートへの継続的な協力が不可欠で、調査結果の経年比較を行うためにも調査を継続していく必要がある。授業アンケートでは得られない学生の生の声を吸収するために、「学生との懇談会」を継続実施する必要がある（根拠資料 4-4-2 p.16）。

保健体育科目に関しては、授業アンケートや授業改善報告書を反映させながら、さらなる質の向上を図る必要がある（根拠資料 4-4-3 p.1、20、21）。

##### 学部

##### <法学部>

アンケートの設問項目を検証し、その信頼度・充実度を高める方策をとる（根拠資料 4-4-110）。

##### <経済学部>

教育効果を間接的に図る指標の1つである卒業生アンケートにおいて今後も高い評価を得るべく、学部・学科の教育目的に相応しい教育内容を提供する。

##### <商学部>

授業アンケートに関しては、毎年、質問事項の見直しを行っており、来年度も教育効果の測定に有効な質問を検討する（根拠資料 4-4-111）。

##### <理学部>

次年度も卒業研究発表会および卒業論文発表会を開催する。

##### <工学部>

工学部の各専門領域と密接に関連する民間企業、官公庁への高い就職率を維持していくために、今後も継続して現在の教育を行っていく。JABEE 認定プログラムを運営している学科は、今後も認定を維持し、その他の学科も JABEE の基準に準拠した教育を継続していく。現在実施している授業評価アンケートに、さらに事前事後学習の時間を確認する項目を追加し、より正確に学習成果を測定できるようにする。また、現在一部の学科で卒業時に実施している学部教育全体の達成度を自己評価させるアンケートも全学科で実施することを検討する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <医学部>

医学部医学科 FD 推進・教務委員会の開催、教授会議での議題の取り上げ、医学教育ワークショップ、カリキュラム検討委員会、全国共用試験（CBT）に向けた医学教育、医師国家試験対策、PBL テュートリアル改善、学生班別会議、および全体会議を今後も継続していく。またきめの細かい個別的な学生指導も継続していく。学生の学習意欲を向上させるためには、臨場感のある実際の臨床教育を医療の現場で実施することにあると考えられる。そのために、クリニカルクラークシップの内容と質を向上させるため、教員側と学生側双方への啓蒙、教育を地道に継続していく。

看護学科は、教員の自己研鑽による教育内容の質の向上と実習環境を含めた教育環境整備に力を注ぎ、教育環境の維持・充実を目指す。

### <薬学部>

第99回薬剤師国家試験では、より問題解決能力やより実践的な臨床能力を問う問題も出題されており、このような問題を卒業試験にも取り入れ、ディプロマ・ポリシーに沿った学位授与判定を継続する。

### <スポーツ科学部>

これまで同様に毎時間ミニツツペーパーを行い、学期ごとに授業アンケートなどを行う。

## 研究科

### <人文科学研究科>

日常の授業のみならず、学生たちの目標に応じた自主的な情報収集・相互啓発的な研究活動を活性化させる。また修了者の同窓ネットワーク化を促し、職域マーケットの維持拡大を図る。

### <法学研究科>

学位論文の提出状況とその質を維持し、また、修了者が専門職業人としての進路を確保すべく、今後も教育目標達成のための研究指導を行っていく。

### <経済学研究科>

公聴会や学会発表以外に、学生による学内セミナーをできるだけ多く開催し、学生のプレゼンテーション能力を高めていきたい。

学生が第一著者となるワーキングペーパーの発行を可能とし、学生の研究意欲を高め、研究科内の学術交流をも深めていきたい。

### <商学研究科>

学位授与（修了判定）のプロセスの周知については適切であるが、ただ博士申請論文において、斬新性や新規性については適切であるとしても、一貫性について学生の理解が不十分な点がある。博士申請予定論文の段階になって主指導教員と副指導教員がこの点を指摘し、指導しているが、博士課程の学位を申請する前により細かい指導をする。

<理学研究科>

発表会を継続する。

<工学研究科>

他研究科の研究指導教授も論文審査の副査になる学際的な研究指導体制を検討する。

<医学研究科>

アンケート等によって過去の修了者による評価を実施し、カリキュラムの内容や編成の改善に資する。学位審査をより公正に行うため、学外からの副査も積極的に招聘する。

<薬学研究科>

専門力養成プログラムにおける成果を、研究科構成員全員に周知させ、研究活動の活発化を図る。

<スポーツ健康科学研究科>

博士課程前期についても修士力の質を保証するため、学外および国外の審査委員による評価を受ける。

<法曹実務研究科>

FD委員会、カリキュラム検討委員会及び教授会で定期的に検討を続けることが必要である。

**(2) 改善すべき事項**

**大学全体**

学生の学習成果を、授業アンケートの複数項目から把握するための検討をはじめ。過去の授業アンケートとの経年比較が可能なものはこの準備をはじめ。

授業アンケートでは把握できない学生の生の声を広く集めるためには、「学生との懇談会」を共通教育センター単独ではなく教育開発支援機構と連携して推進する方策を含めて検討する。

**学部**

<人文学部>

教育成果の確認については、各学科単位で指標開発の検討を行う。

<法学部>

本学部内に設けられたFD委員会で、授業アンケートの設問項目の検証を進め、教授会で改善策を提案・承認を得る（根拠資料4-4-110）。

<経済学部>

FD委員会等で教育成果の具体的な検証方法を検討する。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### <商学部>

成績評価の度数分布表の開示を検討する。

### <理学部>

学習成果を具体的に示す指標の検討を行う（根拠資料 4-4-22）。

### <工学部>

GPA 制度の実質的運用のために、その積極的な活用について検討を進める。

### <医学部>

教育・研究体制を強化していく。医学の本質は何か、良い医師とは何か、常に考える教育を心がける。

看護学科は、専門職業人としてのアイデンティティーを持てるように、教育環境、教育内容の充実を図る。

### <スポーツ科学部>

学生の学習成果を測定するための新たな評価指標を作成する。

「先輩と語る」などの行事やスポーツ科学部のホームページなどにおいて、各分野で活躍している卒業生を紹介するとともに、卒業生の就職先などの調査を行う。また、卒業生が就職した先で、どのような評価を受けているか調査する。

## 研究科

### <人文科学研究科>

志願者の確保とともに研究計画・実践・発表を促す指導と、各種の研究助成金への応募や教員との共同研究を促進するなど、課程中の論文作成に関する環境を整える。

### <経済学研究科>

後期小委員会を定期的に関き、上述 2. (2) の問題点に対する改善策を検討していきたい。

### <商学研究科>

本商学研究科博士課程前期修了者の就職については、学生のキャリア形成支援を趣旨とする学部学生とは別のガイダンス等、就職・進路支援センターの協力を得ることができないかなど、商学研究科通常委員会で検討する。

### <理学研究科>

大学院においては特に、教育と研究は表裏一体であるので、文科省等の補助金をより一層活用して、研究・教育環境の改善に努める。

### <工学研究科>

博士課程後期の研究指導教授の他に、他研究科の教授を副研究指導教授として研究指導

に参画できる体制を作る。副研究指導教授の手当て等は、大学全体で検討する。

#### <医学研究科>

(a) 課程修了者による評価方法を確立する必要がある。(b) 研究指導者を主査とする現行の公開審査法を見直す。(c) より厳密に不正の監視を行う方策を立てる。

#### <薬学研究科>

修了後の評価方法を検討する。

学位審査に関しては、学位に関する社会の要求などに照らしながら、その正当性を定期的に検証する。

#### <スポーツ健康科学研究科>

博士課程前期の学生の学習成果を測定するための方策がないのでそのための方策を通常委員会で検討する。

## 4. 根拠資料

- 4-4-1 平成 25 年度「総合教養科目」授業アンケート報告<既出 4-2-54>
- 4-4-2 共通教育センター第 7 期の活動総括<既出 4-3-67>
- 4-4-3 福岡大学スポーツ科学部授業アンケート報告書（平成 26 年 3 月）<既出 3-108>
- 4-4-4 プレイメント・テストの実施について資料
- 4-4-5 福岡大学言語教育研究センター紀要 12 号
- 4-4-6 大学から始める「言葉の力」育成プログラムチラシ<既出 4-3-19>
- 4-4-7 2014 年度 大学から始める「言葉の力」育成プログラム説明資料<既出 4-3-20>
- 4-4-8 西日本新聞記事（2013 年 6 月 25 日掲載記事）<既出 4-3-21>
- 4-4-9 九州地域教育改善 FD・SD ネットワーク開催 Q-Conference2013 発表資料
- 4-4-10 前期『「言葉の力」育成プログラム』アンケート結果に関する総評及び今後に向けての総括
- 4-4-11 福岡大学案内 2015<既出 1-11>
- 4-4-12 福岡大学成績考査規程<既出 4-3-90>
- 4-4-13 2013 年度後期 法学部授業アンケート結果集計（学部全体集計）<既出 4-3-47>
- 4-4-14 経済学部アンケート調査（2014/03/19 実施）<既出 4-2-56>
- 4-4-15 経済学部アンケート調査平成 25 年度集計結果<既出 4-2-57>
- 4-4-16 平成 26 年度シラバス（商学部）<既出 3-40>
- 4-4-17 平成 26 年度シラバス（商学部第二部）<既出 3-41>
- 4-4-18 平成 25 年度教育改善活動報告書<既出 3-94>  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h25\\_report.pdf](http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/approach/fd/report/h25_report.pdf)
- 4-4-19 商学部・商学部第二部学部通信 2013-2014<既出 4-3-39>
- 4-4-20 平成 25 年度理学部事業報告<既出 4-2-35>

#### 第4章 教育内容・方法・成果

- 4-4-21 理学部 平成 26 年度事業計画<既出 4-3-151>
- 4-4-22 平成 26 年度第 2 回理学部教授会 (平成 26 年 5 月 27 日) 資料
- 4-4-23 2013 年度後期「授業アンケート」理学部集計結果<既出 4-3-78>
- 4-4-24 平成 26 年度シラバス (工学部) <既出 3-43>
- 4-4-25 工学部・工学研究科資料集 2014. 3 Vol. 5<既出 1-59>
- 4-4-26 平成 26 年度学修ガイド (医学部看護学科) <既出 1-31>
- 4-4-27 平成 25 年度第 22 回医学部看護学科教授会議事録 (平成 26 年 3 月 24 日) <既出 3-106>
- 4-4-28 平成 26 年度シラバス (薬学部) <既出 4-2-47>
- 4-4-29 大学データ集 (平成 26 年 5 月 1 日現在) (表 11) <既出 4-2-62>
- 4-4-30 福岡大学学報 (第 441 号 5 月号) <既出 4-2-63>
- 4-4-31 第 1 回薬学部教授会 (平成 26 年 4 月 25 日) 資料<既出 4-2-64>
- 4-4-32 スポーツ科学部ガイド
- 4-4-33 平成 25 年度福岡大学大学院修了・満期退学者の進路状況 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
- 4-4-34 法学研究科通常委員会議事録 (平成 26 年 2 月 18 日)
- 4-4-35 2013 年度大学院修了生進路先一覧 (法学研究科) <既出 1-15>
- 4-4-36 大学院に関わるアンケート調査 (平成 26 年度)
- 4-4-37 商学研究科入学年度別修了者数一覧
- 4-4-38 商学研究科修士・博士学位授与状況
- 4-4-39 平成 26 年度大学院便覧<既出 1-34>
- 4-4-40 福岡大学理学部・理学研究科年報<既出 3-16>
- 4-4-41 九州がんプロフェッショナル養成プラン「修了証」発行台帳
- 4-4-42 大学データ集 (平成 26 年 5 月 1 日現在) 大学院における学位授与状況 (表 9)
- 4-4-43 平成 26 年度学修ガイド (薬学部) <既出 1-75>
- 4-4-44 法科大学院学修ガイド 2014<既出 1-16>
- 4-4-45 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書 (2013 年 (平成 25 年) 3 月 27 日) <既出 1-47>
- 4-4-46 福岡大学学則<既出 1-6>
- 4-4-47 福岡大学大学院学則<既出 1-14>
- 4-4-48 福岡大学学科履修規程<既出 1-7>
- 4-4-49 福岡大学大学院学位規程<既出 4-1-20>
- 4-4-50 福岡大学大学院学位審査に関する不正行為の通報処理規程
- 4-4-51 福岡大学大学院学位規程第 13 条に基づく申合せ
- 4-4-52 福岡大学大学院学位規程第 13 条第 1 項に関する医学研究科申合せ
- 4-4-53 福岡大学大学院学位規程第 26 条第 3 項の運用に関する医学研究科申合せ
- 4-4-54 福岡大学大学院人文科学研究科修士学位取扱細則<既出 4-1-21>
- 4-4-55 福岡大学大学院法学研究科修士学位取扱細則<既出 4-3-54>
- 4-4-56 福岡大学大学院経済学研究科修士学位取扱細則
- 4-4-57 福岡大学大学院商学研究科修士学位取扱細則

- 4-4-58 福岡大学大学院理学研究科修士学位取扱細則<既出 4-1-26>
- 4-4-59 福岡大学大学院工学研究科修士学位取扱細則
- 4-4-60 福岡大学大学院医学研究科修士学位取扱細則
- 4-4-61 福岡大学大学院薬学研究科修士学位取扱細則
- 4-4-62 福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科修士学位取扱細則<既出 4-1-29>
- 4-4-63 福岡大学大学院人文科学研究科博士学位申請取扱細則<既出 4-1-22>
- 4-4-64 福岡大学大学院法学研究科博士学位申請取扱細則<既出 4-3-55>
- 4-4-65 福岡大学大学院経済学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-4-66 福岡大学大学院商学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-4-67 福岡大学大学院理学研究科博士学位申請取扱細則<既出 4-1-27>
- 4-4-68 福岡大学大学院工学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-4-69 福岡大学大学院医学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-4-70 福岡大学大学院医学研究科博士学位申請取扱細則に関する申合せ事項
- 4-4-71 福岡大学大学院薬学研究科博士学位申請取扱細則
- 4-4-72 福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科博士学位申請取扱細則<既出 4-1-30>
- 4-4-73 人文学部の卒業論文履修上の注意事項
- 4-4-74 法学部教授会議事録（平成 26 年 3 月 13 日）
- 4-4-75 経済学部教授会議事録（平成 26 年 2 月 20 日）
- 4-4-76 経済学部教授会議事録（平成 26 年 3 月 13 日）
- 4-4-77 学生数一覧（平成 26 年 3 月 1 日現在）
- 4-4-78 商学部教授会資料 2-6（平成 25 年 10 月 16 日）
- 4-4-79 理学部三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 4-4-80 平成 26 年度シラバス（理学部）<既出 3-42>
- 4-4-81 工学部・学科三つのポリシー
- 4-4-82 福岡大学工学部ホームページ 基本理念とポリシー<既出 1-27>  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/rinen.html>
- 4-4-83 福岡大学工学部機械工学科ホームページ 学科紹介<既出 4-2-39>  
<http://www.tm.fukuoka-u.ac.jp/intro.html#chapter-1>
- 4-4-84 福岡大学工学部電気工学科ホームページ 教育理念<既出 4-2-40>  
<http://te.tec.fukuoka-u.ac.jp/introduction/EduPhilosophy.html>
- 4-4-85 福岡大学工学部電子情報工学科ホームページ 本学科のポリシー<既出 4-2-41>  
[http://w3.tl.fukuoka-u.ac.jp/contents/content\\_11.html](http://w3.tl.fukuoka-u.ac.jp/contents/content_11.html)
- 4-4-86 福岡大学工学部科学システム工学科ホームページ 受験生・保護者の皆様へ<既出 4-2-42>  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tk/admissions.html>
- 4-4-87 福岡大学工学部社会デザイン工学科ホームページ 教育に関する 3 つの方針<既出 4-2-43>  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/tc/juken/3policy.html#3>
- 4-4-88 福岡大学工学部建築工学科ホームページ 建築学科における三つの方針<既出

#### 第4章 教育内容・方法・成果

4-2-44>

<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/arch/policy/index.html>

- 4-4-89 平成26年度学修ガイド（工学部）<既出1-74>
- 4-4-90 大学データ集（平成26年5月1日現在）（表8）<既出4-2-61>
- 4-4-91 平成25年度第20回医学部看護学科教授会議事録（平成26年2月5日）
- 4-4-92 薬学部三つのポリシー  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 4-4-93 第10回薬学部教授会（平成26年1月27日）資料
- 4-4-94 第11回薬学部教授会（平成26年2月20日）資料
- 4-4-95 福岡大学大学院商学研究科 修士学位取得のためのガイドライン（博士課程前期）  
<既出4-3-59>
- 4-4-96 福岡大学大学院商学研究科 博士学位取得のためのガイドライン（博士課程後期）  
<既出4-3-60>
- 4-4-97 理学研究科各専攻学位申請申合せ
- 4-4-98 工学研究科通常委員会議事録（平成25年10月30日）
- 4-4-99 工学研究科通常委員会議事録（平成26年2月20日）
- 4-4-100 工学研究科博士課程後期通常委員会議事録（平成25年11月27日）
- 4-4-101 工学研究科博士課程後期通常委員会議事録（平成26年2月20日）
- 4-4-102 課程博士並びに論文博士の審査に必要な研究業績及び研究歴の認定について（申合せ）（薬学研究科）
- 4-4-103 大学から始める「言葉の力」育成プログラム 各学部での初年次教育科目との連携ガイドライン<既出4-3-136>
- 4-4-104 第41回（平成25年度）卒業論文発表会講演要旨集（福岡大学理学部化学科）
- 4-4-105 平成26年度父母懇談会のしおり<既出4-3-46>
- 4-4-106 福岡大学就職情報システム薬剤師求人情報検索データ一覧
- 4-4-107 経済学研究科通常委員会議事録（平成26年2月17日）資料
- 4-4-108 修士学位取得のためのガイドライン（修士課程・博士課程前期）（スポーツ健康科学研究科）
- 4-4-109 博士学位取得のためのガイドライン（博士課程後期・博士課程）（スポーツ健康科学研究科）
- 4-4-110 法学部教授会議事録（平成26年4月22日）<既出4-3-92>
- 4-4-111 商学部教授会議事録（平成26年4月23日）

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### 大学全体

福岡大学の三つのポリシーの1つとしてアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）を次のように定めており、「ホームページ」（根拠資料 5-1）、「大学案内」（根拠資料 5-2 p.7）等に掲載し、求める学生像を明示している。

##### アドミッション・ポリシー

本学の「建学の精神」を理解した、次のような人たちを広く国内外から受け入れます。

1. 考え方がしっかりしており独断や偏見にとらわれない生き方を求める人
2. 温和で包容力がありバランス感覚に優れた能力を身につけたい人
3. 誠実で責任感が強く何事にも屈しない人生をめざす人
4. 新しいこと、困難なことに自ら進んで取り組んで行こうとする人

また、本学ホームページには、学部、学科、研究科、専攻ごとのアドミッション・ポリシーを明示している（根拠資料 5-3、5-4）。

##### 学部

##### <人文学部>

人文学部の「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）は、本学が毎年高校生・受験生向けに発行している大学紹介パンフレット「大学案内」および本学ホームページに次のように明示している。

##### アドミッション・ポリシー

人文学部では、広範な一般教養の修得を目指す人、また専門知識を修得したうえで、自由と責任に基づく倫理観を備えた社会人となることを目指す人を広く受け入れます。人文学部では、推薦入試および一般入試いずれにおいても、意欲旺盛で人間味溢れる人の入学を求めています。（根拠資料 5-2 p.28、5-3、5-5）

本学ホームページには、さらに加えて、学科毎のアドミッション・ポリシーも明記している（根拠資料 5-3、5-6）。

入学に際し修得しておくべき知識等の内容・水準の明示は、学部としても各学科においても特に行っていないが、これは受験生に対して門戸を狭めないという判断による。もちろん、各種入試を通して、それぞれの学科での学習にとって必要な学力を測る工夫（例えば一般入試における選択科目について「日本史B、世界史B、地理Bから1科目選択」という制約を課している歴史学科（根拠資料 5-7 p.27）、系統別日程一般入試に際して傾斜配点を採用している全学科（根拠資料 5-7 p.7）、特別連携指定校推薦入試に際して国語の評定平均値を高め（3.8以上）に設定している日本語日本文学科等々）をしている。

障がいのある学生の受け入れ方針については、福岡大学全体の方針に従っている。人文学部また各学科独自の方針は特にないが、障がいのある学生が入学した場合、その障がい

## 第5章 学生の受け入れ

に応じて個別に対応している。

### <法学部>

学部としては大学案内をはじめとする各種広報媒体にアドミッション・ポリシーを明示し（根拠資料 5-2 p.46、5-3、5-8 見開き頁、5-9）、オープンキャンパス、高校への出張講義などを通じて、積極的にその周知に努めている。入学者に求める知識水準については、アドミッション・ポリシーのなかで、「法学および政治学を学ぶにふさわしい基礎的学力・社会的常識のある人」というかたちで示している。

#### アドミッション・ポリシー

法学部は、人材養成・教育研究上の目的を達成するために、

1. 人間性豊かな正義感・責任感の強い人
2. 現代社会の諸問題に問題意識を持ちその解決に強い意欲を有する人
3. 論理的思考力を身に付けたい人
4. コミュニケーション能力を身に付けたい人
5. 法学および政治学を学ぶにふさわしい基礎的学力・社会的常識のある人
6. 法学および政治学の専門知識を体系的に習得して社会貢献したい人
7. 国際社会において法学および政治学の専門知識を生かして活躍したい人の入学を求めています。

### <経済学部>

本学部の求める学生像は次のようなアドミッション・ポリシーとして大学公式ホームページで明示されている（根拠資料 5-3、5-10）。

#### アドミッション・ポリシー

経済学部は、次のような皆さんを私たちの学びの場に迎えたいと考えています。

1. 高い目標を持ち、将来に向けて自分を高める向上心を持った人
2. 経済への関心を有し、社会に貢献する志を持つ人
3. 情報を広く集めた上で、自らの言葉で考え語ることのできる人
4. 偏見のない広い心で世界と交流しようとする人
5. 友人と仲間を尊重し、自分を律することのできる人

### <商学部>

各年度に発行される「大学案内」の商学部のページにおいて、アドミッション・ポリシーを掲げている（根拠資料 5-2）。まず、将来どのような方向を目指す学生を求めているかについて4項目にわたって示している。そして、入学者に求められる知識や能力について2項目を示している。さらに、大学での学修のために入学者が高校の課程で履修しておくべき内容について、3項目を示している。また大学のホームページ上にも商学部が育成する人材について詳細に説明している（根拠資料 5-3、5-11）。

アドミッション・ポリシー

商学部および商学部第二部は、人材養成の目的を達成するために、次のような意欲を持った学生を広く受け入れます。

1. 地域に根差したビジネスリーダーを目指す人
2. 人間性豊かなマネジメントリーダーを目指す人
3. ビジネスマインドを持った国際教養人を目指す人
4. 働きながら商学を学びキャリアアップを目指す人

また、その受け入れに当たっては、次のような点を特に重視します。

1. 日本と世界の経済・社会問題に興味・関心を持ち、これらに関する幅広い知識を備えていること
2. 自らの関心や意見を言葉や数字などを使って的確に表現できること

さらに、商学部および商学部第二部での学修のためには、高校までの課程で、次のような点に留意して、勉学に励むことが求められます。

1. 高等学校で基本とされる教科を幅広く、着実に学んでいること
2. 現代社会およびその他の社会科の科目(地理や世界史、日本史、政治・経済)を深く学んでいること、基礎的な数学の力および語学力を身に付けていること
3. 商学系の高校やコースでは、簿記・会計やマーケティング・商業などの基礎をしっかりと学んでいること

また障がいのある学生の出願については「大学案内」やホームページ上に注意事項を記載し、必要に応じて受験時に特別の措置を講じている(根拠資料 5-2 p. 176、p. 180、p. 187、p. 192、p. 197、p. 198、5-12)。

<理学部>

本学部では、「自然界の様々な現象に目を向け、背景にある根本原理を探究する中で、物事を論理的に分析し、科学的に思考する能力を育成すること」を教育理念としており、大学案内、大学公式ホームページにて明示している。志願者の募集にあたっては、好奇心が旺盛で自然と向き合う態度・適性と基礎学力を持った学生を求めている(根拠資料 5-2 p. 70、5-3)。各学科に入学するにあたり、修得しておくべき知識などの内容・水準については入試要項に記載している。障がいのある学生も受け入れている。実験系の学科では障がいの程度に応じて面談をして入学の可否を判断している(根拠資料 5-7 p. 9、p. 20、p. 37、p. 43)。アドミッション・ポリシーは大学ホームページにも掲載されている(根拠資料 5-3、5-13)。

アドミッション・ポリシー

理学部は人材養成の目的を達成するために、

1. 高等学校段階で習得しておくべき基礎学力を身に付けている人
2. 数理や自然現象に興味・関心を持っている人
3. 幅広い教養、国際性、および専門分野についての高い能力を身に付ける意欲を持つ人の入学を求めています。

## 第5章 学生の受け入れ

### <工学部>

本学部では、「福岡大学の教育研究の理念を踏まえ、良心にもとづいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を育成する。」を教育理念として掲げ、この理念にもとづき、「工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すこと」を教育の目的としている（根拠資料 5-3）。その上で、次のようなアドミッション・ポリシーを定め、工学部のホームページ、大学案内で公開している（根拠資料 5-14、5-2 p.82）。

#### アドミッション・ポリシー

本学部は、人材養成の目的を達成するために、

1. 安心して暮らせる安全な社会を工学・技術で実現したい人
2. 環境・エネルギー問題の解決に取り組みたい人
3. ものづくりに興味をもち、実験・実習が好きな人
4. 工学を学ぶに十分な基礎的学力（数学、物理・化学、英語、国語など）を有する人
5. 情報処理とコミュニケーションの基本的スキルを有する人
6. 他人の意見を辛抱強く聞ける人

で、意欲のある活発で元気な人を求めています。（根拠資料 5-15）

本学部は、多様な入学試験を備えて受け入れ方針にかなう入学者の確保を目指しており、入試要項において各入試の出題範囲や推薦基準を明記し公表している（根拠資料 5-7）。

### <医学部>

医学科および看護学科の学生の受け入れ方針は明示されている（根拠資料 5-3、5-16、5-17）。

医学生には、知識を脈絡を持って理解し、正しいバランス感覚のディジションメイキングを醸成させることができ、且つ、基礎医学から臨床医学、地域医療から最先端医療、大きな枠組みで確実な知識と実践が求められている。

看護学科は、生涯にわたって主体的に学ぶ態度を培い、看護師としてのケアの提供だけでなく、ケアのコーディネーター、ケアのマネジメント、ケアをデザインすることができる基礎的能力を備えている人を求めている。

#### アドミッション・ポリシー

医学部は人材養成の目的を達成するために、

1. 医学・看護学を学ぶにふさわしい基礎学力と感性を備えている人
2. 優れた医療専門職者になろうとする高い意欲と探究心を有する人
3. 心豊かで創造性に富み協調性を身につけた責任感の強い人

の入学を求めています。（根拠資料 5-2 p.96、5-3、5-18）

### <薬学部>

本学部の教育理念および目標を達成するために、受入学生像を福岡大学大学案内（根拠資料 5-2 p.102）、薬学部ガイド（根拠資料 5-19 p.2）、薬学部ホームページ（根拠資料 5-3）等に公開し、明示している。また、同様の情報開示をオープンキャンパスならびに薬

学への招待等で、高校生、ご父母、高校教諭に対して行っている。

修得しておくべき知識等の内容・水準については、進学説明会および高校出張講義等で説明している。また、入学予定者に対しては、高校卒業までに修得しておく知識の確保・維持を促すような自己学習を情宣している。さらに、新入生に対しても、修得知識の内容を確認するためにプレースメントテストを実施して、学力水準を一定以上確保するためのリメディアル教育等の対策が講じられている。

アドミッション・ポリシー

薬学部は人材養成の目的を達成するために、

1. 思いやりと倫理観を備えている人
2. 薬剤師として医療に貢献したい人
3. 探求心の旺盛な人
4. 科学に関する素養を有する人

の入学を求めています。(根拠資料 5-20)

<スポーツ科学部>

スポーツ科学部では、アドミッション・ポリシーを次のとおり明示している。

アドミッション・ポリシー

スポーツ科学部は人材養成の目的を達成するために

1. スポーツを日常的に実践している人
2. スポーツや身体運動を対象に積極的に科学しようとする人
3. 競技スポーツにおけるパフォーマンスの向上を目指す人
4. 体育教員、スポーツコーチ、インストラクター、健康運動指導士などスポーツや健康全般にかかわる職種を目指そうとする人

の入学を求めています。(根拠資料 5-2 p.106、5-3、5-21)

また、学部長メッセージとしても、このアドミッション・ポリシーを具体化した内容が表現されている。(根拠資料 5-2 p.107)

研究科

<人文科学研究科>

各専攻の教育目標および教育内容(各教員の専門分野、担当科目等)、入試案内(入学定員、内容・方法等)を明示した「入学試験要項」を作成し、学内外に配布・問い合わせに供している。入学に際しての既修得知識内容・水準は明確に定めてはいないが、希望者には過去の入試問題の閲覧・複写を認めている。また、障がいのある志願者の受け入れに関しても、申し出に応じて現有条件(資源)内で可能な限りの配慮をしている(根拠資料 5-22)。

アドミッション・ポリシー

本研究科では、人間及び人間社会を対象とする人文諸科学の方法論を極めることにより、自由なしかも批判的な精神をもった教養ある専門人の養成を行う。

実際には、学部、修士・博士課程前期、博士課程後期という3つの段階の有機的な連携をはかり、大学院教育の実質化を強める。そのために、大学院への志願者の増加をはかるとともに、学生・院生と教員間の繋がりを日常の教育・研究指導の場において強化するよ

## 第5章 学生の受け入れ

うにつとめる。院生各人の個性と能力に応じた教育法を考え、その潜在能力を引き出すための努力を惜しまない。（根拠資料 5-4、5-23）

### <法学研究科>

学生の受け入れ方針はアドミッション・ポリシーとして定められている。そこでは、本研究科の人材養成及び研究教育上の目的に対応して研究者志望の志願者には研究能力と外国語能力を求め、専門職を目指す志願者、社会経験における問題意識から論文作成を目指す志願者には、それぞれの目指す領域の基礎的知識と能力を求めることを明示している（根拠資料 5-4、5-24 三つのポリシー、5-25、5-26）。

#### アドミッション・ポリシー

福岡大学の建学の精神を基本理念とし、教育活動の充実によって、わが国および国際社会に貢献できる高度の専門知識を備えた人材を養成することを目的とする。研究者や高度専門職業人の養成、社会人の再教育を主として目指している。研究者志望の志願者には研究能力と外国語能力を求める。専門職を目指す志願者、社会経験における問題意識から論文作成を目指す志願者には、それぞれの目指す領域の基礎的知識と能力を求める。

### <経済学研究科>

本研究科は、高度な研究者と専門的職業人の養成に取り組んでいて、旺盛な知的好奇心をもって積極的に研究に励む学生を受け入れている。留学生の受け入れに関しても積極的な姿勢で取り組んでいて、このようなアドミッション・ポリシーは受験生に明示されている（根拠資料 5-4、5-24 三つのポリシー、5-27、5-28）。

#### アドミッション・ポリシー

高度な研究者の養成、高度専門的職業人の養成、留学生の受け入れ等に関して積極的な姿勢で取り組み、社会の進展と多岐にわたるその新しい要請に対応してきた。特に、旺盛な知的好奇心と目的意識を持ち積極的に研究に取り組む学生の養成、地域社会や国際社会のなかで自己の能力を活用して貢献できる学生の養成を目指してきた。今後、一層多くの優秀な学生を確保し、本研究科をより高度化・活性化することは最も重要な課題である。また、入学・修了時期の弾力化について検討を行う。

### <商学研究科>

本研究科のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

#### アドミッション・ポリシー

商学と経営学に関する専門的知識と体系的思考力を備え、流動的で複雑さを増す現代社会をリードし、新しい社会を創造する、高い学識と卓越した能力を有する人材の育成を教育研究の理念とし、研究者と専門的職業人の養成ならびに再教育を目標とする。そのため、積極的で多様な動機を持った学生を受け入れ、その様々なニーズに応じたカリキュラムを提供する。通常の進学希望者のみならず、社会人や留学生の受け入れにも鋭意努力し、生涯学習と国際化のニーズに応えていく。

学生募集は、「大学院ガイド」や「ホームページ」および「大学院入学試験要項」で適切に周知している（根拠資料 5-4、5-29 p. 7、5-30、5-31、5-32）。

### ＜理学研究科＞

求める学生像は、三つのポリシーの1つであるアドミッション・ポリシーに、「自然や数理の諸現象に興味があり、問題解決に向けて積極的に取り組む人材を受け入れる。」と定められており、本研究科の募集要項や大学院便覧に明示されている（根拠資料 5-4、5-24 三つのポリシー、5-33、5-34）。

入学時に修得しておくべき知識等の内容・水準について、前期課程では、「一定の水準以上の学力」、後期課程では「探究心と目標とする研究を遂行するための能力」とアドミッション・ポリシーに示されている。

#### アドミッション・ポリシー

理学研究科では、自然科学・数理科学に関する深い学識を持ち、自立して研究活動を行い得る能力を持つ人材、及びその学術的素養を活かして社会で活躍できる専門的職業人を育成することを目的としている。

博士課程前期では、一定水準以上の学力があつて、かつ自然や数理の諸現象に興味があり、問題解決に向けて積極的に取り組む人材を受け入れる。特に成績優秀な学部学生には、3年次で飛び級制度、4年次では推薦入学制度を設けている。自然科学全般に関する広い見識の重要性から、他大学・他学部の学生や社会人・外国人留学生も積極的に受け入れる。

博士課程後期では、修士論文の内容の精査と面接審査等によって、探求心と目標とする研究を遂行するための能力の有無を見極め、かつ、問題解決に向けて意欲的に取り組む姿勢を評価する。また自然現象や数理の解明に興味を持ち、新しい考え方で研究を遂行する意欲のある社会人・外国人留学生も受け入れる。

### ＜工学研究科＞

工学研究科では、本学の教育研究の理念を踏まえ、「高度な専門知識の実践的活用がそれぞれ科学技術分野の発展に寄与するとの教育理念のもとに人材育成を行う。」を人材養成及び教育研究上の目的としている。その上で、次のようなアドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページ、大学院入学試験要項等で公開している（根拠資料 5-4、5-24 三つのポリシー、5-35、5-36）。

#### アドミッション・ポリシー

博士課程前期は、将来、企業等で研究・開発に携わる目標を持っている人、あるいは大学等の研究者を志向する人を対象とする教育を目指す。入学については各専門分野で必要な基礎学力と勉学の意欲を筆記試験および面接試験で判定する。学部の成績優秀者に対しては推薦入試制度、特に優秀な学生については飛び級入試制度を持つ。推薦入試は面接試験で行う。

博士課程後期は大学等の研究機関や企業の研究活動を主体的に支え、社会の学術の発展に貢献する事を目指す人を対象とする。博士課程後期への入学は筆記試験および面接試験により判定する。

### ＜医学研究科＞

博士課程、修士課程ともに学生募集で求める人物像・入学前に修得しておくべき知識等については、入試試験要項のアドミッション・ポリシーに明記している。障がいのある学

## 第5章 学生の受け入れ

生への考慮、健康状態への考慮等については明確な規定がない（根拠資料 5-37、5-38）。

### アドミッション・ポリシー

#### 修士課程

ヒューマンケアリングの学問を専門とする看護職は、人間の尊厳を重視して人々の心身の健康問題に焦点を当て、科学に裏打ちされた考える知、感性の知を統合した能力を培っていく必要がある。本専攻（修士課程）においては、看護を創造的、開発的に探究し続けることによって看護の質の向上に貢献する高度な実務家を育成する人材養成の観点から、以下のような人材を受け入れる。

1. 看護学の高い専門知識・技能を学修する意欲と生命の尊厳や病む人の心を理解する深い感性を有し、看護の質の向上と変革へ寄与する意思を持つ人。
2. 看護事象に関して明確な問題意識や課題を持ち、学習成果をもって、人々の健康増進に貢献する意欲のある人。
3. 看護学を基盤とした高度な実践的リーダー、看護管理者、又は臨床教育者を目指す人。

#### 博士課程

入学選考にあたっては、医学的な専門知識の上に疑問点の抽出、解決に向けての柔軟で論理的な思考力と豊かな創造性を発揮して研究を遂行する能力を評価する。さらに医科学に対する興味、好奇心と目標とする研究を遂行するための意欲、前向きな姿勢を見極める。

医科学はきわめて多様性に富む学問であるため、医学部以外出身者や社会人として医療に携わっているひとたちにも広く門戸を開き、新しい考え方で医学研究を遂行できる人材を受け入れる。

最近の研究は、日本内外の研究機関と共同で実施されることが多く、その基本となる情報収集、情報交換のためには、国際用語である英語（独・仏語）の能力を必要とする。

### <薬学研究科>

アドミッション・ポリシーとして、大学院便覧（根拠資料 5-24 三つのポリシー）、研究科ホームページ（根拠資料 5-32）、入学試験要項（根拠資料 5-39）にて明示している。

### アドミッション・ポリシー

薬学に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて、広く医療の進展に寄与するとの理念の下で、修士課程においては、創薬科学系・健康科学系研究者及び技術者を育成するとともに総合的薬学専門力を強化することによって薬剤師職能の拡大・高度化を図る。博士課程においては、医療現場における様々な課題に迅速かつ適切に対応できる高度な専門知識と優れた研究能力を備えた薬剤師の養成を主たる目的とする。この理念・目的に基づき、本研究科では創薬科学、健康科学、基礎薬学と医療薬学を包括した総合的研究・教育プログラムを展開することで、高度化医療に対応できる薬剤師のみならず、医療に対する深い知識と問題解決能力を有する多様な分野の研究者・教育者・専門職業人の育成を行う。

なお、本研究科にて学修し、研究する学生に望ましい資質は次のとおりである。

1. 医療に関わる人として、高い倫理観と豊かな人間性を備えている。
2. 学修に意欲があり、研究に興味と熱意がある。
3. 薬学あるいはそれに関する基礎的学力があり、研究に関する基礎的技術がある。

4. 薬学部以外の出身者であっても、薬に興味を持ち、これを積極的に学び、研究する意欲がある。
5. 自らの研究をもって国民に健康と福祉に貢献していきたいとの意思がある。

#### <スポーツ健康科学研究科>

入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示は特に行われていない。また、障がいのある学生が入学した実績もないことから特にその受け入れ方針は定めていない。

アドミッション・ポリシーについては、大学のホームページ等で明示している（根拠資料 5-4、5-24 三つのポリシー、5-40）。

##### アドミッション・ポリシー

博士課程前期では、競技スポーツ・学校体育・地域スポーツ・医療等の指導現場において高度な知識と技術を基に、科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を行う。そして、博士課程後期では、健康増進や疾病・障害の治療・予防・再発防止を目的とした運動の開発・実践に関する研究や、ライフステージに応じたスポーツパフォーマンスの向上を目的とした研究活動を行える研究者の養成を行う。

そのため、体育・スポーツ科学関連学部の卒業生のみならず、広範囲からの領域の学生の獲得を目指している。特に、社会人や外国人の受け入れには積極的に対応する。

#### <法曹実務研究科>

「大学における所属・出身学部の専門分野ないし社会における職業や活動の専門分野を問わず、法曹として地域社会の法的問題を適切に処理することができる能力の修得を目指す意欲と熱意を有すること」をもって求める学生像を明示することにより学生の受入方針を明示している（根拠資料 5-4、5-41、5-42、5-43）。

##### アドミッション・ポリシー

大学における所属・出身学部の専門分野を問わず、社会における職業や活動の専門分野を問わず、法曹として地域社会の法的問題を適切に処理することができる能力の修得を目指す意欲と熱意をもつ多様なバックグラウンドを有する学生および社会人を積極的に受け入れ、法学純粋未修者に対する教育を中心とする体制をとります。

**(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。**

**大学全体**

学生募集活動としては、「福岡大学入学センター規程」第2条、第3条にもとづきその活動を行っている（根拠資料 5-44）。「文部科学省：平成26年度大学入学者選抜実施要項」第10-1 募集要項の事項を尊重し（根拠資料 5-45 p.5）、本学が求める学生像を「ホームページ」（根拠資料 5-1）、「大学案内」（根拠資料 5-2 p.7）等に記し、単独・連合進学説明会や高校訪問の際にその情報の提供に努めている。

また入学者選抜に関しても、「文部科学省：平成26年度大学入学者選抜実施要項」事項（根拠資料 5-45）を尊重すると共に、「福岡大学学部入学者選抜に関する規程」（根拠資料 5-46）に則り、①入学判定委員会（学部入学者判定の原案作成）、②各学部教授会（判定原案の審議）、③大学協議会（判定）の機関決定の後に合格発表という手順で、入学者の判定処理を行っており、いずれも規程・規約にもとづく適正な手続きを行っている。

**学部**

**<人文学部>**

前述した「受け入れ方針」にもとづき、基本的に各学科とも「一般入試（系統別日程、前期日程、後期日程）」、「大学入試センター利用入試」、「センタープラス型入試」、「A方式推薦入試」、「指定校推薦入試」、「特別連携指定校推薦入試」、「附属校推薦入試」、「スポーツ特別推薦入試」、「社会人入試」、「帰国子女入試」、「編・転・学士入試」、「学部留学生入試」といった各種入試制度を整え（ただし、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科は指定校推薦入試を、教育・臨床心理学科は社会人入試および帰国子女入試を、行っていない）、こうした多種多様な入試形態を通して学部そして各学科で学ぶにふさわしい学生の募集および選抜を行っている。

また、選抜方法が厳正かつ客観的なものであるよう、複数の教員が筆記試験の問題作成、採点そして面接試験に当たっており、透明で公正な入試システムを確立している。指定校推薦入試・特別連携指定校推薦入試については、毎年当該学生の修学状況を各学科においてチェックし、指定校設定が適切なものであるかどうかを確認している。

**<法学部>**

学部の受け入れ方針にもとづく学生募集・入学者選抜が行われているのは、AO入試と推薦入試においてである。AO入試では、小論文作成・グループディスカッション・自己推薦書提出・面接などを実施し、他の入試制度にはない総合的な視点からの独自の選抜を行っている（根拠資料 5-47 p.2）。推薦入試の募集定員は30%の枠内にとどまっている（根拠資料 5-48）。A方式推薦入試への出願にあたっては、学部として基準となる評定平均値を明示し、学生の受け入れ方針との整合性を図っている（根拠資料 5-49 p.2）。

**<経済学部>**

学生募集は、本学の入学センターを通して行っている（根拠資料 5-44）。

入学者選抜方式は、一般入試（前期日程、後期日程、センター利用、系統別入試）、推薦

入試（A方式、B方式、指定校、附属校推薦、スポーツ特別推薦）、その他（帰国子女入試、社会人入試）からなる（根拠資料 5-2 p. 169～223）。入学者選抜において一般試験が中心となっているが、これは入学後の学習のために一定の基礎学力が必要であるためである。アドミッション・ポリシーでは、学力以外の部分が強調されているが、それは推薦入試において評価される。特にB推薦では、作文と面接で選抜が行われるので、学生の意識や人間性を見ることができる（根拠資料 5-2 p. 200）。このように一般試験では学力を、推薦入試では人間性や学習意欲を重視する入試形態となっている。

入学試験については、募集から選抜まで入学センターが中心になって運営されている。学部教員は入試問題の作成と試験日当日の監督・面接を行う。このように全学的組織としての運営であるので、公正性は全般的に十分に保証されている。

#### <商学部>

各年度に発行される「大学案内」において、本学部の入試制度ならびに前年度の入試結果を明示している（根拠資料 5-2 p. 167～230）。入学者選抜に関しては、アドミッション・ポリシーにもとづいて各種の入学試験を実施し、本学部が求める学生を公正に選抜している。まず入学試験ごとに実施委員会を設けて合格判定案を作成し、これをもとに商学部教授会が最終的な合否を決定し、公平性を確保している（根拠資料 5-50、5-51）。入試での監督者および面接者は、教授会で決定され、恣意性が排除されている。面接は、複数の教員が担当し、合議により評価を下すことによって、客観性を高めている。実施委員会では、各々の面接者による評価を全体で検討して、評価の偏りを排除している。

#### <理学部>

学生募集および入学者選抜方法については、大学公式ホームページおよび大学案内等に学生の受け入れ方針と入学試験一覧を公開している（根拠資料 5-2 p. 70、p. 167～223、5-3、5-13）。公平を期すために全ての問題および解答を示した「入学試験問題集」を毎年公刊している（根拠資料 5-52）。理学部にふさわしい個性のある人材を選抜するために多様な入試選抜方法として、A方式推薦入試、指定校推薦入試、附属推薦入試、スポーツ特別推薦入試、一般入試（前期および後期）、大学入試センター試験利用入試（センタープラス型入試を含む）を導入している（根拠資料 5-2 p. 169～170、5-7、5-49、5-53、5-54）。

推薦入試についてはA方式推薦入試、指定校推薦入試、大濠高校附属推薦入試、若葉高校附属推薦入試の制度が有り、一回の試験では評価の難しい学習意欲や将来についてのビジョンを持つ生徒を集めるように努力している（根拠資料 5-49、5-53、5-54）。

近年の受け入れ実績は推薦入学 33%、センター利用 5%、一般入試 62%程度と適正である。入学者選抜を公平に行うために採点は学内の教員が分担して行い、その際に志願者の名前が一切分からないように採点を行っている。合計点は採点者には分からないようにし、疑義が入らないようにしている。

#### <工学部>

本学部では、受け入れ方針に従って入学試験によって選抜を行っている。入学試験の制度として、一般入試、推薦入試、大学センター試験利用入試、センタープラス型入試、帰

## 第5章 学生の受け入れ

国子女入試、社会人入試、編・転・学士入試、学部留学生入試があり、多様なニーズに応じた入学試験を行っている。入学試験は、全学組織である入学センターが統括し学部と連携しながら公正かつ適切に実施され、入学者の選抜を行っている。推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、編・転・学士入試、学部留学生入試では面接を課しているが、面接では学部長、入学センター委員に当該学科教員を加えた複数の教員で実施している（根拠資料 5-2 p.167～223、5-7、5-49、5-55）。

学生募集方法は、入学センターのホームページ、大学案内において広く入試情報を公開するとともに、九州圏をはじめ全国の主要都市で進学説明会を開催し公平に志願者を募っている。また、入試情報には、直近の入学試験における志願者数、合格者数、合格最低点等を公表し透明性を確保している。平成 25（2013）年度よりインターネットによる出願を導入し、志願者にとって簡明な出願方法を実施している（根拠資料 5-2 p.167～230、5-56、5-57、5-58）。

### <医学部>

入学者選別は正しく行われている。医学科は系統別入試 70 人、センター試験利用（I 期）10 人、A 方式推薦 30 人（地域枠推薦入試 10 人を含む）、計 110 人で行われる（根拠資料 5-7 p.1、5-49 p.1）。特にセンター試験利用と系統別一般入試においては、競争率が 40～43 倍と激しく、医学部人気を示している。特に本年からインターネット出願に加え、地方入試会場の拡大がこれらに影響しているものとする。

看護学科は、人の生活や人の生命、尊厳に関わる学びを深められる、幅広い知識や経験、高い学習意欲を持つ人を受け入れるため、多様な入試形態を取っている。系統別入試 5 人、一般入試前期日程 62 人、センター利用入試 10 人、A 方式推薦 16 人、指定校推薦、附属校推薦、特別連携指定校計 100 人の募集に対し選別が行われる（根拠資料 5-7 p.1、5-49 p.1）。開学時から高い競争率を維持し、毎年、優秀な学生が入学しているので入試形態の改正は適切である。

### <薬学部>

学生の募集においては、福岡大学大学案内（根拠資料 5-2 p.167～230）、薬学部ガイド（根拠資料 5-19）、福岡大学入試情報サイト（根拠資料 5-56）、オープンキャンパスおよび薬学への招待等で情宣し、入学試験要項（根拠資料 5-7）にて入学者の選抜方法を明記している。入試制度においては、推薦入試の募集人員が 70 人（入学定員の約 3 割）、一般入試の募集人員が 160 人（入学定員の約 7 割）で、社会情勢を適宜把握・反映した入試形態別制度が実施されている。入学試験問題は、各科目とも関連学部から選出された委員で作成されている。また、入学試験問題の検証を外部機関に委託し、入学試験事後検討会を全学レベルで開催する等、次年度の出題に活かす体制を採っている。

入学者選抜が公正・公平であり、またその透明性を確保するために、合格者は、学部長および学部入学センター委員との協議をもとに入学センターで作成された原案を教授会で審議した後、最終的に大学協議会で承認・決定されている。また、入学試験結果を公表するとともに、入学試験問題集（根拠資料 5-52）を発行して解答などを公開している。

### ＜スポーツ科学部＞

入学者の受け入れは、学部の教育理念・教育目標に沿ったものでなければならず、アドミッション・ポリシーにもとづいた入学選抜基準を設け多様な入試形態による入試制度を展開している。

現状、学部としては一般入試前・後期日程、一般入試系統別、大学入学センター試験利用入試の一般入試4種、A方式推薦入試、指定校推薦、スポーツ特別推薦入試、及び附属校推薦入試(大濠、若葉)の推薦入試4種、そしてA0入試1種と9種別の入試制度を導入し、平成27(2015)年度入試からは既存の出願時期とは異なるセンター試験利用入試も導入することとなっている(根拠資料5-2 p.167~230)。

一般入試では、高度なスポーツ医科学分野における情報発信が出来る人材となるべく、学力を有する者を選抜することを意図している。また、推薦入試では、全国レベルのトップアスリートや、優れたスポーツ指導者の養成を目指した入試形態となっている。そして、A0入試では、公開練習会や特別講座を受講した後に、面接やグループディスカッション、調査書や志望動機書により、選考を行っており、学部のアドミッション・ポリシーをより理解した者の選抜を企図したものといえる(根拠資料5-2 p.167~230)。

また、平成26(2014)年度入試からは全学的にインターネット出願を導入し、本学部も利用している。このことにより、一般入試における受験者減少を最小限に留めているものとする。

多様な入試形態を用いながらも、入学センターとも連携を図りながら、計画的に入試形態別に合格判定を実施し、その原案を学部教授会に諮ることで透明性を確保している状況にある。

## 研究科

### ＜人文科学研究科＞

学生の受入方針にもとづき、推薦入試(7月、教育・臨床心理専攻)、秋期入試(9月、全専攻)、春季入試(2月、全専攻)の3回の入学試験を実施している。通常委員会において入試毎の試験問題作成・試験監督・採点者、専攻毎の合否判定基準をあらかじめ定め、結果を通常委員会の審議を経て合否を決定する手続きをとるなど入学者を適正・公正に選抜している(根拠資料5-22、5-59)。

### ＜法学研究科＞

学生募集は、大学院ガイドと入学試験要項の頒布によるほか、大学院ホームページ、オープンキャンパスを通じても行っている(根拠資料5-25、5-29、5-60、5-61)。

入学者選抜にあたっては多様な入試形態を採用している。一般入試と社会人入試に加えて、外国人留学生入試、早期卒業入試(博士課程前期のみ)、資格特別配慮入試、学内特別選考入試(博士課程前期のみ)、及び推薦入学(博士課程前期のみ)がある。選抜方法として学科試験、小論文試験、外国語試験、面接試験がある。一般入試、早期卒業入試及び外国人留学生入試では、学科試験と外国語試験及び面接試験が課される。社会人入試では小論文、学科試験、及び面接試験が課される。資格配慮特別入試では学科試験と面接試験が課される。学内特別選考入試、及び推薦入学では書類選考と面接試験で選考している(根

## 第5章 学生の受け入れ

拠資料 5-25)。試験の出題・採点担当者を含む全教員が面接試験に同席し、そこで結果の講評がなされる。全教員が受験者情報を共有することにより選考の適切性、透明性の確保が図られている（根拠資料 5-62、5-63）。

### <経済学研究科>

入学試験の合否判定基準は、専門科目、外国語、そしてその合計点別に明確な基準が提示されていて、面接も通常委員会の構成員全員で実施している。個別受験生に対する合否判定も合否判定基準に沿って通常委員会の構成員全員によって確認が行われている（根拠資料 5-64）。

### <商学研究科>

商学研究科博士課程前期では、入学試験を毎年9月と2月の年2回実施している。

一般入学試験においては、外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）、志願専修科目に関する専門科目および面接を行っている。

社会人入学試験においては、志願専修科目に関する専門科目、筆記試験および面接を行っている。

外国人留学生入学試験においては、外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）、志願専修科目に関する専門科目および面接を行っている。なお、外国人留学生入学試験・社会人入学試験の外国語の受験には、本学所定の辞書を貸与している。

推薦入学試験においては、書類選考および面接を行っている。

商学研究科博士課程後期では、入学試験を毎年2月に1回実施している。

一般入学試験では、外国語（第1外国語：志願専修科目の属するグループの1問（必須）と、その他のグループから出題される問題を1問選択）と第2外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）と志願専修科目に関する専門科目（但し、他大学院出身者へのみ専門科目についての論文試験を行う）および面接（修士論文についての口頭諮問を実施する）を行っている。

社会人入学試験では、外国語（第1外国語：志願専修科目の属するグループの1問（必須）と、その他のグループから出題される問題を1問選択）と第2外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）と志願専修科目に関する小論文および面接（修士論文についての口頭諮問を実施する）を行っている。なお、社会人入学試験の外国語の受験には、本学所定の辞書を貸与している。

外国人留学生入学試験においては、外国語（第2外国語の英語）、志願専修科目に関する専門科目（他大学院出身者のみ、専門科目について論文試験を行う）および面接を行っている。

このように商学研究科では、公正かつ適切に入学者の選抜を行っている（根拠資料 5-31、5-65）。

### <理学研究科>

理学研究科入学試験要項（根拠資料 5-33）を、毎年7月から大学院ホームページで公開するとともに希望者に郵送している（根拠資料 5-66、5-67）。学生の受け入れ方針は、アド

ミッション・ポリシーとして入学試験要項に掲載されている。入学者選抜は、国内大学の卒業予定者と外国人留学生を対象に、博士課程前期、後期ともに秋季（9月）と春季（2月）の2回行っている。博士課程前期では、優秀な学生の進学を促進するために、他大学の学生も受験可能な学部3年次生の「飛び級入学試験」を春季に行っている（根拠資料5-33 p.8～10）。加えて、本学の理学部卒業予定者で成績優秀な者を、学部からの推薦によって入学させる「推薦入学」も7月に実施している。学生募集と入学者選抜の適切性は、合格判定を行う通常委員会で検証されている（根拠資料5-68、5-69、5-70）。

### <工学研究科>

本研究科では、受け入れ方針に従って入学試験によって選抜を行っている。博士課程前期及び修士課程では、一般入試、推薦入試がある。また、特に優れた学生を3年次から大学院に受け入れる飛び級入試も、平成3（1991）年から導入している。社会人に対しては、大学卒と同等の資格を有する実務経験3年以上の者に対して、小論文と面接で入試判定を行う社会人入試を行っている。博士課程後期では、一般入試と社会人入試を行っている。修士と同等の資格を有する者に対しては、小論文と面接で入学判定を行っている。博士課程後期の入学者の8割は社会人入学者であるが、就学状況、最終的な博士学位審査状況から、教育目標は達成されており、適切に運用されている（根拠資料5-36）。

### <医学研究科>

出願資格は大学院入学試験要項に明記している。出願者のうち、書類による厳正な審査を合格した者のみに受験資格を与えている。選抜試験は、外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1カ国語）筆記試験、小論文、面接の3科目を実施している。成績優秀者等に対する学内外推薦制度の導入や留学生特別枠の入学試験の実施を行っていない点が入試の多様化やグローバル化の面でやや不適切である。平成18（2006）年度より社会人入学を認めているが、社会人入学試験は導入していない。外国語で120点以上、小論文、面接で合格の判定を得た場合のみを入学可能としている（根拠資料5-37）。

### <薬学研究科>

学生募集と入学者選抜に関しては、その詳細を入試要項および研究科ホームページに掲載している（根拠資料5-39、5-71）。

修士課程においては、旧4年制薬学部卒業生および他学部（4年制理系学部）卒業生が主な対象者となるが、これを含めて10項目の条件のいずれかに該当する者を広く募集している。また、博士課程においては、主な受け入れ対象は6年制薬学部卒業生であるが、これを含めて4項目のいずれかに該当する人材を求めている。

入学者選抜方法は、受け入れ項目に応じて、口頭試問、専門科目、外国語（英語）、小論文のいくつかを実施し、点数化して合否を判定する。

入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準は明示されていないが、これが必要と予想される他学部の卒業生等に関しては、事前に研究科に問い合わせ関連教員の説明を受けた上で出願の手続きをすることとしている。

## 第5章 学生の受け入れ

### <スポーツ健康科学研究科>

入試形態別に選抜の趣旨や選抜方法が入試要項に明示されており、学生募集および入学者選抜は適切に行われている（根拠資料 5-72）。

### <法曹実務研究科>

学生の受入方針を公開しつつ学生募集をするとともに、入学者選抜においても、法律的な専門知識の多寡ではなく、論理的かつ合理的な思考力・分析力・判断力・表現力という実務法曹としての基礎的能力及び資質を適正かつ公平に評価するため、法科大学院適性試験第1部から第3部の成績のほか、小論文試験、適性試験第4部の成績または面接試験、自己評価書及びその他の資料にもとづいた多角的側面からなる事前に確定した選考基準により実施する方法を用いている（根拠資料 5-42）。

**(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

**大学全体**

入学定員については、「福岡大学学則」第17条（根拠資料5-73）に定められている人員を入試形態毎に募集人員として、「ホームページ」（根拠資料5-74）、「大学案内」（根拠資料5-2 p.170）、「入学試験要項」（根拠資料5-7）等に掲載している。

また、在籍学生数が収容定員を超過しないよう入学者数を決定している。

**学部**

**<人文学部>**

定員に合致するように学生を受け入れる努力は従来から不変である。仮に、ある年度の入学者が定員を超えた場合、次年度には合格者数を少なめに見込む等の措置を取り、定員に在籍者数が見合うよう常に努めている。各学科、また学部全体でも、これまで受け入れ学生数が定員を極端に上回ったことはないし、定員割れという状況に陥ったこともない。平成26（2014）年5月1日付け学部全体での定員充足率は1.13で、適切な数値を保っている。学科毎の定員充足率については「大学基礎データ」を参照。

**<法学部>**

平成26（2014）年度の本学部の募集定員は、法律学科400人、経営法学科200人の合計600人である。平成26（2014）年度入学者は、法律学科438人（推薦170人、一般268人）、経営法学科219人（推薦87人、一般132人）であった。平成26（2014）年度の入学定員超過率は両学科ともに1.10、4年間の平均定員超過率は法律学科1.13、経営法学科1.18である（根拠資料5-75）。

**<経済学部>**

平成26（2014）年度の本学部在籍者数の収容定員に対する比率は、経済学科で1.19、産業経済学科で1.22となっている。どちらの数値も適正と思われる。

**<商学部>**

教育の充実を図るために、定員の調整を実施している。平成19（2007）年度と平成20（2008）年度において、各年度ともに商学科で10人、経営学科で10人、貿易学科で20人の定員削減を実施した。そして商学部第二部改革並びに会計専門職プログラム導入に伴って、平成24（2012）年度に商学部第二部で35人の定員を削減するとともに、商学科で10人、経営学科で20人、貿易学科で5人の定員増を実施した。

平成25（2013）年度までの過去5年間平均でみた定員に対する入学者数比率は商学部1.14、商学部第二部1.17となっている。また平成25（2013）年度の収容定員に対する在籍学生数の比率は、商学部と商学部第二部ともに1.19となっている。

**<理学部>**

応用数学科の定員は数学科45人、社会数理・情報インスティテュート15人、物理科学科

## 第5章 学生の受け入れ

は物理科学科 50 人、ナノサイエンス・インスティテュート（物理科学）10 人、化学科は化学科 50 人、ナノサイエンス・インスティテュート（化学）10 人、地球圏科学科は 60 人であり、4 年間合計で各学科 240 人である。

平成 26（2014）年度一般入試の志願者数は定員のほぼ 10 倍であり、合格者の人数から倍率は、系統別日程 2.5～5.0 倍、前期日程 1.7～6.5 倍、後期日程 1.7～14.0 倍、大学入試センター利用 2.3～3.7 倍であり、適正である（根拠資料 5-2 p.210～211）。

各学科の定員 60 人に対する入学定員超過率はほぼ 1.1 倍であり適正な範囲にある。平成 25（2013）年度の在籍者数は定員のほぼ 1.2 倍であり、適正な範囲にある。

### <工学部>

本学部各学科の学生定員は、電子情報工学科が 140 人でその他の 5 学科はそれぞれ 100 人である。工学部の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.13 であり、平成 26（2014）年度における収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15 である。各学科では基礎学力を養成する教育の充実、担任制やアドバイザー制、修学指導による学生の修学および生活状況の把握と改善を図り、進級できない学生の減少に努めている。

### <医学部>

本学部医学科の平成 26（2014）年の学生数は、1 年生 112 人、2 年生 127 人、3 年生 120 人、4 年生 105 人、5 年生 106 人、6 年生 98 人、計 668 人である。定員数 660 人に対し、わずかしかオーバー（+1.2%）していない。医学科の入学システムは良好で、在籍学生数を収容定員にもとづき適正に管理している。

看護学科の学生数は、1 年生 110 人、2 年生 105 人、3 年生 110 人、4 年生 110 人、計 435 人である。定員数 400 人に対し、在籍者数は 435 人である。定員数に対する在籍者数の倍率は 1.08 で 1.25 を超えていないが、教員数が減っているため、演習科目や実習科目の教育に影響している（根拠資料 5-76）。

### <薬学部>

社会あるいは本学の情勢を適宜把握し、入学試験形態別の募集定員が設定されている（根拠資料 5-2 p.170）。

平成 21（2009）、22（2010）、23（2011）、24（2012）、及び 25（2013）年度の入学者数は、237 人（超過率 1.03）、245 人（超過率 1.07）、256 人（超過率 1.10）、232 人（超過率 1.01）及び 283 人（超過率 1.23）である。在籍学生数の過剰に対しては、クラス編成・教室割りなど、学生が不利益を被らないように適切な対策が講じられている。

### <スポーツ科学部>

学部定員は 280 人（スポーツ科学科 210 人、健康運動科学 70 人）と、平成 19（2007）年度入学者より 30 人（スポーツ科学科のみ）に定員を増加させてから変更はされていない。

入学定員の管理に関しては、学部と入学センターとで行い、過去の入学者の歩留りより算出している。過去 4 年間の入学者数及び充足率は、平成 23（2011）年度 315 人 1.13、平成 24（2012）年度 309 人 1.10、平成 25（2013）年度 328 人 1.17、平成 26（2014）年度 310

人 1.11 と、20 人程度の幅はあるものの、安定した状況にあるものと考えられる。

## 研究科

### <人文科学研究科>

専攻毎に前期・後期両課程の定員を定めているが、時代の動向や要請等の反映か、専攻間の志願者・入学者数のバラツキが大きい。ここ数年、全 7 専攻中、史学(1.41)、教育・臨床心理(1.38)、英語学・英米文学(0.75)は安定して定員が確保されているが、反面、日本語日本文学(0.46)、社会・文化論(0.56)や特に独語学・独文学(0.16)、仏語学・仏文学(0.13)では定員を大きく下回る状態が続いている。それは収容定員に対する在籍学生数にも反映され、全体としてバランスを欠く状態にある。これら定員未充足の専攻にあつては、目下、対応を検討中であるが、目下のところ良策は得られていない。( )は平成 23 (2011)～26 (2014) 年度入学者数の定員充足率を示す。

### <法学研究科>

博士課程前期では 12 人の定員に対して平成 26 (2014) 年度には 8 人が入学し、充足率は 0.67 である。ここ数年は 8 人から 10 人が入学し、充足率は 7 割弱から 8 割をコンスタントに推移している。博士課程後期では、長らく充足率が低迷してきたが、平成 26 (2014) 年度には定員 3 人のところ 3 人が入学し、充足率は 100%となった。これは定員を平成 26(2014) 年度から適正化したことによる。未充足に関しては入試形態の多様化などによって対応している(根拠資料 5-77)。

### <経済学研究科>

大学院前期課程においては受験者も多く、定員を上回る学生が入学試験に合格している。後期課程においては在籍学生数が定員を下回っているが、その充足率減少への対応として奨学金制度の拡充や博士課程後期の研究指導教員資格を持つ教員数の拡大などの対策に取り組んでいる(根拠資料 5-77)。

### <商学研究科>

本研究科の在籍者数を平成 26 (2014) 年度と比較可能な平成 24 (2012) 年度とを比較すると、博士課程前期が収容定員 30 人に対して 34 人から 39 人に増加している。博士課程後期は収容定員 15 人に対して両年度とも 10 人である。

収容定員に対する在籍者数の比率 (B/A) は、博士課程前期については 1.13 から 1.30 となっており、博士課程後期については両年度とも 0.67 となっている。

		入学定員	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A
前期課程	2012 年度	15	30	34	113.0
	2014 年度	15	30	39	130.0
後期課程	2012 年度	5	15	10	66.7
	2014 年度	5	15	10	66.7

これらの学生とは別に、商学研究科では、大学院科目等履修生を 3 人、外国人研究生を 3

## 第5章 学生の受け入れ

人、受け入れている（根拠資料 5-78、5-79）。

### <理学研究科>

本研究科の定員に対する在籍学生の平成 26（2014）年度における充足率は、博士課程前期が 0.77、博士課程後期が 0.18 である。両課程でともに在籍学生が定員数を満たしていない。そこで、入学試験を秋季（9月）と春季（2月）の2回実施し、受験機会を複数化している（根拠資料 5-33）。また、成績優秀な学部3年次生を他大学からも受け入れる「飛び級入学試験」を実施している（根拠資料 5-33 p.8～10）。さらに、本学の理学部卒業予定者で成績優秀な者を、学部からの推薦によって入学させる「推薦入学」も実施している（根拠資料 5-80）。

### <工学研究科>

本研究科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、博士課程前期及び修士課程で 1.40、博士課程後期では 0.33 である。

### <医学研究科>

博士課程のこの5年間の定員管理状況を表に示す。入学定員に対する充足率は、0.77～1.27（平均 0.94）であり、ほぼ適正な定員設定が行われていると言える。

医学研究科の過去5年間の定員管理状況

平成年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入学定員（人）	30	30	30	30	30
受験者（人）	32	38	23	34	26
合格者（人）	32	38	23	34	26
入学者（人）	32	38	23	34	26
定員充足率（%）	106.7	126.7	76.7	102.0	86.7
合格率（%）	100	100	100	100	100

一方、平成 26（2014）年度の在籍者数は1年次 26人、2年次 33人、3年次 23人、4年次 37人の計 119人であり、ほとんど偏りは見られない。専攻分野別にみると、人体生物系 7人、生体制御系 12人、病態構造系 19人、病態機能系 23人、社会医学系 6人、先端医療科学系 52人であり、臨床系にかなりの偏りがある。また2年続けて定員割れが見られる。社会人の入学状況はこの5年間で 102人であり、うち医師 88人、看護師 4人、医療技術職員 2人、その他 8人である（根拠資料 5-81）。

修士課程のこの4年間の定員管理状況を表に示す。入学定員に対する充足率は、教員の減少による入学者からの時期（H26）を除き、0.83～1.33（平均 1.06）であり、ほぼ適正な定員設定が行われていると言える。

## 医学研究科の過去5年間の定員管理状況

平成年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入学定員(人)	6	6	6	6
受験者(人)	5	8	6	0
合格者(人)	5	8	6	0
入学者(人)	5	8	6	0
定員充足率(%)	83.3	133.3	100	0
合格率(%)	100	100	100	0

一方、平成26(2014)年度の在籍者数は1年次0人、2年次11人である。また今年度は入学希望者が0人であった。社会人の入学状況はこの4年間で18人であり、うち看護師9人、教員(大学、専門学校等)6人、保健師2人、その他1人である。

## &lt;薬学研究科&gt;

定員は、修士課程5人、博士課程6人となっている。修士課程は、平成22(2010)年度(開設年度)～平成26(2014)年度の5年間の入学者の平均は3.2人で、定員の64%であった。また、博士課程は平成24(2012)年度(開設年度)～平成26(2014)年度の3年間の入学者の平均は5人で、定員の83%であった。両課程ともに平成26(2014)年度は、前年度より減少している。

修士課程においては、本学理系学部からの推薦入学試験も実施しており、受験希望学生の推薦を該当部長に依頼している。平成23(2011)年度には、2人の理学部卒業生の入学があった。

## &lt;スポーツ健康科学研究科&gt;

博士課程前期は例年ほぼ収容定員以上を確保している。博士課程後期に関してはやや収容定員数を下回っている。博士課程後期に関しては入学者増に繋がる方策を模索している。学士課程に大学院早期履修制度を設け、博士課程後期への橋渡しを実施している(根拠資料5-82、5-83)。

## &lt;法曹実務研究科&gt;

平成26(2014)年度の入学者募集定員は20人であり、これにより同年度から収容定員は80人となっており(1年次20人・2年次30人・3年次30人)、これに対する在籍学生数は28人であり(1年次10人、2年次8人、3年次10人)、収容定員に対する在籍学生数比率は、0.35である。よって、少人数指導を徹底する面では適切性を有する比率となっている。

かように、定員に対する在籍学生数が過剰であるという問題は皆無である一方で、未充足率は50%を超えている(根拠資料5-81)。

**(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

**大学全体**

学生募集、入学試験実施段階での問題点については、全入試日程終了後に入学センター運営委員会で審議・検討している。入学センター運営委員会が各学部教授会と連携を保ちフィードバックしながら、変更・改正点を上部協議機関（大学協議会）へ上程している（根拠資料 5-84）。

**学部**

**<人文学部>**

各学科では定期的に「学科会議」が開催され、そこでは各種入試制度における募集人員の割り振りや各種指定校の選定に関する検討が定期的になされている。さらに、各学科は学部選出の入学センター委員を通じて毎年入学センターとも協議をしており、募集方法および選抜方法が適切であるか、時代の要請に応えつつ各学科の理念を実現できているか、定員は適切であるか、といった事柄を定期的に検証している（根拠資料 5-85）。

学部全体では、上述の検証を踏まえ、年度末に各学科から提出される「入試制度別募集人員案」をもとに翌年度の「人文学部入試実施要項」を作成し、新年度4月の学部運営委員会でこれを最終確認した後、同月の学部教授会にて「要項」が確定される。なお、「要項」は5月の入学センター運営委員会を経て、同月の大学協議会で最終決定される（根拠資料 5-84、5-86、5-87）。

**<法学部>**

毎年4月から5月にかけて、各種の入試制度につき、入学センターからの制度案を学部内の委員会および教授会において検討・審議し、入試制度が本学部の受け入れ方針と整合性をもつかをチェックしている（根拠資料 5-48、5-88）。

**<経済学部>**

学部として独自の定期的検証は行っていないが、全学的には入学センターによって毎年入試制度が改正されているので、毎年検証されており問題はない（根拠資料 5-84）。

**<商学部>**

各種入試制度ごとに入学生の追跡調査を実施して、入試形態ごとに入学後の成績の相違を把握し、制度改革のためのデータを蓄積するとともに、改正を実施している。特に指定校推薦においては、入学者の1年次のGPAを把握して、毎年定期的にこの値や推薦実績を検証し、一定水準を満たさない高校に対しては是正を求め、さらに一定の基準を満たさない場合は指定校を廃止している。AO入試については、受け入れ方針に沿った学生を的確に選考するために、応募資格を絶えず見直している。附属推薦については、受け入れ方針に沿った学生を確保するため、附属高校側と毎年協議している（根拠資料 5-89）。

### <理学部>

選抜基準の透明性を確保するために、入学試験要項に選考の基準などを明記している（根拠資料 5-7）。A方式推薦入試、一般入試（前期および後期）、大学入試センター試験利用入試、センタープラス型入試などの採用枠も明記している（根拠資料 5-2 p.170）。合格者の判定に当たっては、入学センター長と学部長・入学センター委員の間で検討・作成した素案を各学科主任とも協議しながら学長を委員長とする入学判定委員会で原案とし、理学部教授会で審議後、大学協議会で最終決定している（根拠資料 5-90、5-91、5-92）。合格発表後は学部学科別の志願者数・合格者数・合格最低点などを公表し透明性を高めている。最後に入学試験問題の全体検討委員会も開催し検証を行っている（根拠資料 5-93）。

### <工学部>

学生募集および入学者選抜は、全学の入学センター運営委員会および入学試験問題事後検討会において定期的に検証されている（根拠資料 5-94、5-95）。この検証とともに、本学部では各学科 1人で構成される入学・広報委員会において検証と見直しを行っている。さらに、入学・広報委員会の検討結果に対して教授会で審議を行っている（根拠資料 5-96、5-97）。

### <医学部>

学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針にもとづき、公正かつ適切に実施されている。一次試験合格者に対し、二次試験で面接・小論文を課すが、面接重視である。面接は 4～5人の学生に対し、3人の教員（教授・准教授）で対応する。定期的検証は、FD推進・教務委員会、医学部教授会議で入学センターのデータを毎月検証している。合格判定は教授会で決定する（根拠資料 5-98）。

看護学科は、多様な入試形態で幅広い人材を受け入れるという方針にもとづき、学生募集と入学者選抜を行っている。入試形態の変更に伴う学生の学力や学習状況への影響を教務委員会や入試委員会で検討している。様々な能力を持った学生が入学しており、学生間の切磋琢磨がみられる。一方、附属校推薦枠で入学した学生の学力不足が問題となったが、教員の個別指導で改善した。女子の入学に伴い、附属校推薦枠の定員が増員された。毎年、入学者定員数の検討の時に、入学者の学習状況を見直し振り返っている（根拠資料 5-99）。

### <薬学部>

学生募集および入学者の選抜は、各学部から選出された委員によって構成される入学センター委員会や大学協議会での審議を経るなど、全学的な体制を構築して実施している。合格者は、学部長および学部入学センター委員との協議をもとに入学センターで作成された原案を教授会で審議した後、最終的に大学協議会で承認・決定している。以上のことが公正かつ適切に実施されているため、定期的な検証は行われていない（根拠資料 5-84、5-87）。

### <スポーツ科学部>

入試日程や入試要項は最終的には全学的な大学協議会で決定し、A0入試・A方式推薦入試に関しては、大学案内及び入試要項で出願資格を公表している（根拠資料 5-2、5-7）。選

## 第5章 学生の受け入れ

抜試験は実技試験と作文及び面接を実施し、種目毎での競技実績実技レベルを確認し、一定の競技水準にある者を選考している。選考にあたっては学部全教員で合格者原案を作成し、入学センター運営委員会及び大学協議会で合格者を決定している。この時、実技試験、面接の担当者は学部教育職員が複数で担当している（根拠資料 5-84、5-87）。

A 方式推薦入試、一般入試前期における実技試験、及び A0 入試公開練習会における練習内容に関しては、種目毎にその内容を事前に学部長へ提出し、内容に関する適正を確認する過程を経ている。実技試験終了後、学部入学試験実施委員会で実技試験に関わるふりかえりを実施し、運営面も含めた検証及び改善を継続的に実施している。

また、学部内に入学センター関連委員会を設置し、求める学生に適した入試制度の検証活動をより積極的に実施していく体制も整っている（根拠資料 5-100）。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

現時点では、専攻毎での検討にとどまっている。

#### <法学研究科>

毎年の入試業務とは別に特別の検証の体制や活動を行ってはいないが、通常委員会による入試出題者の承認、全教員が会する入試面接における試験結果の講評は定期的な検証作業に相当するものである。また、毎年入学試験要項の作成にあたっては常に学生受入れのための活動の点検を行っており、各種の入試形態の新設、すなわち、推薦入学制度を平成 16（2004）年から、資格配慮特別入試と学内特別選考入試を平成 18（2006）年から、早期入学試験制度を平成 20（2008）年度から導入しているのは不断の検証を行っていることの反映である（根拠資料 5-25、5-101、5-102）。

#### <経済学研究科>

入学制度や学生選抜の公正さ、適切さについては、定期的にかかれる通常委員会、後期小委員会で検証している（根拠資料 5-64）。

#### <商学研究科>

毎年、入学試験要項の策定時に、より公正で適切な入学者選抜が実施できるように、商学研究科通常委員会において、十分な審議をつくして検証し、選抜方法の改善を行っている。また、入学試験要項の作成においても遺漏なきよう通常委員会で細かく点検している（根拠資料 5-103）。

#### <理学研究科>

理学研究科入学試験要項は、大学院ホームページで一般に公開され、希望者への印刷物の郵送も行っている（根拠資料 5-66、5-67）。入学試験問題は、希望する受験生に前年度までを公開している。入学試験の採点結果は、大学院通常委員会で各受験者の点数が報告され、通常委員会での審議の上で合格者が決定される（根拠資料 5-68、5-69、5-70）。

このように、学生募集と入学者選抜の公正性と適切性は、毎年合格判定を行う通常委

員会で定期的に検証されている。

#### ＜工学研究科＞

学生の募集は募集要項を作成し、配布するとともに、ホームページ上で公開している（根拠資料 5-66、5-67）。選抜試験は、専門科目、英語と面接の結果で判定している。実務経験を有する社会人には、小論文を課し、専門試験及び英語は免除している（根拠資料 5-36）。

#### ＜医学研究科＞

医学研究科博士課程小委員会では、毎年、入学者・修了者の経年変化に関するデータを提示し、検証を行っている。また、改革小委員会では、定員割れの分析を行いそれに対する対策を検討している（根拠資料 5-104）。

#### ＜薬学研究科＞

学生募集および入学者選抜は、公正かつ適正に実施されている。入学試験要項作成、入学試験実施、入学試験判定における研究科通常委員会にて検証している（根拠資料 5-105、5-106、5-107）。

#### ＜スポーツ健康科学研究科＞

定期的な検証は行われていない。

#### ＜法曹実務研究科＞

法令にもとづいて必要とされる第三者評価機関による認証評価においては、第2分野入学者選抜の2-1 入学者選抜の評価基準が「適切な学生受入方針、選抜基準および選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること」とされているため、同認証を受けるための準備をすること、および本法科大学院独自に実施している自己点検・評価の第2分野2-1 入学者選抜の項においても、同様の観点から点検・評価を実施しているため、自己点検・評価を実施することにより、学生募集および入学者選抜が適切に実施されているかにつき、定期的に検証を行っている（根拠資料 5-108 p.22、5-109 p.24）。

## 2. 点検・評価

### 基準5の充足状況

アドミッション・ポリシーとして学生の受入方針を明示したうえで（根拠資料 5-1）関係規程（根拠資料 5-46）を遵守した厳格な手続きにより入学者選抜が行われている。また、入学者選抜実施後には、各学部と入学センター間で意見交換が行われており、必要な改善事項について、全学的な審議（根拠資料 5-110、5-111）が行われており、検証も十分に行われていると言える。

在籍学生数については、定員充足率という側面から見ると、学部に関しては概ね良好で

## 第5章 学生の受け入れ

あると判断できるが、研究科に関しては十分に定員を充足できていない研究科が存在している。

定員の管理に関して、課題が見受けられるが、学生の受け入れ全体については、概ね適切に行われており、本基準を概ね充足していると判断する。

### (1) 改善すべき事項

大学院においては、定員の充足が十分でない研究科がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 改善すべき事項

大学院研究科の魅力を高める教育プログラムを開発し（学際リサーチプログラム）、研究科の魅力をアピールする。また、給費型の奨学金を導入するなどして定員の充足に努める。

## 4. 根拠資料

- 5-1 福岡大学公式ホームページ 三つのポリシー<既出 2-4>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/policy.html>
- 5-2 福岡大学案内 2015<既出 1-11>
- 5-3 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 学部<既出 1-19>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/>
- 5-4 福岡大学公式ホームページ 教育研究上の目的 大学院<既出 1-40>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/graduate/>
- 5-5 人文学部 三つのポリシー<既出 4-1-5>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/pdf/humanities.pdf>
- 5-6 人文学部各学科三つのポリシー
- 5-7 福岡大学入学試験要項（平成 26 年度（2014 年度））
- 5-8 法学部ガイド
- 5-9 法学部三つのポリシー
- 5-10 経済学部三つのポリシー
- 5-11 商学部三つのポリシー
- 5-12 福岡大学入試情報サイト 入試情報 入試に関するお知らせ  
<http://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/nyushi/syutsugan.html>
- 5-13 理学部三つのポリシー<既出 4-1-34>
- 5-14 工学部ホームページ 基本理念とポリシー<既出 1-27>  
<http://www.tec.fukuoka-u.ac.jp/faculty/rinen.html>
- 5-15 工学部三つのポリシー
- 5-16 医学科三つのポリシー<既出 4-1-36>

- 5-17 看護学科三つのポリシー
- 5-18 医学部三つのポリシー
- 5-19 薬学部ガイド
- 5-20 薬学部三つのポリシー<既出 4-1-42>
- 5-21 スポーツ科学部三つのポリシー
- 5-22 平成 26 年度大学院入学試験要項（人文科学研究科）<既出 1-35>
- 5-23 人文科学研究科三つのポリシー
- 5-24 平成 26 年度大学院便覧<既出 1-34>
- 5-25 平成 26 年度大学院入学試験要項（法学研究科）<既出 1-38>
- 5-26 法学研究科三つのポリシー
- 5-27 平成 26 年度大学院入学試験要項（経済学研究科）<既出 4-1-24>
- 5-28 経済学研究科三つのポリシー
- 5-29 2015 福岡大学大学院ガイド<既出 4-1-58>
- 5-30 商学研究科三つのポリシー
- 5-31 平成 26 年度大学院入学試験要項商学研究科
- 5-32 福岡大学大学院ホームページ 3つのポリシー<既出 4-1-25>  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/policy.html>
- 5-33 平成 26 年度大学院入学試験要項理学研究科
- 5-34 理学研究科三つのポリシー
- 5-35 工学研究科三つのポリシー
- 5-36 平成 26 年度大学院入学試験要項工学研究科
- 5-37 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科博士課程）<既出 1-41>
- 5-38 平成 26 年度大学院入学試験要項（医学研究科看護学専攻（修士課程））  
<既出 1-42>
- 5-39 平成 26 年度大学院入学試験要項（薬学研究科）<既出 4-1-45>
- 5-40 スポーツ健康科学研究科三つのポリシー
- 5-41 法曹実務研究科（法科大学院）3つのポリシー
- 5-42 平成 26 年度学生募集要項福岡大学法科大学院
- 5-43 福岡大学法科大学院ホームページ 入試情報 アドミッション・ポリシー  
<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/html/entrance7.html>
- 5-44 福岡大学入学センター規程<既出 2-10>
- 5-45 平成 26 年度大学入学者選抜実施要項
- 5-46 福岡大学学部入学者選抜に関する規程
- 5-47 平成 26（2014）年度 A0 入学試験要項
- 5-48 法学部教授会（平成 26 年 5 月 20 日）資料
- 5-49 平成 26（2014）年度推薦入学試験要項
- 5-50 商学部教授会議事録（平成 26 年 2 月 20 日）
- 5-51 商学部教授会議事録（平成 26 年 3 月 13 日）<既出 1-56>
- 5-52 福岡大学入学試験問題集（平成 25 年度）
- 5-53 平成 26（2014）年度指定校推薦入学試験要項

## 第5章 学生の受け入れ

- 5-54 平成 26 年度福岡大学附属推薦入試募集要項（若葉高等学校、大濠高等学校）
- 5-55 平成 26 年度推薦入試、社会人、帰国子女、学部留学生、編・転（学士）入学試験に係わる「面接および監督者」選出について（依頼）（平成 25 年 9 月 9 日）
- 5-56 福岡大学入試情報サイト  
<http://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/>
- 5-57 「進学説明会およびオープンキャンパス」開催について（ご案内）（平成 26 年 5 月）
- 5-58 福岡大学インターネット出願のご案内
- 5-59 人文科学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 2 月 17 日）
- 5-60 福岡大学大学院ホームページ 入学試験  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/nyushi/index.html>
- 5-61 「OPEN CAMPUS 2013 GUIDE BOOK」
- 5-62 平成 26 年度大学院（秋季）入学試験の採点および面接の実施について（通知）（院第 42 号 平成 25 年 8 月 27 日）
- 5-63 平成 26 年度大学院（春季）入学試験の採点および面接の実施について（通知）（院第 131 号 平成 26 年 1 月 29 日）
- 5-64 経済学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 2 月 17 日）＜既出 4-3-83＞
- 5-65 大学院商学研究科推薦入学学生募集要項（平成 27 年度（平成 27 年 4 月入学））
- 5-66 福岡大学大学院ホームページ 各研究科入学試験要項  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/nyushi/youkou.htm>
- 5-67 福岡大学大学院ホームページ 入試案内  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/nyushi/annai.html>
- 5-68 理学研究科通常委員会議事録（平成 25 年 7 月 6 日）
- 5-69 理学研究科通常委員会議事録（平成 25 年 9 月 2 日）
- 5-70 理学研究科通常委員会資料、議事録（平成 26 年 2 月 18 日）＜既出 1-66＞
- 5-71 福岡大学薬学研究科ホームページ 大学院薬学研究科入学案内  
<http://www.pha.fukuoka-u.ac.jp/user/kenkyu/web/sub5.htm>
- 5-72 平成 26 年度大学院入学試験要項（スポーツ健康科学研究科）＜既出 4-1-46＞
- 5-73 福岡大学学則＜根拠資料 1-6＞
- 5-74 福岡大学入試情報サイト 募集人員  
<http://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/nyushi/jinin/index.html>
- 5-75 法学部教授会議事録（平成 26 年 4 月 22 日）資料 平成 26 年度入学定員超過率
- 5-76 情報公表 学部学生数
- 5-77 平成 26 年度入学生充足率研究科別一覧表
- 5-78 商学研究科在籍者数及び教員一人当たりの学生の割合（平成 19 年度～平成 26 年度）  
＜既出 3-120＞
- 5-79 平成 26 年度福岡大学大学院在籍者数一覧
- 5-80 平成 26 年度福岡大学大学院学生募集要項（理学研究科推薦入学）
- 5-81 情報公表 大学院学生数
- 5-82 福岡大学スポーツ科学部における大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ
- 5-83 福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科博士課程前期早期修了に関する内規

- 5-84 入学センター運営委員会議事録（平成26年5月12日）
- 5-85 人文学部教授会議事録（平成26年3月13日）
- 5-86 人文学部教授会議事録（平成26年4月23日）＜既出1-51＞
- 5-87 大学協議会議事録（平成26年5月15日）
- 5-88 入試・広報委員会での決定事項について（2014年4月16日）
- 5-89 商学部教授会議事録（平成26年4月23日）＜既出4-4-111＞
- 5-90 入学判定委員会議事録（平成26年2月20日）
- 5-91 第12回理学部教授会議事録（平成26年2月20日）
- 5-92 大学協議会議事録（平成26年2月21日）
- 5-93 平成26年度入学試験問題全体検討会議事録（平成25年8月28日）
- 5-94 入学センター運営委員会議事録（平成25年4月5日）
- 5-95 入学試験問題事後検討会議事録（平成25年4月5日）
- 5-96 平成26年第1回工学部入学広報委員会議事録（平成26年2月18日）
- 5-97 工学部教授会議事録（平成26年3月13日）
- 5-98 医学科臨時教授会議事録（平成26年2月7日）
- 5-99 入学センター運営委員会議事録（平成25年11月11日）
- 5-100 第1回スポーツ科学部教授会（平成26年4月2日）資料2
- 5-101 法学研究科通常委員会議事録（平成26年5月20日）
- 5-102 法学研究科通常委員会議事録（平成26年9月2日）
- 5-103 商学研究科通常委員会議事録（平成26年5月28日）
- 5-104 医学研究科博士課程小委員会議事録（平成26年2月19日）
- 5-105 薬学研究科通常委員会議事録（平成25年7月6日）
- 5-106 薬学研究科通常委員会議事録（平成25年9月2日）
- 5-107 薬学研究科通常委員会議事録（平成26年2月17日）
- 5-108 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013年（平成25年）3月27日）＜既出1-47＞
- 5-109 福岡大学法科大学院自己点検・評価報告書（2012年9月20日）
- 5-110 入学センター運営委員会議事録（平成25年5月13日）
- 5-111 大学協議会議事録（平成25年5月16日）
- 5-112 平成26（2014）年度帰国子女入学試験要項
- 5-113 平成26（2014）年度社会人入学試験要項
- 5-114 平成26（2014）年度編・転入学試験要項
- 5-115 人文学部ガイド＜既出4-1-47＞
- 5-116 経済学部ガイド
- 5-117 商学部ガイド
- 5-118 商学部第二部ガイド
- 5-119 理学部ガイド＜既出4-1-15＞
- 5-120 工学部ガイド
- 5-121 医学部医学科ガイド＜既出1-30＞
- 5-122 医学部看護学科ガイド＜既出1-32＞

## 第5章 学生の受け入れ

- 5-123 スポーツ科学部ガイド<既出 4-4-32>
- 5-124 平成 26 年度（平成 26 年 4 月入学）福岡大学大学院学生募集要項（人文科学研究科推薦入学）
- 5-125 平成 26 年度（平成 26 年 4 月入学）福岡大学大学院工学研究科推薦入学募集要項
- 5-126 平成 26 年度大学院入学試験要項薬学研究科健康薬科学専攻（修士課程）学内推薦入学試験
- 5-127 平成 26 年度（平成 26 年 4 月入学）大学院スポーツ健康科学研究科推薦入学募集要項

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

##### 大学全体

##### ①学生支援に関する方針

学生支援に関する方針は、次のとおりである。

##### 学生支援に関する方針

「本学が目指している全人教育を行うなかで、学友会を中心とした課外活動教育を推奨（1 パーソン、1 サークル）し豊かな人間性を築かせるとともに、奨学金制度等による経済的支援や障がいをもつ学生の支援、健康相談や不安・悩み相談の態勢を強化することで学業継続を支え、実り豊かな学生生活を送らせることである。」

この方針にもとづき、奨学金制度やヒューマンディベロップメントセンター（以下「HDセンター」）等の存在について、学生に対しては入学時の学部指導懇談会での説明や、入学時に配布している「学生生活ガイド」を通じて伝えている（根拠資料 6-1 p.31、38）。在学生に対しては、ホームページ（FU ポータル）や掲示板等で適時情報を提供しており、在学生の父母に対しては、父母懇談会での説明や「父母後援会会報」で支援の内容を伝えている。また、教員に対しても本学に採用着任後に行われる研修会で説明し理解と協力を求めている。

##### ②就職支援に関する方針

就職支援に関する方針については、就職・進路支援センター基本方針に次のとおり定めている。

##### 就職・進路支援センター基本方針

「学生一人ひとりが人間力を高め、自発的に自らの進路を考え決定できるよう、適切な情報提供と個別指導を行うとともに、各学部の特色に基づいた教育との連携を図りつつ、全学的立場からキャリア教育を支援する。」（根拠資料 6-2）

##### 学部

##### <人文学部>

学部独自の、学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針はない。

##### <法学部>

大学の方針にもとづき、奨学金制度やHDセンター等の存在について、学生に対しては入学時の学部指導懇談会において、保護者に対しては父母懇談会において伝えている。

## 第6章 学生支援

### <経済学部>

全学の組織である学生部の方針に従うことが本学部の学生支援の基本方針である。毎年、新入生に対する学部指導懇談会（学生部主催）に教員が参加して、学生部とともに学生生活指導を行っている（根拠資料 6-3）。学部事務室では、必要に応じて学生部への相談を促している。学部としての学生支援は適切である。

### <商学部>

1年次生に対しては後期に教務委員によって、2年次生に対しては学部教員全員によって個別に、3年・4年次生以上は教務委員と学科主任によって、成績不良者を対象に、修学指導を実施している（留年生には、別にアンケートを実施し、修学意欲を高めるよう促している）。また、学生部と連携して、学生チャレンジプロジェクトや体験型セミナーを開催し、学外奨励金、学内奨励金を付与することにより、学生の経済的不安を緩和しながら学業意欲を高める工夫を行っている。さらに、進路に関しては、学部独自のキャリア形成教育を実施している。

### <理学部>

学部、学科としてそれぞれ3つのポリシーを決め、その精神のもとで、事業計画を策定している（根拠資料 6-4）。ただし、学生への修学指導については、いずれも基本的な教学業務に関するものであるため、特別に方針として明確化していない。毎年の対応としては、事業計画、教育活動改善計画として策定し、新たに生じた問題等については、その都度対応することとしている（根拠資料 6-5）。

### <工学部>

学部学科で人材養成の目的を掲げ、それにもとづいて指導方針を決定している。修学支援について、特に近年は、工学部教育に関する会議および工学部教育点検・改善委員会が母体となり、工学部生の留年率、退学率の改善を重点課題として共有しながら、学部あるいは学科単位で取り組んでいる。生活支援については、主に学生部が提供する全学的な支援制度を活用して支援をしている。進路支援に関しては、学部に就職・進路支援センター委員、各学科にキャリアデザイン調整委員（就職担当）を配置し、きめ細かな指導および企業採用担当との窓口当たっている。「卒業者に占める就職者の割合」を主任会を通じて学部で共有し、改善に努めている。

### <医学部>

医学部学生の就学支援に関して、担任制度をとり、医学部入学時より主担任・副担任のほか、10人程度の学生グループに1人の副担任（講師以上）をおいて、修学指導に当たっている。1～3年生時は副担任は主に基礎医学の教員、4年生から6年生は臨床系の教員が、学業・生活を指導する。出席状況を管理し、欠席数の多い学生情報を各教員で共有し、早期に対応している。グループ単位で副担任とメール等で連絡を取り、早期に学生生活の問題を把握するように心がけている。

看護学科では、学生生活支援活動を、学生委員会を中心に行っている。学生委員会の活

動方針は、年度初めに活動計画を教授会で提示している。活動方針は「学生生活のニーズを把握し、履修指導や学生支援システムの整備を行う。学生が主体的で活力ある生活を送れるよう支援する」としている。

### <薬学部>

学生支援に関する方針として不安や悩みの相談および経済的支援については、入学時に行われる父母説明会および学部指導懇談会において、①学生生活におけるルールとマナーについて、特に医療チームの一員となる薬学生としての心構えを中心に日常生活の過ごし方、②安全で快適な学生生活のために必要な注意事項について、特に実務実習での患者情報などの個人情報の取扱に関する注意事項、③本学独自の奨学制度である福岡大学奨学金（貸与）について、その他、学生の傷病による経済的負担を軽減し、健康の増進を図ることを目的とした互助制度である学生健康保険互助会に全学生の加入の勧めについて、④本学主催の課外教育プログラムの実施、⑤アルバイト等の学外活動に関する注意事項、について説明および指導を実施して、学生が学修に専念できるように支援を行っている（根拠資料 6-1、6-6）。また、2年次以上の学生に対しても、担任制度（SGD）を有効に利用して、学生生活で問題点があった場合は、迅速に対処するようにしている。

### <スポーツ科学部>

本学の公式ホームページの「学生サポート」のページにおいて、入学から卒業まで人間的成長をサポートするべく、専門性を有する教養人（人らしき人）の育成を重視するものと明記しており、学修ガイド、シラバス、学生生活ガイド、父母懇談会のしおり等、新入生時に配布される資料にも具体的な方針が明確に示されている（根拠資料 6-1、6-8、6-9、6-10）。

スポーツ科学部では、新入生に対して入学後すぐに「新入生懇談会」を実施し、スポーツ科学部学修ガイドおよびシラバス、学部共通シラバス、学生生活ガイド、学生手帳等の資料を配布し、充実した学生生活を送ることができるように、各種委員会（学生部委員、図書委員、国際交流委員、健康管理センター、HD センター、就職・進路支援センター）から学生支援に関する方針を明確に説明している。在学生には、ホームページ（FUポータル）や掲示板等による情報提供が行われ、各実習等に関するガイダンスのアナウンスも共通の授業などで行うよう努めている。また学部祭や卒業論文発表会の際に、学生支援のための細かい説明を行っており、父母に対しても父母懇談会を実施して学生の情報を提供している。また、平成 21（2009）年度より学士課程教育の充実を図るために 1 年生時にフレッシュマンセミナー、平成 22（2010）年度より 2 年生時にステップアップセミナーを開講し、学生支援（修学支援・生活支援・進路支援）に関する方針を明確に説明している。

## 研究科

### <人文科学研究科>

研究科として統一された方針は定められていないが、専攻毎に個々の事案に応じて大学の制度（システム）・資源等を活用しながら支援している。

## 第6章 学生支援

### <法学研究科>

法学研究科で独自の方針が定められているわけではない。全学的な学生支援の枠組みに則っている。すなわち、経済的側面における修学支援の方針は学生部所管の福岡大学奨学金規程、私費外国人留学生奨学金規程、海外留学給費奨学金規程等に具体化され、教育的側面における修学支援の方針は福岡大学大学院 FD 推進会議規程に具体化されている（根拠資料 6-11、6-12、6-13、6-14）。また、生活支援に関する方針は学生部所管の学生少額緊急貸付規程、学生健康保険互助組合規約、福岡大学ハラスメントの防止等及び排除に関する規程などに具体化されている（根拠資料 6-15、6-16、6-17）。進路支援の方針は就職・進路支援センターが所管する同センターの毎年度の年間事業計画において具体化されている。

### <経済学研究科>

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援は指導教員、大学院事務課、学生部、就職・進路支援センターが行っており、支援活動に対する学生への情宣にも積極的に努めている（根拠資料 6-18）。

### <商学研究科>

商学研究科独自で、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めたものはない。

### <理学研究科>

大学院生の修学・生活・進路に関する支援の方針は、福岡大学大学院ホームページの「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」で公開され、さらに大学院生が受けることができる具体的な支援についても項目ごとにまとめられている（根拠資料 6-19）。

### <工学研究科>

各専攻で人材養成の目的を掲げ、それにもとづいて指導方針を決定している。研究指導、修学支援については、研究指導教授が個別に対応している。特に、精神的な問題を抱える大学院生に対しては、福岡大学の HD センターの利用を示唆するなど、専攻全体で対応している。

### <医学研究科>

大学院生が健全な研究生生活を送るために必要な経済的支援策として、日本学生支援機構奨学金、ティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA)、給付型奨学金等があるが、その詳細については大学院便覧に明記されている（根拠資料 6-18 p. 258～259）。また、医学研究科に届いた奨学金関連の情報は、医学部の事務担当者が取り扱っており、研究科専用の掲示板に逐次掲示されると同時に、博士課程小委員会で研究指導担当者全員に報告し、審議・承認を行っている（根拠資料 6-20）。

＜薬学研究科＞

入学時に研究科長、学務委員他によって、修学を主としたガイダンスを実施している（根拠資料 6-21）。奨学金は主として大学院事務課が支援し、進路に関しては主として担当教員及び所属研究室スタッフが支援する。

＜スポーツ健康科学研究科＞

組織的な学生に対する修学支援，生活支援，進路支援に関する方針は明確化されていない。

＜法曹実務研究科＞

学習支援に関する方針を定めている文書はないが、教授会等で各教員間には共有されている。

**(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。**

大学全体

①障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいがある学生への支援は、平成22(2010)年6月に関連規程制定とともに「障がい学生支援委員会」を設置し対応している(根拠資料6-22)。制度そのものの周知は、新入生全員に案内書を配布し、障がい学生に対する修学支援の取組みや相談手続きを知らせている。在学期間中における情宣は行っていないが、大学生活が始まる入学時にしっかりと伝えられている(根拠資料6-1 p.28)。相談を受けた場合は、該当学部と健康管理センターやHDセンターが連携を取り、学生や保護者との面談を経て必要な対応を決定し、障がい学生支援委員会の議を経て支援を行っている。これまでの支援としては、授業担当教員へ授業や試験を障がい内容を踏まえ実施するよう要請する「配慮願」を発行している。「配慮願」は、身体的な障がいを持っている学生の場合は健康管理センターから発行し、精神的問題を抱えた学生の場合は、HDセンターから発行している。平成25(2013)年度は、健康管理センターが8件(根拠資料6-23)、HDセンターが5件(根拠資料6-24)を取り扱った。学生や保護者から不満等は届いていないので、支援として機能していると捉えている。

②奨学金等の経済的支援措置の適切性

日本学生支援機構の奨学金の他に福岡大学奨学金、地方自治体や民間団体が実施する各種奨学金制度(根拠資料6-25)により経済的支援を行っている(根拠資料6-26、6-27)。奨学金制度については、志願時の「大学案内」、入学時の「学生生活ガイド」、在学時はFUポータルや掲示物等により、重ねて制度紹介や募集案内の情報を提供している(根拠資料6-28 p.138)。平成25(2013)年度、何らかの形で奨学金を受けている学生数は10,137人。福岡大学奨学金に申請してきた学生総数は678人。内、条件が揃わず不採用者となった学生数は255人である(根拠資料6-29)。平成25(2013)年度に支給した福岡大学奨学金の総額は3億4,800万円。内訳は貸与型が2億6,600万円(76.4%)、給費型が8,200万円(23.6%)である。翌年度更新に向けた成績にもとづく適格認定の結果、警告を受けた学生は236人、停止112人、廃止141人となった(根拠資料6-30)。学籍移動の起案書から集計した結果、退学や除籍となった学生で経済的理由によるものが104人である。福岡大学奨学金貸与型における返還については、在学中に説明会や返還手続きの案内等において厳しく指導しており、平成25(2013)年度末時点での返還率は人数ベースで95%と高い水準を保っている。

また、博士課程後期・博士課程の充実に向け、平成27(2015)年度から新たに給費奨学金制度を設けることが決定した。

③補習・補充教育に関する支援体制とその実施

教育開発支援機構に設置している教育サロンでは、講義期間中を通じて1~2人の教員が当番で常駐し、訪問者(教員・学生)に対応して、教育情報の共有や相談、アドバイスなどを行っているほか、掲示板討論会により、学生間の意見交換を図っている(根拠資料6-31)。

教育開発支援機構で実施している「コトチカ」は、大学での学習に必要な日本語の運用能力の向上と、グループで学習するための基本的なノウハウを身につけ、実践するための正課外プログラムであり、主に初年次生を対象として、全学部向けにアクティブ・ラーニング型の学習支援を行っている。「コトチカ」は学部・学科混成の4人程度の少人数グ

ループで、質疑応答を軸としたディスカッションを通じてレポートの骨格となるシンプルなアウトラインを作成する、という構成となっている。また、初対面同士の学生たちのディスカッションをサポートするために、研修を受けた学生スタッフたちも活用している。平成25(2013)年度前期に開始した当初、コンテンツは1種類しかなかったが、後期には「発展編」が追加され、平成26(2014)年度には「総集編」も追加されるなど、コンテンツの開発も進んでおり、学生スタッフの数も参加回数も増加している。

教育開発支援機構では、週に1~2コマ程度(前期は2コマ、後期は1コマ)、教育サロンでレポート指導を中心とした学習指導の時間を設けている(担当は教育学修支援室員)。対象は、「コトチカ」の既受講生を中心とした全学生であり、学年・学部学科は問うていない。利用者は学期で数名程度であるが、各学生のニーズに合わせた指導を行っており、丁寧な指導が必要である。よって、利用者数が少ないことがとりわけ問題ではない(根拠資料6-32、6-33、6-34、6-35)。

#### ④外国人留学生への修学支援

留学生に対しては、経済的支援として福岡大学私費外国人留学生奨学金等を用意するとともに、学習支援として「日本語」の講義や科目登録相談会を行い、健康管理の面でもHDセンターや健康管理センターを設置し、留学生の対応をしている。さらに、留学生研修旅行も実施して、留学生相互の親睦を図る試みも実施している(根拠資料6-36 p.7~9)。

### 学部

#### <人文学部>

人文学部では毎年入学時に履修ガイダンス、学部指導懇談会を行い、4年間の学習計画の指導や学生生活で注意すべき事項を説明している(根拠資料6-37)。また、すべての学科が1年次の基礎ゼミで初年次教育を実施するほか、文化学科及び東アジア地域言語学科では正課外でセミナーや合宿を実施し、当該学科で4年間学ぶことの動機づけを行っている(根拠資料6-38、6-39)。

成績不振者に対しては学科主任やゼミ担当者が年2回の修学指導を行っているが、学生の保護者にも状況を把握してもらうため、年3回の成績通知書送付とともに、父母懇談会(年1回開催、地方会場は隔年)で修学状況を説明している(根拠資料6-10、6-40)。

休・退学を申し出る学生に対しては学部事務室や教務課窓口で事情を聴き、心身の問題にはHDセンターを、経済的な問題には学生課を紹介している。

人文学部では独自の補習・補充教育に類する取組みを行っていないが、1年次から専門教育科目で少人数教育を実施しており、必要に応じたきめの細かい指導を行っている。また、大学が実施している「日本語力テスト」を人文学部の1年次生にも受験させているが、学生の日本語力の実情の把握の段階に留まっている(根拠資料6-41)。

障がいや心身の不調を訴える学生に対しては、健康管理センター及びHDセンターが支援にあたっており、人文学部でも両センターと連携し授業の受講や定期試験受験の際に本人の希望に沿った配慮を行っている。

#### <法学部>

本学部では、全学生を各教員にクラス分けした「クラス担任制」を設けており、1年次生

## 第6章 学生支援

から卒業に至るまで、同一教員が持ち上がりで学生の担任をすることとなっている。毎年度6月に、単位の修得状況が芳しくなく、留年、休学あるいは退学に至る可能性の高い学生に対し、クラス担任が個別に面接指導を行っている（根拠資料6-42）。

学生の経済的支援については、本学の学生部を窓口として、日本学生支援機構奨学金のほかに、福岡大学奨学金、地方自治体や民間団体による奨学金により行われている。入学時における学部指導懇談会において、「学生生活ガイド」を用いて、各種奨学金制度の周知徹底を図り、在学時においては、FUポータルや掲示物を用い、さらに、保護者に対しても父母懇談会において情報提供をしている（根拠資料6-1、6-10）。

補習・補充教育に関する支援体制として、「学習スキルアップ相談室」を設置しティーチング・アシスタントが学生の学習相談にあっている（根拠資料6-43 p.93）。さらに、ゼミナール論文集公刊の際の費用援助、学術研修のための交通費援助、ゼミレジュメ複写サービス等の学生の学習支援環境を整えている（根拠資料6-44）。

### <経済学部>

留年者数については、学年末2月と3月の教授会で把握している（根拠資料6-45、6-46）。卒業が危ういと考えられる学生や留年が決定した学生、または今後留年が予想される成績不振者についてもその数を把握している（根拠資料6-10 p.8-9、6-47）。また、取得単位が82単位未満の留年生の状況については、学生の保証人に通知するとともに、第4章4-3教育方法で述べたように修学指導を行っている。以上の対処の仕方は適切と思われる。

休・退学者の状況は、教授会で学籍番号、氏名、理由を回覧して把握している（根拠資料6-48）。

障がいのある学生については、その他の学生と同じレベルで講義を受講できるようにするために講義担当者に受講していることを連絡して配慮を依頼している（根拠資料6-49）。今まで、障がいのある学生からのクレームは無いので対処は適切であると思われる。

奨学金等に関しては学生課が担当部署であり、学生から問い合わせがあれば学生課に行くように学部として指導している。昨年度の本学部の学生に対する経済的支援は次のようになっている（根拠資料6-50）。①日本学生支援機構第一種：325人、②日本学生支援機構第二種：1,025人、③福岡大学給費奨学金：22人、④福岡大学貸与奨学金：55人。

### <商学部>

留年者および休・退学者の状況把握を教授会で行っている。

補習・補充教育に関する支援体制として、基礎ゼミナールを通じて「日本語力テスト」を実施し、その結果にもとづき、授業に支障があると判断された学生を、本学教育開発支援機構が主催する「『言葉の力』育成プログラム」に参加するよう促している。また、課外教育プログラム（懸賞論文、学生チャレンジプロジェクト、夏季セミナー、野外教育キャンプなど）を通じて、授業以外でも修学意欲が高まるよう工夫している。

障がいのある学生に対する修学支援措置に関しては、学部事務室と健康管理センターおよびHDセンターが連携して、学部内の対象学生の情報を教授会で共有し、支援に当たっている。

奨学金に関しては日本学生支援機構の奨学金に加え、本学独自の貸与型及び給費型奨学

金制度を設け、学生部と連携して実施している。

### <理学部>

学習指導の充実のためにオフィス・アワーを指定しており、学生の訪問を受け入れている（根拠資料 6-51 p. 307～310）。また、正課・正課外教育として1人の教員が新入生4～5人を担当する個別指導時間（チュートリアル）を設けている。

過年度生を含む1～3年次の成績不振者に対して毎年、個人面談による修学指導を行っているが、出席率は低いものとなっており、まだ十分とは言えない。4年次生については、学生が所属する研究室の教員により指導が行われている。

障がいを持つ学生への対応は、授業教室を1階にするなど個別事案への対処の形で行っている。休学、退学希望者に対しては、個別に面談の機会を設けている。

### <工学部>

入学式直後に新入生向けの履修・登録ガイダンスを実施している。年間取得単位数等に学科単位で基準を設け、指導の対象者を選別し、個別修学指導および父母懇談会を通じて指導を行っている。平成25（2013）年度には、工学部教育点検・改善委員会が入試形態と学部での成績、留年者および休・退学者の統計的な状況把握を行った。各学科で初年次導入教育が充実しており、少人数制教育が実施され、個別指導体制がとられている。図書館工学部分室には、「T-Square」と呼ぶ学修支援室を設置し、教員OBが常駐する試みをはじめた。リメディアル教育は学科ごとに必要に応じて実施している。魅力ある学士課程教育支援事業の支援を受けて、日本語力育成のためのe-learning講座を試行した。発達障がい等の精神的障がいについては、HDセンターの活用が可能である。また、身体的障がいのある学生に対する学修支援措置は必要に応じて学生ボランティアを募るなど、学生部からの支援を受けることができる（平成26（2014）年度には化学システム工学科で聴覚障がい者への学生ボランティアによるノートテイクの支援が行われている）。奨学金等の経済的支援措置については、学生部が提供する全学的な制度を利用しており、利用者数は1,291人である。

### <医学部>

平成19（2007）年度より、正課授業、サークル活動に続き、ステップアッププログラムを実践している。その他、平成23（2011）年より始まった「福岡大学 魅力ある学士課程教育支援」に『命の大切さを実践する』学士課程の創設が採択された。学生支援プログラム、ボランティア活動支援、医学科においては離島実習コースなどを通して、様々な学生の可能性、将来像の実現に向けての取り組みを行っている。また、就学時の学力向上を目的として生物履修を集中講義として実施している。

看護学科は、学生委員会が主導するクラス担任制度を活用し、教務委員会や実習委員会と情報交換しながら学修支援を行っている。成績不良者には定期的に面接を行い、学上上の問題解決の支援をしている。留年や退学、転部に至る学生に対しては、学生の意思を尊重し自ら意思決定できるように関わっている。3年生、4年生に対しては、クラス担任みずから受け持ち学生の国家試験の模擬試験結果を把握し、国家試験に向けて計画的な学習が

## 第6章 学生支援

できるよう支援している（根拠資料 6-52）。

### <薬学部>

薬学部では同一年次に2年を超えて在籍することはできないので、留年者に対しては、学部長と教務委員が個人面談で生活や学習状況などの聞き取り調査を行い、その上で修学指導をしている。修学指導は留年時のみではなく、それ以降卒業まで毎年継続して実施している。休学希望者には、保護者同伴で面談を行い、休学理由の聴取や休学中の生活指導を行っている。退学希望者に対しても面談の上、退学理由等の聴取を行い、退学後の進路等についての相談にも対応している（根拠資料 6-53）。

### <スポーツ科学部>

学生の修学支援については、公式ホームページの「学修制度」ページにおいて、①年間スケジュール、②授業・試験、③各種学修制度の項目を設け、履修計画やシラバスの活用について明確に表記しており、休学、退学、除籍、再入学についても細かく説明されている（根拠資料 6-54）。

スポーツ科学部では新入生懇談会とフレッシュマンセミナーで実施する日本語力テストの結果に応じてクラスを編制し、補習・補充教育に関する支援体制を実施し、日本語力テストの結果を個人面談の際に学生にフィードバックしている。またスポーツ特別推薦入試によって入学した学生を対象に学生部管轄でガイダンスを実施して注意喚起を促している。さらにHDセンターや障がい学生の支援、ハラスメント相談、福岡リーガルクリニック法律事務所などの案内も行っており、これらの情報は学内のホームページでも掲載されている。

平成18（2006）年度からは「大学で学ぶための基本姿勢」について、福大生ステップアッププログラムの一環として大学での学習をナビゲートする目的で作成された「学修ナビ」を、入学する前の3月に新入生に対して郵送し事前に配布している（根拠資料 6-55）。また教員が学生の相談に応じる時間帯としてオフィスアワーを設けており、学修方法や研究上の相談はもちろんのこと、学生生活等に関することを相談することができる。これらの情報も学修ガイドやホームページに掲載されており、FD・SD委員会を中心とした授業アンケート結果をもとに教員も修学支援のための改善に努めている。

奨学金等については学生部管轄のもと、平成25（2013）年度のスポーツ科学部の在学生1,259人のうち、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）で156人、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）で559人、福岡大学（給費）奨学金で10人、福岡大学（貸与）奨学金で37人、各種奨学金（貸与）で17人の合計778人を対象に経済的措置が行われており、奨学生の割合は61.80%である（根拠資料 6-56）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

ここ数年の各専攻における留年および休・退学者の状況は資料の通りである（根拠資料 6-57）。それぞれ指導教員および当該専攻内で個々の事情に即した対応を行っている。休学等による欠課の補充は再履修もしくは補習（別途履修機会の提供～実習など）の配慮をしている。障がいのある学生に対する支援も、障がいの性質・程度に応じて対応している（教

育・臨床心理専攻では Skype を用いて自宅での授業参加や他学生による note taking、研究資料整理等の協力を求めた事例あり)。また経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金の活用やTA制度の利用を促しているが、TAに関しては概ね希望者全員が活用できている。

#### <法学研究科>

修学支援の面では日本学生支援機構奨学金の志望者に対する応募にかかわるサポート・サービスの他、福岡大学内部の奨学金制度による支援の充実が図られている。現在、法学研究科では福岡大学奨学金の受給者はいないが、1人が私費外国人留学生奨学金受給者として在籍している。また、ティーチング・アシスタント (TA) 制度も経済的面で修学支援機能を果たしている (根拠資料 6-58)。留年者、休学者、退学者については毎年状況把握をしておき、現在そうした学生支援の具体的活動をする必要性は存在していない。障がいのある学生に対する支援に関しても同様である。

#### <経済学研究科>

修学指導、障がいのある学生への支援、奨学金などの経済的支援、留年や休・退学などの学習に関する支援は指導教員、大学院事務課、学生部、就職・進路支援センターが中心となって、適切に行われている (根拠資料 6-18)。

#### <商学研究科>

博士課程前期では、入学時、ガイダンスにおいて修学支援を行い、2年次 (以降) においては、新学期開始時に特定の日を設け、指導教授が学修支援を行っている (根拠資料 6-59)。博士課程後期においては、個別に指導教授が学修支援を行っている。補修・補充教育に関する支援体制の一環として、教員全員がオフィス・アワーを設け、適切に対応している。

#### <理学研究科>

理学研究科における留年生および休・退学者は、それが確定した時点で理学研究科通常委員会に報告されるため、教員は状況を把握している。休・退学者は、その希望が事務に伝えられた際に指導教員が面談を行い、理由等の把握に努めている。奨学金は、日本学生支援機構以外に福岡大学独自の奨学金も準備されている (根拠資料 6-19)。

#### <工学研究科>

大学院生への修学指導は、指導教授が個別に対応している。

#### <医学研究科>

留年者・休学者に関しては、医学研究科博士課程小委員会で逐次報告し、その対策等について審議を行っている (根拠資料 6-20)。

#### <薬学研究科>

日本学生支援機構奨学金等の学外奨学金に加え、大学独自の奨学金、ティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) 等の経済的支援制度があり、希望するほとんど

## 第6章 学生支援

どの大学院生が何らかの制度を利用している。

### <スポーツ健康科学研究科>

留年者および休・退学者への対応は各研究室単位に行われ、組織的な対応は行っていない。補習、補充教育は実施していない。障がいのある学生に対する組織的修学支援措置は実施していない。奨学金は日本学生支援機構に加え、本学の奨学金制度を利用することができる。

### <法曹実務研究科>

学生数が少人数であるので、留年者および休・退学者の状況は的確に把握している。

授業のフォローアップを行うために、教科指導およびアカデミックアドバイザー（弁護士）によるゼミを実施しているほか、各教員が学生に対して個別指導を行っている。

法科大学院棟は障がい者に配慮した設備を有しているが、現在まで障がい者が入学したことはない（根拠資料 6-60）。

日本学生支援機構の奨学金の他、本法科大学院独自の奨学金制度を設けている。

**(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。****大学全体**

## ①心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

身体的な健康管理については、健康管理センターが毎年定期健康診断を実施しており、平成25(2013)年度の受診率は全体で67.6%となっている。「学校保健安全法」により受診を義務づけられている1年次の受診率は94.6%と高い(根拠資料6-61)。未受診の学生へは、健康管理センターが本人や保護者へ連絡を取っているが、受診の必要性を理解してもらえず苦慮している。健康診断の実施については、ホームページ(FUポータル)や掲示、のぼり等を使って情宣を行っている。2・3年次生の受診率が低いのは、就職活動以外での健康診断の必要性を感じていないためである。健康診断の他に「禁煙相談」や「スリム相談」を実施しており、学生の生活習慣病の改善に取り組んでいる。

精神的な問題をはじめ学生生活での様々な不安や悩みの相談には、臨床心理士の資格を有するカウンセラー5人(常勤嘱託2人、非常勤3人)を配置したHDセンターが対応しており、平成25(2013)年度の相談状況は、相談学生数232人(利用率1.1%)、相談総件数2,198件となっている(根拠資料6-62)。HDセンターの活動については、入学時の学部指導懇談会や「学生生活ガイド」、ホームページ(FUポータル)を通して学生へ情報を提供している。カウンセラーは非常勤を含め常時3人態勢で対応しているが、学生が希望する面談時間帯にカウンセラー全員の面談予定が入っている場合、予約できずに面談を諦めていく学生がいる。HDセンターの活動は個別カウンセリングだけでなく、グループワーク等を取り入れ対人関係やコミュニケーション面に効果を上げるなど、相談業務の工夫を図っている(根拠資料6-63)。また、自殺企図の学生の学業復帰後に向け、本学附属病院の精神科と連携してケアに当たる態勢を構築した。

## ②ハラスメント防止のための措置

平成22(2010)年度にハラスメントの防止及び排除に関する規程を制定し、防止対策委員会の設置ならびに相談員を学内各所に配置したことで、ハラスメント事案に素早く対応できる態勢ができあがった(根拠資料6-17)。大学がハラスメント防止対策を制度化していることは、リーフレット配布(根拠資料6-64)や入学時の学部指導懇談会で「学生生活ガイド」(根拠資料6-1 p.28)を用いて学生に対し広報しており、その中で学生がハラスメントを受けた場合は、学生課を相談窓口とすることを伝えている。平成25(2013)年度は、学生から直接ではなく保護者を通じての相談1件を受けたが、相談員を紹介するなど規程に沿った適切な対応を行った。

**学部****<人文学部>**

心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮に関しては、組織的な取り組みは不十分なものの、教員各個人によって、問題を抱えた学生に対するフォローは個別に行われていて、カウンセリングも行われている。今後は組織的取り組みに発展させていくことが求められている。また、新入生の指導懇談会において性犯罪防止のためのDVDを上映、当該警察署から啓発活動に関する協力を得ている。

ハラスメント防止のための措置に関しては、学部独自の組織体はないものの、全学的組

## 第6章 学生支援

織であるハラスメント防止対策委員会から出される方針に従い、全学的講演会への参加呼びかけ、適宜パンフレットを配布、啓発活動も行うとともに、適宜学生に対する注意を喚起している。教員研究室は密室となりやすいことから、学生が入室する際にドアを開けたままにするよう、全教員にドア・ストッパーを配布した。

### <法学部>

入学時の学部指導懇談会において、健康相談に応ずる健康管理センター、広く学生生活上の悩み相談に応ずるHDセンターの業務、薬物使用、ストーカー被害、盗難等についての注意等、学生生活を円滑に送るための説明をしている。さらに、司法書士会と協力して、学生が悪徳商法等に関わりを持たないよう、講演会を実施している。クラス担任による修学指導時に、担当教員が学生の個人的悩みや相談に応じ、助言している。

### <経済学部>

毎年新生に対して行われる学部指導懇談会の中で「健康管理センター」および「HDセンター」から生活上の注意がなされている（根拠資料 6-3）。本学部の学生のHDセンター来談人数は、次のとおりである。平成23（2011）年度：16人、平成24（2012）年度：26人、平成25（2013）年度：20人（根拠資料 6-50）。

ハラスメント防止啓発について学部として特別に行っていることはないが、これについては大学が全学的に取り組んでいる（1-E5）。学生はハラスメントについて、所属する学部や部署に関わらず、所定の相談機関（学生課、相談員等）に相談できることになっている。平成23（2011）年度から平成25（2013）年度まで本学部の学生からのハラスメントの相談は1件であった（根拠資料 6-50）。

### <商学部>

学部事務室と健康管理センターおよびHDセンターが連携して、学生相談体制を充実させている。また、学生の交通事故防止のため、学生部が主催する交通安全セミナーへの参加を促している。ハラスメントについては、セクシャルハラスメント講習会を実施し、ハラスメント防止に努めている。

### <理学部>

学外実習を伴う授業では、学生教育研究災害傷害保険の移動中の保障、損害賠償保障についての特約加入を義務付ける等の対応を行っている（根拠資料 6-1 p. 47～50、6-65 p. 484）。

チュートリアル、卒論研究室などで個別指導による、経済、健康、心の状態を個別に把握し、必要に応じて、HDセンター等のカウンセリングの受診等専門家による対応を進めている。

### <工学部>

魅力ある学士課程教育支援事業の支援を受けて、新生の早期の大学生活への精神的な適応を目的として、宿泊研修または学内スタートセミナーを実施している。心身の健康保

持・増進および安全・衛生への配慮、ハラスメント防止のための措置としては、全学の制度に従い「1 パーソン、1 サークル」の推奨、健康管理センターによる健康診断の実施、緊急電話の設置、定期清掃、成績問い合わせ制度、HD センターの周知を行っている。

### <医学部>

学部学生に健康増進の質の高い教育内容と教育環境を提供し、健康づくりを担う人材として育成するプロジェクトがある。全学部の1年次生を対象に「共通教育科目の生涯スポーツ演習Ⅱ」時に、「健康増進のための生活習慣及び健康に関するアンケート調査」の調査を行っている。学生自身の健康状態を自覚させ、自らの健康管理と健康増進を図れる知識と資質の涵養を図り、実行力を身につけるプログラムを提供するためのエビデンス調査を毎年2,000人規模の学部学生に行っている。解析結果から、学部食堂のメニュー改善やサラダバーの設置の必要性、健康志向が高い学部の特徴等を明確にした。朝食摂取を習慣化する目的で、学生食堂で朝食割引キャンペーンを行っている。厳重な禁煙指導を行っている（根拠資料 6-52）。

看護学科の生活支援は、修学支援と同様にクラス担任が中心となって行っている。入学時には学修ナビとして、クラス担任毎に学生間で交流する機会を設けており、学習環境へのスムーズな導入が図れている。2年生は専門科目中心の学習内容になり、進路や適性に悩む学生への支援、3年生は臨地実習主体の学習に移行し、実習上の問題を抱える学生への支援、4年生では、進路、就職の相談にのるなどクラス担任は学年進度に応じた関わりで学生のニーズを把握し、個々に応じた支援となっている。学生がハラスメントを受けた場合は、ハラスメント委員が相談を受け、大学としてのハラスメント対策に関する情報提供と学生の心理的面のサポートを行い、ハラスメントを早期に発見する対応ができています（根拠資料 6-52）。

### <薬学部>

身体的健康維持に関しては、毎年定期健康診断を行っている。学業ならびに日常生活における精神的ストレスがもたらす悩みに対しては、担任、薬学部事務室、学部長、学生部委員、HDセンターがネットワークをつくり情報を共有しながら学内のみならず日常生活に至るまで細かな指導を行っている。障がいのある学生に対しても障がい学生支援委員会を通して密なる指導を行っている。

### <スポーツ科学部>

学生の生活支援については、新入生ガイダンスおよび新入生懇談会において学生健康保険のしおりを配布して医療費等についての説明、同時に予防接種歴の確認書の提出、定期健康診断日程表の配布、HDセンターの案内、学生教育研究災害傷害保険のしおりなども配布して細かく説明している。

また大学では全学部の学生を対象に学校安全保健法に従い、健康管理センターにて4～6月に定期健康診断（女子は4ブロックに分けて予約制）を行っており、さらに「健康相談」「大学近郊の医療機関案内」「応急処置」「生活指導」また定期的に「禁煙講習」なども実施し、快適な学生生活が送れるよう支援している。学外実習の感染諸予防対策として、抗

## 第6章 学生支援

体検査を実施し、事前指導を行っている。診療所を健康管理センター内に開設しており、体育の授業、スポーツ現場での事故発生対応マニュアルを掲示している。一般内科を専門とした診療が行われ、スポーツ科学部では授業・学内スポーツ現場での事故発生時における対応マニュアルを全教員に配布している。そして各実習において健康診断結果（心電図検査など）の提出を促し、実習中の事故回避のための安全・衛生への配慮を義務付けている。

1・2年生時には学習・生活支援のためにクラス担任制を導入し、恒常的なアドバイザー制を目的として1クラス（約10人）に講師以上の専任教員と助手以上の教員の2人が担当して個別面談を開催している。この面談により学生の実態を把握すると同時に、学生に対するハラスメント防止のための措置が行われている。全学のハラスメント防止対策委員会発行のパンフレットを初年時のガイダンスにて配布し、ハラスメント防止の周知を図っている。さらに教員にも教授会において常に注意喚起を啓発し、またスポーツ科学部事務室が設置されている「第二記念会堂」の入口には、学生と大学をつなぐ学友会総務委員会により「意見箱」が設置されており、学生はハラスメント等に関しても自由に意見できるような環境を提供して学生の意見が聞けるよう心掛けている。ハラスメント事例が発生した場合については、ハラスメント防止対策委員あるいはハラスメント相談員への相談を促している（根拠資料 6-66）。

### 研究科

#### <人文科学研究科>

心身の健康保持・増進及び安全・衛生等については、基本的に学生本人の自己管理に委ねられるものであるが、状況・状態によって関係教員等を通して健康管理センターやHDセンター、学外の専門機関の利用を促している。ハラスメント防止に関しては、本学のガイドラインにもとづいた教員研修への参加を含めて、研究科としても各教員の自覚と配慮を促している。

#### <法学研究科>

法令と本学学生規程にもとづく定期健康診断、学内の健康管理センターにおける健康相談、応急処置、診療サービスの提供により学生生活を健康に過ごせるように配慮している。また、HDセンターの悩み事相談サービスの提供により精神面での健康にも配慮している。ハラスメントに関しては、福岡大学ハラスメントの防止等及び排除に関する規程を定め、学生が被害に遭うことのないよう注意を払っている（根拠資料 6-18 p. 12～19）。

#### <経済学研究科>

学生の心身の健康、生活上の安全、ハラスメント防止については、指導教員、大学院事務課、学生部、健康管理センターが中心となって、適切に行われている（根拠資料 6-18）。

#### <商学研究科>

学生の生活支援（経済的支援）について、例えば奨学金など商学研究科独自のものはない。なお、学生の生活支援に関するアドバイス等については大学院事務課で適切に行われ

ている。

ハラスメント防止について、全学的な取り組みが行われているが、商学研究科においても防止すべく、通常委員会で審議している。

#### <理学研究科>

本学では、福岡大学診療所（健康管理センター内）が、学生の健康等に係る支援として学生の診療を行っている。メンタル面での支援は、HDセンターの学生相談室が行っている（根拠資料6-19）。各種ハラスメントの防止については、「学校法人福岡大学ハラスメントの防止等及び排除に関する規程」（根拠資料6-17）が定められ、ハラスメント防止対策委員会主導のもとハラスメントの防止啓発活動が推進されている。

#### <工学研究科>

大学院生への生活支援は、指導教授が個別に対応しているが、精神的な問題を抱えた場合などは専攻で打合せた後、HDセンターの利用を勧めるなどの適宜状況を判断しながら指導している。

#### <医学研究科>

医学部学生と同様の生活支援を本研究科院生に対しても行っており、現時点で格別の問題は生じていない。障がいのある学生に対しては、入学試験の出願時に、受験及び就学時に必要な配慮について個別で相談を受け付けることになっているが、一般的な意味で支援するシステムはない。種々のハラスメント防止に対しては、平成11（1999）年に規程を定め施行している（根拠資料6-17）。

#### <薬学研究科>

学生の悩みに対しては、担当教員及び所属研究室スタッフが対処するが、必要に応じて薬学研究科事務室、研究科長、学務委員、HDセンターが関与する。また、各種ハラスメント防止に関しては、教授会選出のハラスメント委員会を中心に、問題発生に備えている。

#### <スポーツ健康科学研究科>

学生の心身の健康保持、増進および安全、衛生への組織的配慮は特になされていない。

全学的なハラスメント防止委員会が設置され、年度当初のガイダンスにおいて当該事案が発生した場合には、積極的にハラスメント防止委員会に相談するように促している（根拠資料6-17）。

#### <法曹実務研究科>

学生ごとに特定の専任教員が担任として指定されており、個別相談に応じている。学生の精神面でのカウンセリングについては、本学のHDセンターを学修ガイド等で紹介している。

法科大学院独自のハラスメント対策は講じていないが、全学的な制度についてのパンフレットを配布し、また学修ガイドにおいて周知を図っている（根拠資料6-60）。

**(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。**

**大学全体**

福岡大学就職・進路支援センター規程（根拠資料 6-67）の中にセンター運営委員会と企画推進会議という審議機関を設置、就職支援の方法・開発・運営・実施について審議し、意思決定をしている（根拠資料 6-68、6-69）。平成 25（2013）年度はセンター運営委員会を 6 回、企画推進会議を 5 回開催し、学部 3 年次生・大学院 1 年次生対象、学部 4 年次生・大学院 2 年次生対象、学部 1・2 年次生対象、全学年次生対象に分けて就職説明会、対策講座関係、採用説明会関係、ガイダンス、インターンシップ（国内・海外）などの就職支援行事を実施した（根拠資料 6-70）。

**学部**

**<人文学部>**

キャリア支援の組織体制に関して、人文学部では、就職・進路支援センターとの連携によるサポート体制を築いている。まず入学した 4 月に、学生たちは「コンピテンシー診断テスト」を受験する。このテストは個々人の考え方や行動傾向を測定するテストで、その診断結果を通して、自分に足りないコンピテンシー能力に気づき、それを意識的に磨いていくことになる。テストに加えて、人文学部のすべての学科で開講している基礎演習科目で、学生たちは基礎能力（読む力、要約する力、自分でまとめて発信する力等）を養うトレーニングに従事し、同時に、自己を客観的に分析して将来の職業選択における自身の方向性を考えていく。

また、夏休みと春休みの時期に行われるインターンシップへの積極的な参加を低学年の段階から学生たちに奨励している。就労体験を通して、自分の適性や進路を考えることができ、同時に大学で深めるべき知識を再確認する。加えて、センター支援行事として、全学年を対象にした「スペシャリストガイダンス」「卒業生との就職懇談会」「東京駐在員との就職情報交換会」「教員採用試験ガイダンス」「公務員試験ガイダンス」「グローバル人材育成セミナー」が開催されており、これらは学生たちの就業意識を大いに高めている。

就職活動を控える 3 年時からは、センター主催の就職説明会が人文学部学生を対象に開催される。説明会は、3 年時 5 月の「基礎ガイダンス」を皮切りに、「応用ガイダンス」「実践ガイダンス」「直前ガイダンス」といった連続的かつ体系的なプログラムとなっている。またそれに付随する形で、「中小企業魅力発信セミナー」「採用試験対策プログラム」「業界研究セミナー」「エントリーシート添削会」等の対策講座も開講されている。

就職活動が本格化する 4 年次では、12 月まで「学内合同企業説明会」や「学内個別企業説明会」が開催され、学生たちは多くの企業と接触することになる。また、未内定者へのフォローアップ行事も充実しており、5 月には「就職活動応援セミナー」、7 月、9 月には、「就職フォローガイダンス」を開催している。

以上、人文学部では、学部の正課教育と就職・進路支援センターとの連携により、学生たちのキャリア支援を 1 年時から行っている。加えて、学生たちの視野を広げる人文学部主催のセミナーを実施しており、その一つである「先輩と語る」では、社会で活躍する人文学部卒業生を招き、実社会の現状や仕事のやりがいなどを聞く貴重な場となっている（根拠資料 6-71）。また本学部は、航空関係の仕事を望む学生を多く抱えるため、人文学部主催

の「エアラインセミナー」を年2回開催している（根拠資料6-72）。このような様々なセミナー、イベントの情宣活動や、学生たち個人への助言等に関しては、人文学部の就職・進路支援センター委員、各学科のキャリア教育調整委員、さらにはゼミ担当教員が中心となり、懇切丁寧に対応している。

就職・進路支援センター委員が全学的事業展開実施の中心となりながら、学部独自としては、その委員の下にキャリア教育連絡会議が形成されている。そこには各学科のキャリア教育連絡委員が参加することとなっており、全学—学部—学科といったピラミッド型構造で事業展開している。

#### <法学部>

就職・進路支援センター委員（1人）およびキャリア教育調整委員（4人）が中心となって（根拠資料6-73）、本学の就職・進路支援センターが実施する各種ガイダンスに積極的に参加するよう学生に促すとともに、個々の学生の就職相談についても、上記5人の教員が随時対応する体制を整えている。また、将来の進路を意識し学習や仕事へ主体的・積極的にかかわる力を育てる「キャリア教育」と位置づけられた本学の「福大生ステップアッププログラム」の一環として、平成18（2006）年度より本学部主催の講演・懇談会「先輩と語る—大学と社会—」を行っている（根拠資料6-74、6-75）。講師はいずれも本学部卒業生が務め、平成25（2013）年度は2回実施した。第1回目は民間企業あるいは公務員を志望する学生向けの講演を同年5月に実施し、第2回目は司法試験合格を目指す学生向けの講演を同年10月に実施した。

#### <経済学部>

進路選択の指導・ガイダンスに関しては、「就職・進路支援センター」が全学部を対象にして行う就職支援行事を利用する形で行っている。その内容は、全学年対象、学部1・2年次生、学部3年次生・大学院1年次生、学部4年次生・大学院2年次生などの対象別に、就職説明会、採用説明会、ガイダンス、インターンシップ、個別相談となっている（根拠資料6-76）。また、各教員がゼミにおいて個別の指導に努めている（根拠資料6-77）。

キャリア支援に関する組織体制としては、専任の教員の中から1人の就職・進路支援センター委員と4人のキャリア教育調整委員を選んでおり、就職・進路支援センターが主催する会議等に参加してその活動を支援するとともに、センターが行う就職支援行事の学生への周知に努めている（根拠資料6-78）。

#### <商学部>

キャリア形成入門（前期：特別講義、1年次以上科目）、キャリア形成を考える（前期：特別講義、2年次以上科目）、キャリア形成実践（後期：特別講義、3年次以上科目）、インターンシップ（通年科目、2年次以上科目）の4つの講義、商学部就活塾（講義とは別に3・4年次を対象としたクラス単位での実践的な就職活動支援プログラム）、そして商学部キャリア開発支援室（講義とは別に全学年を対象としたキャリア形成と就職活動の個別支援）で包括的かつ年次横断的なキャリア形成、就職活動支援を実施している。これらを就職・進路支援センター委員を中心にキャリア教育調整委員（商学部専任教員4人）、キャリア・

## 第6章 学生支援

アドバイザー（商学部非常勤講師2人）の体制で運営している。

### <理学部>

各学科にキャリア調整委員を置き、理学部の就職・進路支援センター委員と緊密に連絡をとり、各種のガイダンスや関連情報の周知を図っている。各学科では求人情報の開示、個人面談などを行っているほか、「先輩と語る」「就職懇談会」等を開催し、進路を具体的に考える機会を提供している（根拠資料6-79）。

また、インターンシップ科目やキャリア関連科目を開講し、大学における教育と社会とのつながりを理解させるよう配慮している（根拠資料6-65 p.90、214、252）。

### <工学部>

学部に就職・進路支援センター委員、各学科にキャリアデザイン調整委員（就職担当）を配置し、きめ細かな指導および企業採用担当との窓口当たっている。各学科、キャリア教育のための科目を設置している。就職・進路支援センターによるインターンシップの幹旋制度に加え、インターンシップを単位化している学科もある。全学的な転部転科制度にもとづく進路変更も可能にしている。

### <医学部>

医学科における進路支援は、福岡大学病院の卒後臨床研修センターとタイアップして行っている。それに必要な外部での研修は、学部長が全面的に支援する。

看護学科では、学科全体の取り組みは、国家試験・就職支援委員会が中心となっており、個別の進路支援はクラス担任が行っている。4年次の5月には、国家試験・就職支援委員会が進路・就職のガイダンスを行っている。キャリア支援としては、卒業生を招いて、ステップアッププログラム「先輩と語る」を企画・運営したり、業者に依頼し、「看護師になるための心構え」の講演会を開催している。広報誌やパンフレットに掲載された卒業生の活躍ぶりを紹介し、進路を広い視野で考えられるようにしている。クラス担任は、進路相談や履歴書の書き方や面接のリハーサルなど学生の求めに応じて対応している（根拠資料6-52）。

### <薬学部>

薬学部では各学生は4年次より各教室に所属しており、進路選択に関しても個々に担当教員よりきめ細かい指導を行っている。1年次生にはコンピテンシー診断試験およびそのフォロー講座を実施して、自己の行動特性を理解させ、将来の進路決定に向けた大学生活の目標設定の手助けを行っている（根拠資料6-80）。また、就職希望の学生に対しては、薬学部独自で企業を招いての説明会を開催し、求職の場を提供している。

### <スポーツ科学部>

学生の進路支援については、新入生懇談会においてキャリアデザインガイド（就職に関する資料）を配布して社会で活躍する先輩からのメッセージを伝えている。さらに1年生時の必修科目（フレッシュマンセミナー）のなかで、就職・進路支援センターと連携して

コンピテンシー診断テストを実施し、事後にフォローアップセミナーで解説し、各自の行動特性を認識させている。2年生時では必修科目（ステップアップセミナー）のなかで一般常識力テストを実施し、さらに就職・進路支援センターのキャリア教育に関する講義を実施しており、平成24（2012）年度から学部内での合同企業説明会も開催している。またキャリア教育の一貫として新入生懇談会と学部祭ではステップアッププログラムの「先輩と語る」により、各界で活躍する先輩を招いての講演を年間2回実施し、社会へのステップとなるよう心掛けている（根拠資料 6-1、6-10）。

## 研究科

### <人文科学研究科>

研究科としてのキャリア支援組織や指導・ガイダンスに関する統一したシステムはないが、専攻毎に教職や専門職に関する求人情報・斡旋・推薦を積極的に行ったり、各教員の専門領域に関する職場開拓を行っている。史学及び教育・臨床心理専攻では、専修（受講）科目と関連する学外の専門機関業務（自治体の発掘調査や医療・福祉・教育機関での心理業務）に参加（体験実習）する機会を設けることなどが進路支援につながっている（根拠資料 6-81）。

### <法学研究科>

研究者以外の進路を目指す学生に対しては、就職・進路支援センターを通じて進路支援を行う体制をとっている。具体的支援活動としては5月と10月の年2回、大学院生向けの就職ガイダンスが開催されている。また、外国人留学生対象就職セミナーも大学院生が主たるターゲットである。学内で開催される企業による採用説明会は学部生のみならず大学院生にも開放されている（根拠資料 6-82）。

### <経済学研究科>

学生の進路選択やキャリア支援は、指導教員、大学院事務課、就職・進路支援センターが中心となって適切に行われている。

### <商学研究科>

学生の進路支援については、商学研究科として独自のものはない。指導教員が個別に学生へ支援を行っている。

### <理学研究科>

大学院生の進路支援は、学部学生と同様に就職・進路支援センターが統括して行っている。理学研究科各専攻では理学部の各学科と合同で、社会人となった卒業・修了生と学部・研究科の在学生との交流会を「先輩と語る」として毎年開催している（根拠資料 6-83 p. 4～5、12、14）。

### <工学研究科>

大学院生の修了後の就職先については、学部の学科と同様に情報を提供し、学部の就職

## 第6章 学生支援

担当が面接、紹介、斡旋を行っている。また、研究指導教授も個別に指導している。

### <医学研究科>

現在、医学研究科博士課程では44人がTA、2人がRAとして経済的支援を受けている。また、本研究科の大学院生は、一定時間の診療業務従事が認められており、44人がこの制度を利用している。日本学生支援機構奨学金に関しては、本研究科での利用者は極めて少ないのが実情である。

修士課程は社会人入学者が大半であるため、これらの制度の利用者はほとんどいない。

### <薬学研究科>

指導教員が個別に指導している。

### <スポーツ健康科学研究科>

組織的な進路選択に関わる指導、ガイダンスは実施されていない。キャリア支援に関する組織体制の整備はなされていない。

### <法曹実務研究科>

法科大学院は法曹養成を目的としているため、学生の希望進路は法曹である。このため、実務法曹による講演会などを実施している（根拠資料6-84）。

## 2. 点検・評価

### 基準6の充足状況

学生支援については、基本方針を明確にし、全学的な組織である学生部、教育開発支援機構、就職・進路支援センターにおいてそれぞれ取り組みがなされている。奨学金や「コトチカ」等、修学に関する支援、また、生活面においても、HDセンターを設置してメンタルヘルス面でのサポートを行う等、適切な取り組みが実施されていると言える。各学部、各研究科においても全学的な基本方針のもと、それぞれの学部、研究科の実状に沿った取り組みがなされている。

以上のことから学生支援に関する取り組みは適切に実施されており、概ね本基準を充足していると判断している。

#### (1) 効果が上がっている事項

奨学金等の経済的支援については、貸与型であれ給費型であれ全体の約50%の学生が奨学金を受給することで学業の継続を果たしている（根拠資料6-85）。また、福岡大学奨学金を希望する学生のうち、家計や成績といった認定基準を満たしている者は全員を奨学生として採用している。

3年次生対象学内合同企業説明会は、開催時期を3月から1月に繰り上げ、1会場1日で参加企業150社を収容する方法に変更した結果、東京地区の企業や上場企業も多数参加し、学生の参加数が増え、参加企業と学生双方に満足度が高かった（根拠資料6-70 3年次生

対象行事【採用説明会関係】)。また、1年次生対象に全学部で実施しているコンピテンシー診断テストは、学部と連携したことで受験率は93.1%に増加した(根拠資料6-86)。全学年次生対象としたインターンシップは、就職活動を控えた3年次生の参加が多いが、低学年次生も社会と接する機会となるため参加者数が徐々に増加している。海外インターンシップでは、春季に学生16人を派遣した(根拠資料6-87)。

## **(2) 改善すべき事項**

HDセンターのカウンセラーは常勤嘱託2人、非常勤3人(平成26(2014)年度から4人)だが、日本学生支援機構の理想からすると、本学は専任7人による相談枠が必要となる。平成25(2013)年度に相談が受けられた学生の他に予約が一杯で相談を諦めた学生もおり、相談枠が不足している。

就職支援については、卒業見込み者の進路状況の把握できない学生数が平成25(2013)年11月30日現在で835人おり、進路状況の把握が完全ではない(根拠資料6-68 第5回p.2、6-69 第5回p.2)。また、就職に直結しない職業観形成の支援行事への参加率が50%を下回っており、学生の興味や関心を持たせる工夫が十分ではない。

## **3. 将来に向けた発展方策**

### **(1) 効果が上がっている事項**

奨学金等の経済的支援については、卒業後の返還による負担を考え「給費奨学金」の割合を増やす。また、定期健康診断、生活習慣病相談、ハラスメント相談は、活動と利用について認知度を上げる。

就職支援については、①初年次からのキャリア教育・職業教育の充実に取り組むため、インターンシップの現行制度を見直す必要があり、インターンシップ検討委員会を発足させる。(委員長:センター長、委員:センター長補佐、センター委員文系1人、理系1人)(根拠資料6-88)②東京、大阪で就職活動する学生を積極的に支援するため、サテライトオフィスをレンタルシェアし、就職支援体制を充実・強化する(根拠資料6-89)。③センター運営委員ならびにキャリア教育調整委員との連携を密にし、学生の就職・進路に関するゼミ調査や支援行事への参加、センター利用の呼びかけなど協力体制を図り、センター行事のみならず学部・学科主催プログラムの支援を行う。④本学で実施する父母懇談会の開催日に併せて、父母を対象に就職環境、就職活動スケジュールなどを正しく理解してもらうために、父母向けの就職説明会を開催する(根拠資料6-89)。⑤企業による学内での合同ならびに個別の企業説明会や人事採用担当者による講演会を増やし学生が企業と接する機会を充実させる。また、本学学生の採用に積極的な企業と本学の教育方針や就職・採用に関しての情報交換・意見交換を充実させ、企業との関係をより強固なものとし本学学生にとってより良い就職・採用環境の向上を図る。インターンシップの受け入れ企業などの拡充とグループワーク型インターンシップ実施企業への協力、企業と連携したプログラムを積極的に取り入れていく。

## 第6章 学生支援

### (2) 改善すべき事項

HDセンターの相談枠不足対策として、既存の非常勤カウンセラーによる相談日（相談枠としては5コマ）を追加する。また、平成21（2009）年に発行した「教職員のための学生サポートハンドブック」（根拠資料6-90）の改訂に取り組み、最近の傾向と対応について教職員の理解と協力を促す。

進路決定者の状況把握と就職未内定学生、連絡の取れない学生の完全把握が課題となっている。就職率向上のための有効な対策を講じるためには、これまで以上に学部との緊密な連携体制が不可欠であり、検討を行っていく（根拠資料6-68 第5回 p.2、6-69 第5回 p.2）。

※実際には、次のような会議において就職・進路状況や学生の就職支援のあり方について、教学担当副学長ならびに就職・進路支援センター長が説明を行った。

- ・平成26（2014）年2月7日三役報告会
- ・平成26（2014）年2月26日学部長懇談会報告
- ・平成26（2014）年4月17日執行部ミーティング
- ・平成26（2014）年5月15日大学協議会報告

## 4. 根拠資料

- 6-1 2013 学生生活ガイド
- 6-2 平成18年度第5回就職・進路支援センター運営委員会議事録（平成19年2月26日）
- 6-3 平成26年度経済学部学部指導懇談会スケジュール
- 6-4 理学部 平成26年度事業計画＜既出4-3-151＞
- 6-5 平成26年度教育改善活動計画書＜既出4-2-74＞
- 6-6 学部指導懇談会資料（薬学部）
- 6-7 福岡大学公式ホームページ 学生サポート  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/support/>
- 6-8 平成26年度学修ガイド（スポーツ科学部）＜既出1-12＞
- 6-9 平成26年度シラバス（スポーツ科学部）＜既出4-2-48＞
- 6-10 平成26年度父母懇談会のしおり＜既出4-3-46＞
- 6-11 福岡大学奨学金規程
- 6-12 福岡大学大学院私費外国人留学生奨学金規程
- 6-13 福岡大学大学院海外留学給費奨学金規程
- 6-14 福岡大学大学院FD推進会議規程＜既出3-112＞
- 6-15 福岡大学学生少額緊急貸付規程
- 6-16 福岡大学学生健康保険互助組合規約
- 6-17 学校法人福岡大学ハラスメントの防止等及び排除に関する規程
- 6-18 平成26年度大学院便覧＜既出1-34＞
- 6-19 福岡大学大学院ホームページ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- <http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/shugaku.html>
- 6-20 医学研究科博士課程小委員会議事録（平成25年度）＜既出3-56＞
- 6-21 薬学研究科ガイダンス用配布資料（2014年4月）
- 6-22 福岡大学障がい学生支援委員会規程
- 6-23 平成25年度障がい学生在籍者（対応）一覧
- 6-24 平成25年度障がい学生修学支援-HDセンターにおける受付および対応状況-
- 6-25 各種奨学金奨学生一覧（平成25年度対象者）
- 6-26 福岡大学公式ホームページ 奨学金制度・教育ローン・少額緊急貸付制度  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/support/life/scholarship.html>
- 6-27 福岡大学入試情報サイト 奨学金について  
<http://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/gakuhi/shogakukin/index.html>
- 6-28 福岡大学案内2015＜既出1-11＞
- 6-29 平成25年度新規奨学生採用（案）
- 6-30 適格認定学校報告
- 6-31 教育サロン活動報告（12-（1）～13（3））
- 6-32 大学から始める「言葉の力」育成プログラムチラシ＜既出4-3-19＞
- 6-33 2014年度 大学から始める「言葉の力」育成プログラム説明資料＜既出4-3-20＞
- 6-34 前期『「言葉の力」育成プログラム』アンケート結果に関する総評及び今後に向けての総括＜既出4-4-10＞
- 6-35 後期および今年度全体の『「言葉の力」育成プログラム』の総括
- 6-36 学部留学生をめざす皆さんのためのGUIDE BOOK（2014）
- 6-37 入学後のスケジュール
- 6-38 平成26年度文化学科ガイダンスゼミナールのお知らせ
- 6-39 LAセミナースケジュール
- 6-40 修学指導通知
- 6-41 日本語力テスト実施予定表
- 6-42 福岡大学法学部ホームページ クラス担任制度＜既出4-3-25＞  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/jj/teacher.php>（法律学科）  
<http://www.law.fukuoka-u.ac.jp/about/jb/teacher.php>（経営法学科）
- 6-43 平成26年度学修ガイド（法学部）＜既出1-8＞
- 6-44 福岡大学法学部内規集（平成25年度版）
- 6-45 平成25年度第一次卒業認定及び卒業生総代選考資料（経済学部）
- 6-46 平成25年度第二次卒業認定（経済学部）
- 6-47 経済学部 平成26年度修学指導（案）＜既出4-3-37＞
- 6-48 経済学部教授会議事録（平成26年4月11日）
- 6-49 聴覚障がいを持つ学生の受講について（文書）
- 6-50 平成25年度学生部関係事項資料
- 6-51 平成26年度学修ガイド（理学部）＜既出1-26＞
- 6-52 福岡大学医学部年報（平成24年度）
- 6-53 薬学部修学指導記録

## 第6章 学生支援

- 6-54 福岡大学公式ホームページ 学修制度  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/support/institution/>
- 6-55 福大生のための学習ナビ 2014<既出 4-2-17>
- 6-56 平成 25 年度スポーツ科学部奨学金利用状況
- 6-57 人文科学研究科休学・退学・除籍者数一覧 (H18 年度～H25 年度)
- 6-58 TA ハンドブック (2014 年度版)
- 6-59 平成 26 年度大学院学科登録指導について依頼文書
- 6-60 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書 (2013 年 (平成 25 年) 3 月 27 日) <既出 1-47>
- 6-61 平成 25 年度定期健康診断実施状況 (総合計) 学内健診
- 6-62 平成 25 年度 HD センター報資料
- 6-63 ヒューマンディベロップメントセンター学生相談室のご案内
- 6-64 リーフレット (STOP HARASSMENT!)
- 6-65 平成 26 年度シラバス (理学部) <既出 3-42>
- 6-66 ハラスメント防止啓発ガイドライン
- 6-67 福岡大学就職・進路支援センター規程<既出 2-15>
- 6-68 平成 25 年度就職・進路支援センター運営委員会議事録 (第 1 回～第 6 回)
- 6-69 平成 25 年度就職・進路支援センター企画推進会議議事録 (第 1 回～第 5 回)
- 6-70 平成 25 年度就職支援行事点検・評価
- 6-71 人文学部主催講演会資料
- 6-72 エアラインセミナーチラシ
- 6-73 法学部役職員・各種委員選出一覧
- 6-74 法学部内委員会活動の概要と成果報告および点検・評価 (平成 25 年度)
- 6-75 法学部「先輩と語る」ステップアップホームページ画面
- 6-76 平成 25 年度就職支援行事一覧
- 6-77 平成 25 年度経済学部就職サブ・ゼミナール実施状況
- 6-78 経済学部教授会議事録 (平成 26 年 11 月 1 日)
- 6-79 福大生ステップアッププログラムホームページ  
[http://www.fukuoka-u.ac.jp/fsp/14fsp/step/step3\\_1.html](http://www.fukuoka-u.ac.jp/fsp/14fsp/step/step3_1.html)
- 6-80 2014 年度コンピテンシー診断テストの実施について (薬学部教授会資料)
- 6-81 福岡大学臨床心理学研究 (第 12 巻) <既出 4-2-65>
- 6-82 平成 26 年度就職・進路支援センター月間行事予定表
- 6-83 福岡大学理学部・理学研究科年報 2012<既出 3-16>
- 6-84 平成 25 年度法科大学院事業報告
- 6-85 平成 25 年度学部別奨学金利用状況
- 6-86 コンピテンシー診断受験状況について
- 6-87 平成 25 年度春季海外インターンシップ・スタートアッププログラム派遣者リスト
- 6-88 インターンシップ検討委員会の組織及び運営について (案)
- 6-89 平成 26 年度就職・進路支援センター事業計画
- 6-90 教職員のための学生サポートハンドブック

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

##### 大学全体

本学事業計画の基本方針に掲げた教育、研究、医療の各分野目標を達成するため、平成21(2009)年10月「キャンパス整備検討委員会答申」、平成23(2011)年12月「新キャンパス整備検討委員会答申」および平成25(2013)年12月「キャンパス施設整備計画の「あり方」検討委員会答申」等で方針が立てられており、それに沿って整備を行ってきた(根拠資料7-1、7-2、7-3、7-4)。

##### 基本方針

#### (1) 地域と連携する総合的な知の拠点の形成

2005年2月に福岡市営地下鉄七隈線が開通し、福岡大学七隈キャンパスのアクセシビリティは飛躍的に改善した。すなわち、天神からわずか15分のキャンパスに総合大学としての全学の施設が集約することになった。山紫水明大学(郊外型キャンパス)から、まちなか大学(都心近接型キャンパス)へという潮流があるとなれば、福岡大学は極めて有利な立地条件を得たといえよう。従って、地域と連携した生涯教育を含む総合的な「知の拠点」、すなわち、深い人間理解と倫理観、専門的な知識・技術とそれに基づく思考・想像力、社会の諸課題を俯瞰的に解決できる人材を育成するキャンパスを整備する。

#### (2) キャンパス・ゾーニングの尊重

本学は、これまで長い歴史の中で、烏帽子・七隈両地区に亘ってメディカル施設ゾーン、スポーツ施設ゾーン、文系・理系施設ゾーンおよび学生生活施設ゾーンなどのゾーンを集積立地させることによって、一体的なキャンパス整備を図ってきた。このことにより、各学部の相互の連携が実現し、教育・研究の両面からも効率性の高いキャンパス運営が行われてきた。今後のキャンパス整備は、このように営々として築いてきた本学のキャンパス・ゾーニングを尊重しながら、その中で、既存の建物・施設を見直し、必要な更新を図っていくという方式、いわゆる再開発方式をとることが望ましい。

#### (3) 軸線によるキャンパス・プランの統合

もともと、「キャンパス」という言葉は建物間のオープン・スペースのことであり、キャンパスのマスタープランとしては、個々の建物を統合するパブリック・スペースを創出することが重要である。これまでの福岡大学の歴史を踏まえて、60周年記念館からA棟、さらに工学部棟に至る主軸線(福岡大学の伝統的な軸線)を設定する(図①-2・3参照)。さらに、烏帽子地区の医学部と正門、60周年記念館を結ぶ副軸線(正門の軸線)を設定する。この2つの軸線沿いは、基本的に福岡大学のキャンパスを象徴する、緑豊かでパブリックな歩行者モールとして整備する。自転車や車の乗り入れ

を規制し、利用者が安全で快適に歩行でき、また安心して立ち止まることのできる歩行空間を整備する。

### (4) パブリック・コアの形成

60周年記念館、A棟は、学生にとって、なじみ深い建物であると同時に、日本を代表する建築家である槇文彦氏、元倉真琴氏の記念碑的作品であることから、主軸線の歩行者モールに面する重要な要素となる。また、新設される新中央図書館棟（仮称）は、オープン・スペースをはさんで、A棟と向かい合うことにより、全学の学生・教職員・地域住民が集うことのできるシンボリックなパブリック・コアを形成する。

### (5) 人に優しいユニヴァーサル・デザイン

2006年に新バリアフリー法が施行された。これは高齢者や身障者の生活空間における円滑な移動を目指すものである。地域と連携する開かれた大学を目指すためには、キャンパス内の移動をすべての人に対して優しいユニヴァーサル・デザインとすべきである。具体的には主要な動線にはスロープやエレベーターを設置し、バリアフリー化する必要がある。

### (6) 安全・環境・地域に配慮した計画的なキャンパス整備

本学の建物・施設群はこれまで長い年月をかけて整備され、量と質の両面で充実発展してきた。ところが、近年、かなりの建物が老朽化し、また時代の変化にマッチしない構造となっている建物・施設が存在する。整備対象の建物が目白押しとなっており、しかもその更新には、巨額の資金を要するものが控えている。これらの建物・施設を一挙に整備することは困難であり、整備すべき建物・施設について、公平に計画的に推進していくことが肝要である。また、キャンパス整備にあたっては、開放型建物・施設群を建設あるいは再構築することにより施設の共通化・共同化を推し進め、建物群の効率的運用と長寿命化を目指すことが不可欠である。その際留意すべきは、安全・環境・地域というキーワードであり、学生施設にあたっては学生を中心とした交流や日常生活の利便性が保障されるような空間を提供していくことが求められる。

### (7) 法的小および社会的条件に適合したマスタープラン

今回のキャンパス整備基本計画は、法律によって定められた容積率の枠内で策定する必要がある。法で定められた厳しい制約条件をクリアするためには、現存する余裕空間、およびスクラップ・アンド・ビルドで生まれる余裕空間を有効活用し計画的に新しい建物・施設を整備していくことが必要となる。変化の激しい現代において、正確に未来を見通すことは難しい。しかし、地球及び地球の環境問題の視点からは環境の保全再生を十分に考慮したキャンパス整備が必要不可欠である。また、新築の建物の長寿命化のためには、施設の共通化・共同化を念頭に容易に改変・改築が可能な、余裕のあるフレキシブルな構造を持つ建物が望まれ、リファイン建築による施設整備費の軽減も検討する。さらに地球環境に優しいキャンパス整備には、緑化や太陽光エネルギー等を利用した非化石燃料を導入する。これらの設備投資は高負担となるが、これを推進することは、最初に掲げた整備指針の基本姿勢を示すととも大学としての社会的責務を果たすために必要であろう。

### (8) 資金の効率的活用

本学がこれまで蓄積してきた資金（第2号基本金）は、可能なかぎり無駄を省き、

大切にかつ効率的に配分・利用することが不可欠である。本学では、ハード面の将来構想が多く予想され、また、大学を取り巻く社会情勢も厳しくなることを展望するとき、限られた資金の重要性を銘記しておくことが不可欠であろう。また、財政基盤の強化のためには、持続可能なエネルギーの地域供給型施設の建設など、環境政策事業に係わる外部資金導入も将来的課題となる。

また、基本方針の(6)に沿って、旧耐震基準建物の耐震診断および耐震改修を進めている。現在は、5,000 m<sup>2</sup>以上の建物の耐震診断を終え、建替え・耐震改修のどちらを行うかを検討し、耐震改修を行う建物については設計に着手し、3階建て以上で1,000 m<sup>2</sup>以上の建物については、耐震診断のスケジュール計画を進めている。また、建替えが決定している4号館および第一記念会堂(体育館施設)については、業者からの提案を受けるための準備を進めている。

**(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。**

大学全体

①校地・校舎の整備

本学の校舎面積は、39万7,141㎡であり、大学設置基準面積(14万6,270㎡)を十分に満たしている。七隈キャンパスの同一キャンパス内で9学部・大学院10研究科全ての教育・研究を行っており、講義室241室(30,952㎡)、演習室274室(10,829㎡)、学生実習室123室(5,753㎡)、体育館7室(8,536㎡)を設置している(根拠資料7-6)。

近年の建物では、平成21(2009)年に薬学部6年制移行に対応する施設として17号館、地球圏科学科の集約配置および理学部図書館分室として18号館、平成24(2012)年に75周年記念事業の一環として中央図書館、2号館を新築し教育研究施設整備の充実を図っている(根拠資料7-6 p.43、44、7-7 p.9)。

校地の面積については、平成26(2014)年5月1日現在の設置基準面積19万5,705㎡に対し、現有校地面積は71万4,301.7㎡で十分な校地を所有している(根拠資料7-8)。福岡市から購入した弓掛池跡地には、体育館施設とグラウンドを新設し、スポーツ施設ゾーンとして平成29(2017)年3月からの利用に供すべく整備を進めている。また、その他の校地については、平成22(2010)年度から3年計画で境界確認を実施しており、平成25(2013)年度からは併せて敷地図の整備を進めている(根拠資料7-9)。

②キャンパスアメニティの形成

受動喫煙防止等の観点から医学部地区は敷地内全面禁煙、七隈地区は分煙の方針により建物内全面禁煙、建物外に指定の喫煙所を設けている(根拠資料7-10)。受動喫煙防止対策等を推進するために喫煙対策実施委員会を設置し、館内全面禁煙、館外の喫煙場所の指定および削減、マナーアップキャンペーン・ノースモーキングデーの実施、禁煙教室や講演会等の取組みを行っている(根拠資料7-11、7-12)。安全の確保の観点からは福岡大学緊急事態対応規程により、大学において発生した緊急事態に対して、迅速かつ的確に対応するための組織およびその運営についての必要な事項を定め、福岡大学防火・防災管理規程による避難訓練等も実施している(根拠資料7-13、7-14)。キャンパス内における警備体制の強化策として警備員の学内巡回頻度を増加させる等の対策をとっている(根拠資料7-15)。

建築物建材中に含まれるアスベスト等の有害物質に関する調査を実施し、必要に応じて対策の検討・実施を行うことで、学生および教職員の安全性を図っている(根拠資料7-16 p.24)。また、学内から発生する廃棄物の質や量等の発生特性を調査し、その結果を廃棄物処理業務に活用することにより、学内の衛生環境の保全を図っている(根拠資料7-16 p.18)。さらには、各施設から排出される排水を定期的に調査し、その結果を排水処理施設の維持管理に活用している(根拠資料7-16 p.29、7-17 p.11)。

**(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。****大学全体**

## ① 図書館利用説明会の開催

毎年、クラス単位・ゼミ単位で授業と連携した利用説明会を全学部対象に開催している(根拠資料 7-18)。平成 25 (2013) 年度、中央図書館で前期 4 月 9 日～7 月 23 日に 133 回、後期 9 月 16 日～12 月 20 日に 18 回開催し、参加人数は前期 2,653 人、後期 280 人であった。年間で 151 回開催、参加人数は 2,933 人となる(根拠資料 7-19)。過去 10 年間の推移を見ると、回数、参加人数共に最高を示した平成 19 (2007) 年度以降、持続的に実施回数、参加人数共に減少していたが、平成 23 (2011) 年度(平成 24 年度は新中央図書館が開館準備で 6 月まで閉館していた)と比較すると、回数で 25 回、比率 19.8%、参加人数では 556 人、比率 23.4%の増加を示している。これは、新中央図書館にラーニング・コモンズ、グループ学習室、情報サービス室等が設置され、設備面が一新されたことに起因するが、同時に学術情報課における図書館施設と学術情報の利用促進に向けての積極的な広報活動が効を奏したものとと言える。医学部分館でも利用説明会を実施しており、過年度開催回数、参加者の推移を見ると、平成 24 (2012) 年度までは平均開催回数が 4.7 回、平均参加人数 10.2 人であったが、平成 25 (2013) 年度は 15 回開催され参加者数は 114 人で、開催回数で 3.2 倍、参加人数で 11.2 倍と増加している(根拠資料 7-20)。

## ② 「知の集積」としての貴重書等収集への継続的努力、並びに情報発信

図書予算の中に継続的に特別資料整備費を設け、コレクション構築のための貴重書購入の財源としている。現在図書館では、ヨーロッパ法コレクション、江戸明治漢詩文コレクション等 9 つのコレクションを有している。一方、デジタルコンテンツの整備も進めており、「江戸・明治漢詩文コレクション」「グリム童話集第 2 版テキストデータベース」「ローマ法大全ファイル」「金石志」等、本学所蔵のコレクションの一部をデジタル化して公開している(根拠資料 7-21、7-22、7-23)。特に「ローマ法大全ファイル」については、平成 25 (2013) 年にコレクションを再構築し、デザインのリニューアルと検索スピードの高速化を図った。また、「福岡大学図書館の貴重書に関する内規」(根拠資料 7-24)にもとづき、貴重書・準貴重書に該当すると考えられる資料については、図書委員会の審議を経た上で積極的に貴重書に指定し、図書館長の許可により閲覧にも供しており、平成 25 (2013) 年度は、貴重書 4 点、準貴重書 6 点はその対象となった。

コレクションを知的財産ととらえ、学内外に広く知ってもらうため情報発信にも力を注いでおり、図書館報 123 号(平成 25 年 1 月 15 日発行)では人文学部 森 茂暁教授による「川添昭二文庫」の概要、図書館報 124 号(平成 25 年 10 月 20 日発行)では人文学部 高橋 昌彦教授による「江戸・明治漢詩文コレクション」紹介、さらに図書館報 125 号(平成 26 年 1 月 10 日発行)では、法学部 野田 龍一教授による「福岡大学所蔵「ヨーロッパ法コレクション」の過去・現在・未来」が掲載され、このような広報活動の成果により平成 25 (2013) 年度には貴重書閲覧の申込みが 8 件あった(根拠資料 7-25、7-26、7-27)。

## ③ 図書館職員としての能力向上への取組

図書館員を対象とした研修会が各地で開催されており、館員も積極的な参加を続けている。研修後は図書部内で報告会を開催し、館員間の情報共有を図っている(根拠資料 7-28、7-29、7-30)。平成 25 (2013) 年度の研修会参加実績は、以下の通りである。

## 第7章 教育研究等環境

- (ア) 文部科学大臣委嘱による司書講習（別府大学） 1人 8月1日～9月28日
- (イ) 国立情報学研究所（NII）が開催する講習会（NIIの場合は選考がある。）
- ・ 学術情報ウェブサービス担当者研修（九州大学） 3人 7月24日～7月26日
  - ・ 学術情報リテラシー教育担当者研修（大阪大学） 1人 10月15日～10月18日
  - ・ 大学図書館職員短期研修（京都大学） 1人 9月30日～10月4日
- (ウ) 国立国会図書館から2人を講師として招聘し、レファレンス向上を目的とした研修会を8月27日に開催した。延べ46人が参加した。
- ・ インターネットで使えるレファレンスツール 中野 真里氏（利用者サービス部 サービス企画課）
  - ・ 法令情報の調べ方 松本 裕子氏（調査及び立法考査局 議会官庁資料課 法律資料係）
- (エ) 医学部分館関連
- ・ 医学図書館員基礎研修会（千葉大学） 1人 8月26日～8月28日
  - ・ 医学図書館研究会・継続教育コース（九州大学） 4人 11月6日～11月8日
  - ・ 医学情報サービス研究大会（琉球大学） 1人 7月6日～7月7日
- (オ) その他
- ・ 大学図書館職員長期研修（筑波大学） 1人 6月30日～7月12日
  - ・ 図書館職員著作権実務講習会（京都大学） 1人 9月10日～9月13日
  - ・ 第15回図書館総合展（パシフィコ横浜） 2人 10月28日～10月31日

**(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。****大学全体**

## ①教育研究等施設の整備

**【新築工事】**

平成 21 (2009) 年

- ・ 17 号館新築工事 (建築当時工事名称:薬学部棟別館 (仮称) 新築工事) (根拠資料 7-31 p. 4 No39)
- ・ 18 号館新築工事 (建築当時工事名称:理学部新棟 (仮称) 新築工事) (根拠資料 7-31 p. 4 No40)

平成 24 (2012) 年

- ・ 中央図書館新築工事 (建築当時工事名称:新中央図書館棟 (仮称) 新築工事) (根拠資料 7-31 p. 7 No28)
- ・ 2 号館新築工事 (建築当時工事名称:商学部棟 (仮称) 新築工事) (根拠資料 7-31 p. 7 No22)

平成 25 (2013) 年

- ・ 野球場新設工事 (根拠資料 7-31 p. 11 No11)

平成 26 (2014) 年

- ・ 臨床心理センター附設学校適応支援教室棟新築工事 (根拠資料 7-31 p. 12 烏帽子地区 No3)

**【LAN 関連】**

平成 22 (2010) 年

- ・ 学内ネットワーク高速化に伴う光ケーブル敷設工事 (根拠資料 7-31 p. 5 No25、p. 6 No2)

**【宿舎】**

平成 25 (2013) 年

- ・ 留学生会館梅林各室リニューアル工事 (根拠資料 7-31 p. 11 烏帽子地区 No4)

**【トイレ】**

平成 20 (2008)、21 (2009)、25 (2013)、26 (2014) 年

- ・ 第二記念会堂・医学情報センター棟トイレ改修工事 (根拠資料 7-31 p. 2 No4、p. 4 No9、p. 12 烏帽子地区 No2、p. 10 No4)

平成 20 (2008)、23 (2011)、24 (2012) 年

- ・ 第一記念会堂東側・7 号館・9 号館・10 号館トイレ改修工事 (根拠資料 7-31 p. 1 No21、p. 9 No24、p. 7 No26、p. 9 No12)

**【駐輪場】**

平成 23 (2011) 年

- ・ 18 号館北側薬草園跡地駐輪場整備工事 (根拠資料 7-31 p. 5 No32)

平成 24 (2012) 年

- ・ 医学部研究棟南側駐輪場屋根設置工事 (根拠資料 7-31 p. 8 No7)、医学部研究棟西側駐輪場建替工事 (根拠資料 7-31 p. 10 No9)

**【エアコン取替工事他】**

## 第7章 教育研究等環境

平成 20 (2008)、21 (2009) 年

- ・ 第二記念会堂 1・2 階トレーニング室クーラー設置工事 (根拠資料 7-31 p. 2 No1、p. 4 No1)

平成 22 (2010) 年

- ・ 医学部研究棟別館地階中庭食堂拡張工事 (根拠資料 7-31 p. 6 No4)

平成 24 (2012) 年

- ・ 医学情報センター棟 1 階学習室 1～10 エアコン取替工事 (根拠資料 7-31 p. 8 No8)

平成 25 (2013) 年

- ・ 第 1・2・3 食堂エアコン取替工事 (根拠資料 7-31 p. 11 No9)

教育研究環境の充実及び基盤整備の為の施設の老朽化、狭隘化等に関する環境劣化改善に向け、各年度にわたり安全・環境に配慮した計画的なキャンパス整備を行っている (根拠資料 7-31)。また、本学では、キャンパス整備等に関する学生の意見・提案を受けて協議する合同協議会を年 2 回設け、その中で出された意見等も十分取り入れながら整備を行っており、教育研究等環境の適切な整備に取り組んでいる (根拠資料 7-32、7-33)。

### ②研究環境の整備

本学の教員の個人研究費については、学内資金による研究費の配分、学内公募方式による研究助成 (根拠資料 7-34、7-35) を行い、加えて、科研費等の外部資金の獲得に向けた支援を行っている。

平成 24 (2012) 年度における主要な学内公募助成制度としては、①学術的に高い評価を得ることが期待されるテーマに対する助成 (総合科学研究部総額 3,200 万円) ②学内シーズをもとにした共同研究プロジェクトへの助成 (領域別研究部総額 3,500 万円) (根拠資料 7-36) を行っている。また、大学の研究コアとなるような基盤研究に対しては研究所を設立するとともに重点的な支援を実施している。

さらに、本学では、平成 23 (2011) 年度に採択された「女性研究者研究活動支援事業」にもとづき女性研究者支援体制の充実にも積極的に取り組んでいる。

産学共同研究の促進のために、研究シーズ集の作成・広報やマッチングのための事業を行っている。外部資金の獲得支援のためには、公募情報の積極的な広報や獲得のための資金支援を行っている。

**(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。****大学全体**

人を対象とした研究計画および内容等の審査については、ヘルシンキ宣言の趣旨にもとづき、研究によって生じる個人の人権等を擁護しているかについて審査するために、平成16(2004)年10月に「福岡大学研究倫理委員会規程」を制定し、福岡大学研究倫理委員会を設置して、本規程等にもとづき、倫理的・社会的な観点から慎重に審査している(根拠資料7-37、7-38)。

遺伝子組換え生物等を対象とした実験計画および内容等の審査については、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)にもとづき、遺伝子組換え生物使用を安全かつ適切に実施するため、昭和60(1985)年12月に「福岡大学遺伝子組換え実験安全管理規程」を制定し、福岡大学遺伝子組換え実験安全委員会を設置している(根拠資料7-39)。なお、申請事項は安全確保を重視し慎重に審査している(根拠資料7-40)。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究計画および内容等の審査については、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」が平成25(2013)年2月8日に全面改正となったため、平成26(2014)年4月に「福岡大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程」を制定し、福岡大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会を設置している(根拠資料7-41)。

公的研究費等の不正防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)にもとづき、公的研究費等の不正防止に係る規則として、平成20(2008)年3月に「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を制定し、適切な研究費の執行に取り組んでいる(根拠資料7-42)。また、平成25(2013)年4月には、本規程第7条の不正防止計画の策定にもとづき、「福岡大学公的研究費不正防止計画」を制定している(根拠資料7-43)。さらに、当規程第8条第1項にもとづき、研究活動等の不正行為に適切に対応できる内部監査室を通報窓口とした「福岡大学における研究活動等の不正行為通報処理規程」を、平成22(2010)年4月に制定している(根拠資料7-44)。

また、本学の教職員等が、産学官連携活動にもなつて得る利益と本学における責務とが相反している状態等となった場合に、利益相反に関する事項を円滑に解決するために、平成21(2009)年10月「福岡大学利益相反に関する規程」を制定し、利益相反マネジメント委員会を設置している(根拠資料7-45)。

以上のとおり、研究推進部では、研究倫理に関する学内審査機関を設置し、各種規程にもとづき、適切に運営している。また、研究推進部ホームページに各種規程等を掲載し学内外に周知しており、研究推進部委員会では、法令等の変更があれば最新情報を提供している(根拠資料7-46)。

## 2. 点検・評価

### 基準7の充足状況

教育環境の整備については、校地・校舎および施設といったハード面について、設置基準上必要とされる校地・校舎および施設の整備がなされている。また、教育研究の環境をより充実させるため、新たな学部棟や中央図書館の整備も進められており、図書館の充実も図られている。

研究倫理については、研究倫理に関する学内審査機関を設置し、各種規程にもとづき適切に運用がなされている。

以上のことから、教育研究等環境については適切な取り組みがなされており、本基準を概ね充足していると判断する。

#### (1) 効果が上がっている事項

耐震化については、旧耐震基準建物で5,000㎡以上の建物については耐震診断を終え、建替えまたは耐震改修の工事計画に着手しており、次に3階建て以上で1,000㎡以上の建物を対象に耐震診断を計画している。現在、6号館（平成14（2002）年）、学而会館（平成24（2012）年）の2棟について耐震改修工事が終了しており、安全性の向上が図られた。

また、学生提案を取り入れた整備工事を行っているものもあり、学生の意見・提案を取り入れ、整備を行うことで、より良い教育研究環境を整備することが出来ている。

研究面については、環境整備を進めたことにより、この5年間の外部資金の獲得金額が、科研費は37%、産学共同研究は4倍に増加しており（根拠資料7-36）、さらに共同研究を進展させるため、①コーディネーターの配置、②企業とネットワークを作るコラボレーション・ネットワーク活動、③ユニークなテーマ共同研究会等も実施している（根拠資料7-47）。

また、女性研究者の支援としては、研究を中断した者へ研究支援者を配置するとともに、平成25（2013）年には男女共同参画推進委員会が設けられ、一層の取り組みが図られている（根拠資料7-48）。

図書館については、平成24（2012）年7月2日の新中央図書館の開館に伴い、席数が1,934席（旧図書館の約1.39倍）、奉仕部門が10,269.03㎡（旧図書館の約2.48倍）に規模が拡大したこと、多彩な学術情報と先進機能を有する施設を完備したことにより、図書館利用者が増加している。平成23（2011）年度26万7,879人であった利用者数は、平成25（2013）年度には1.97倍の52万7,502人と倍増した（根拠資料7-49）。

#### (2) 改善すべき事項

キャンパス整備検討委員会での審議事項、答申事項が大学意思決定に反映される速度が遅く効果的なタイミングを逸している。キャンパス整備計画の主要な事項は、企画運営会議、学部長会議、大学協議会、理事会で審議されるが、決定までに時間がかかりすぎている。今後のキャンパス整備計画は、全学的な視点でスムーズに決定しなければならない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

##### ①施設

キャンパス整備検討委員会では本来中長期整備計画を論議していく場であるが、近年に建物の老朽化、耐震化対策としての建替え、補強、整備が急務であることから、短期的整備計画を中心として論議・案作成を行い、企画運営会議、学部長会議、大学協議会、理事会でのスムーズな意思決定ができるようにする。

広く学生の意見・提案を受けて協議する合同協議会において、学生から学内施設についての意見・要望内容を可能な限り受け入れ、施設工事に反映させるシステムを今後も継続していく。

耐震改修工事については、年次計画を立て診断→設計→施工と着実に進めていく。

##### ②研究

研究推進本部会議での研究活動の基本方針が研究者の研究活動に反映し、成果に結びつく仕組みを、研究推進部委員会でさらに具体的に審議・決定する。また、研究活動を大学が組織的に対応するよう大型公的資金である文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業への公募支援や地域活性化の研究拠点構築を図るとともに、基盤研究機関研究所をより発展させたコア研究所とする支援を継続し、外部機関等と連携した研究広報も充実させる。学内研究助成制度においても、平成26(2014)年度に新設された科研費獲得を目前にした研究者支援制度である推奨研究プロジェクト(特定)等、研究環境の整備を推進する。

研究環境整備の一つである研究倫理の問題も、研究活動が迅速で効率的に行えるよう、現在、本学、医学部、福岡大学病院、筑紫病院のそれぞれが行っている医に関する研究倫理審査委員会の審査体制を一元化し、全学的で統一的な体制の整備を図る。

##### ③図書

図書館利用説明会は、年間2,500～3,000人の学生が受講しており、この説明会の実施が図書館入館者数増加、自学自習、読書、グループ学習での図書館利用の促進に繋がっている。その効果を伸ばさせるべく、今後は高年次生を対象としたより専門性の高い図書館利用説明会、たとえば図書館の雑誌やデータベースを活用した卒論作成のための図書館利用説明会企画等を検討する(根拠資料7-18、7-19、7-20)。

#### (2) 改善すべき事項

キャンパス整備検討委員会での迅速な審議、学内意思決定の迅速化を図るため、全学的な意識共有に必要な資料の提示や執行部のガバナンス強化を図っていく。

### 4. 根拠資料

- 7-1 平成21年度学校法人福岡大学事業計画
- 7-2 キャンパス整備検討委員会報告書
- 7-3 新キャンパス整備検討委員会答申

## 第7章 教育研究等環境

- 7-4 キャンパス施設整備計画の「あり方」検討委員会答申
- 7-5 大学データ集（平成26年5月1日現在）（表28）
- 7-6 平成21年度学校法人福岡大学事業報告
- 7-7 平成24年度学校法人福岡大学事業報告
- 7-8 校地等の概要
- 7-9 敷地図
- 7-10 学生情報MAP
- 7-11 大学協議会資料（平成15年7月10日喫煙対策実施委員会了承）
- 7-12 喫煙対策実施委員会（平成26年6月30日開催）議事録
- 7-13 福岡大学緊急事態対応規程
- 7-14 福岡大学防火・防災管理規程
- 7-15 常駐警備契約書（平成26年度、平成25年度）
- 7-16 福岡大学の環境への取組みー環境報告書2013ー
- 7-17 平成24年度業務報告書（福岡大学環境保全センター）
- 7-18 平成25年度図書館利用説明会（年間）受講状況
- 7-19 図書館利用説明会年間統計（2014/1/17現在）
- 7-20 医学部分館利用説明会集計
- 7-21 図書委員会資料（平成25年5月13日）貴重書・準貴重書指定候補図書
- 7-22 福岡大学図書館主要コレクション（平成24年6月28日）
- 7-23 福岡大学図書館ホームページ コレクションを見る  
<http://www.lib.fukuoka-u.ac.jp/e-library/index.php>
- 7-24 福岡大学図書館の貴重書に関する内規
- 7-25 福岡大学図書館報NO.123
- 7-26 福岡大学図書館報NO.124
- 7-27 福岡大学図書館報NO.125
- 7-28 平成25年度出張報告
- 7-29 医学情報課 出張記録
- 7-30 定例会議資料（平成25年8月5日）レファレンス業務研修企画
- 7-31 主な工事内訳（平成20年度～25年度合同協議会資料）
- 7-32 平成26年度春季定例合同協議会議事録
- 7-33 平成26年度秋季定例合同協議会議事録
- 7-34 福岡大学推奨研究プロジェクトに関する取扱細則
- 7-35 福岡大学総合科学・領域別研究及び研究チームに関する取扱細則
- 7-36 福岡大学研究推進部年報2013
- 7-37 福岡大学研究倫理委員会規程
- 7-38 福岡大学研究倫理委員会における審査一覧表
- 7-49 福岡大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 7-40 福岡大学遺伝子組換え実験安全委員会における審査一覧表
- 7-41 福岡大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程
- 7-42 福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程

- 7-43 福岡大学公的研究費不正防止計画
- 7-44 福岡大学における研究活動等の不正行為通報処理規程
- 7-45 福岡大学利益相反に関する規程
- 7-46 福岡大学研究推進部ホームページ 公的研究費の適正な管理・運営について  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/kouteki/kouteki.html>
- 7-47 福岡大学コラボレーション・ネットワークに関する規程
- 7-48 福岡大学男女共同参画推進委員会規程
- 7-49 大学データ集（平成26年5月1日現在）（表32）
- 7-50 福岡大学図書館ホームページ  
<http://www.lib.fukuoka-u.ac.jp/>
- 7-51 福岡大学図書館ホームページ 図書館を利用する  
<http://www.lib.fukuoka-u.ac.jp/use/index.php>

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

##### 大学全体

福岡大学は教育研究の理念の一つとして、「地域性 (Regionalism) と国際性 (Globalism) の共存」を掲げている (根拠資料 8-1)。長期ビジョンの中でも、地域との連携について次のとおり記載している (根拠資料 8-2)。

##### 長期ビジョン

福岡大学は、九州に位置する総合大学として地域との絆を大切にしつつ、時代や社会の要請に応じて教育・研究・医療の拠点として広く社会に貢献します。特に、次の4つを重点項目とします。

- ①時代の要請や社会のニーズに対応した教育・研究・医療の提供
- ②先進的で高度な研究活動の遂行
- ③アジア諸国との関係を中心にして行うグローバル人材育成
- ④福岡を中心とする地域の活性化と発展の促進

また、地域ネット推進センター、研究推進部において、具体的な地域との連携や研究成果の社会への還元が図られるが、関連規程においてそれぞれの設置目的ということで方針を明確化している。

##### 福岡大学地域ネット推進センター規程

センターは、地域連携を本学の社会貢献の柱として位置づけ、全学的な取組と組織的体制のもと、本学の教育、研究、医療の成果に基づく事業を展開し、地域社会の発展に寄与することを目的とする (根拠資料 8-3)。

##### 福岡大学研究推進部規程

本学の研究活動の推進にあたり、人文、社会及び自然科学の諸分野にわたる総合的な研究調査等を通して広く社会との連携を図ることにより学術の進歩に寄与するとともに、教育研究活動の成果として創出された知的財産を産業界や公的機関との連携により活用し、もって社会の発展に貢献することを目的とする (根拠資料 8-4)。

知的財産に関しては、本学知的財産ポリシーに、「本学は、知的財産を尊重し創作意欲を高め、知的財産を積極的に創造、保護さらに活用することにより社会への貢献を目指し、さらにそれらを推進するため知的財産体制を構築し産業界や公的機関との連携も強化していく」ことを、また、発明規程にも「本学の教育研究の成果を社会に還元することにより、社会貢献を図る」ことを掲げており、ホームページ等を通じて、これらを学内外に公表・明示している (根拠資料 8-5、8-6、8-7)。

エクステンションセンターにおいても、福岡大学エクステンションセンター規程第2条にもとづき、社会への協力量針を定めている。これにもとづき、社会人への教育支援と本学の学術研究成果を積極的に地域社会へ還元するための教育プログラムを福岡大学市民カレッジ (公開講座) として提供する等を行っている (根拠資料 8-8)。

福岡大学エクステンションセンター規程

センターは、学生及び社会人等に対する教育支援のため、本学の教育、研究、医療の知的資源を活用して独自の教育プログラムを開発するとともに、地域社会からの要請に応えるべく、教育、研究、医療活動と連携して、本学の学術研究成果を積極的に地域社会へ還元すること、また優れた人材を育成し社会に輩出することを通じて、地域と共生する開かれた大学として、豊かな社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

**(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。**

**大学全体**

地域ネット推進センターでは、福岡を中心とする地域の活性化と発展に寄与する様々な地域連携事業を推進している（根拠資料 8-9～8-18）。一例として、平成 21（2009）年に大学（本学）、行政（福岡市城南区役所）、地域（自治協議会）の三者間で設置した「地域連携推進協議会」での意見交換をもとに、地域のスポーツ振興・健康づくり、防犯・防災、環境保全等の各種の事業を展開している。その他自治体と連携した大型事業としては、平成 26（2014）年度は「高齢者の運動による健康づくり推進事業」（福岡県那珂川町、大分県日田市）、「水質環境保全による活性化事業」（福岡県飯塚市）、「南区の歴史を歩く」（福岡県福岡市）、「福岡市との連携教育研究事業」（福岡県福岡市）等を進めている。

また、地域ネット推進センターを中心に、本学が立地する福岡市との連携協力体制の強化に取り組んでいる。平成 26（2014）年 3 月 13 日には、本学と福岡市が広範な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的に「福岡大学と福岡市との連携協力に関する協定書」を締結した。その最初の取組みとして、福岡大学が持つ健康づくりに関する知識やデータを活用して誰もが健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりのモデルを構築する「アイランドシティにおける健康・医療・福祉のまちづくり」と、スタートアップ都市づくりに取り組む福岡市と協力して本学から次々と学生ベンチャーが生まれるコミュニティの形成を進める「スタートアップの推進」の 2 つの連携事業の立ち上げに着手している。また、両機関が連携について協議し推進していく場として、平成 26（2014）年 8 月 25 日に「福岡大学と福岡市との連携協定に基づく連絡会議」を発足させた。この連絡会議で、大学と地域が対話・交流し、社会の様々な課題解決や新しい価値の創造に取り組んでいくための場として「地域交流サロン（仮称）」を本学のキャンパス内に設置することが提案され、平成 27（2015）年の開設に向けて両機関が協力して準備を進めている。

産学官連携センターにおいて、総合大学としてのポテンシャルを活かした産学官連携の展開を目指し、研究シーズの社会への発信、そのシーズを基礎とした産学官連携による教育研究、その成果の社会還元等を推進している。専任教育職員と産学官連携コーディネーターを配置し（根拠資料 8-19）、産学官連携に係る企画、立案、研究の支援、技術指導、知的財産活用等を幅広く行っている（根拠資料 8-20）。

また、北九州市と大牟田市に分室として産学連携推進室を設置し、地域特有の研究ニーズを本学研究者に繋げている。連携協定を締結した学外の産業支援機関や金融機関からの技術相談に対応するとともに、在福岡アメリカ領事館や九州経済産業局等と協力し社会人向けビジネスセミナーを開催している。研究シーズを幅広く社会に発信するために、イノベーション・ジャパン大学見本市をはじめ年 10 回程度、福岡や東京の技術展示会への出展や、全国医系 9 大学と共同で独立行政法人科学技術振興機構（JST）新技術説明会を開催している。また、ホームページ等を活用し、研究シーズや本学研究者の研究情報を常時発信している（根拠資料 8-21、8-22、8-23、8-24）。

本学研究者の発明は、年約 30 件の発明届が出され、年約 20 件が職務発明として大学に承継され特許出願している。職務発明の承継については、発明規程にもとづき、学内委員および学外の有識者で構成する発明審査委員会で審議し、平成 25（2013）年度現在、本学

は特許権 48 件を保有している。学外での技術展示会で大学保有の特許権や出願公開案件を展示、発表することにより活用先企業の探索を行うとともに、知的財産センターや学外機関のホームページを活用して研究成果を積極的に発信している（根拠資料 8-6、8-25、8-26、8-27）。

また、産学官連携活動の推進を図り、研究成果の実用化等の促進を目指す産学官連携研究機関に 12 研究所を設置している（根拠資料 8-28）。都市空間の情報と人間行動の相互作用等を研究する「都市空間情報行動研究所」、人材育成プログラムの研究開発を行う「次世代人材開発研究所」、医療工学的見地から安全装置等の研究を行う「安全システム医工学研究所」、金属等材料の応用技術を研究する「材料技術研究所」、社会との連携による資源循環等の研究を行う「資源循環・環境制御システム研究所」、半導体実装技術の研究開発を行う「半導体実装研究所」、加齢に伴う脳疾患の治療、予防の研究を行う「加齢脳科学研究所」、医薬品等に関する技術の臨床応用に関する橋渡し研究を行う「ライフ・イノベーション医学研究所」、国際的な火山噴火史研究情報発信拠点を築く「国際火山噴火史情報研究所」、社会ニーズに対応した高機能複合素材を開発する「複合材料研究所」、水循環の再生・回復による生態系再生の技術開発を行う「水循環・生態系再生研究所」、福岡を中心としたアジア地域の気候環境変動と健康影響等の研究を行う「福岡から診る気候環境研究所」がある。これらの研究所は、対象領域の社会ニーズに対応した即戦力のある研究を進めている。

エクステンションセンターでは、本学の教育・研究・医療の成果を基にした教育プログラムを公開講座（福岡大学市民カレッジ）として提供し、幼稚園児から高齢者まで幅広い世代へ生涯学習の機会を提供している。また、語学、異文化学、教養講座、各学部での教育を基にした社会人教育プログラム、キッズ・スポーツプログラム、「福岡大学地球温暖化防止」推進会議の啓発部門、環境教育部門の活動推進のための環境教育プロジェクト「キッズ・エコクラブ」など多様な講座を開講している（根拠資料 8-29、8-30、8-31）。

また、工学部が実施する「防災士養成研修プログラム」のうち本センターが担当する演習部分「防災演習」を一般社会人にも公開し、防災・減災の意識を高め、地域のまちづくりに寄与する取り組みを行っている（根拠資料 8-32）。

公開講座に関しては、福岡市政だより、福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」、福岡県「ふくおか生涯学習ひろば」および「フクオカ・サイエンスマンス」などに公開講座情報を積極的に提供し、生涯学習に関する調査にも協力している（根拠資料 8-33、8-34、8-35）。

さらに、大分県九重町と地域連携協定を締結し、連携協定事業を実施している（根拠資料 8-36）。

地域交流・国際交流事業への参加については、本学留学生会の地域交流や国際交流会館入居学生と片江地区住民との交歓会があげられる。さらに近隣の小・中・高校からの特別授業の要望により留学生が派遣され国際化に貢献している。また、一般家庭でのホームステイを通して異文化理解・国際感覚の向上に寄与している。

## 学部

### <人文学部>

人文学部の教員は、教育研究の成果を基に、各分野にわたり幅広い分野で社会へのサー

## 第8章 社会連携・社会貢献

ビス活動を展開している。

- ① 国・地方自治体・教育委員会等における各種審議委員や専門委員として専門的知見を提供している。
- ② 福岡市こども総合相談センターでスーパーヴァイザーを務め、「非行児童に対する再犯防止プログラム実践の取り組み」プログラムを作成し、実践的社会貢献にも努めている。
- ③ 中学・高校の現職教員を対象とした教員免許状更新講習会を開催している（根拠資料 8-37）。
- ④ そのほかに直接的な市民との接点としては、NPO 法人、各種研修会や講演会での講演、各種語学講習会でのボランティア講師も務めている。
- ⑤ また福岡大学はエクステンションセンターに講座を開設し、各種技能検定試験対策講座など市民講座を展開しているが、そこで人文学部の教員も講義担当しており、大学が開催する「福岡大学市民カレッジ」の企画に関与し、講師として講演も行っている（根拠資料 8-38）。
- ⑥ 特に特色ある地域貢献として、教育・臨床心理学科（学科教員は大学院教育・臨床心理専攻教員を兼務）は、不登校児童生徒への支援として、福岡大学臨床心理センター附設学校適応支援教室「ゆとりあ」を開設している（根拠資料 8-39）。歴史学科では、地域に開かれた「七隈史学会」の活動を通じて地域社会との学的連携を図り、また、考古学専修では大学院生を中心として、地域と連携して歴史探訪の市民講座を開催して市民との学的交流を図っている（根拠資料 8-40）。東アジア地域言語学科は、教員と学生が協力して中国映画の字幕制作を行い、完成した作品は「七隈映画祭」で公開し、福岡市主催のアジアフォーカス福岡国際映画祭でも、一般に公開した（根拠資料 8-41）。
- ⑦ 所属する専門学会の理事や評議員等での学会運営に積極的に関与している。
- ⑧ マスコミ・報道機関への解説・コメントも展開している。

### <法学部>

ここ数年、福岡県警と連携して、現役の警察官を講師として招き、本学部の専任教員と共同で講義（特別講義「警察活動の実際と理論」全 15 回）を行っている（根拠資料 8-42 p. 129）。本学部は警察官志望者も多く、実際の警察活動について知り、自らの進路選択にあたっての参考にしてもらうことを意図したものである。また、福岡県や福岡市をはじめとする市町村の審議会等の委員として活躍する教員、地域の公開講座・公開セミナーに講師として参加する教員も多い（根拠資料 8-24）。

### <経済学部>

本学部産業経済学科の教員が主たるメンバーとなっている本学都市空間情報行動研究所（FQBIC）は、福岡市をはじめとする九州諸都市で回遊行動調査などの消費者行動調査を継続的に実施し、その解析結果にもとづく政策提言を積極的に行っている。また、鹿児島、熊本、大分、宮崎の商店街等の学外組織と連携協力して調査・研究を行いその成果を社会に還元している（根拠資料 8-43）。一方、ベンチャー起業論では、さまざまなプロジェクト活動によってインターンシップ先の企業の改善活動を提案している。

### ＜商学部＞

大学の講義内容に対する高校生の関心を高めるため、入学センター経由で模擬講義、高大連携事業による講義を行っている。商学部の平成 25（2013）年度における模擬講義は 19 回、高大連携科目は 1 科目であった。研究成果の市民への還元活動として、商学部教員は、公共団体の審査会等の委員、各種団体での講演、執筆活動等において貢献している。

また、全学の組織・予算を利用して学外組織との連携による教育に取り組んでいる。「福岡大学 魅力ある学士課程教育支援」を利用した企画として平成 25（2013）年度には天神ゼミ、書籍フェアが実施された。天神ゼミでは学生が天神地区の百貨店内で協力店舗を開拓し、スイーツを組み込んで「天神の魅力を向上させる体験ツアー」を企画した。書籍フェアでは大手書店から協力を得て「福大生が大学で出会った本 厳選 BEST20」の売り場を設置した。

福岡大学地域ネット推進センターと連携した取り組みとしては、「書く力をきたえるプログラム」が平成 19（2007）年度から実施されている。これまで各地の小中高で 29 のプロジェクトを行い、合計 680 人の大学生が 3,600 人の小中高生と交流してきた。

エクステンションセンターと連携した取り組みとしては、「地域活性化支援塾」が平成 22（2010）年度から実施されている。平成 25（2013）年度は糸島市・前原地区の商店街で活動を展開した。その他、個別のゼミナールによる活動として「総合体験プログラム」、「福岡市銭湯活性化プロジェクト」、「アビスパ応援プロジェクト」等が外部の組織と連携した教育を実施している（根拠資料 8-44）。

また、商学部では、商学部棟が社会人と大学生・教員の交流の場になることをめざし、平成 25（2013）年度に 2 回の創業交流塾を実施した。それぞれ 80 人、200 人が参加した（根拠資料 8-44）。

### ＜理学部＞

一般向けの論文および著書、行政報告書が 15 件発行されている。また一般対象の集会での発表回数は 7 件である（根拠資料 8-45 p.21）。

2 月に那珂小学校で物理科学科教員による「わくわく理科教室」が開催された。8 月に、物理科学科の教員が参加する「リフレッシュ理科教室」が開催され、研究成果を地域に還元する啓蒙活動を行った。また、同月に「体験！化学の不思議」を開催し、地域の中学生、高校生が 91 人参加して実験を体験した（根拠資料 8-46）。

1 月に「第 31 回九州における偏微分方程式研究集会」を開催し、他大学（国外の大学含む）の研究者 13 人を招いている。

教員・研究員の短期の国外派遣は平成 25（2013）年で 61 人であり、短期の国外からの受け入れは 16 人である。8 月に化学科では韓国ウルサン大学化学科との交流会を行った。平成 25（2013）年はウルサン大学化学科・化学工学科の教員 3 人、学生 37 人を招き、本学化学科 24 人の教員と 66 人の学生が参加した（根拠資料 8-47）。

### ＜工学部＞

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動としては、エクステンションセンター主催、市民大学講座でそれぞれ「小学校から高校までの情報処理教育」や「体験して学ぶ

## 第8章 社会連携・社会貢献

コンピュータ科学」などを担当している（根拠資料 8-48、8-49）。また小学5年生～中学3年生を対象として、子供たちに先端的なロボットに触れる機会を与え、将来の科学技術について考えるきっかけを与えることを目的としてロボット講座を開催した。化学システム工学科では、化学系企業の社員に対して、化学工学の基本原理について実験を通じた「技術指導講習会」を毎年開催している。受講者には海外工場（タイ）の社員も含まれる。また一般社会人を対象とした「公害防止管理者認定講習」および「廃棄物処理施設技術管理者講習課程」に毎年出講している。一方、理学部化学科と共同で、中高生を対象とした市民カレッジ「化学への招待」を毎年開催している。化学システム工学科では、科学技術振興機構主催「スーパーサイエンスハイスクール」の指定高校に対する教育研究支援、また、化学工学会九州支部が中心となって毎年開催される「化学工学国際会議」の運営協力を行っている。

地域交流・国際交流事業への積極的参加については、福岡大学「魅力ある学士課程教育支援事業」の支援により、インドネシアのイスラーム国立大ジャカルタ校ならびにマレーシアのペトロナス工科大との教育研究に関する国際交流を平成24（2012）年より行なっている。

### <医学部>

医学部は教育研究の成果を、公開講座・シンポジウムの開催、社会人教育、生涯学習等で社会に還元している。医療過疎地域に対する医師派遣は、典型的な医師育成の教育成果と考えることができる。医学部は福岡県との提携による特別寄付講座「地域・救急医療管理学講座」を開設し、医療過疎地域への医師の派遣、また、病院を中心として多くの市民公開講座を大学メディカルホールで絶えず開催している。医学部カンファレンスは社会人医師が自由に参加できる形態を取っている。企業・民間とのコラボにより寄付研究連携の講座を10講座有している。

看護学科ではケアリング・アイランド九州沖縄構想として、他大学8校と連携し地域の看護職や看護系大学で学ぶ学生を対象に、キャリア・カフェ、看護技術ブラッシュアップや教育講演会などを開催している。

### <薬学部>

平成4（1992）年よりエクステンションセンター主催（福岡市薬剤師会後援）の社会人再教育・継続教育支援事業として、年2回（5月と10月）福岡大学市民カレッジ（薬学部卒業後教育講座）を開講している（参加者は100人弱、うち一般市民は約5%）。この講座では、本学部教員や卒業生が講師を務め、最新の医療・薬学情報や薬剤師としての基本的知識・技術・態度に関する情報を提供し、薬剤師の生涯研修や生涯教育・生涯学習等薬剤師の資質向上への取り組みを支援している（根拠資料 8-50）。

地域交流に関しては、平成21（2009）年よりエクステンションセンター主催の大学開放推進事業として、一般市民を対象として福岡大学キャンパスツアー「キャンパス見学と研究者と語る福大サロン」を年7回各学部持ち回りで実施している（参加者は毎回約30人の一般市民）。このツアーでは、本学部教員も講師を務め、一般市民に対して研究内容をわかりやすく説明し、最新の研究設備等の見学を通じて、大学への理解や地域交流を深めてい

る。

さらに、本学部教員は、福岡大学産学官連携センターが推進している事業にも積極的に参加し、医療界や産業界との連携にも努めている。

### <スポーツ科学部>

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動では、エクステンションセンター事業に積極的に参画している（根拠資料 8-51）。平成 26（2014）年度の事業では、キッズから高齢者までを対象に、福岡大学市民カレッジ「からだ・健康・スポーツ」の部で 15 教室、「福岡大学くじゅうの杜キャンパス」の事業で 2 教室を開講している。

学外組織との連携協力による教育研究活動では、地域ネット推進センター事業の参画も含め、教育機関において那珂小学校と連携して水泳、サッカー、新体力テストなどの授業支援と研究データの収集を実施している。研究データに関しては、分析結果と最新の研究成果をもとに福岡市教育委員会主催の小・中学校の教員を対象とした指導者研修会で活用している。また、本学は高大連携事業「福岡大学で学ぶ」と題して大学の講義を高校生が受講できるプログラムを進め、本学部も前期と後期で 5 科目を開講している（根拠資料 8-52）。さらに、本学部は、平成 25（2013）年 11 月、福岡県立早良高等学校と協定を締結し、小学校から高等学校までの教育機関と連携協力による独自の教育研究活動を推進していくモデル化を図っている（根拠資料 8-53、8-54）。行政機関では、平成 20（2008）年より財団法人福岡県スポーツ振興公社とスポーツにおける教育・研究及び振興の連携協力に関する協定を締結し、福岡県タレント発掘事業の運営に伴うボランティアスタッフとして本学部の教員、学部生を派遣している（根拠資料 8-55）。さらに、平成 23（2011）年より那珂川町役場との協定を締結し、「認知症予防に関する研究事業」として高齢者を対象に運動指導と研究データの収集を実施しており、データの分析結果についても那珂川町や学会等に報告している（根拠資料 8-56）。スポーツ競技団体では、財団法人日本サッカー協会と協定を締結し、地域社会への貢献と次世代人材育成にむけた「ユメセン」開催に係る活動を実施している（根拠資料 8-57）。その他には、三大学連絡協議会（本学、福岡歯科大学、中村学園大学）や研究室単位、教員個人で外部組織と連携し、健康増進、疾病予防、アスリート育成におけるイベントの開催および講座を開講している。学部生の活動についても、大学と福岡市の協定による「学生サポーター制度」に登録し、小・中学校の学習指導の補助や部活動・クラブの支援を行うアシスタントとして参加している。なお、本学部のほとんどの教員が、市町村の教育委員会、体育協会、スポーツ競技団体、学会などの役員や委員を拝命し、教育研究活動に関わる政策立案から決定、委員会等の運営に寄与している。

地域交流では、地域ネット推進センターを中心に学部生が本学周辺の地域行事や防犯パトロールなどボランティア活動として積極的に参加している。

国際交流では、韓国協定校との研究発表会やスポーツ交流事業（サッカー）を実施している（根拠資料 8-58）。また、「体育・スポーツのエキスパート養成支援のためのプログラム」で毎年 4～5 人の学部生をスポーツ研修生として海外に派遣している。

研究科

＜人文科学研究科＞

史学専攻では、学生の研究成果を福岡市内の市民講座で発表する等、各自治体の市町村史の編纂等における資料調査等に積極的に取り組んでいる。また、教育・臨床心理専攻では実習施設「臨床心理センター」及び付設「学校適応支援教室・ゆとりあ」において教員及び学生による一般市民の心のケアやカウンセリング、不登校児童生徒への通級型の支援活動を展開している。さらに教員・学生の日常研究・実践成果を職場のメンタルヘルス、自殺防止、被害者支援、社会適応・就労支援、特別支援教育等の領域で行政機関や専門職団体等における研修・啓蒙に提供している（根拠資料 8-59、8-60、8-61）。

＜法学研究科＞

本研究科全体では特別な取り組みを行っていない。しかし、多くの教員が国や地方公共団体の審議会・委員会に参加するなどして、行政や立法の政策形成に寄与している。また学外の民間組織に参加して社会活動を行い、社会貢献している教員もいる。このように、多くの教員が、それぞれの研究により得た知見や成果を積極的に社会還元するとともに、それを用いて社会貢献している。これらはいずれも大学院ホームページ内の福岡大学研究者情報で公開されている（根拠資料 8-24）。

＜経済学研究科＞

研究科では社会人の受け入れに積極的に取り組むと同時に、教員の研究活動に関する情報を積極的に社会に公開することで、研究教育の成果を社会に還元できるよう努めている（根拠資料 8-24）。

＜商学研究科＞

商学研究科教員は、学会役職等に就任したり、国・地方公共団体等公的機関の審議会・委員会・研究会等の委員等を委嘱されたり、学内のみならず広く学外で教員の専門性、研究成果を生かした活動をおこなっている。

＜理学研究科＞

理学研究科化学専攻では理学部化学科と合同で、毎年8月に韓国のウルサン大学大学院化学専攻および化学工学専攻との研究交流会を行っている（根拠資料 8-45 p.17、24）。平成25（2013）年度はウルサン大学から教員3人と学生37人を招き、本学からは教員24人と大学院生と学部学生を合わせて66人の学生が参加した。また、広島大学大学院理学研究科と「特別研究学生交流協定」と「特別聴講学生交流協定」を締結し、広島大学大学院から博士課程前期学生1人と後期学生1人を交流学生として受け入れている（根拠資料 8-62）。

＜工学研究科＞

多くの学外組織と連携し教育研究を行っている。たとえば、水環境・生態系保全活動、廃棄物リサイクル研究事業、地域の防災に関する諸事業、都市景観まちづくり事業などである。更に、半導体関連製品の高密度化を図るため三次元半導体研究センターを立ち上げ、

産学官で連携して運営している。また、IT系の大学生と行政職員による地域課題解決型グループワーク事業「ふくおか IT Workouts」の準備委員会に参画している(根拠資料 8-63)。一方、化学システム工学専攻では、科学技術振興機構主催「スーパーサイエンスハイスクール」指定高校への教育研究支援、化学工学会九州支部が中心となって毎年開催される「化学工学国際会議」の運営協力を行なっている。

#### ＜医学研究科＞

学外組織との連携協力による教育研究推進に関しては、次の3つの事業が現在進行中である。①文部科学省大学院教育改革支援プログラム「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」による全校12大学の連携教育プロジェクト(がんプロフェッショナルコースの設置)(根拠資料 8-64)、②文部科学省大学院教育改革支援プログラム「未来医療研究人材養成拠点形成事業」における、九州大学、久留米大学、産業医科大学と連携した教育改革事業(医療イノベーションコースの設置)(根拠資料 8-65)。③地下鉄七隈線沿線の医療系三大学(福岡大学、福岡歯科大学、中村学園大学)間における、大学院学位審査の学外審査委員派遣、大学院講義の相互開放、および共通教育プログラム「食と栄養と健康」の共同運営(根拠資料 8-66)。

#### ＜薬学研究科＞

研究科における研究成果を社会に還元すべく、情報を積極的に公開している。

地域交流に関しては、平成21(2009)年よりエクステンションセンター主催の大学開放推進事業として、一般市民を対象として福岡大学キャンパスツアー「キャンパス見学と研究者と語る福大サロン」を年7回各学部持ち回りで実施している(参加者は毎回約30人の一般市民)。このツアーでは、本研究科教員も講師を務め、一般市民に対して研究内容をわかりやすく説明し、最新の研究設備等の見学を通じて、大学への理解や地域交流を深めている。

#### ＜スポーツ健康科学研究科＞

- ・地域住民を対象としたメタボリックシンドローム改善教室を開催している(根拠資料 8-67)。
- ・福岡県那珂川町との包括協定による認知症予防事業を展開している。
- ・福岡県主催の健康展に、毎年、健康・体力測定コーナーを設けている。

#### ＜法曹実務研究科＞

地域社会の発展に貢献する法曹の養成を目指す特徴を実践面で追及するために、本法科大学院の実務家教員および本法科大学院出身の弁護士により組織される福岡リーガルクリニックセンターと連携し、地域に根ざし、幅広く地域の人々の暮らしを支える実践的活動とそのような法曹の養成の育成の場を提供することを目指している。具体的には、福岡市城南区および南区の公民館での出張無料法律相談会並びに学内での無料法律相談会を開催しており、これらの法律相談会においては、本法科大学院出身の他の弁護士の協力も得ている(根拠資料 8-68、8-69、8-70、8-71)。

## 2. 点検・評価

### 基準8の充足状況

教育研究の理念、本学の長期ビジョンの中で、社会貢献・地域貢献の方向性が明確に示されており、これを受け、地域ネット推進センター、研究推進部において具体的な活動が取り組まれている。また、学部、研究科においても特色ある多彩な取り組みが行われており、社会貢献に関する取り組みが適切になされている。

以上のことから、概ね本基準を満たしていると判断する。

#### (1) 効果が上がっている事項

地域ネット推進センターの支援のもとで、自治体と連携した課題解決型プロジェクトの取り組みが進められ、成果があがっている。例えば、那珂川町と連携して取り組んでいる科学的運動療法にもとづく認知症予防に関する事業では、研究成果のデータの蓄積が進み、画期的な治療法の一つになりつつある。自治体にとっても医療費の削減に大きく寄与するために、その成果に大きな期待を寄せている（根拠資料 8-72）。防災の分野でも、本学と福岡市城南区が連携して、水害および震災に対する基礎調査を実施し、水害ハザードマップ、報告書等を作成した（根拠資料 8-73）。これらの事業推進に加えて、地域ネット推進センターでは学内の地域貢献活動の実施状況の全学的な調査に取り組んだ。その実績を広く社会に発信するために、「健康・医療」「環境」「安全・安心」「地域振興・まちづくり」「子ども育成・学校支援」の5つの分野における本学の特色ある地域貢献活動（23事業）を特集した「地域ほっとブック～まちづくり最前線！福岡大学～」を平成26（2014）年5月に発刊し、関係諸機関に配布した（根拠資料 8-74）。

産学官連携センターの活動においては、大学の研究シーズと社会のニーズの橋渡しを進めるために、専任教育職員と産学官連携コーディネーターを配置している。研究成果の技術展示会への出展を契機とした実施許諾契約の締結や、企業訪問を通じ、企業が本学研究者と連携して研究を進めた事例等、コーディネート活動とその成果が、本学研究者が学外との研究連携に関心を抱く要因となっており、社会連携に参加する啓発・育成活動としても機能している（根拠資料 8-19、8-20、8-22、8-75）。

知的財産センターの活動においては、センター設立6年が経過し、企業等との技術連携に重要な、研究の権利化（特許化）が進み、平成25（2013）年度現在で48件の特許権を保有するに至った。また、本学の特許出願である「中心血圧測定方法および身体情報測定方法」「耐酸性補修材」「ダウンウィンド発電機」「MEMS測定装置」「環境修復装置」等は、企業への実施許諾を行っており、研究成果の社会還元に貢献している（根拠資料 8-26）。

#### (2) 改善すべき事項

研究情報等の発信において、企業、行政機関等を集めた学内での研究発表の場や、学外の各種展示会への出展および発表、ホームページ、メールマガジン、印刷物による研究者および研究内容の紹介等を行ってきたが、紹介する研究者および研究内容や、情報発信方法が固定化されつつある（根拠資料 8-20、8-23、8-24）。

研究連携や知的財産の活用等においては、外国の企業、機関との交渉等に対応するための体制の更なる充実強化が課題である。

また、研究の高度化を促進し、社会への還元をより進めるために、研究開発に係るマネジメント業務等の研究支援活動を強化することが課題である。

特許等の実施許諾および譲渡に向けての活動をより一層充実強化する必要があり、知的財産の活用が今後の大きな課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

地域ネット推進センターは、福岡市と協力して設置準備を進めている「地域交流サロン(仮称)」を拠点として、本学の学生・教員が多様な人びとと出会い、信頼関係にもとづく人的ネットワークを構築し、地域の課題解決に向けた事業を生み出していくことができる体制・環境づくりを積極的に進めることで、福岡を中心とする地域の活性化と発展に寄与する取り組みのさらなる質的・量的向上を促す(根拠資料 8-17、8-18)。

産学官連携および知的財産に係る活動においては、本学と企業との有益な連携を実現するための基盤となるコーディネート活動をさらに進めていくために、現在、産学知財部門の活動推進・企画等に関する産学連携・知財企画運営会議を毎月1回開催している。この会議で、産学官連携および知的財産関係の推進に携わる専任教育職員、産学官連携コーディネーター、担当事務課職員間の情報交換、課題共有をより密にするとともに、課題解決の場としていく。また、研究成果や特許を学外に紹介するため、学内での技術交流会の定期的開催や、研究テーマ等に適合したマーケットへの連結がより期待できる学外での展示会への出展、ならびに本学の研究シーズを紹介する印刷物やホームページ等のブラッシュアップを図ることなどにより、技術連携、技術移転、知的財産の社会的活用等の機会拡大と連携の効率化・迅速化に取り組む。

産学官連携研究機関においては、各々の研究所の活動と社会との接点を拡大・深化させるために、産学官連携センターが社会との研究マッチングを支援するとともに、報道機関等を活用した研究成果の社会への発信をさらに充実していく。

#### (2) 改善すべき事項

研究情報や特許情報等を、より活用が期待できる企業・専門機関の専門分野や業種、地域性等を評価し、これを基に展示会に出展することにより、研究の効率的なマッチングを図り共同研究等の増加につなげていく。

情報発信の方法として電子媒体、印刷媒体等があるが、その手段および情報発信の内容や在り方について見直し、新たなガイドラインを作成していく。

また、本学のみでの情報発信では限界があることから、本学と関係のある企業との更なる連携や、現在、本学と産学連携の協力協定等を締結している機関の他、学外の企業、他の研究機関、TLO(技術移転機関: Technology Licensing Organization)等の制度、仕組みなどを活用していく。特に、知的財産の活用先の探索においては、TLOの活用を推進する。

外国企業や機関との連携等、研究のグローバル化に対応していくために、共同研究契約、秘密保持契約(NDA: Non-disclosure agreement)、成果有体物提供契約(MTA: Material

## 第8章 社会連携・社会貢献

Transfer Agreement)、特許実施許諾契約等、基本的な英文契約書の定型作成の整備を進めていく。

また、本学の研究活動の活性化、洗練化、質的向上を図り、より一層の社会への還元を進めるためには、研究開発マネジメントの強化が必要であり、研究マネジメント人材であるリサーチ・アドミニストレーター（URA: University Research Administrator）の導入による体制整備を進めていく。

知的財産の権利化については、研究成果の市場性、実用可能性等に関する評価の視点を重視した発明審査基準や大学における知的財産権の保有に対する考え方等を再検討し、新たな基準等を提案・試行する。

## 4. 根拠資料

- 8-1 福岡大学公式ホームページ 教育研究の理念<既出 1-5>  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/ideal.html>
- 8-2 福岡大学公式ホームページ 福岡大学長期ビジョン  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/vision.html>
- 8-3 福岡大学地域ネット推進センター規程
- 8-4 福岡大学研究推進部規程
- 8-5 福岡大学知的財産ポリシー
- 8-6 福岡大学発明規程
- 8-7 福岡大学知的財産センターホームページ 知的財産ポリシー・規程  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu858/home1/kitei/kitei.html>
- 8-8 福岡大学エクステンションセンター規程<既出 2-16>
- 8-9 地域連携活動冊子
- 8-10 新聞記事
- 8-11 福岡大学と飯塚市との連携事業に関する覚書
- 8-12 福岡大学と那珂川町との連携事業に関する協定書
- 8-13 日田市における健康づくり効果検証および国民健康保険ステップ運動教室事業計画書
- 8-14 福岡市地域連携事業「南区の歴史を歩く」報告計画書
- 8-15 「福岡市との連携教育研究事業」企画書
- 8-16 福岡大学と福岡市との連携協定に関する協定書
- 8-17 福岡大学と福岡市との連携協定に基づく連絡会議議事録（平成 26 年 8 月 25 日）
- 8-18 大学協議会議事録（平成 27 年 2 月 20 日）
- 8-19 福岡大学産学官連携センターホームページ コーディネートスタッフ紹介  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu853/home1/center/coordinator.html>
- 8-20 福岡大学産学官連携センターホームページ イベント・セミナー  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu853/home1/event/event.html>
- 8-21 福岡大学産学官連携センターに関する規程

- 8-22 福岡大学産学官連携センターリーフレット
- 8-23 福岡大学産学官連携センターホームページ 研究シーズ  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu853/home1/kenkyu/index.php>
- 8-24 福岡大学研究者情報ホームページ<既出 3-15>  
[http://resweb2.jhk.adm.fukuoka-u.ac.jp/FukuokaUniv/R101J\\_Action.do](http://resweb2.jhk.adm.fukuoka-u.ac.jp/FukuokaUniv/R101J_Action.do)
- 8-25 福岡大学研究推進部年報 2013<既出 7-36>
- 8-26 研究推進部委員会（平成 26 年 5 月 19 日）資料
- 8-27 福岡大学知的財産センターホームページ 本学公開特許情報  
[http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu858/home1/patent\\_info/index.html](http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu858/home1/patent_info/index.html)
- 8-28 福岡大学基盤研究機関・福岡大学産学官連携研究機関ホームページ<既出 2-21>  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/kibansangaku/index.html#sangaku>
- 8-29 福岡大学エクステンションセンター年報平成 22（2010）年度第 1 号
- 8-30 福岡大学エクステンションセンター年報平成 23（2011）年度第 2 号
- 8-31 福岡大学エクステンションセンター年報平成 24（2012）年度第 3 号
- 8-32 平成 25 年度福岡大学防災士養成研修プログラム募集案内
- 8-33 まなびアイふくおか福岡市学習情報提供システムウェブサイト  
<http://gakushu.city.fukuoka.lg.jp/>
- 8-34 ふくおか生涯学習ひろばウェブサイト  
<http://www.gakushu.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 8-35 フクオカ・サイエンスマンス 2013 イベントガイド
- 8-36 福岡大学と九重町との連携に関する協定書
- 8-37 教員免許更新講習科目一覧  
<https://www.kuaskmenkyo.necps.jp/fukuoka/menkyoindex.aspx>
- 8-38 市民カレッジ一覧  
[http://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/shushoku/extension/extension/public\\_html/kouzalran\\_index.php#002](http://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/shushoku/extension/extension/public_html/kouzalran_index.php#002)
- 8-39 ゆとりあホームページ  
<https://www.psc.hum.fukuoka-u.ac.jp/yutoria/>
- 8-40 七隈史学会ホームページ  
<http://www.cis.fukuoka-u.ac.jp/~nanahis/nanahis-menu.html>
- 8-41 アジアフォーカス福岡国際映画祭ホームページ（印刷）
- 8-42 平成 26 年度シラバス（法学部）<既出 4-3-3>
- 8-43 福岡大学都市空間情報行動研究所ホームページ  
<http://www.qbic.fukuoka-u.ac.jp/>
- 8-44 商学部・商学部第二部学部通信 2013-2014<既出 4-3-39>
- 8-45 福岡大学理学部・理学研究科年報 2012<既出 3-16>
- 8-46 地域ネット推進センターホームページ  
<http://koyu.jsys.fukuoka-u.ac.jp/koyu/news/>
- 8-47 平成 25 年度「教育推進経費」成果報告書
- 8-48 2014 年度体験して学ぶコンピュータ科学【中学生コース】詳細

## 第8章 社会連携・社会貢献

- 8-49 教員免許状更新講習（選択領域）シラバス「小学校から高校までの情報処理教育」
- 8-50 薬学部卒後教育講座（福岡大学市民カレッジ）一覧
- 8-51 平成 25 年度福岡大学市民カレッジチラシ
- 8-52 平成 25 年度高大連携事業「福岡大学で学ぶ」開講科目一覧
- 8-53 福岡大学スポーツ科学部と福岡県立早良高等学校との高大連携に関する協定書
- 8-54 福岡大学スポーツ科学部と福岡県立早良高等学校との高大連携に関する申合せ
- 8-55 財団法人福岡県スポーツ振興公社との連携協力に関する協定書
- 8-56 福岡大学と那珂川町との連携事業に関する協定書（平成 23 年 2 月 10 日）
- 8-57 財団法人日本サッカー協会「ユメセン」協定書
- 8-58 大韓民国霊山大学校体育大学との協定書
- 8-59 福岡大学臨床心理センター及び付設学校適応支援教室「ゆとりあ」利用案内
- 8-60 平成 26 年度福岡大学市民カレッジ「教育・臨床心理学科セミナー案内
- 8-61 「ゆとりあ」開設 8 周年記念セミナー：「多様化する不登校の理解と支援」案内
- 8-62 理学研究科通常委員会議事録（平成 26 年 5 月 27 日）
- 8-63 福岡県ホームページ「ふくおか IT Workouts」開催  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/it-workouts-2013.html>
- 8-64 がんプロフェッショナル養成プランホームページ  
<http://www.med.fukuoka-u.ac.jp/ganpro/yousei/>
- 8-65 文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/1338494.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/1338494.htm)
- 8-66 地下鉄七隈線沿線三大学協議会「教育WG」記録（平成 23 年：第 3 回）
- 8-67 スポーツ健康科学研究科通常委員会議事録（平成 25 年 12 月 18 日）＜既出 3-116＞
- 8-68 福岡大学大学院法曹実務研究科評価報告書（2013 年（平成 25 年）3 月 27 日）＜既出 1-47＞
- 8-69 弁護士法人福岡リーガルクリニックセンター事業報告書
- 8-70 自治協議会無料法律相談会件数集計
- 8-71 自治協議会主催無料法律相談会チラシ
- 8-72 広報なかがわ（2014 年 4 月号）
- 8-73 鳥飼校区 水害避難ガイドブック
- 8-74 地域ほっとブック～まちづくり最前線！福岡大学～
- 8-75 福岡大学産学官連携センターホームページ 産学官連携の流れ  
<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu853/home1/sangaku/sangaku.html>

## 第9章 管理運営・財務

### 9-1 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

###### 大学全体

本法人が学校教育を目的とすることは、「学校法人福岡大学寄附行為」において定めている（根拠資料 9-1-1 第3条）。この目的を達成するために、大学の理念として「建学の精神」「教育研究の理念」を定めているが、これらの目的、理念を達成するために必要な管理運営の事項に関し、「学校法人福岡大学運営規則」を定めている（根拠資料 9-1-2）。

同運営規則は、本学の規程として、管理運営を行うために必要な基本的事項（職員の職務、運営組織に関する事項、役職員の職務等）を明確に定めており、構成員に周知している（根拠資料 9-1-3）。このように、基本的事項については取り決めがあるものの、管理運営の方針として、全学的に明確に定めているものはない。

意思決定プロセスについては、まず、意思決定に必要となる会議体（理事会、評議員会、大学協議会、大学院委員会、企画運営会議等）を設置することを「学校法人福岡大学寄附行為」「学校法人福岡大学運営規則」において定めている（根拠資料 9-1-1、9-1-2）。あわせて、各会議体に関する規程（学校法人福岡大学寄附行為、福岡大学大学協議会規程、福岡大学大学院委員会規程、福岡大学企画運営会議規程）上で、本学の意思決定プロセスにおいて各会議体が果たす役割も定めている（根拠資料 9-1-1、9-1-4、9-1-5、9-1-6）。

また、本法人では、寄附行為により理事会が学校法人の業務を決すると規定されており、この寄附行為に則り運営に当たっている。学校法人の業務には教学事項が含まれるため、教学組織（大学協議会）で審議された事項は理事小委員会の議を経て理事会で審議され、最終決定される。理事会の構成員内訳は教学組織から専務理事（学長）、常務理事4人（副学長）、理事9人（学部長）の計14人、その他から理事長、副理事長3人を含む計11人の総計25人である。教学組織選出の理事が理事総数の過半数（13人）を超える（根拠資料 9-1-1、9-1-7）。なお、教学選出の理事は全員が教学組織（大学協議会）の構成員でもある（根拠資料 9-1-4）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

大学全体

本学の管理運営に関する学内規則は、私立学校法（第30条）、学校教育法施行規則（第2条および第3条）、労働基準法（第89条から第93条まで）その他関係法令の規定にもとづき、それぞれ、寄附行為、学則、就業規則の3規則を制定している（根拠資料9-1-1、9-1-8、9-1-9）。さらに、この3規則を基本として、組織・財務・施設管財・文書関係規程、学事・学生関係規程、人事関係規程など自主自立のための学内諸規則を整備し、規律ある大学運営に努めている。

学内規則の制定・改廃に当たっては、これに係る最終審議機関および最終決裁権者を定める「学校法人福岡大学学内規則取扱規程（以下「規程」という。）」（根拠資料9-1-10）ならびに学内規則の立案から最終決定までの手続きを定める「学内規則制定・改廃手続要領」（根拠資料9-1-11）にもとづき実施している。

規程第3条の定めにより、大学における学内規則の制定・改廃の手続きは、理事会権限で審議されるものと大学の機関（教授会または大学全体の意思決定機関）の権限で審議されるものに大別される（根拠資料9-1-10 第3条）。理事会権限による審議にあつては、「学校法人福岡大学寄附行為」（根拠資料9-1-1）に従い行われ、大学の機関の権限による審議にあつては、「学校法人福岡大学運営規則」（根拠資料9-1-2）において大学組織、審議機関、各組織の長（役職員等）の職務権限を明確にするとともに、これに則り「福岡大学大学協議会規程」（根拠資料9-1-4）「福岡大学大学院委員会規程」（根拠資料9-1-5）「福岡大学教授会規程」（根拠資料9-1-12）その他審議機関に係る規程を定め、適切な運用を行っている。

**(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。****大学全体**

本学の事務組織は、「学校法人福岡大学事務組織に関する規程」（根拠資料 9-1-13）にもとづき設置・運営されている。また、事務業務を能率的かつ円滑に処理するために、「学校法人福岡大学事務分掌規程」（根拠資料 9-1-14）にもとづき事務局の部、課および室の所掌事務を定め、事務の適切かつ能率的な執行を図っている。その他に「学校法人福岡大学事務組織における役職員の職務権限規程」（根拠資料 9-1-15）を定め、大学の部各課（室）の管理職の職務権限および責任を明確にすることにより事務組織における円滑な業務処理を行っている。

事務組織の構成と人員配置については、大学業務を支援する組織として十分に機能すべく、また本学を取り巻く環境の変化および業務内容の多様化に対応するため、事務組織の検証と見直しを定期的に行い（根拠資料 9-1-16、9-1-17、9-1-18）、適切な組織構成と人員配置を行っている。

事務職員の採用は、「学校法人福岡大学事務職員等の採用に関する内規」（根拠資料 9-1-19）にもとづき実施している。公募を原則とし、その選考は書類審査、筆記試験、適性検査、面接試験等を実施することで公正な採用を行っている。

事務職員の昇格等については、事務職員の資格（役職位）を「学校法人福岡大学事務職員等の昇格基準に関する内規」（根拠資料 9-1-20）に定めており、事務職員の昇格等については、同内規および「学校法人福岡大学事務職員等審議委員会規程」（根拠資料 9-1-21）にもとづき適切に運用している。

**(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**大学全体**

本学では、スタッフディベロップメント（SD）として、全事務職員の職能の向上を目的とする階層別研修を実施している（根拠資料 9-1-22、9-1-23）。階層別研修は、中長期的に事務職員の組織運営能力の専門化および教職協働の実現に向けた意識の醸成を目的として、全専任事務職員を対象に3年を一区切りとして前年度まで行われてきた。また今年度より、事務職員の職能状態を評価することで、職能に応じた研修を柔軟に実施することを目的として人事考課を試験的に開始している。なお、人事考課の導入にあたっては、職能評価と研修が人材育成を軸として体系付けられていることを事務職員に提示することで、事務職員の意欲を高めることを意識したものとなっている。

## 2. 点検・評価

### 基準 9-1 の充足状況

「学校法人福岡大学運営規則」等、明文化された規程にもとづき適切に管理運営がなされている。また、事務組織についても適切に組織され、スタッフディベロップメント（SD）の取り組みにおいて事務職員の意欲向上を図る等、管理運営について適切な取り組みがなされており、本基準を概ね満たしていると判断する。

#### **(1) 効果が上がっている事項**

研修を通して学んだ技術を活用して業務改善やコミュニケーションの質の向上につなげようという意識が、特に新人・若手職員の階層を中心に事務職員全体で高まり、研修3カ月後のレビューにおいて行動計画が実践できたという自己評価が高い（根拠資料 9-1-24）。

#### **(2) 改善すべき事項**

人事考課との連動を意識した研修等のSD推進活動を財政上、持続可能な制度とするために、人材育成による業務の効率化と育成費用とのバランスを財政の観点から可視化することが課題である。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### **(1) 効果が上がっている事項**

職能に応じた適正な研修を行うことを各種規程や短期計画を通して可視化するとともに、人事考課と研修を連動させて総合的な事務職員の職能開発に向けた人事制度として再構成を図る。また、人事考課において評価が高い職員に対して、国内外業務研修や大学院修学制度といったキャリア支援等の施策を検討する（根拠資料 9-1-25）。

#### **(2) 改善すべき事項**

人事考課の結果に対する処遇として、職員それぞれの職能状態に応じた研修を柔軟に提

供することを明らかにするために、職能開発規程の制定、研修マップの策定を行う。

## 4. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人福岡大学寄附行為
- 9-1-2 学校法人福岡大学運営規則<既出 2-8>
- 9-1-3 学校法人福岡大学規程集 Web システム
- 9-1-4 福岡大学大学協議会規程
- 9-1-5 福岡大学大学院委員会規程<既出 3-124>
- 9-1-6 福岡大学企画運営会議規程
- 9-1-7 学校法人福岡大学寄附行為施行細則
- 9-1-8 福岡大学学則<既出 1-6>
- 9-1-9 福岡大学就業規則
- 9-1-10 学校法人福岡大学学内規則取扱規程
- 9-1-11 学内規則制定・改廃手続要領
- 9-1-12 福岡大学教授会規程<既出 3-17>
- 9-1-13 学校法人福岡大学事務組織に関する規程
- 9-1-14 学校法人福岡大学事務分掌規程
- 9-1-15 学校法人福岡大学事務組織における役職員の職務権限規程
- 9-1-16 平成 25 年度 男女別平均時間外数 (H25. 4~H26. 3)
- 9-1-17 平成 25 年度 年次有給休暇消化率
- 9-1-18 平成 25 年度 指定休暇消化率
- 9-1-19 学校法人福岡大学事務職員等の採用に関する内規
- 9-1-20 学校法人福岡大学事務職員等の昇格基準に関する内規
- 9-1-21 学校法人福岡大学事務職員等審議委員会規程
- 9-1-22 学校法人福岡大学 SD 推進委員会規程
- 9-1-23 学校法人福岡大学事務職員研修体系マップ
- 9-1-24 研修後のチャレンジ目標と研修受講 3 カ月後のレビュー (自己評価)
- 9-1-25 研修体系企画書 (2015 年度以降の研修体系イメージ)
- 9-1-26 福岡大学学長選任規程
- 9-1-27 福岡大学学長選任規程の実施に関する取扱内規
- 9-1-28 理事会名簿

## 9-2 財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

##### 大学全体

法人全体の平成 25（2013）年度決算における財務比率について、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 82.7%、流動比率が 204.7%、総負債比率が 17.3%、退職給与引当預金率が 100.0%となっており、良好な財政状態である（根拠資料 9-2-1）。これに対して、消費収支計算書関係比率では、人件費比率が 51.5%、教育研究経費比率が 40.8%、帰属収支差額比率が 0.6%となっており、全国平均（「平成 25 年度版 今日の私学財政」医歯他複数学部の数値）と比べると、劣っている状態にある（根拠資料 9-2-2）。

科学研究費補助金は、帰属収入ではないが、研究者が研究に取り組む上で重要な資金となる。平成 26（2014）年度分の応募件数は 546 件（平成 25（2013）年度：548 件）で（根拠資料 9-2-3）、そのうち 206 件（平成 25（2013）年度：202 件）が採択された。交付予定金額は約 3 億 9,117 万円となっており（根拠資料 9-2-4）、平成 21（2009）年度の採択件数 142 件、交付金額約 2 億 9,106 万円と比較すると、5 年間で 64 件、約 1 億 11 万円増加した（根拠資料 9-2-5）。

また、平成 25（2013）年度に研究分担者として本学研究者が受け入れた分担金は 93 件、約 4,137 万円となった（根拠資料 9-2-6）。

外部資金は、受託研究、研究助成寄附金、共同研究、寄付研究を合わせ平成 25（2013）年度に約 8 億 2,475 万円を受け入れており（根拠資料 9-2-7）、平成 21（2009）年度合計額約 7 億 1,333 万円と比べ、4 年間で約 1 億 1,142 万円増加した（根拠資料 9-2-5）。

財政基盤の強化を図る上で、本学にとっての重要課題は、施設の老朽化の進行により多額の設備投資が予想されることである。平成 26（2014）年 5 月に、「第二次キャンパス施設整備計画検討委員会」が発足し、建て替えや改修補強が一時期に集中し過重な負担が生じないように、中長期のキャンパス施設整備を計画している。また、この計画に対応する第 2 号基本金の残高は、平成 26（2014）年 3 月 31 日現在、157 億 3,459 万円であり、計画決定後、組入を予定している。

**(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。****大学全体**

予算編成において財務担当理事は、専務理事およびその他の関係理事と協議して、予算編成方針を決定し、予算統括部課（以下「財務課」という。）を通じ予算執行担当部課長に予算編成方針を指示し、編成資料を要求している。予算執行担当部課長は、予算編成方針にそって教育・研究計画または事業計画を作り、これにもとづく予算編成資料を作成し、財務課に提出している。財務課は予算執行担当部課長からの予算編成資料を受け取り、要望内容の点検および聞き取り調査を行い、さらに、予算要望内容について特に意見聴取が必要な部署については専務理事・常務理事（以下「理事者」という。）との予算ヒアリングを行う。その後、財務課において、新規要望事項や特に検討を要する事項について理事者と各種検討を加え、予算案を作成する。予算案は企画運営会議において、大学の事業計画に沿った予算であるか種々の検討が加えられ、最終的には大学協議会・評議員会および理事会へ予算案を上程し決定される。本学における予算編成は経常経費、新規事業も含め予算要望部署からの要望書を受け取り、予算ヒアリングおよび各種検討を加え予算配分を行っている（根拠資料 9-2-8）。

予算執行は、経理規程および物品調達規程等にもとづき適正に執行されている。しかし、予算編成から執行までの時間的問題や、その他、諸々の状況により予算未計上の事業が発生する場合がある。その場合、財務課は、費用対効果を十分調査し、予算要望部署との間で他の事業予算流用の可否、予備費使用の可否等の協議を行い、財源を検討する。さらに、起案書により、専務理事の承認を経た後、予算執行部署へ執行を許可している。

本学の監査システムは、私立学校法にもとづく監事監査、私立学校振興助成法にもとづく監査法人による監査、本学内部監査規程にもとづく内部監査がある。

監事監査は毎年5月に5日間行われ、監事2人のうち1人が事業報告や重要な業務の実施状況について、関係部署から提出された資料にもとづき説明を受け業務の監査を行い、他の1人の監事が公認会計士2人、会計補助者1人とともに財産状況の監査にあたっている。監事監査の結果は、専務理事、常務理事に報告され、その後、理事会及び評議員会に監査報告書として提出される（根拠資料 9-2-9、9-2-10）。

この監査報告書以外に監事からの要望事項として、法人全体の具体的な業務改善についての意見が付されている。また、監事2人は理事会やその他の重要な会議に出席し、業務執行状況の確認を行い、内部監査とは年4回程度、両者の業務監査の状況を報告して連携をとっている。

監査法人による監査は、毎年9月から翌年6月まで行われ、財務諸表が学校法人会計基準に準拠し、当該会計年度の経営の状況および財政状態を全て適正に表示しているかを監査している（根拠資料 9-2-11）。

内部監査は、本学の業務全般を監査の対象とし、事業計画および業務計画にもとづく業務遂行の監査、学内規程に則した業務遂行の監査、業務執行上の人事・労務管理の監査、業務執行上の事務・情報管理の監査等を行っている（根拠資料 9-2-12～9-2-19）。この三者は、年1回、監査計画、期中監査の結果報告、期末監査の結果報告の協議を行っている（根拠資料 9-2-18、9-2-20）。

予算執行に伴う効果の分析・検証については、教育関係予算において一部実施している

が、今後は、すべての科目の予算執行において検証する仕組みを検討していく予定である。

## 2. 点検・評価

### 基準 9-2 の充足状況

本学の財政状況については、貸借対照表関係比率は良好な値を示しており、また、消費収支計算書関係比率についても、一部全国平均よりも劣っている値があるものの、概ね適正な状態であると言える。

予算編成については、関係理事と協議し、十分な連携を図ったうえで予算編成を行っている。

以上のことから、本基準を概ね充足していると判断する。

#### (1) 効果が上がっている事項

財政基本計画検討特別委員会の答申を基に計画的に第2号基本金の組み入れを行った結果、ここ数年のキャンパス整備事業に係る多額な設備投資に対して、財務体質の悪化を防ぐことができた。平成25(2013)年度決算の自己資金構成比率は82.7%となっている(根拠資料9-2-1)。

科学研究費補助金については、学内研究者を対象にした申請に係る説明会の内容見直しや推奨研究プロジェクト(科学研究費補助金採択後の発展的研究)を予算化したことにより、平成25(2013)年度の申請件数、採択件数は前年度を上回っている(根拠資料9-2-21)。科学研究費補助金の応募者数の向上を目的に、次年度に応募に関する注意点、変更点等を説明する説明会を毎年9月に開催し、平成25(2013)年度は2日間に延べ80人が参加した(根拠資料9-2-22)。

また、採択率向上を目的に、過去3年間において新規採択された学内研究者の中から同意を得た研究計画調書の閲覧会を平成25(2013)年10月に4日間にわたり開催し、次年度に応募を目指す研究者延べ61人が閲覧に訪れた(根拠資料9-2-23)。

#### (2) 改善すべき事項

ここ数年のキャンパス整備事業に係る多額な設備投資にともない減価償却費の負担が増加したことにより、帰属収支差額は減少傾向である。平成25(2013)年度決算の帰属収支差額比率は0.6%(固定資産除却損などの特殊要因を除くと2.8%)で直近の5年間で最低の数値となっている(根拠資料9-2-2)。

また、従来は財政基本計画検討特別委員会が設置された場合に中長期の予算編成を行っていたが、今後は、経理部門ごとに中長期予算を作成し、各種数値目標を設定することにより、財政状態の安定を図らなくてはならない。

平成25(2013)年度科学研究費補助金応募件数が、教員数1,600人に対して548件と4割に満たない状況であり、さらに科学研究費補助金新規応募課題の採択数は85件で、応募件数430件に対し、採択率が2割を切る大変少ない状況である(根拠資料9-2-24、9-2-25)。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

第二次キャンパス施設整備計画検討委員会で新たな計画を策定中である。財政の健全性を確保する観点と施設の取得年度間の負担の均衡を図るためプライオリティを設定し、第2号基本金組入計画を策定し実行する。

科学研究費補助金については、推奨研究プロジェクトの中に新たに「特定」の項目（過去の申請で不採択であったが内容的に優れていた案件）を設定し採択件数の増加を図る。

また、科学研究費補助金研究計画調書の閲覧会を、今後もより多くの研究者の協力体制がとれるよう、研究推進部委員会を通じて、各学部での情宣を求めるとともに、科学研究費補助金募集締切日を考慮し、開催時期をより早める。

#### (2) 改善すべき事項

帰属収支差額の安定的な確保、また、一層の経費削減、効率化の推進・徹底を図るため、各部門の再評価と再編統合を行うことや新会計システム導入による既存業務の見直しを行う（根拠資料 9-2-26 p.6 組織運営）。

今後、第二次キャンパス施設整備計画検討委員会において、校舎の老朽化による建て替えや耐震補強など多額の設備投資が発生することは避けられない。これにともない発生する減価償却費などの経費増加も勘案しつつ、中・長期的な予算編成を策定する。

科学研究費補助金の応募者数増加に向けて取り組むほか、外部資金の獲得にも研究者が積極的に取り組むための支援体制や研究環境の整備をさらに推進する（根拠資料 9-2-27）。

また、次年度に応募を考えている研究者の参考となるよう、過去3年間において新規採択された研究計画書の閲覧会を引き続き実施し、新規採択率の増加につなげる（根拠資料 9-2-23）。

### 4. 根拠資料

- 9-2-1 平成 26 年度科研費研究種目別・部局別応募状況一覧
- 9-2-2 平成 26 年度科研費採択件数および採択額（学部別・種目別）一覧
- 9-2-3 福岡大学研究推進部年報 2013<既出 7-36>
- 9-2-4 H25 文部科学省科研費分担金（補助金分）・（基金分）
- 9-2-5 平成 25 年度受託研究・研究助成寄附金・共同研究・寄付研究決算書
- 9-2-6 学校法人福岡大学経理規程
- 9-2-7 監査報告書
- 9-2-8 監事の職務執行状況
- 9-2-9 平成 25 年度法定監査日程表
- 9-2-10 平成 26 年度事業計画（内部監査室）
- 9-2-11 平成 26 年度業務計画表
- 9-2-12 学校法人福岡大学内部監査規程

## 第9章 管理運営・財務

- 9-2-13 平成 26 年度内部監査計画書
- 9-2-14 学校法人福岡大学内部監査フローチャート
- 9-2-15 内部監査室業務フローチャート
- 9-2-16 平成 25 年度内部監査室業務報告書（総括）
- 9-2-17 平成 25 年度内部監査報告（概要）
- 9-2-18 平成 25 年度三様監査面談記録（第 9 回）
- 9-2-19 大学データ集（平成 26 年 5 月 1 日現在）（表 24）
- 9-2-20 研究推進部委員会議事録（平成 25 年 9 月 30 日開催）3 頁
- 9-2-21 研究推進部委員会議事録（平成 25 年 11 月 18 日開催）3 頁
- 9-2-22 平成 25 年度科研費研究種目別・部局別応募状況一覧
- 9-2-23 平成 25 年度科研費採択件数および採択額（学部別・種目別）一覧【新規】
- 9-2-24 平成 26 年度学校法人福岡大学事業計画書
- 9-2-25 研究推進部委員会議事録 3 頁（平成 26 年 3 月 24 日開催）
- 9-2-26 財務計算書類（6 ヶ年分）
- 9-2-27 監事監査報告書過去（6 ヶ年分）
- 9-2-28 監査法人の監査報告書過去（6 ヶ年分）
- 9-2-29 平成 25 年度学校法人福岡大学事業報告書
- 9-2-30 財産目録
- 9-2-31 5 ヶ年連続資金収支計算書
- 9-2-32 5 ヶ年連続消費収支計算書
- 9-2-33 5 ヶ年連続貸借対照表

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

##### 大学全体

本学は、平成19（2007）年度に、全学的な自己点検・評価活動を実施し、その結果にもとづき、平成20（2008）年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審した。同自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価報告書」として、また、同基準協会からの評価結果や指摘事項等については「評価結果」として、公式ホームページで公表している（根拠資料10-1、10-2、10-3、10-4）。また、大学基準適合の認定とともに受けた助言・勧告事項に対し、同協会へ「大学基準協会大学評価結果に対する改善報告書」を提出した。これに対する検討結果では、27点の改善報告について、「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との通知を受けた（根拠資料10-1、10-5、10-6）。

自己点検・評価に際し必要となるデータについては、「大学基礎データ」として公式ホームページ上で公表している（根拠資料10-3）。ただし、「大学基礎データ」については、認証評価を受審した際のデータであるため、公式ホームページ上に「情報公表」というカテゴリを設け、最新の情報（学生数、教職員数、定員充足率、進路状況、財務状況等）を公表している（根拠資料10-7、10-8）。

**(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

大学全体

自己点検・評価の充実

自己点検・評価全般については、平成20(2008)年に大学基準協会へ提出した報告書の中で、「点検・評価を踏まえた改善・改革への理解・取り組みが必ずしも全構成員に周知徹底されておらず、点検・評価制度の充実が必要である」との判断を大学として行っていた(根拠資料10-2)。この点検・評価結果にもとづき、制度の充実に向け、自己点検・評価運営委員会で審議を重ね、平成26(2014)年2月に「学校法人福岡大学自己点検・評価規程(以下、「自己点検・評価規程」)」を全面改正し、新たな自己点検・評価制度を構築し、平成26(2014)年度から新制度にもとづいた活動を実施することとなった(根拠資料10-9、10-10)。

新たな自己点検・評価規程では、自己点検・評価を「学校法人福岡大学の教育・研究・医療に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、本法人の設置する学校の諸活動について、恒常的に自ら行う点検及び評価」と位置付けている(根拠資料10-9)。具体的な活動を行うために必要となる組織として、①自己点検・評価推進会議(以下、「評価推進会議」)、②自己点検・評価委員会(以下、「評価委員会」)、③部門別自己点検・評価作業部会(以下、「部門別作業部会」)、④部局別自己点検・評価実施委員会(以下、「部局別実施委員会」)、⑤学校法人福岡大学外部評価委員会(以下、「外部評価委員会」)を設置し、活動に取り組んでいる(根拠資料10-9、10-10)。

会議体の役割

①評価推進会議

本法人の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに外部評価に係る事項について総括し、本法人の自己点検・評価活動の推進を図るために設置されており、本法人の自己点検・評価を総括する最終的な機関となっている。構成員については、学長、副学長、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、第二部主事、病院長、研究科長、法科大学院長、附属学校長、その他学長が必要と認めた者若干人である。このように本法人の運営について責任ある立場の役職者によって構成され、同会議が実質的に機能する体制を整えている。

②評価委員会

部局別実施委員会から提出された報告書をもとに、全学的な観点から自己点検・評価を行い、その結果をまとめ、自己点検・評価推進会議に報告するために設置されており、全学的な自己点検・評価の実作業を行う機関である。構成員については、副学長(学長が指名した者)、事務局長、大学院学務委員長、入学センター長、就職・進路支援センター長、教務委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人、学生部委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人、研究推進部委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人、各病院の副病院長のうちから学長が指名した各1人、附属学校の教頭、企画部長、総務部長、人事部長、財務部長、その他学長が必要と認めた者若干人である。評価委員会では法人全体の実質的な自己点検・評価を行うため、各部門の実務に精通している構成員によって組織することによって十分に機能する体制を整えている。

## ③部門別作業部会

部局別実施委員会が提出した報告書を部門ごとに取りまとめ、自己点検・評価委員会に提出することを役割とし、7つの部門（法人、学部、大学院、教育研究施設、学生・教学機関、病院、附属学校）に区分されている。

## ④部局別実施委員会

部局別実施委員会では、法人、学部、研究科、教育研究施設、学生・教学機関、病院、附属学校の各組織又は事務部に区分した部局ごとに点検及び評価を行うこととしており、各部門の自己点検・評価を行う組織である。現在、法人全体で約50の委員会が組織されている。

## ⑤外部評価委員会

本法人の自己点検・評価活動その他本法人の設置する学校の諸活動の客観性及び公平性を担保するために設置されているものであり、今回の自己点検・評価規程の全面改正によって新たに設置されたものである。構成員は、他大学関係者、産業界関係者、地方自治体関係者等で構成されている。

**自己点検・評価の流れ**

## ①自己点検・評価シートの作成

今回から、「自己点検・評価シート」という全学で統一したフォーマットを用いて部局別実施委員会において自己点検・評価を行うこととした。自己点検・評価シートは評価基準ごとに作成することとし、点検・評価項目ごとに評価の視点を設定した上で現状の説明、効果が上がっている事項及び次年度に向け伸長させるための方策・効果を維持させるための方策、改善すべき事項及び次年度に向けた改善方策を記載する。また、これらの記載にあたっては、記載内容を裏付ける根拠資料を示すこととしている。これらの自己点検・評価を行った結果をもって、評価基準の充足状況を記載し達成度評価（4段階）を行う。最後に、伸長させるための方策や改善すべき事項に関連して、到達目標と到達目標の達成度を具体的に図るための到達指標を設定する。

## ②自己点検・評価シートのとりまとめ

各部局別実施委員会において作成された自己点検・評価シートは、7つの部門ごとに部門別作業部会で取りまとめられ、自己点検・評価シートが所定のルールにもとづいて作成されているかの確認を行う。必要に応じて各部局別実施委員会とのやり取りを行い、自己点検・評価シートの修正作業等を行う。

## ③自己点検・評価シートの全学的な検証

部門別作業部会で取りまとめられた自己点検・評価シートは、評価委員会において審議される。同委員会では、自己点検・評価シートの内容に法人全体の視点による内容を加えて自己点検・評価報告書（案）を作成するとともに、自己点検・評価シートに記載されている到達目標・到達指標について評価を行う。到達目標・到達指標の設定について問題が見られる場合には各部局別実施委員会とのやり取りを行い、調整を図る。

## ④自己点検・評価報告書、到達目標・到達指標の確認

評価委員会で作成、確認された自己点検・評価報告書、到達目標・到達指標については、評価推進会議で最終的な確認がなされ、全学的な合意のもと、次年度以降の活動につなげるることとしている。

## 第10章 内部質保証

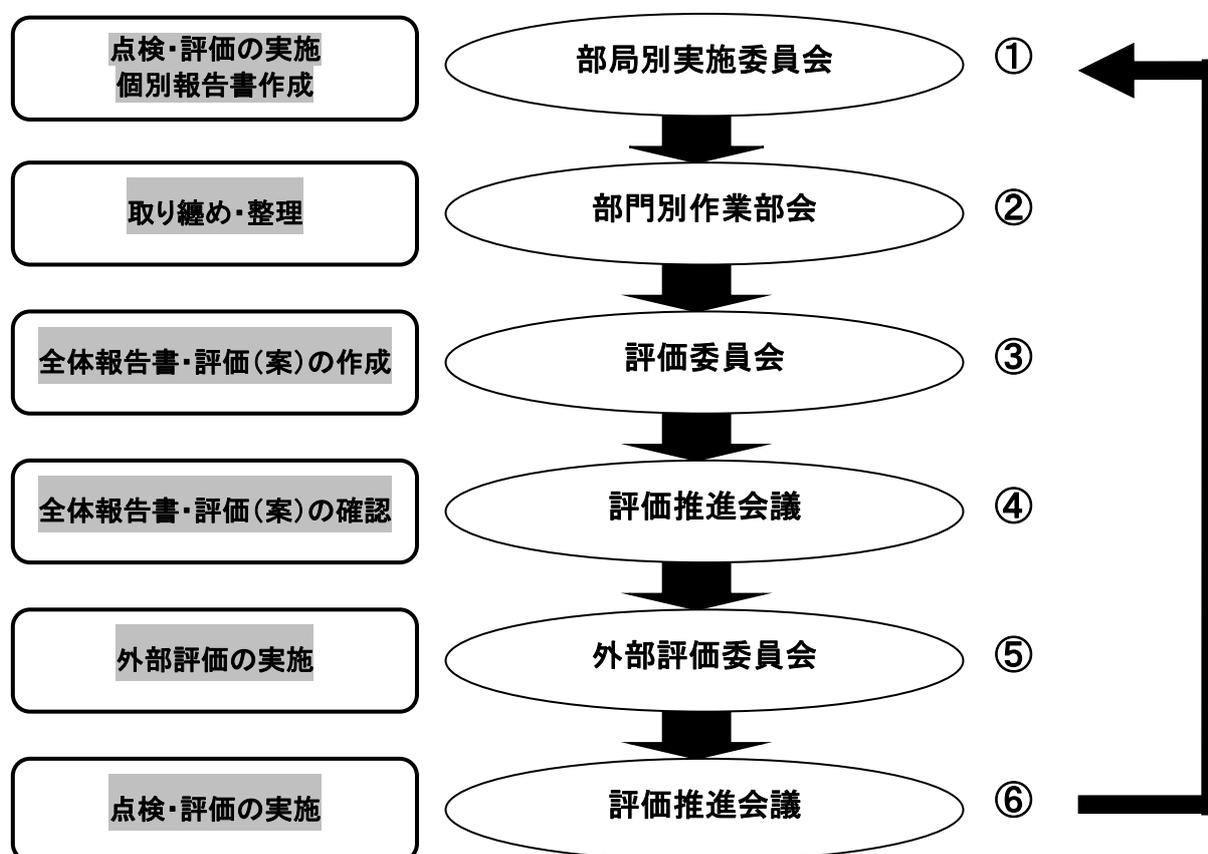
### ⑤外部評価

評価推進会議で確認された自己点検・評価報告書は、外部評価委員会において客観的な視点での検証がなされる。外部評価委員会では、本法人の自己点検・評価活動が機能しているかという点を中心に評価を行っている。

#### 自己点検・評価の結果について

これらの体制にもとづき実施された自己点検・評価の結果については、自己点検・評価規程において「学長及び本法人の組織又は事務部の長は、自己点検・評価推進会議から報告された自己点検・評価の結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。」とされており、各部門において改善活動が実施されることとなる（根拠資料 10-9）。

自己点検・評価体制概念図



#### 自己点検・評価活動に関する意識向上

体制を充実させるとともに、学内構成員の自己点検・評価に対する意識を高めるため、平成 26 (2014) 年 2 月には、大学基準協会から講師を招き、全教職員を対象にした説明会を実施した。説明会は 2 部構成とし、①自己点検・評価、認証評価の目的やその概要、②自己点検・評価報告書を作成する際の留意点等というテーマで実施した（根拠資料 10-11）。あわせて、平成 26 (2014) 年 4 月の学報（根拠資料 10-10）では、新たに構築した体制について詳細な説明を行い、構成員の意識向上に努めている。

**(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。****大学全体**

第1回評価推進会議（平成26年2月17日）において、①点検・評価項目、②実施要領、③今後のスケジュール等について審議し、具体的な自己点検・評価活動を開始した。活動全体の当初予定したスケジュールは次のとおりである（根拠資料10-12）。

平成26年3月～6月末	各部局別実施委員会において自己点検・評価シートを作成
7月～8月中旬	部局別作業部会において自己点検・評価シートのとりまとめ
8月中旬～10月末	評価委員会で自己点検・評価報告書原案作成、到達目標検証
11月	評価推進会議において、自己点検・評価報告書確認
11月	外部評価委員会における審議
12月	評価推進会議において外部評価結果確認、各部局へ自己点検・評価結果を通知
平成27年3月	自己点検・評価結果について理事会に報告

実際の作業においては、進捗が遅れる部分もあったが、概ね当初のスケジュールどおりに作業を進めることができた。平成27（2015）年1月末時点で、評価推進会議を2回、評価委員会を5回開催している（根拠資料10-13～19）。また、これらの審議においては、活発な議論が交わされており、自己点検・評価における学内の意識も高まってきていると考えられる（根拠資料10-13～19）。

これらの作業を経て、自己点検・評価シートが完成しており、次年度に向け各部門が取り組むべき事項について、全学的な確認を経ながら明確にすることができた（根拠資料10-13～19）。今後は、各部門が到達目標に向けて取り組みを進め、その結果について学内全体で検証していくこととなる。

また、今回から外部評価の仕組みを取り入れており、より客観的な評価が行える体制を整えている（根拠資料10-20）。外部評価では、自己点検・評価報告書を確認し本学の自己点検・評価活動が適切に行われているかという点を中心に評価が行われた。外部評価委員の講評としては、概ね適切な自己点検・評価活動が行われているとの評価がなされたが、次のような指摘もなされている。

- ・ 部門によって成果に関する認識にばらつきがあるため、評価についてもばらつきが見られる。各部門に任せてしまうのではなく、成果に関する認識を全学で統一し、外部からも分かりやすい成果及び検証の仕組みを構築すべきである。
- ・ 福岡大学は、取り組み次第でさらに良い大学となる。そのためにも目標値を設定し達成状況について検証していく必要がある。

外部評価の結果について、評価推進会議でも共有し、次年度取り組みを進めるにあたり十分に反映していきたい。

**大学基準協会からの指摘事項に対する対応**

本学は平成20（2008）年度に大学基準協会から大学基準適合の認定を受けた。大学基準適合の認定と共に指摘がなされた助言（26項目）と改善勧告（1項目）については、指摘を真摯に受け止め、改善活動に取り組み、平成24（2012）年7月に大学基準協会へ「認証

## 第10章 内部質保証

評価結果に関する改善報告書」を提出した（根拠資料 10-6）。大学基準協会から 27 点の改善報告について、「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との検討結果を受理したが、取り組みの成果が十分に表れておらず、引き続き一層の努力が望まれるとの指摘を受けた事項もあった。これについては、自己点検・評価活動の中で、引き続き改善状況を点検している。学部・研究科の取り組み状況については、次のとおりである。

### 学部

#### <人文学部>

学生アンケートに関しては、非常勤を含め全授業を対象とし、回収率も 90%以上となり、結果の公表についても公開されている。ただ、改善すべき点として、回収率を 100%にできるだけ近づけるということを目指とする。それと並んで、授業アンケートの組織的活用が進んでいなかった点を反省し、平成 25（2013）年度を通して学部独自で FD 委員会を中心に全学部的に授業アンケートの全面的見直しを行い、従来の授業評価的色彩を中心としたアンケート内容から授業改善につながるような形式に改めた。

科研費の申請補助金の申請件数、採択率の向上については、引き続き教授会等で適宜訴えていくと同時に、現在学部で検討を開始した研究サバティカル制度と科研費を絡める措置など、具体的にモチベーションを上げていく措置を取ることを考えていきたい。

#### <法学部>

学生アンケートについては、法学部内に設けられた FD 委員会で、授業アンケートの設問項目の検証を進め、教授会で改善策を提案・承認を得ることとしている。

研究環境についてであるが、教員の多くは、本学研究推進部所管の「領域別研究チーム」に所属している。現在、法学部教員を主体とする研究チームは 4 チームあり、共同研究を行っている。特に、この研究チームを母体とする民事判例研究会と刑事法研究会は、従来より定期的に研究会を開催し、研究報告を行っている。科研費採択件数はかつては、年 1～2 件程度であったのが、平成 25（2013）年度は 5 件（新規分）と大幅に増加している。これは主に若手（42 歳以下）研究者を中心として積極的に応募する者が増え、研究推進部を中心とする学内のバックアップ体制の整備によるもの大きいと思われる。

大規模授業に関しては、平成 20（2008）年度からまず 500 人を超える場合の対応を検討して実施し、次いで、平成 25（2013）年度にこの基準数を下回る 400 人を超える場合の対応を検討して実施している。検討は、教務委員を中心としたカリキュラム委員会、さらに教授会で行った。

#### <経済学部>

平成 23（2011）年 12 月の教授会で全員によるアンケートの実施を合意し、その後の実施率は、平成 23（2011）年度 88%、平成 24（2012）年度と 25（2013）年度が 74%であった。全員による実施には達していないが、平成 22（2010）年度の 21%より大幅に改善した。授業内容や方法についての評価は、本学部独自の授業評価アンケートで行われており、その集計結果は授業担当者に伝達され授業改善に役立てられている。平成 26（2014）年 5 月に

質問項目が改訂された。

研究環境については、主に経費の充実と論文の質、二方面から研究の質の向上に取り組んでいる。専任教員が研究に使える予算には、大学から本学部に配分された予算がある。これまでは研究の実績と意欲に関わらず、支給額が一律である点に問題があったが、近年では本学部附属の先端経済研究センター（CAES）、さらには本学部に内規などを通じて、本学部教員の研究活動への独自支援策を講じ、また本学部個人予算配分にも研究重視色を明確に示している。昇格における教員の研究活動の評価において、査読つき論文、国際誌論文は紀要論文などと同程度にしか評価されない点に問題があったが、最近では採用時と昇格時において、研究業績に関しては査読つき論文、国際誌論文をより高く評価している。近年の本学部教員の研究実績からみると、論文や学会発表・講演の総量は減っているものの、学外論文の占める割合が高くなってきている。

入学後の教育支援に関しては、産業経済学科では、1年次前期の「産業経済入門」で大学での学習準備としてレポートの書き方の指導を行うとともに、平成26（2014）年度からの新カリキュラムでは、1年次後期に「初年次演習」を導入している。経済学科については検討中である。

大規模授業については、平成19（2007）年の教務委員会で500人を超えるクラスをなくすよう努めることが提案された。その結果多人数クラスは次第に減少し、平成23（2011）年度以降は平成19（2007）年度のころより半減することとなった。

#### <商学部>

学生による授業評価は、毎年前期および後期に行われる「授業アンケート」によってある程度知ることができる。この結果については個々の教員ごとに知らされており、個々の教員がこの結果を参考にして教育改善に努めている。さらに、平成24（2012）年度後期からは、授業アンケートの結果が商学部内でWeb公開され、学生のみならず、教員相互間でアンケート結果をチェックすることが可能となっている。また、質問事項を共通化して学生の授業評価を時系列で確認できるようにする一方で、個々の教員が質問事項を設定することにより、教員毎の個別的な教育効果のある程度認識できるようにも配慮している。また、授業アンケートでは、学生自身の出席状況、講義前後の学習状況に関する質問も含まれており、学生自身の自己評価にもつながっている。

研究活動は、個人研究が中心であるが、最近では他大学（外国の研究機関を含む）の研究者との共同研究が増えている。平成20（2008）～24（2012）年度の科学研究費補助金の応募総数は16件、採択総数は12件であった。そのうち新規応募数は9件、継続応募数が7件である。また、新規採択は5件、継続採択は7件である。採択金額は平成20（2008）年度110万円、平成21（2009）年度50万円、平成22（2010）年度130万円、平成23（2011）年度351万円、平成24（2012）年度338万円、平成25（2013）年度429万円であった。平成26（2014）年度には、7件の申請の中から2件が採択されている。

大規模授業については、平成18（2006）年度と平成25（2013）年度を比較すると、受講生が500人を超える講義は10から0へ、300人を超える講義は38から14へ減少しており、大規模授業の減少という点ではかなりの改善が図られている。

また、商学部においては成績不振者がゼミナールを選択しないこと、商学部第二部おい

## 第10章 内部質保証

ては、卒業判定時の合格率が低いことへの対応も指摘されていた。商学部のゼミナールは、1年次の基礎ゼミナール、2年次後期の2年専門ゼミナール、3年次の3年専門ゼミナール、そして4年次の論文ゼミナールから構成されている。2年専門ゼミナール、3年専門ゼミナール、論文ゼミナールについては、原則として、学生は同一の指導教員の担当するゼミナールを受けなければならない、したがって途中で異なる指導教員の担当するゼミナールに移動することはできず、また2年専門ゼミナールを履修登録せずに3年専門ゼミナールから履修することはできないようになっている。学生のゼミナール受講機会をできるだけ拡大するために、まず教員は、2年専門ゼミナール受講学生の募集に際して、定員15人に対して10人が充足されない限り募集活動を後期開始直前まで継続しなければならない。次に、2年専門ゼミナールを履修できなかった学生を対象に、履修学生数が10人以下のゼミナールの担当教員は、前期の3年専門ゼミナール開始前に追加募集を行わなければならない。また、商学部第二部を含む他学部からの転部学生、編転入学生、学士入学学生については、履修学生数が10人以下のゼミナールの担当教員は、これらの学生を対象に前期の3年専門ゼミナール開始前に15人の定員の枠外の扱いで追加募集を行わなければならない。3年専門ゼミナールへの登録者数(在籍者数、登録者数の在籍者数に占める比率)は、平成20(2008)年度が588人(816人、72.1%)であったのに対して平成25(2013)年度は531人(674人、78.8%)であり、登録者数の在籍者数に占める比率は6%増大している。成績不振者に対する指導については、5月と10月の年2回、商学部については、修得単位27単位未満の2年次生、40単位未満の3年次生、82単位未満の4年次生、71単位未満の5年次生以上を対象に、商学部第二部については、20単位以下の2年次生、30単位以下の3年次生、45単位以下の4年次生、74単位以下の5年次生以上を対象に、個別の修学指導を行っている。

教員組織については、平成18(2006)年度と平成25(2013)年度を比較すると、専任教員の年齢構成を10歳刻みで見ると、30歳以下が0%から2%へ、31歳～40歳が14%から16.3%へ、41歳～50歳が23%から14.3%へ、51歳～60歳が48%から34.7%へ、61歳～70歳が16%から32.7%へと変化しており、51歳以上が6割以上を占め依然として高齢化しているが、7年前に比べると年齢構成上の偏りは若干緩和されている。

### <理学部>

専門科目に関しては、授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。その結果を担当教員に通知しており、授業内容と方法の改善に役立てている。

理学部の研究費は、校費とともに、学内研究競争資金(平成25(2013)年度総合科学研究部3件、領域別研究部研究15件、推奨研究12件)および学外研究競争資金(平成25(2013)年度受託研究費5件、研究助成寄付金6件、共同研究費2件、科研費補助金39件)を各自獲得している。

年間の履修登録単位数の上限設定が50単位を超えている指摘については、物理科学科、化学科、地球圏科学科ではカリキュラム改正等を含め検討が進められている。平成27(2015)年4月(平成27(2015)年度入学生から適用)より、物理科学科及び化学科では54単位から48単位へ、地球圏科学科では54単位から49単位へ年間の履修登録単位数の上限を変更することが決定した。

### ＜工学部＞

学生による授業評価は、工学部共通の授業アンケートによって行われ、工学部平均との比較などが分析される。結果は全学科の教員に配布されている。教員の中で授業アンケート実施が定着して教育方法及び学習指導についての検討が常態化している。その結果、既存科目の教育効果が向上しただけでなく、「魅力ある学士課程教育支援」など新しい教育形態や内容の試みも現れた。

平成24（2012）年度における研究業績は、著書・学術論文189件、学会発表等494件であり、学科により多少の差はあるが、教員（助教以上の教員数122人）1人当たりの件数は著書・学術論文が1.55件、学会発表等が4.05件となっている。また、平成25（2013）年度の科研費採択件数は新規・継続を含めて、基盤研究（B）2件、基盤研究（C）13件、挑戦的萌芽研究1件、若手研究（B）6件であり、その他の外部資金として、受託研究費43件・108,322,025円、研究助成寄付金29件・18,722,668円を獲得している。その他、工学部の特筆すべき研究活動として、社会デザイン工学科の「廃棄物処理技術」や社会基盤技術関連学科の「環境技術」は国内外から高い評価を得ており、また、電子情報工学科では福岡県が重点化産業として育成している「システムLSI」分野の研究プロジェクトに参画し、活発な活動を行っている。

年間の履修登録単位数の上限設定が50単位であり、高いと指摘されていることに対して、工学部では、工学教育に関する会議などで是正を検討している。平成27（2015）年4月（平成27（2015）年度入学生から適用）より、年間の履修登録単位数の上限を49単位とすることが決定した。

### ＜医学部＞

授業改善のための学生アンケートについては、医学科では、授業評価アンケートを頻回に取ることによって、教員の指導内容が改善されている。看護学科ではFD委員会が学生による授業評価アンケート結果を開示する。また、科目責任者はアンケート結果をもとに授業を振り返り、次年度に向けた対策をまとめ提出し授業改善を図っている。

研究環境については、医学科での平成25（2013）年度の科研費獲得状況（文部科学省・厚生労働省）は、99件（主および分担を含む）であるが、自由な研究環境が整備された効果が上がっていると判定する。看護学科は、開設時より科学研究費補助金の申請を推進し80%以上を維持している。採択率は、平成21（2009）年度20%だったのが、平成24（2012）年度34.2%、平成25（2013）年度35%と徐々に上昇し、全国平均の30%を超えている。平成25（2013）年度からは、外部資金獲得（科学研究費補助金研究、木村看護教育振興財団、安田記念医学財団など）に向けての学科独自の取り組みを、FD委員会、研究推進委員会を巻き込んで企画し、研究中の支援や成果の発表に向けて支援する活動方針を推進している。

### ＜薬学部＞

授業内容、および方法の改善を進めるにあたり、教育方法の有効性を定量化するため、学生による授業評価アンケートを年2回実施している。アンケートは専門教育の全授業科目で実施しており、実施率は100%である。アンケート項目は学生自身が自己評価するとと

## 第10章 内部質保証

もに、教員の指導方法に対する検証が可能な内容になっている。アンケート結果は、一覧表にしてFUポータルを通じて学生に公表している。また、アンケートで寄せられた意見に対する改善策等の回答については、改善案を提出させて学生に対して公表している。以上の取り組みにより、各教員による積極的な教育内容・方法の改善を促している。

研究活動の指針としての年間英文論文（査読あり）数の推移は平成22（2010）年70編、平成23（2011）年79編、平成24（2012）年86編、また学会発表数平成22（2010）年219（国外15）、平成23（2011）年249（国外18）、平成24（2012）年211（国外9）と毎年度1教室あたり論文4～5編、学会発表数12～15となっている。

研究費に関しては、内部研究費として研究者一人当たり約60万円が確保されている。学内・学外を合わせた総額は平成24（2012）年度：総額1億4,600万円（学内研究費総額約9,000万、学外5,400万）となっている。学外研究費の総研究費に占める割合は、平成22（2010）年40.91%（科学研究費：22.76%、受託研究費：10.48%、奨学寄付金：6.47%、研究助成金：1.24%）、平成23（2011）年39.46%（科学研究費：19.43%、受託研究費：13.75%、奨学寄付金：6.28%、研究助成金：0.0%）、平成24（2012）年36.75%（科学研究費：21.61%、受託研究費：9.21%、奨学寄付金：0.0%、研究助成金：5.93%）である。特に、科学研究費申請数は平成22（2010）年54件から平成24（2012）年45件、採択件数も平成22（2010）年10件から平成24（2012）年8件と低くなっており、科学研究費助成金の割合の増加をより推進する必要がある。また、研究の発表や情報収集等に重要な役割を持つ学会等参加旅費件数は平成24（2012）年1.76件／専任教員と約2回／年の参加と活発な成果発表・情報収集活動が可能な学内補助が整備されている。国内外の研究情報収集に関しては、福岡大学中央図書館を中心として国内外の主要なジャーナルへのアクセスの整備や薬学部分室の利用環境は確保されている。

年間の履修登録単位数の上限設定については、薬学部では平成24（2012）年にカリキュラム改正を行い、1年次生および2年次生の登録上限単位数を55単位から49単位に削減し、平成25（2013）年度入学生より適用させている。履修登録の上限とGPAの連動に関しては、薬学部の専門科目は、薬学教育モデルコアカリキュラムの内容を網羅しており、すべての薬学部が履修すべき科目であるので、GPAに連動させた履修登録の制限等は実施していない。

### <スポーツ科学部>

平成22（2010）年度から全教員に対し、アンケート結果を振り返り「シラバスに示した到達目標に対する自身の評価と学生の達成状況について」「今回の改善点とそれによる学生の反応について」「次年度の改善点について」の質問項目による「授業改善報告書」の提出を義務付けている。これらの報告書をもとに学部のFD・SD委員会が、「授業アンケートからの授業改善への取り組み」としてまとめたものを教授会で報告している。報告書の中では、全教員の改善努力、さらなる授業改善に努めている様子が見られる。特に講義科目では、「授業内容はもとより、教材、資料、映像、スライド、パワーポイントの工夫により成果あり」という報告が多数を占めていた。また、実技科目についても学生の反応、評価とも全体的に高く、良い傾向にある。教員サイドから見ても目標に対しほぼ達成できたという意見、授業が大半を占めており、問題点も減少してきている。集計結果については、「生

涯スポーツ演習」「生涯スポーツ論」「専門実技科目」「専門講義科目」(必修)「専門講義科目」(選択)「実験・実習・演習科目」「ゼミ演習科目」(後期のみ)の7分野に細分化し、その科目の平均点の公表を学部掲示板およびホームページ上にて行っている。

教員の研究費は、①大学から配分される研究費、②大学内の競争的研究費、③学外の競争的研究費、④受託研究費などに区分される。①は、基本的に均等に配分されている。②、③、④は、応募者・採択者・受託者に偏りが見られる。一部の専任教員の研究活動不活発に対する対策は進んでいない。

## 研究科

### <法学研究科>

法学研究科博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が低いことが指摘されていた。博士課程前期では12人の定員に対して平成26(2014)年度には8人が入学し、充足率は0.67である。ここ数年は8人から10人が入学し、充足率は7割弱から8割をコンスタントに推移している。博士課程後期では、長らく充足率が低迷してきたが、平成26(2014)年度には定員3人のところ3人が入学し、充足率は100%となった。これは定員を平成26(2014)年度から適正化したことによる。未充足に関しては入試形態の多様化などによって対応している。

### <理学研究科>

理学研究科博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が低いことが指摘されていた。平成25(2013)年度より、博士課程後期の定員を12人から8人に減らしたが、それでも充足率は向上していない。理学研究科の定員に対する在籍学生の平成26(2014)年度における充足率は、博士課程前期が77%、博士課程後期が18%である。両課程でともに在籍学生が定員数を満たしていない。そこで、入学試験を秋季(9月)と春季(2月)の2回実施し、受験機会を複数化している。また、成績優秀な学部3年次生を他大学からも受け入れる「飛び級入学試験」を実施している。さらに、本学の理学部卒業予定者で成績優秀な者を学部からの推薦によって入学させる「推薦入学」も実施している。

## 2. 点検・評価

### 基準10の充足状況

これまでの反省を踏まえ、平成26(2014)年2月に「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」を全面改正し、新たな体制のもと自己点検・評価活動を進めてきた。これにより、各部門の改善点や伸ばさせる取り組みが自己点検・評価シートという形で明確になり、次年度以降取り組みを進めるための到達目標を設定することができた。

また、外部評価を取り入れたことで、客観的な視点から本法人の強みや弱みを知ることができ、次年度の取り組みに活かすことができる体制が整えられた。

しかしながら、自己点検・評価の活動サイクルが現時点では一回りしておらず、改善活動や伸ばさせる取り組みの実施という点については、まだ確認できる段階ではない。

## 第10章 内部質保証

以上のことから、今後の取り組みについて確認が必要となるが、概ね適切な自己点検・評価活動がなされていると判断する。

### (1) 効果が上がっている事項

効率的、効果的な自己点検・評価の実施を目指し、平成26(2014)年2月に「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」を全面改正した。規程の改正に当たっては、活発な意見が交わされ、自己点検・評価に対する構成員の意識が高まった(根拠資料10-12)。また、到達目標の設定により、改善活動や伸ばさせる取り組みが明確となった。

### (2) 改善すべき事項

自己点検・評価において新たな体制を構築したものの、現時点では自己点検・評価の活動サイクルが一回りしていないため、自己点検・評価の結果が更なる質の向上に活かされているかという点が確認できていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

新たに構築した自己点検・評価体制のもと、着実な活動を行っていく。また、教職員を対象とした説明会を、引き続き大学基準協会の協力を得ながら実施し、自己点検・評価活動に関する構成員の理解を深めていく。

### (2) 改善すべき事項

自己点検・評価活動を進め、今回設定した到達目標の進捗具合を全学的に検証し、更なる質の向上に向けて活動を進めていく。

## 4. 根拠資料

- 10-1 福岡大学公式ホームページ 情報公表 外部評価  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/>
- 10-2 福岡大学の現状と課題(2007年)―福岡大学 自己点検・評価報告書―  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/<既出1-54>>
- 10-3 福岡大学の現状と課題(2007年)―福岡大学 自己点検・評価報告書―(大学基礎データ調書編)  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/evaluation/>
- 10-4 福岡大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果
- 10-5 「改善報告書検討結果(福岡大学)」
- 10-6 「福岡大学 平成20年度 認証評価結果に対する改善報告書」
- 10-7 福岡大学公式ホームページ 情報公表  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/>

- 10-8 福岡大学公式ホームページ 情報公表 財務状況  
<http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/finance/>
- 10-9 学校法人福岡大学自己点検・評価規程<既出 2-23>
- 10-10 福岡大学学報（平成26年第440号4月号）
- 10-11 大学基準協会による認証評価に関する説明会の開催について（通知）
- 10-12 平成25年度第1回自己点検・評価推進会議議事録（平成26年2月17日）
- 10-13 平成26年度第1回自己点検・評価推進会議議事録（平成26年12月1日）
- 10-14 平成26年度第2回自己点検・評価推進会議議事録（平成27年1月8日）
- 10-15 平成26年度第1回自己点検・評価委員会議事録（平成26年10月2日）
- 10-16 平成26年度第2回自己点検・評価委員会議事録（平成26年10月9日）
- 10-17 平成26年度第3回自己点検・評価委員会議事録（平成26年10月17日）
- 10-18 平成26年度第4回自己点検・評価委員会議事録（平成26年11月12日）
- 10-19 平成26年度第5回自己点検・評価委員会議事録（平成26年11月21日）
- 10-20 学校法人福岡大学外部評価委員会規程

## 終章

### 1. おわりに

本学は、平成 26 (2014) 年に創立 80 周年を迎えた。福岡高等商業学校を起源とし、現在は 9 学部 31 学科、10 研究科 34 専攻、19 の研究所と 2 つの病院、2 つの附属高等学校、1 つの附属中学校を有する西日本で最大規模の総合大学に成長を遂げた。これまでの歴史を振り返ると、時代の要請に応えるため、福岡という地方にありながら新しい枠組みを付加し、教育・研究・医療の革新と振興を図るとともに、文化の薫りと風格のある大学、次世代が憧れる大学、地域社会に信頼される大学づくりを着実に進めてきた本学の歩みが見えてくる。

本学は、その建学の精神である「思想堅実」「穏健中正」「質実剛健」「積極進取」にもとづいた全人教育を理想とし、教育研究の理念である「人材教育」と「人間教育」、「学部教育」と「総合教育」、「地域性」と「国際性」の 3 つの共存を図ることによって、真理と自由を追求するとともに、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを目的としている。以上のような建学の精神と教育研究の理念にもとづき、地域社会のみならず、グローバル社会を支える有為な人材を数多く輩出してきた。

これまで以上に、自ら本学の教育・研究・医療に関わる質の保証と水準の維持・向上を図り、改革・改善に努め、本学の目的および社会的使命を達成するためには、毎年、恒常的に自己点検・評価を行うことが重要であるとの認識のもと、平成 25 (2013) 年度に、これまでの自己点検・評価の体制を全面的に見直し、全学的に PDCA サイクルの活動に取り組む体制を整えた。今回新たな体制のもとで自己点検・評価を行った結果、本学の現状および今後取り組むべき課題等が明らかとなった。これらを踏まえ、理念・目的、教育目標の達成状況、優先的に取り組むべき課題と今後の展望について、以下に述べることとする。

### 2. 理念・目的、教育目標の達成状況

平成 24 (2012) 年 4 月に全学横断的な組織として教育開発支援機構を設置し、全人教育に必要な要素となる学生の主体的な学びを実現するため、本学における教育内容、教育方法等の組織的かつ継続的な改善を推進してきた。その方法として、広く学内外の教育に関する情報・ニーズの調査分析をし、情報や問題の共有化を図ったうえで、教職員に対しては、全学的な教育の開発や研修およびセミナー等の企画実施を行い、学生に対しては、正課外での学びの場の提供や正課授業と密接に関連付けられた学修支援を行っている。平成 25 (2013) 年度に全学の学生を対象にしたアクティブ・ラーニング型の正課外プログラムを複数学部でゼミや初年次教育に取り入れている。しかしながら、このように改善を推進する中で、学内外の教育に関する情報・ニーズの調査分析については、現状よりもさらに学部やセンター等の垣根を越え、全学一体となって、広く実施していく必要性が見えてきた。そこで平成 26 (2014) 年 12 月、入学センター、教務部、学生部、就職・進路支援センター等の学内の各部署が管理する情報を収集・分析して教育の改善に生かすため、本学の实情にあった教学 IR を担う組織体制の整備についての提言がなされた。教学 IR 組織体制が整備され、ここで得られる分析結果をもとに、社会的ニーズや学生のニーズにより適合

した教育内容や教育手法を取り入れていく。

研究についても教育と同様に強化を図ってきたが、特に、男女共同参画の視点から、出産・育児等で研究の中断を余儀なくされる女性研究者には、その研究を支援する者を配置し、継続して研究を行うことができる環境を整備している。

### 3. 優先的に取り組むべき課題と今後の展望

人々の価値観や社会的ニーズの変化、人口動態の変化、グローバル化の進展などの諸要因によって、今日、大学を取り巻く環境は大きく変化している。このような中で、本学が教育・研究・医療という与えられた使命を全うし、これまで以上に社会に貢献していくために、今後10年間の活動指針として「福岡大学ビジョン2014-2023」（以下「ビジョン」という。）を策定した。これは、本学が進むべき方向性を明示したもので、今後の本学の施策や戦略を講じる際の重要な指針となるものであり、全職員がビジョンを共有し、職務に精励するための拠り所とするものである。

今回の自己点検・評価活動で明らかになった課題、また、ビジョンを達成するため、時代の要請や社会のニーズを認識し、初年次教育、キャリア教育、学生参加型・問題解決型授業などを効果的に導入し、予測困難な時代の中で、知識・能力・人間性を備えた人材の育成に取り組んでいく。また、本学の規模からすると、十分に科学研究費補助金や外部資金が獲得できている状況ではない。個々の部局において、取り組みを進めてはいるが、顕著な成果が得られておらず、全学的な連携を取りながら取り組みを進めていく。

ビジョンの達成に向けた取り組みの過程においても、自己点検・評価活動を有効に機能させ、改革・改善を積み重ねることによって、教育・研究・医療の一層の充実と向上を目指していきたい。

## 自己点検・評価推進会議 構成員

(1)	学長	衛藤 卓也
(2)	副学長	今泉 博国
(3)	副学長	畠田 公明
(4)	副学長	馬本 誠也
(5)	副学長	内藤 正俊
(6)	事務局長	岡 忠義
(7)	人文学部長	星乃 治彦
(8)	法学部長	砂田 太士
(9)	経済学部長	西原 宏
(10)	商学部長	中川 誠士
(11)	理学部長	山口 敏男
(12)	工学部長	荒牧 重登
(13)	医学部長	朔 啓二郎
(14)	薬学部長	添田 泰司
(15)	スポーツ科学部長	田中 守
(16)	教務部長	黒瀬 秀樹
(17)	学生部長	小野寺 一浩
(18)	図書館長	則松 彰文
(19)	研究推進部長	西嶋 喜代人
(20)	第二部主事	山本 和人
(21)	福岡大学病院長	田村 和夫
(22)	福岡大学筑紫病院長	向野 利寛
(23)	人文科学研究科長	林 幹男
(24)	法学研究科長	長谷川 正国
(25)	経済学研究科長	姜 文源
(26)	商学研究科長	川上 義明
(27)	理学研究科長	西田 昭彦
(28)	工学研究科長	友景 肇
(29)	医学研究科長	井上 隆司
(30)	薬学研究科長	能田 均
(31)	スポーツ健康科学研究科長	青柳 領
(32)	法科大学院長	石松 勉
(33)	大濠高等学校長	相良 浩文
(34)	若葉高等学校長	小野澤 昇

## 自己点検・評価委員会 構成員

(1)	副学長	畠田 公明
(2)	事務局長	岡 忠義
(3)	大学院学務委員長	野田 龍一
(4)	入学センター長	高山 峯夫
(5)	就職・進路支援センター長	居城 克治
(6)	教務委員（文系）	関口 浩喜
(7)	教務委員（理系）	川田 知
(8)	学生部委員（文系）	折登 美紀
(9)	学生部委員（理系）	鶴田 直之
(10)	研究推進部委員（文系）	李 明哲
(11)	研究推進部委員（理系）	鍋島 一樹
(12)	福大病院副病院長	中川 尚志
(13)	福岡大学筑紫病院副病院長	浦田 秀則
(14)	大濠高等学校教頭	大坪 正太
(15)	若葉高等学校教頭	天本 正博
(16)	企画部長	上村 憲治
(17)	総務部長	立花 時弘
(18)	人事部長	米嶋 邦章
(19)	財務部長	岳 弘司